

用地調査等業務共通仕様書

目 次

第1章 総 則

第1条 趣旨等	1-4-1
第2条 用語の定義	1-4-1
第3条 基本的処理方針	1-4-2
第4条 用地調査等の区分	1-4-2
第5条 業務従事者	1-4-5

第2章 用地調査等の基本的処理方法

第1節 用地調査等の実施手続

第6条 施行上の義務及び心得	1-4-5
第7条 現地踏査	1-4-6
第8条 作業計画書の策定	1-4-6
第9条 監督職員の指示等	1-4-6
第10条 貸与品等	1-4-7
第11条 立入り及び立会い	1-4-7
第12条 障害物の伐除	1-4-7
第13条 身分証明書の携帯	1-4-7
第14条 算定資料	1-4-7
第15条 監督職員への進捗状況の報告	1-4-8
第16条 成果品の一部提出等	1-4-8
第17条 成果品	1-4-8
第18条 検査	1-4-8
第19条 精度監理対象業務の対応	1-4-8

第2節 数量等の処理

第20条 建物等の計測	1-4-9
第21条 図面等に表示する数値及び面積計算	1-4-9
第22条 計算数値の取扱い	1-4-9
第23条 補償額算定調書に計上する数値	1-4-10
第24条 補償額等の端数処理	1-4-10

第3章 権利調査

第1節 調 査

第25条 権利調査	1-4-10
-----------------	--------

第26条	地図の転写	1-4-11
第27条	土地登記簿の調査	1-4-11
第28条	建物登記簿の調査	1-4-11
第29条	権利者の確認調査	1-4-11
第30条	墓地管理者等の調査	1-4-12
第30条の2	土地利用履歴等の調査	1-4-13
第2節 調査書等の作成		
第31条	転写連続地図の作成	1-4-13
第32条	調査書の作成	1-4-13
第4章 用地測量		
第1節 境界確認		
第33条	公共用地境界の打合せ	1-4-13
第34条	資料の作成及び立会い	1-4-14
第35条	境界確定後の図面の作成	1-4-14
第36条	立会い準備	1-4-14
第37条	境界立会いの画地及び範囲	1-4-14
第38条	境界立会い	1-4-14
第2節 境界測量		
第39条	用地測量の基準点	1-4-15
第40条	境界測量	1-4-15
第41条	補助基準点の設置	1-4-15
第42条	用地境界仮杭の設置	1-4-15
第43条	境界点間測量	1-4-16
第3節 面積計算の範囲		
第44条	面積計算の範囲	1-4-16
第4節 用地実測図等の作成		
第45条	用地実測図等の作成	1-4-16
第5章 土地評価		
第46条	土地評価	1-4-17
第47条	土地評価の基準	1-4-17
第48条	現地踏査及び資料作成	1-4-17
第49条	標準地の選定及び標準地調査書の作成	1-4-18
第50条	標準地の評価調査書及び取得等の土地の評価調査書等の作成	1-4-18
第51条	残地等に関する損失の補償額の算定	1-4-18
第6章 建物等の調査		
第1節 調査		

第52条	建物等の調査	1-4-19
第53条	建物等の配置等	1-4-19
第54条	法令適合性の調査	1-4-19
第55条	木造建物	1-4-19
第56条	木造特殊建物	1-4-19
第57条	非木造建物	1-4-19
第58条	機械設備	1-4-19
第59条	生産設備	1-4-20
第60条	附帯工作物	1-4-20
第61条	庭園	1-4-20
第62条	墳墓	1-4-20
第63条	立竹木	1-4-21
第2節 調査書等の作成		
第64条	建物等の配置図の作成	1-4-22
第65条	法令に基づく施設改善	1-4-23
第66条	木造建物	1-4-23
第67条	木造特殊建物	1-4-23
第68条	非木造建物	1-4-24
第69条	機械設備	1-4-24
第70条	生産設備	1-4-24
第71条	附帯工作物	1-4-24
第72条	庭園	1-4-24
第73条	墳墓	1-4-24
第74条	立竹木	1-4-24
第3節 算定		
第75条	移転先の検討	1-4-25
第76条	法令に基づく施設改善費用に係る運用益損失額の算定	1-4-25
第77条	木造建物	1-4-25
第78条	木造特殊建物	1-4-25
第79条	非木造建物	1-4-25
第80条	照応建物の詳細設計	1-4-26
第81条	機械設備	1-4-26
第82条	生産設備	1-4-26
第83条	附帯工作物	1-4-26
第84条	庭園	1-4-26
第85条	墳墓	1-4-26

第86条 立竹木	1-4-26
第7章 営業その他の調査	
第1節 調査	
第87条 営業その他の調査	1-4-26
第88条 営業に関する調査	1-4-27
第89条 居住者等に関する調査	1-4-28
第90条 動産に関する調査	1-4-28
第2節 調査書の作成	
第91条 調査書の作成	1-4-28
第3節 算定	
第92条 補償額の算定	1-4-28
第8章 消費税等調査	
第93条 消費税に関する調査等	1-4-29
第94条 調査	1-4-29
第95条 補償の要否の判定等	1-4-29
第9章 予備調査	
第1節 調査	
第96条 予備調査	1-4-30
第97条 企業内容等の調査	1-4-30
第98条 敷地使用実態の調査	1-4-30
第99条 建物調査	1-4-31
第100条 機械設備等調査	1-4-31
第2節 調査書等の作成	
第101条 企業概要書	1-4-31
第102条 配置図	1-4-31
第103条 建物、機械設備等の図面作成	1-4-31
第104条 移転計画案の作成	1-4-32
第3節 算定	
第105条 補償概算額の算定	1-4-32
第10章 移転工法案の検討	
第1節 調査	
第106条 移転工法案の検討	1-4-32
第107条 企業内容等の調査	1-4-32
第108条 敷地使用実態の調査	1-4-33
第2節 調査書等の作成	
第109条 企業概要書	1-4-33

第110条	移転工法案の作成	1-4-33
第111条	補償額の比較	1-4-34
第11章	再算定業務	
第112条	再算定業務	1-4-34
第113条	再算定の方法	1-4-34
第12章	補償説明	
第114条	補償説明	1-4-34
第115条	概況ヒアリング	1-4-35
第116条	現地踏査等	1-4-35
第117条	説明資料の作成	1-4-35
第118条	権利者に対する説明	1-4-35
第119条	記録簿の作成	1-4-35
第120条	説明後の措置	1-4-35
第13章	事業認定申請図書等の作成	
第121条	事業認定申請図書等の作成	1-4-36
第122条	事業認定申請図の作成	1-4-36
第123条	事業計画の説明	1-4-36
第124条	現地踏査	1-4-36
第125条	起業地の範囲の検討	1-4-36
第126条	事業認定申請図書の作成方法	1-4-36
第127条	事前相談用資料の作成方法	1-4-36
第128条	事前相談用資料の提出	1-4-36
第129条	本申請図書の作成	1-4-36
第130条	裁決申請図書及び明渡裁決申立図書の提出	1-4-37
第131条	裁決申請図書の作成	1-4-37
第132条	裁決申請図書の作成方法	1-4-37
第133条	明渡申立図書の作成	1-4-37
第134条	明渡申立図書の作成方法	1-4-37
第14章	写真台帳の作成	
第135条	写真台帳の作成	1-4-37
第15章	土地調書及び物件調書の作成等	
第136条	土地調書等の作成	1-4-38
第16章	検証	
第137条	検証	1-4-38
第17章	その他	
第138条	書類提出等	1-4-38

第18章 農業農村整備

第1節 総則

第139条 趣旨等	1-4-38
第140条 用語の定義	1-4-39
第141条 基本的処理方針	1-4-39
第142条 用地調査等の区分	1-4-39
第143条 業務従事者	1-4-39

第2節 用地調査等の基本的処理方法

第144条 用地調査等の基本的処理方法	1-4-39
---------------------	--------

第3節 権利調査

1. 調査

第145条 調査	1-4-40
----------	--------

2. 調査書等の作成

第146条 調査書等の作成	1-4-40
---------------	--------

3. 登記資料収集整理等

第147条 登記資料収集整理	1-4-40
----------------	--------

第148条 地積測量図等の作成	1-4-40
-----------------	--------

第149条 協議	1-4-40
----------	--------

第150条 責務	1-4-40
----------	--------

第4節 用地測量

第151条 用地測量	1-4-40
------------	--------

第5節 土地評価

第152条 土地評価	1-4-40
------------	--------

第6節 建物等の調査

1. 調査

第153条 建物等の調査	1-4-40
--------------	--------

2. 調査書等の作成

第154条 調査書等の作成	1-4-41
---------------	--------

3. 算定

第155条 算定	1-4-41
----------	--------

第7節 営業その他の調査

第156条 営業その他の調査	1-4-41
----------------	--------

第8節 消費税等調査

第157条 消費税等調査	1-4-41
--------------	--------

第9節 予備調査

1. 調査

第158条 調査	1-4-41
2. 調査書等の作成	
第159条 調査書等の作成	1-4-41
3. 算定	
第160条 補償概算額の算定	1-4-41
第10節 移転工法案の検討	
1. 調査	
第161条 調査	1-4-41
2. 調査書等の作成	
第162条 調査書等の作成	1-4-41
第11節 再算定業務	
第163条 再算定業務	1-4-41
第12節 補償説明	
第164条 補償説明	1-4-42
第13節 事業認定申請図面等の作成	
第165条 事業認定申請図書等の作成	1-4-42
第14節 環境調査	
第166条 環境調査	1-4-42
第167条 調査の方法	1-4-42
第15節 保安林解除等申請図書の作成	
第168条 保安林解除等申請図書の作成	1-4-42
第169条 事業計画の説明	1-4-42
第170条 現地踏査	1-4-42
第171条 保安林解除等申請図書の作成方法	1-4-43
第16節 写真台帳の作成	
第172条 写真台帳の作成	1-4-43
第17節 土地調書及び物件調書の作成等	
第173条 土地調書等の作成	1-4-43
第18節 検 証	
第174条 検 証	1-4-43
第19節 その他	
第175条 書類提出等	1-4-43
別表 用地実測図表示記号	1-4-45

1. 様式	1-4-49
2. 別記1 木造建物調査積算要領	1-4-109
3. 別記2 非木造建物調査積算要領	1-4-148
4. 別記3 提出書類一覧表	1-4-223
5. 別記4 成果品一覧表	1-4-224
6. 別記5 登記囑託に必要な図面の作成上の注意事項	1-4-233 (1-4-237～1-4-264欠番)
7. 別記6 事業認定申請図書等作成業務実施要領	1-4-265
8. 別記7 環境調査要領	1-4-273
9. 別記8 保安林解除申請図書等作成要領	1-4-277
10. 地積測量図作成業務特記仕様書	1-4-292
11. 調査測量に関する立会謝金等支給特記仕様書	1-4-293
12. 用地調査等業務特記仕様書	1-4-298 (1-4-303～1-4-306欠番)
13. 別記9 機械設備調査算定要領	1-4-307
14. 別記10 附帯工作物調査算定要領	1-4-346
15. 別記11 土壌汚染に関する土地利用履歴等調査要領	1-4-356

用地調査等業務共通仕様書

第1章 総則

(趣旨等)

第1条 この仕様書は、島根県が土地等を取得し、又は使用する（以下「取得等」という。）にあたり必要となる建物その他の工作物等（以下「建物等」という。）の調査及び補償額の算定等並びに土地等の取得等に係る業務（以下これらの業務を「用地調査等」という。）を補償コンサルタント等へ発注する場合の業務内容その他必要とする事項を定めるものとし、もって業務の適正な執行を確保するものとする。

2 業務の発注に当たり、当該業務の実施上この仕様書記載の内容により難しいとき又は特に指示しておく事項があるときは、この仕様書とは別に、特記仕様書を定めることができるものとし、適用に当たっては特記仕様書を優先するものとする。

(用語の定義)

第2条 この仕様書における用語の定義は、次の各号に定めるとおりとする。

- 一 「調査区域」とは、用地調査等を行う区域として別途図面等で指示する範囲をいう。
- 二 「権利者」とは、調査区域内に存する土地、建物等の所有者及び所有権以外の権利を有する者をいう。
- 三 「監督職員」とは、受注者への指示、協議又は受注者からの報告を受ける等の職務を行う者で、土木設計業務等委託契約書（以下「契約書」という。）第8条第1項により、発注者が受注者に通知した者をいう。
- 四 「検査職員」とは、契約書第30条第2項に定める完了検査において検査を実施する者をいう。
- 五 「主任技術者」とは、この用地調査等の主たる補償業務に関し7年以上の実務経験を有する者、若しくは用地調査等の主たる補償業務に関する補償業務管理士（社団法人日本補償コンサルタント協会の補償業務管理士研修及び検定試験実施規程第14条に基づく補償業務管理士登録台帳に登録されている者をいう。）等の資格を有する者、又は発注者がこれらの者と同等の知識及び能力を有すると認めた者で、契約書第9条第1項により、受注者が発注者に届け出た者をいう。
- 六 「指示」とは、発注者の発議により監督職員が受注者に対し、用地調査等の遂行に必要な方針、事項等を示すこと及び検査職員が検査結果を基に受注者に対し、修補等を求めることをいい、原則として、書面により行うものとする。
- 七 「協議」とは、監督職員と受注者又は主任技術者とが相互の立場で用地調査等の内容又は取り扱い等について合議することをいう。
- 八 「報告」とは、受注者が用地調査等に係る権利者又は関係者等の情報及び業務の進捗状

況等を、必要に応じて、監督職員に報告することをいう。

九 「調査」とは、建物等の現状等を把握するための現地踏査、立入調査又は管轄登記所（調査区域内の土地を管轄する法務局及び地方方法務局（支局、出張所を含む。））等での調査をいう。

十 「調査書等の作成」とは、外業調査結果を基に行う各種図面の作成、補償額等算定のための数量等の算出及び各種調査書の作成をいう。

十一 「基準」とは、島根県農林水産部及び土木部の公共事業の施行に伴う損失補償基準（平成19年3月30日付け訓用第663号）をいう。

十二 「運用方針」とは、島根県農林水産部及び土木部の公共事業の施行に伴う損失補償基準の運用方針（平成19年3月30日付け用第663号農林水産部長・土木部長通知）をいう。

十三 「取扱」とは、島根県農林水産部及び土木部の公共事業の施行に伴う損失補償基準及び同運用方針の取扱について（平成19年3月30日付け用第663号農林水産部長・土木部長通知）をいう。

十四 「精度監理」とは、権利者に対し適正かつ公平な補償を実現するために、基準及び運用方針への適合性、補償の具体的妥当性について、発注者が受注者とは別に第三者の判断を得ることをいう。

（基本的処理方針）

第3条 受注者は、用地調査等を実施する場合において、この仕様書、基準、運用方針等に適合したものとなるよう、公正かつ確に業務を処理しなければならないものとする。

（用地調査等の区分）

第4条 この仕様書によって履行する用地調査等は、次の各号に定めるところにより行うものとする。

一 用地測量は、測量法（昭和24年法律第188号）第33条の規定に基づく島根県公共測量作業規程により行うものとし、この仕様書においては、用地測量の実施に当たって必要となる細目を定めるものとする。

二 建物は、表1により木造建物〔Ⅰ〕、木造建物〔Ⅱ〕、木造建物〔Ⅲ〕、木造特殊建物、非木造建物〔Ⅰ〕及び非木造建物〔Ⅱ〕に区分し、表1により判断するものとする。

表1 建物区分の判断基準

区 分	判 断 基 準
木 造 建 物 〔 Ⅰ 〕	土台、柱、梁、小屋組等の主要な構造部に木材を使用し、軸組（在来）工法により建築されている専用住宅、共同住宅、店舗、事務所、工場、倉庫等の建物で主要な構造部の形状・材種、間取り等が一般的と判断される平屋建又は2階建の建物
木 造 建 物 〔 Ⅱ 〕	土台、柱、梁、小屋組等の主要な構造部に木材を使用し、軸組（在来）工法により建築されている劇場、映画館、公衆浴場、体育館等で主要な構造部の形状・材種、間取り等が一般的でなく、

	木造建物〔Ⅰ〕に含まれないと判断されるもの又は3階建の建物
木造建物〔Ⅲ〕	土台、柱、梁、小屋組等の主要な構造部に木材を使用し、ツーバイフォー工法又はプレハブ工法等軸組（在来）工法以外の工法により建築された建物
木造特殊建物	土台、柱、梁、小屋組等の主要な構造部に木材を使用し、軸組（在来）工法により建築されている神社、仏閣、教会堂、茶室、土蔵造等の建物で建築に特殊な技能を必要とするもの又は歴史的価値を有する建物
非木造建物〔Ⅰ〕	柱、梁等の主要な構造部が木材以外の材料により建築されている鉄骨造、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造、コンクリートブロック造等の建物
非木造建物〔Ⅱ〕	石造、レンガ造及びプレハブ工法により建築されている鉄骨系又はコンクリート系の建物

（注）建築設備及び建物附随工作物（テラス、ベランダ等建物と一体として施工され、建物の効用に寄与しているもの）は、建物の調査に含めて行うものとし、この場合の「建築設備」とは、建物と一体となって、建物の効用を全うするために設けられているおおむね次の各号に掲げるものをいう。

- (1) 電気設備（電灯設備、動力設備、受・変電設備等）
- (2) 通信・情報設備（電話設備、電気時計・放送設備、インターホン設備、表示設備、テレビジョン共同受信設備等）
- (3) ガス設備
- (4) 給・排水、衛生設備
- (5) 空調（冷暖房・換気）設備
- (6) 消火設備（火災報知器、スプリンクラー等）
- (7) 排煙設備
- (8) 汚物処理設備
- (9) 煙突
- (10) 運搬設備（昇降機、エスカレーター等。ただし工場、倉庫等の搬送設備を除く。）
- (11) 避雷針

三 工作物は、機械設備、生産設備、附帯工作物、庭園及び墳墓に区分し、表2により判断するものとする。

表2 工作物区分の判断基準

区 分	判 断 基 準
機 械 設 備	原動機等により製品等の製造又は加工等を行うもの、又は製造等に直接係わらない機械を主体とした排水処理施設等をいい、キュービクル式受変電設備、

	建築設備以外の動力設備（変電設備を含む。）、ガス設備、給・排水設備等の配管、配線及び機器類を含む。
生産設備	当該設備が製品等の製造に直接・間接的に関わっているもの又は営業を行う上で必要となる設備で次に例示するもの等をいう。ただし、建物として取扱うことが相当と認められるものを除く。 A 製品等の製造、育生、養殖等に直接係わるもの 園芸用フレーム、わさび畑、養殖池(場)(ポンプ配水設備を含む。)、牛、豚、鶏その他の家畜の飼育又は調教施設等 B 営業を目的に設置されているもの又は営業上必要なもの テニスコート、ゴルフ練習場等の施設（上家、ボール搬送機又はボール洗い機等を含む。）、自動車練習場のコース、遊園地（公共的な公園及び当該施設に附帯する駐車場を含む。）、釣り堀、貯木場等 C 製品等の製造、育生、養殖又は営業には直接的に係わらないが、間接的に必要となるもの 工場等の貯水池、浄水池（調整池、沈澱池を含む。）、駐車場、運動場等の厚生施設等 D 上記AからCまでに例示するもの以外で次に例示するもの コンクリート等の煙突、給水塔、規模の大きな貯水槽又は浄水槽、鉄塔、送電設備、飼料用サイロ、用水堰、橋、火の見櫓、規模の大きなむろ、炭焼釜等
附帯工作物	表1の建物（注に掲げる設備、工作物を含む。）及び表2の他の区分に属するもの以外のすべてのものをいい、主として次に例示するものをいう。 門、囲障、コンクリート叩き、アスファルト舗装通路、敷石、敷地内排水設備、一般住居にあつては屋外の給・排水設備、ガス設備、物干台(柱)、池等
庭園	立竹木、庭石、灯籠、築山、池等によって造形されており、総合的美的景観が形成されているものをいう。
墳墓	墓地として都道府県知事の許可を受けた区域又はこれと同等と認めることが相当な区域内に存する死体を埋葬し、又は焼骨を埋蔵する施設をいい、これに附随する工作物及び立竹木を含む。

四 立竹木は、庭木等、用材林立木、雑木、収穫樹、竹林及びその他の立木に区分し、表3により判断するものとする。

表3 立竹木区分の判断基準

区 分	判 断 基 準
庭 木 等	まつ、かや、まき、つばき等の立木で観賞上の価値又は防風、防雪その他の効用を有する住宅、店舗、工場等の敷地内に植栽されているもの（自生木を含み、庭園及び墳墓を構成するものを除く。）をいい、次により区分する。 A 観 賞 樹 住宅、店舗、工場等の敷地内に植栽されており、観賞上の価値を有

	<p>すると認められる立木であって、喬木（針葉樹、広葉樹）、株物類、玉物類、特殊樹、生垣用木及びほていちく等の観賞用竹をいう。</p> <p>B 効用樹 防風、防雪その他の効用を目的として植栽されている立木で、主に屋敷回りに生育するものをいう。</p> <p>C 風致木 名所又は旧跡の風致保存を目的として植栽されている立木又は風致を保たせるために敷地内に植栽されている立木をいう。</p> <p>D その他 敷地内に植込まれた芝、地被類、草花等をいう。</p>
用材林立木	ひのき、すぎ等の立木で用材とすることを目的としているもの又は用材の効用を有していると認められるものをいう。
薪炭林立木	なら、くぬぎ等の立木で薪、炭等とすることを目的としているもの又はこれらの効用を有していると認められるものをいう。
収穫樹	りんご、みかん等の立木で果実等の収穫を目的としているものをいう。
竹林	孟宗竹、ま竹等で竹材又は筍の収穫を目的としている竹林をいう。
苗木(植林畑)	営業用樹木で育苗管理している植木畑の苗木をいう。
その他の立木	上記の区分に属する立木以外の立木をいう。

(業務従事者)

第5条 受注者は、主任技術者の管理の下に、用地調査等に従事する者（補助者を除く。）として、その業務に十分な知識と能力を有する者を充てなければならない。

第2章 用地調査等の基本的処理方法

第1節 用地調査等の実施手続

(施行上の義務及び心得)

第6条 受注者は、用地調査等の実施に当たって、次の各号に定める事項を遵守しなければならない。

- 一 自ら行わなければならない関係官公署への届出等の手続きは、迅速に処理しなければならない。
- 二 用地調査等で知り得た権利者側の事情及び成果品の内容は、他に漏らしてはならない。
- 三 用地調査等は補償の基礎となる権利者の財産等に関するものであることを理解し、正確かつ良心的に行わなければならない。また、実施に当たっては、権利者に不信の念を抱かせる言動を慎まなければならない。

四 権利者から要望等があった場合には、十分にその意向を把握した上で、速やかに、監督職員に報告し、指示を受けなければならない。

(現地踏査)

第7条 受注者は、用地調査等の着手に先立ち、調査区域の現地踏査を行い、地域の状況、土地及び建物等の概況を把握するものとする。

(作業計画書の作成)

第8条 受注者は、契約締結後14日以内にこの仕様書及び特記仕様書並びに現地踏査の結果等を基に作業計画書を作成し監督職員に提出するものとする。

2 前項の作業計画書には、次の事項を記載するものとする。

- 一 業務概要
- 二 実施方針
- 三 業務工程
- 四 業務組織計画
- 五 打合せ計画
- 六 成果品の品質を確保するための計画
- 七 成果品の内容、部数
- 八 使用する主な図書及び基準
- 九 連絡体制（緊急時を含む）
- 十 使用する主な機器
- 十一 仕様書等において照査技術者による照査が定められている場合は、照査計画
- 十二 その他

3 受注者は、作業計画書の重要な内容を変更する場合は、理由を明確にしたうえ、その都度監督職員に変更作業計画書を提出するものとする。

4 受注者は、第1項の作業計画書に基づき業務が確実に実施できる執行体制を整備するものとする。

(監督職員の指示等)

第9条 受注者は、用地調査等の実施に先立ち、主任技術者を立ち会わせてうえ監督職員から業務の実施について必要な指示を受けるものとする。

2 受注者は、用地調査等の実施に当たりこの仕様書、特記仕様書又は監督職員の指示について疑義が生じたときは、監督職員と協議するものとし、その結果については受注者が記録し相互に確認するものとする。

3 監督職員の指示は、様式第25号により行うものとする。

4 受注者は、用地調査等の遂行上必要な事項について承諾を受ける場合は、様式第26号により行うものとする。

5 第2項の協議は、様式第27号により行うものとする。

(貸与品等)

第10条 受注者は、用地調査等を実施するに当たり必要な図面その他の資料を貸与品等として使用する場合には、発注者から貸与又は支給を受けるものとする。

2 登記事項証明書等の貸与等を受ける必要があるときは、別途監督職員と協議するものとする。

3 貸与品等の引渡しは、貸与品等引渡通知書（様式第1号）により行うものとする。

4 受注者は、前項の貸与品等を受領したときは、貸与品等受領書（様式第2号）を監督職員に提出するものとする。

5 受注者は、用地調査等が完了したときは、完了の日から3日以内に貸与品等を返納するとともに貸与品等精算書（様式第3号）及び貸与品等返納書（様式第4号）を監督職員に提出するものとする。

（立入り及び立会い）

第11条 受注者は、用地調査等のために権利者が占有する土地、建物等に立ち入ろうとするときは、あらかじめ、当該土地、建物等の権利者の同意を得なければならない。

2 受注者は、前項に規定する同意が得られたものにあつては立入りの日及び時間を、あらかじめ、監督職員に報告するものとし、同意が得られないものにあつてはその理由を付して、速やかに、監督職員に報告し、指示を受けるものとする。

3 受注者は、用地調査等を行うため土地、建物等の立入り調査を行う場合には、権利者の立会いを得なければならない。ただし、立会いを得ることができないときは、あらかじめ、権利者の了解を得ることをもって足りるものとする。

（障害物の伐除）

第12条 受注者は、用地調査等を行うため障害物を伐除しなければ調査が困難と認められるときは、監督職員に報告し、指示を受けるものとする。

2 監督職員からの指示により障害物の伐除を行ったときは、障害物伐除報告書（様式第5号）を監督職員に提出するものとする。

（身分証明書の携帯）

第13条 受注者は、発注者から用地調査等に従事する者の身分証明書の交付を受け、業務に従事する者に携帯させるものとする。

2 用地調査等に従事する者は、権利者等から請求があつたときは、前項により交付を受けた身分証明書を提示しなければならない。

3 受注者は、用地調査等が完了したときは、速やかに、身分証明書を発注者に返納しなければならない。

（算定資料）

第14条 受注者は、建物移転料及びその他通常生ずる損失に関する移転補償額等の算定にあつては、発注者が定める損失補償単価に関する基準資料等に基づき行うものとする。ただし、当該基準資料等に掲載のない損失補償単価等については、監督職員と協議のうえ市場調査により求めるものとする。

(監督職員への進捗状況の報告)

第15条 受注者は、業務を実施した場合、用地調査等業務日報（様式第6号）を作成して監督職員に提出しなければならない。

- 2 受注者は、監督職員から用地調査等の進捗状況について調査又は報告を求められたときは、これに応ずるものとする。
- 3 受注者は、前項の進捗状況の報告に主任技術者を立ち合わせるものとする。

(成果品の一部提出等)

第16条 受注者は、用地調査等の実施期間中であっても、監督職員が成果品の一部の提出を求めたときは、これに応ずるものとする。

- 2 監督職員は、前項で提出した成果品の一部について、その報告を求めることができる。受任者は、当該報告に主任技術者を立ち合わせるものとする。
- 3 受注者は、用地調査のうち精度監理を実施するものとされたものについては、監督職員の指示により第17条に定める成果品の提出に先立って、仮提出をしなければならない。

(成果品)

第17条 受注者は、次の各号により成果品を作成するものとする。

- 一 用地調査等の区分及び内容ごとに整理し、編集する。
 - 二 表紙には、契約件名、年度（又は履行期限の年月）、発注者及び受注者の名称を記載する。
 - 三 目次及び頁を付す。
 - 四 容易に取り外すことが可能な方法により編綴する。
- 2 本仕様書に様式の定めがないものは、監督職員の指示による。
 - 3 提出する成果品は、別記4成果品一覧表に掲げる成果品等で特記仕様書に掲げる成果品とし、部数は、正副各1部とする。
 - 4 受注者は、成果品の作成に当たり使用した調査表等の原簿を契約書第39条に定める瑕疵担保の期間保管し、監督職員が提出を求めたときは、これらを提出するものとする。

(検査)

第18条 受注者は、検査職員が用地調査等の完了検査を行うときは、主任技術者を立ち合わせるものとする。

- 2 受注者は、検査のために必要な資料の提出その他の処置について、検査職員の指示に速やかに従うものとする。

(精度監理対象業務の対応)

第19条 受注者は、第16条第3項で仮提出した成果品の内容等について、監督職員から質問又は問い合わせ等があったときは、必要な資料等を示し、これに答えるものとする。

- 2 受注者は、仮提出した成果品の内容等について、監督職員から再検討又は修補の指示があったときは、速やかに、これに応ずるものとする。
- 3 受注者は、前項の修補の指示項目以外の項目についても、これに類する項目があると認め

るときは、これを修補するものとする。

第2節 数量等の処理

(建物等の計測)

第20条 建物及び工作物の調査において、長さ、高さ等の計測単位は、メートルを基本とし、小数点以下第2位（小数点以下第3位四捨五入）とする。ただし、排水管等の長さ等で小数点以下第2位の計測が困難なものは、この限りでない。

2 建物及び工作物の面積に係る計測は、原則として、柱又は壁の中心間で行うこととする。

3 建物等の構造材、仕上げ材等の厚さ、幅等の計測は、原則として、ミリメートルを単位とする。

4 立竹木の計測単位は、次の各号によるものとする。

一 根本周囲、胸高直径は、センチメートル（小数点以下第1位四捨五入）とする。

二 枝幅、樹高は、メートルとし、小数点以下第1位（小数点以下第2位四捨五入）とする。

ただし、庭木等のうち株物類、玉物類、特殊樹及び生垣用木については、センチメートル（小数点以下第1位四捨五入）とする。

5 芝、地被類、草花等が植込まれている区域の計測単位は、メートルとし、小数点以下第1位（小数点以下第2位四捨五入）とする。

(図面等に表示する数値及び面積計算)

第21条 建物等の調査図面に表示する数値は、前条の計測値を基にミリメートル単位で記入するものとする。

2 建物等の面積計算は、前項で記入した数値をメートル単位により小数点以下第4位まで算出し、小数点以下第2位（小数点以下第3位切捨て）までの数値を求めるものとする。

3 建物の延べ床面積は、前項で算出した各階別の小数点以下第2位までの数値を合計した数値とするものとする。

4 1棟の建物が2以上の用途に使用されているときは、用途別の面積を前2項の定めるところにより算出するものとする。

(計算数値の取扱い)

第22条 建物等の補償額算定に必要となる構造材、仕上げ材等の数量算出の単位は、通常使用されている例によるものとする。ただし、算出する数量が少量であり、通常使用している単位で表示することが困難な場合は、別途の単位を使用することができるものとする。

2 構造材、仕上げ材等の数量計算は、原則として、それぞれの単位を基準として次の方法により行うものとする。

一 数量計算の集計は、補償額算定調書に計上する項目ごとに行う。

二 前項の使用単位で直接算出できるものは、その種目ごとの計算過程において、小数点以下第3位（小数点以下第4位切捨て）まで求める。

三 前項の使用単位で直接算出することが困難なものは、種目ごとの長さ等の集計を行った後、使用単位数量に換算する。この場合における長さ等の集計は、原則として、小数点以下第2位をもって行うものとし、数量換算結果は、小数点以下第3位まで算出する。

(補償額算定調書に計上する数値)

第23条 補償額算定調書に計上する数値（価格に対応する数量）は、次の各号によるもののほか、第20条による計測値を基に算出した数値とする。

- 一 建物の延べ床面積は、第21条第3項で算出した数値とする。
- 二 構造材、仕上げ材その他の数量は、前条第2項第2号及び第3号で算出したものを小数点以下第2位（小数点以下第3位四捨五入）で計上する。

(補償額等の端数処理)

第24条 補償額等の算定を行う場合の資材単価等の端数処理は、原則として、次の各号によるものとする。

- 一 補償額算定に必要となる資材単価等は、次による。

100円未満のとき	1円未満切り捨て
100円以上10,000円未満のとき	10円未満切り捨て
10,000円以上のとき	100円未満切り捨て

二 建物等の移転料の算定のための共通仮設費及び諸経費等にあつては、100円未満を切り捨てた金額を計上する。この場合において、その額が100円未満のときは、1円未満切り捨てとする。

三 建物の1平方メートル当たりで算出する単価（現在価格等）は、100円未満切り捨てとする。

四 工作物等の補償単価は、次による。

100円未満のとき	1円未満切り捨て
100円以上10,000円未満のとき	10円未満切り捨て
10,000円以上のとき	100円未満切り捨て

第3章 権利調査

第1節 調査

(権利調査)

第25条 権利調査とは、登記事項証明書、戸籍簿等の簿冊の謄本等の收受又は居住者等からの聴き取り等の方法により土地、建物等の現在の権利者（又はその法定代理人）等の氏名又は名称（以下「氏名等」という。）及び住所又は所在地（以下「住所等」という。）等に関し

調査することをいう。

(地図の転写)

第26条 地図の転写は、調査区域について管轄登記所に備付けてある地図（不動産登記法（平成16年法律第123号）第14条第1項又は同条第4項の規定により管轄登記所に備える地図又は地図に準ずる図面をいう。以下同じ。）を次の各号に定める方法により行うものとする。

- 一 転写した地図には、地図の着色に従って着色する。
- 二 転写した地図には、方位、縮尺、市町村名、大字名、字名（隣接字名を含む。）及び地番を記載する。
- 三 転写した地図には、管轄登記所名、転写年月日及び転写を行った者の氏名を記入する。

(土地の登記記録の調査)

第27条 土地の登記記録の調査は、前条で作成した地図から監督職員が指示する範囲の土地に係わる次の各号に掲げる登記事項について行うものとする。

- 一 土地の所在及び地番並びに当該地番に係る最終支号
- 二 地目及び地積
- 三 登記名義人の氏名等及び住所等
- 四 共有土地については、共有者の持分
- 五 土地に関する所有権以外の権利の登記があるときは、登記名義人の氏名等及び住所等、権利の種類、順位番号及び内容並びに権利の始期及び存続期間
- 六 仮登記等があるときは、その内容
- 七 その他必要と認める事項

(建物の登記記録の調査)

第28条 建物の登記記録の調査は、第26条で作成した地図から監督職員が指示する範囲に存する建物に係わる次の各号に掲げる登記事項について行うものとする。

- 一 建物の所在地、家屋番号、種類、構造及び床面積並びに登記原因及びその日付け
- 二 登記名義人の氏名等及び住所等
- 三 共有建物については、共有者の持分
- 四 建物に関する所有権以外の権利の登記があるときは、登記名義人の氏名等及び住所等、権利の種類及び内容並びに権利の始期及び存続期間
- 五 仮登記等があるときは、その内容
- 六 その他必要と認める事項

(権利者の確認調査)

第29条 権利者の確認調査は、前2条に規定する調査が完了した後、実地調査及び次の各号に定める書類等により行うものとする。

- 一 戸籍簿、除籍簿、住民票又は戸籍の附票等
- 二 商業登記簿、法人登記簿等

2 権利者が法人以外であるときの調査事項は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 権利者の氏名、住所及び生年月日
 - 二 権利者が登記名義人の相続人であるときは、相続関係。相続の経過を明らかにした相続系統図を作成する。
 - 三 権利者が未成年者等であるときは、その法定代理人等の氏名及び住所
 - 四 権利者が不在者であるときは、その財産管理人の氏名及び住所
- 3 権利者が法人であるときの調査事項は、次の各号に掲げるものとする。
- 一 法人の名称及び主たる事務所の所在地
 - 二 法人を代表する者の氏名及び住所
 - 三 法人が破産法（大正11年法律第71号）による破産宣告を受けているとき等の場合にあっては、破産管財人等の氏名及び住所
- 4 前条の建物の登記記録の調査により未登記の建物が存在することが明らかになった場合には、当該建物所有者の氏名及び住所等について、居住者等からの聴き取りを基に調査を行うものとする。

（墓地管理者等の調査）

第30条 墓地管理者等の調査は、調査区域内に存する墓地又は墳墓の権利関係について、次の各号により行うものとする。

一 墓地の所有者及び管理者（以下「墓地管理者」という。）の調査

墓地管理者の調査は、土地の登記記録の調査及び市町村職員、集落の代表者等、寺院の代表役員等からの聴き取りによる。

この場合において、墓地管理者が宗教法人のときは、宗教法人登記簿等により次に掲げる事項を調査する。

- (1) 名称
- (2) 事務所の所在地
- (3) 包括団体の名称及び宗教法人・非宗教法人の別
- (4) 代表権を有する者の氏名、住所及び資格
- (5) 財産処分等に関する規則がある場合は、その事項
- (6) 永代使用料（入壇志納金）に関する事項
- (7) その他必要と認める事項

二 墓地使用（祭祀）者の調査

(1) 墓地使用者の画地ごとに、墓地管理者等から墓地の使用（祭祀）者の氏名、住所等について聴取する。この場合において、墓地の使用者から維持・管理の委任を受けている者がいるとき又は墓地使用名義人と現実の使用者（祭祀を主宰する者）が異なっている場合には、その原因と受任者、承継人等の氏名及び住所を調査する。

(2) それぞれの墓地の画地については、前号の調査を基に墓地管理者と協議し、墓地の使用（祭祀）者を確認する。

三 墓地使用（祭祀）者単位の霊名簿（過去帳）の調査

前2号で確定した墓地使用（祭祀）者（未確認のものを含む。）を単位として、墓地管理者が管理する霊名簿（過去帳）及び墓地使用（祭祀）者から次に掲げる事項を聴取する。

- (1) 法名（戒名）
- (2) 俗名、性別及び享年
- (3) 死亡年月日
- (4) 火葬、土葬の区分
- (5) 墓地使用者単位の霊数
- (6) その他必要と認める事項

（土地利用履歴等の調査）

第30条の2 土地利用履歴等の調査は、取得又は使用の対象となる土地に係る土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第2条に規定する土壤汚染状況調査の実施の要否を判定するため、別記11土壤汚染に関する土地利用履歴等調査要領（以下「土地利用履歴等調査要領」という。）により行うものとする。

第2節 調査書等の作成

（転写連続地図の作成）

第31条 転写した地図は、各葉を複写して連続させた地図（この地図を「転写連続図」という。以下同じ。）を作成し、次の事項を記入するものとする。

- 一 工事計画平面図等に基づく土地の取得等の予定線
- 二 第27条第三号で調査した登記名義人の氏名等
- 三 管轄登記所名、転写年月日及び転写を行った者の氏名

（調査書の作成）

第32条 第27条から第30条までに調査した事項については、土地の登記記録調査表（様式第7号の1）、土地調査表（様式第7号の2）、建物の登記記録調査表（様式第8号の1、第8号の2）、権利者調査表（様式第9号の1、第9号の2）、墓地管理者調査表（様式第10号の1）及び墓地使用（祭祀）者調査表（様式第10号の2）に所定の事項を記載するものとする。

2 各調査表の編綴は、大字及び字ごとに地番順で行うものとする。

3 土地利用履歴等の調査表は、第30条の2の調査結果を基に土地利用履歴等調査要領により作成するものとする。

第4章 用地測量

第1節 境界確認

（公共用地境界の打合せ）

第33条 受注者は、調査区域内に公共物管理者等が管理する土地が存するときは、公共物管理

者等と公共用地境界確定（境界確認を含む。）の方法について監督職員の指示に基づき打合せを行わなければならない。

（資料の作成及び立会い）

第34条 受注者は、前条の打合せの結果を監督職員に報告し、その指示に基づき公共用地境界確定のための手続又は現況測量等に必要となる資料の収集及び作成を行わなければならない。

2 受注者は、部局長又は公共物管理者等が現地において公共用地境界確定作業を行うときは、それらの作業を補助しなければならない。

3 受注者は、前条の打合せの結果、第31条により作成した転写連続図その他資料を基に現況測量等を行うことによって、部局長又は公共物管理者等が公共用地境界の確定とみなすとした場合には、これに必要な作業を行わなければならない。この場合に必要に応じて公共用地に隣接する土地の所有者から第38条第2項に準じた同意を取りつけるものとする。

（境界確定後の図書の作成）

第35条 受注者は、前条の境界確定作業が完了したときは、速やかに公共用地境界確定のために必要な図面等の作成を行わなければならない。

（立会い準備）

第36条 受注者は、調査区域内の私有地等で、所有権、借地権、地上権等で第37条の画地の境界点の確認を行うために立会いが必要と認められる権利者一覧表を第27条、第28条、第29条及び第30条の調査結果を基に作成しなければならない。

2 受注者は、前項権利者一覧表の作成が完了したときは、監督職員と立会い日時、具体的な作業手順等について協議し、その指示によって権利者に対する立会い通知等の準備を行わなければならない。

（境界立会いの画地及び範囲）

第37条 受注者は、調査区域内における境界立会いの画地（島根県公共測量作業規程に定めるところによるほか、1筆の土地であっても、その一部が異なった現況地目となっている場合は、不動産登記事務取扱手続準則に定める地目の区分による現況の地目ごとの画地）の境界が確認できる範囲の立会いを行わなければならない。

（境界立会い）

第38条 受注者は、前条の境界立会いの範囲について、各境界点に関する権利者を現地に招集し、次の各号の手順によって境界点の立会いを行わなければならない。

一 境界標識が設置されている境界点については、関連する権利者全員の同意を得るものとする。

二 境界点が表示されていないため、各権利者が保有する図面等によって、現地に境界点の表示等の作業が必要と認められる場合には、これらの作業を行うものとする。この場合の作業に当たっては、いずれの側にも片寄ることなく中立の立場で行うものとする。

三 前号の作業によって表示した境界点に関連する権利者全員の同意が得られたときには、

木杭（プラスチック杭を含む。）又は金属鋌（頭部径15mm）等容易に移動できない標識を設置するものとする。

四 前各号で確認した境界点について、原則として、黄色のペイントを着色するものとする。

ただし、境界石標等が埋設されていて、その必要がないものはこの限りでない。

2 受注者は、前項の境界点立会いが完了したときは、関連する権利者全員から土地境界確認書（様式第11号の1）に確認のための署名押印を求め、土地調査書（様式第11号の2）を発注者に提出しなければならない。

3 受注者は、第1項の境界点立会いにおいて、次の各号の一に該当する状態が生じたときは、その事由等を整理し監督職員に報告し、その後の処置について指示を受けなければならない。

一 関連する権利者全員の同意が得られないもの

二 関連する権利者の一部が立会いを拒否したもの

三 必要な境界点を確定するために測量区域以外の境界立会い又は測量を権利者から要求されたとき

第2節 境界測量

（用地測量の基準点）

第39条 受注者は、用地測量に使用する基準点について当該公共事業に係る基準点測量が完了しているときは、別途監督職員が指示する基準点測量の成果（基準点網図、測点座標値等）を基に検測して使用しなければならない。

2 受注者は、前項の基準点測量の成果を検測した結果、滅失、位置移転、毀損等が生じているときには監督職員と協議しなければならない。

3 受注者は、第1項の基準点測量が実施されていないものについては、基準点の設置、座標値の設定方法等について監督職員と協議し、その指示を受けなければならない。

（境界測量）

第40条 各境界点の測量を行うに当たっては、島根県公共測量作業規程に定めるところによるほか、土地の実測平面図の作成に必要となる建物及び主要な工作物の位置を併せて観測するものとする。

2 各境界点等は、連番を付するものとする。

（補助基準点の設置）

第41条 前条の作業において、境界点を観測するために補助基準点を設置する必要がある場合は、島根県公共測量作業規程に定めるところによるものとする。

（用地境界仮杭の設置）

第42条 境界測量等の作業が完了し用地取得の対象となる範囲が確定したときは、測量の成果等に基づきT S等を使用する方法により用地境界仮杭の設置を次の各号により行うものとする。

- 一 原則として、関連する権利者の立会いのうえ行う。
 - 二 用地境界仮杭は、木杭（プラスチック杭を含む。）又は金属鉋（頭部径15mm）等のものとする。
 - 三 用地境界仮杭には、原則として、赤色のペイントで着色とする。
- 2 用地境界杭の観測は、島根県公共測量作業規程に定めるところによるものとする。
 - 3 第1項の用地境界仮杭設置に当たり建物等で支障となり設置が困難なときには、その事由等を整理し監督職員に報告しなければならない。ただし、関連する権利者が用地境界仮杭の設置を強く要求するときは用地境界仮杭を設置するものとする。この場合に、用地境界仮杭との関係を関連する権利者に充分理解させたくえて用地境界仮杭との関係図を作成するものとする。

（境界点間測量）

第43条 請負者は、境界測量及び用地境界仮杭の設置のための観測を行う場合には、島根県公共測量作業規程に定めるところによるものとする。

第3節 面積計算の範囲

（面積計算の範囲）

第44条 面積計算の範囲は、第37条に定める画地を単位とし、次の各号によって行うものとする。

- 一 画地のすべてが用地取得の対象となる計画幅員線（以下「用地取得線」という。）の内に存するときは、その画地面積
- 二 画地が用地取得線の内外に存するときは、用地取得の対象となる土地及び用地取得の対象となる土地以外の土地（残地）の面積
- 三 前各号によらない場合については、監督職員の指示による。

第4節 用地実測図等の作成

（用地実測図等の作成）

第45条 請負者は、用地実測図等の作成に当たっては、島根県公共測量作業規程の定めるところによるほか、次の各号の方法により行うものとする。

なお、表示記号等は、別表 用地実測図表示記号により表示するものとする。

- 一 用地実測図原図は、境界・現況測量より得られた成果に基づき、次の事項から監督職員が指示する事項を記入する。
 - (1) 土地の測量に従事した者の記名押印
 - (2) 道路名、水路名
 - (3) 建物及び工作物
- 二 用地平面図は、用地実測図原図から監督職員が指示する事項を記入をする。

第5章 土地評価

(土地評価)

第46条 土地評価とは、取得等する土地（残地等に関する損失の補償を行う場合の当該残地を含む。）の更地としての正常な取引価格を算定する業務をいい、不動産の鑑定評価に関する法律（昭和38年法律第152号）第2条で定める「不動産の鑑定評価」は含まないものとする。

(土地評価の基準)

第47条 土地評価は、監督職員から特に指示された場合を除き土地評価事務処理要領（平成2年2月27日管発第718号（以下「取扱要領」という。））に基づき実施するものとする。

(現地踏査及び資料作成)

第48条 土地評価に当たっては、あらかじめ、調査区域及びその周辺区域を踏査し、当該区域の用途的特性を調査するとともに、土地評価に必要となる次の各号に掲げる資料を作成するものとする。

一 同一状況地域区分図

同一状況地域区分図は、近隣地域及び類似地域につき都市計画図その他類似の地図を用い、おおむね次の事項を記載したものを作成する。

- (1) 起業地の範囲、同一状況地域の範囲、運用方針第2第3項（1）に規定する標準地及び用途的地域の名称
- (2) 鉄道駅、バス停留所等の交通施設
- (3) 学校、官公署等の公共施設、病院等の医療施設、銀行、スーパーマーケット等の商業施設
- (4) 幹線道路の種別、幅員
- (5) 都市計画の内容、建築物の面積・高さ等に関する基準
- (6) 行政区域、大字及び字の境界
- (7) 取引事例地
- (8) 地価公示法（昭和44年法律第49号）第6条により公示された標準地（以下「公示地」という。）又は国土利用計画法施行令（昭和49年政令第387号）第9条第5項により周知された基準地（以下「基準地」という。）

二 取引事例地調査表

取引事例比較法に用いる取引事例は、近隣地域又は類似地域において1標準地につき3事例地程度を収集し、おおむね次の事項を整理のうえ調査表を作成する。

- (1) 土地の所在、地番及び住居表示
- (2) 土地の登記記録に記載されている地目及び面積並びに現在の土地の利用状況
- (3) 周辺地域の状況

- (4) 土地に物件がある場合は、その種別、構造、数量等
- (5) 売主及び買主の氏名等及び住所等並びに取引の目的及び事情（取引に当たって特段の事情がある場合はその内容を含む。）
- (6) 取引年月日、取引価格等
- (7) 取引事例地の画地条件（間口、奥行、前面道路との接面状況等）及び図面（100分の1～500分の1程度）

三 収益事例調査表及び造成事例調査表

収益事例調査表及び造成事例調査表は、収益事例については総収入及び総費用並びに土地に帰属する総収益等、造成事例については素地価格及び造成工事費等のほか、前号に掲げる記載事項に準じた事項を整理のうえ作成する。

四 用途的地域の判定及び同一状況地域の区分の理由を明らかにした書面

五 地域要因及び個別的要因の格差認定基準表

格差認定基準表とは、土地価格比準表を適用するに当たり、土地価格比準表の定める要因中の細項目に係る格差率適用の判断を行うに当たり基準となるものをいう。

六 公示地及び基準地の選定調査表

調査区域及びその周辺区域に規準すべき公示地又は基準地があるときは、公示又は周知事項について調査表を作成する。

（標準地の選定及び標準地調査書の作成）

第49条 土地評価に当たっては、同一状況地域ごとに標準地を選定し、標準地調査書を作成するものとする。

2 標準地調査書は、前条第二号で定める取引事例地調査表に準じ、選定理由を付記のうえ作成するものとする。

（標準地の評価調査書及び取得等の土地の評価調査書等の作成）

第50条 標準地の評価は、前2条で作成した資料を基に第47条に定める土地評価の基準を適用して行い、価格決定の経緯と理由を明記した評価調査書を作成するものとする。

2 取得等する土地の評価は、前項で決定した標準地の価格を基に行うものとし、標準地との個別的要因の格差を明記した評価調査書を作成するものとする。

3 前2項の評価額は、監督職員が指示する図面に記載するものとする。

（残地等に関する損失の補償額の算定）

第51条 残地又は残借地に関する損失の補償額は、基準第53条及び運用方針第36に定めるところにより算定し、残地(又は残借地)補償額算定調査書を作成するものとする。

第6章 建物等の調査

第1節 調査

(建物等の調査)

第52条 建物等の調査とは、建物、工作物及び立竹木について、それぞれの種類、数量、品等又は機能等を調査することをいう。

(建物等の配置等)

第53条 次条以降の建物等の調査に当たっては、あらかじめ当該権利者が所有し、又は使用する一画の敷地ごとに、次の各号に掲げる建物等の配置に関する調査を行うものとする。

- 一 建物、工作物及び立竹木の位置
- 二 敷地と土地の取得等の予定線の位置
- 三 敷地と接続する道路の幅員、敷地の方位等
- 四 その他配置図作成に必要となる事項

2 建物等の全部又は一部が残地に存する場合には、監督職員から調査の実施範囲について指示を受けるものとする。

(法令適合性の調査)

第54条 建物等の調査に当たっては、次の各号の時期における当該建物又は工作物につき基準第28条第2項ただし書きに基づく補償の要否の判定に必要となる法令に係る適合状況を調査するものとする。この場合において、調査対象法令については監督職員と協議するものとする。

- 一 調査時
- 二 建設時又は大規模な増改築時

(木造建物)

第55条 木造建物〔Ⅰ〕の調査は、別記1木造建物調査積算要領（以下「木造建物要領」という。）により行うものとする。

2 木造建物〔Ⅱ〕及び木造建物〔Ⅲ〕の調査は、木造建物要領を準用して行うほか、当該建物の推定再建築費の積算が可能となるよう行うものとする。

3 前2項の実施に当たっては、運用方針別表第2（第15関係）各項目別補正率表に掲げる補正項目に係る建物の各部位の補修等の有無の調査が必要と認められる場合は、監督職員と協議のうえ実施するものとする。

(木造特殊建物)

第56条 木造特殊建物の調査は、前条第2項及び第3項を準用するものとする。

(非木造建物)

第57条 非木造建物〔Ⅰ〕の調査は、別記2非木造建物調査積算要領（以下「非木造建物要領」という。）により行うものとする。

2 非木造建物〔Ⅱ〕の調査は、非木造建物要領を準用して行うほか、当該建物の推定再建築費の積算が可能となるよう行うものとする。

(機械設備)

第58条 機械設備の調査は、別記9機械設備調査算定要領以下「機械設備要領」という。）に

より行うものとする。

(生産設備)

第59条 生産設備の調査は、次の各号について行うものとする。

- 一 生産設備の配置状況。調査に当たり必要があると認められるときは、平板測量等を行う。
- 二 種類（使用目的）
- 三 規模（形状、寸法）、材質及び数量
- 四 園芸用フレーム、牛、豚、鶏その他の家畜の飼育施設又は煙突、給水塔、貯水池、用水堰、浄水池等にあつては、当該設備の構造の詳細、収容能力、処理能力等
- 五 ゴルフ練習場、駐車場、テニスコート等にあつては、打席数又は収容台数等
- 六 当該設備の取得年月日及び耐用年数
- 七 その他補償額の算定に必要と認められる事項
- 八 当該設備の概要が把握できる写真の撮影

(附帯工作物)

第60条 附帯工作物の調査は、別記10附帯工作物調査算定要領（以下「附帯工作物要領」という。）により行うものとする。

(庭園)

第61条 庭園の調査は、次の各号について行うものとする。

- 一 庭園に設置されている庭石、灯籠、築山、池等の配置の状況及び植栽されている立竹木の配置の状況。配置の調査は、平板測量により行うものとする。ただし、規模が小さく平板測量以外で行うことが可能なものにあつては、他の方法により行うことができる。
- 二 庭石、灯籠、築山、池等の形状、構造、数量等
- 三 庭園区域内にある立竹木の種類、形状、寸法、数量等
- 四 その他補償額の算定に必要と認められる事項
- 五 庭園の概要が把握できる写真の撮影

(墳墓)

第62条 墳墓の調査は、次の各号について行うものとする。

- 一 墓地の配置の状況、墓地使用者（祭祀者のこと。以下同じ。）ごとの画地及び通路等の配置の状況。配置の調査は、墓地管理者の立会いを得て平板測量により行うものとする。ただし、規模が小さく平板測量以外で行うことが可能なものにあつては、他の方法により行うことができる。
- 二 墓地使用者ごとの墓石の形状、寸法、構造及び種類
- 三 墓地使用者ごとの墓誌等の形状、寸法及び種類
- 四 墓地使用者ごとのカロートの形状、寸法及び種類（石造又はコンクリート造）。不可視部分については、墓地使用者又は墓地管理者からその状況を聴取する。
- 五 墓地使用者ごとのその他の石積、囲障、立竹木等の種類、形状、寸法及び数量
- 六 その他補償額の算定に必要と認められる事項

七 墓地及び墳墓の概要が把握できる写真の撮影

(立竹木)

第63条 立竹木の調査は、第4条表3の区分ごとに次の各号により行うものとする。

一 庭木等（観賞樹、効用樹、風致木、その他）の調査

- (1) 権利者の画地ごとに立木の位置を調査する。当該画地の一部を取得等するときは、取得等する部分と残地の部分とに区分し、立木の位置を図面に表示するとともに番号（寄植及び連植であって同樹種、同寸法のものは、同番号とする。）を付す。
- (2) 立木については、樹種名、幹周、胸高直径、葉張、樹高、管理の程度（表4の判断基準による区分）等を調査する。

表4 管理程度の判断基準

判 断 基 準	区 分
年2回程度以上の手入れ（剪定）が行われ樹型が整っているもの	良 い
年1回程度の手入れ（剪定）を行っているもの	やや良い
上記以外のもの	普 通

- (3) 観賞用竹（ほていちく、きんめいちく、なりひらたけ、かんちく等）については、5本程度を1株として、その位置を(1)の図面に表示するとともに番号を付す。
- (4) 芝、地被類、草花等については、植込みの面積を調査する。

二 用材林立木の調査

- (1) 権利者ごとに、原則として、毎木調査により、樹種、胸高直径、林令（又は植林年次）、人工林・天然生林の別、管理の程度等を調査する。
- (2) 監督職員から、標準地調査法により調査を実施する旨の指示があったときは、次により行う。
 - ① 権利者ごとに、当該土地に植栽されている立木を樹種ごとに一括して取扱うことが相当と認められる区域を決定し、調査する。ただし、同樹種区域であっても立木の粗密度、径級、配置、成育状況、植林年次が異なっていると認められる場合には、これらが異なるごとの範囲を調査し、区分する。
 - ② ①で定めた区域内で最も標準と認められる範囲（標準地）1,000平方メートル程度を定め、当該範囲内にある樹種名、胸高直径、本数及び樹令（又は植林年次）を調査する。なお、①で定めた区域が5,000平方メートル程度以下の場合には、標準地の面積を当該区域面積の10パーセント程度をもって行う。

三 雑木の調査

前号用材林立木の調査に準じて行う。

四 収穫樹の調査

樹種、胸高直径、樹齡（又は植付年次）、管理の程度等を調査する。

樹園地に囲障、吊り棚等の工作物が存するときは、これらについても第60条の例により調査する。

五 竹林の調査

(1) 権利者ごとに竹林として取扱うことが相当と認められる区域を決定する。この場合において、筍の収穫を目的としているものとその他のものとに区分する。

(2) (1)で定めた区域内で最も標準と認められる範囲（標準地）500平方メートル程度を定め、当該範囲内にある品種、本数及び胸高直径(筍を目的とするものを除く。)並びに筍の収穫を目的とするものにあつては、その管理の状況等を調査する。

六 その他の立木の調査

立木の存する位置、樹種等により前各号の調査に準じて行う。

七 権利者の画地ごとの代表的な立竹木（標準地調査の場合は、標準地の立竹木の概要が把握できるもの）の写真の撮影

第2節 調査書等の作成

（建物等の配置図の作成）

第64条 建物等の配置図は、前節の調査結果を基に次の各号により作成するものとする。

一 建物等の所有者（同族法人及び親子を含む。）を単位として作成する。

二 縮尺は、原則として、次の区分による。

(1) 建物、庭園及び墳墓を除く工作物、庭木等を除く立竹木

100分の1又は200分の1

(2) 庭園、墳墓、庭木等

50分の1又は100分の1

三 用紙は、日本工業規格A3判を用いる。ただし、建物の敷地が広大であるため記載することが困難である場合には、A2判によることができる（以下この節において同じ。）。

四 敷地境界線及び方位を明確に記入する。方位は、原則として、図面の上方を北の方位とし図面右上部に記入する。

五 土地の取得等の予定線を赤色の実線で記入する。

六 建物、工作物及び立竹木の位置等を記入し、建物、工作物及び立竹木ごとに番号を付す。ただし、工作物及び立竹木が多数存する場合には、これらの配置図を各々作成することができる。

七 図面中に次の事項を記入する。

(1) 敷地面積

(2) 用途地域

(3) 建ぺい率

- (4) 容積率
- (5) 建築年月
- (6) 構造概要
- (7) 建築面積（一階の床面積をいう。以下同じ。）
- (8) 建物延べ床面積

（法令に基づく施設改善）

第65条 第54条の調査結果を基に調査書を作成するものとする。

2 当該建物又は工作物が建設時又は大規模な増改築時においては法令に適合していたが、調査時においては法令に適合していない（このような状態にある建物又は工作物を、以下「既存不適格物件」という。）と認められる場合には、次の各号に掲げる事項を調査書に記載するものとする。

- 一 法令名及び条項
- 二 改善内容

（木造建物）

第66条 木造建物の図面及び調査書は、第55条の調査結果を基に作成するものとする。

- 2 木造建物〔Ⅰ〕の図面及び調査書は、木造建物要領により作成するものとする。
- 3 木造建物〔Ⅱ〕及び木造建物〔Ⅲ〕の図面及び調査書は、木造建物要領を準用して作成するほか、次の各号の図面を作成するものとする。
 - 一 基礎伏図（縮尺100分の1）
 - 二 床伏図（縮尺100分の1）
 - 三 軸組図（縮尺100分の1）
 - 四 小屋伏図（縮尺100分の1）
- 4 残地がある場合は、用地取得線を赤色の実線で記載する。

（木造特殊建物）

第67条 木造特殊建物の図面及び調査書は、第56条の調査結果を基に作成するものとする。

- 2 図面は、木造建物要領を準用して作成するほか、次の各号の図面を作成するものとする。
 - 一 基礎伏図（縮尺100分の1）
 - 二 床伏図（縮尺100分の1）
 - 三 軸組図（縮尺100分の1）
 - 四 小屋伏図（縮尺100分の1）
 - 五 断面図（矩計図）（縮尺50分の1）
 - 六 必要に応じて上記各図面の詳細図（縮尺は適宜のものとする。）
- 3 残地がある場合は、用地取得線を赤色の実線で記載する。
- 4 調査書は、木造建物要領に準じ、次の各号により作成するものとする。
 - 一 建物ごとに、推定再建築費を積算するために必要な数量を算出する。
 - 二 当該建物の移転工法の認定及び補償額の算出が可能となる内容とする。

(非木造建物)

第68条 非木造建物〔Ⅰ〕の図面及び調査書は、第57条第1項の調査結果を基に非木造建物要領により作成するものとする。

2 非木造建物〔Ⅱ〕の図面及び調査書は、第57条第2項の調査結果を基に非木造建物要領を準用して作成するものとする。

3 残地がある場合は、用地取得線を赤色の実線で記載する。

(機械設備)

第69条 機械設備の図面及び調査書は、第58条の調査結果を基に機械設備要領により作成するものとする。

(生産設備)

第70条 生産設備の図面及び調査書は、第59条の調査結果を基に作成するものとする。

2 図面は、生産設備の種類、構造、規模等を考慮して、補償額の算定に必要となる平面図、立面図、構造図、断面図等を作成するものとする。

3 調査書は、前条に準じ作成するものとする。

(附帯工作物)

第71条 附帯工作物の調査書及び図面は、第60条の調査結果を基に附帯工作物要領により作成するものとする。

(庭園)

第72条 庭園の調査書は、第61条の調査結果を基に工作物調査表（様式第12号）及び立竹木調査表（様式第14号）を用いて、算定に必要と認める土量、コンクリート量、庭石の数量等を記載することにより作成するものとする。

(墳墓)

第73条 墳墓の図面及び調査書は、第62条の調査結果を基に作成するものとする。

2 図面は、次の各号により作成するものとする。

- 一 墓地使用者ごとの画地及び通路等の区分を明確にする。
- 二 墓地使用者の画地ごとに番号を付す。
- 三 土地の取得等の予定線を記入する。

3 調査書は、墳墓調査表（様式第13号）、工作物調査表（様式第12号）及び立竹木調査表（様式第14号）を用いて、補償額の算定に必要と認められる事項を記載することにより作成するものとする。

(立竹木)

第74条 立竹木の図面及び調査書は、第63条の調査結果を基に作成するものとする。

2 第63条第5号又は第2号、第3号、第6号及び第7号で標準地調査を行ったものの図面には、次の各号の事項を記載するものとする。

- 一 標準地の位置、面積
- 二 標準地を基準として樹木数量等を決定した範囲、面積

- 3 調査書は、立竹木調査表（様式第14号）を用いて、補償額の算定に必要と認められる事項を記載することにより作成するものとする。

第3節 算 定

（移転先の検討）

第75条 建物等に移転する必要がある、かつ、相当程度の残地が生ずるため、残地を当該建物等の移転先地とすることの検討を行う場合（第10章移転工法案の検討に該当するものを除く。）には、残地が建物等の移転先地として取扱第2（運用方針第15関係）第1項から第4項までの要件に該当するか否かの検討をするものとする。

- 2 前項の検討にあたり残地に従前の建物に照応する建物を再現するための当該照応建物（以下「照応建物」という。）の推定建築費は、概算額によるものとし、平面図及び立面図はこのための必要最小限度のものを作成するものとする。なお、監督職員から、当該照応建物の詳細な設計による推定建築費の積算を指示された場合は、この限りでない。

- 3 第1項の検討にあたり、当該請負契約に対象とされていない補償項目に係わる見積額は、監督職員から教示を得るものとする。

- 4 前3項の検討に当たり、移転を必要とする残地内の建物等については、第64条で定める図面に対象となるものを明示するものとする。

（法令に基づく施設改善費用に係る運用益損失額の算定）

第76条 既設の施設を法令の規定に適合させるために必要となる最低限の改善費用に係る運用益損失額の算定は、第65条の調査結果から当該建物又は工作物が既存不適格物件であると認める場合に、取扱第2（運用方針第15関係）第6項の定めるところにより行うものとする。

（木造建物）

第77条 木造建物の移転料を推定再建築費を基礎として算出するときは、建物ごとに第66条で作成した図面及び調査書を基に、木造建物〔Ⅰ〕については木造建物要領により、木造建物〔Ⅱ〕及び木造建物〔Ⅲ〕については木造建物要領を準用して、それぞれ当該建物の推定再建築費を積算するものとする。

- 2 木造建物の移転料の算定は、監督職員から指示された移転工法により行うものとする。

（木造特殊建物）

第78条 木造特殊建物の移転料を推定再建築費を基礎として算出するときは、建物ごとに第67条で作成した図面及び調査書を基に、木造建物要領を準用して当該建物の推定再建築費を積算するものとする。

- 2 木造特殊建物の移転料の算定は、監督職員から指示された移転工法により行うものとする。

（非木造建物）

第79条 非木造建物の移転料を推定再建築費を基礎として算出するときは、建物ごとに第68条で作成した図面及び調査書を基に、非木造建物〔Ⅰ〕については非木造建物要領により、非

木造建物〔Ⅱ〕については非木造建物要領を準用して、それぞれ当該建物の推定再建築費を積算するものとする。

2 非木造建物の移転料の算定は、監督職員から指示された移転工法により行うものとする。

（照応建物の詳細設計）

第80条 第75条第2項なお書きによる照応建物の推定建築費の積算にあたっては、次の各号に掲げるもののほか、積算に必要となる図面を作成するものとする。

一 照応建物についての計画概要表（様式第15号の1、第15号の2）

二 面積比較表（様式第15号の4）

（機械設備）

第81条 機械設備の補償額の算定は、第69条で作成した資料を基に機械設備要領により作成するものとする。

（生産設備）

第82条 生産設備の補償額の算定は、第70条で作成した資料を基に当該設備の移設の可否及び適否について検討し、行うものとする。

2 生産設備の補償額の算定に専門的な知識が必要であり、かつ、メーカー等でなければ算定が困難と認められるものについては、前条に準じて処理するものとする。

（附帯工作物）

第83条 附帯工作物の補償額の算定は、第71条で作成した資料を基に附帯工作物要領により行うものとする。

（庭園）

第84条 庭園の補償額の算定は、第72条で作成した資料を基に当該庭園の再現方法等を検討し、行うものとする。

（墳墓）

第85条 墳墓の補償額の算定は、第73条で作成した資料を基に当該墳墓の移転先及び当該地方における改葬方法の慣行等を検討し、改葬費を併せて行うものとする。

（立竹木）

第86条 立竹木の補償額の算定は、第74条で作成した資料を基に当該立竹木の移植の可否及び適否について検討し、行うものとする。

第7章 営業その他の調査

第1節 調 査

（営業その他の調査）

第87条 営業その他の調査とは、営業、居住者等及び動産に関する調査をいう。

（営業に関する調査）

第88条 法人が営業主体である場合の営業に関する調査は、補償額の算定に必要な次の各号に掲げる事項について行うものとする。

一 営業主体に関するもの

- (1) 法人の名称、所在地、代表者の氏名及び設立年月日
- (2) 移転等の対象となる事業所等の名称、所在地、責任者の氏名及び開設年月日
- (3) 資本金の額
- (4) 法人の組織（支店等及び子会社）
- (5) 移転等の対象となる事業所等の従業員数及び平均賃金
- (6) 移転等の対象となる事業所等の敷地及び建物の所有関係

二 業務内容に関するもの

- (1) 業種
- (2) 移転等の対象となる事業所等の製造、加工又は販売等の主な品目
- (3) 原材料、製品又は商品の主な仕入先及び販売先（得意先）
- (4) 品目等別の売上構成
- (5) 必要に応じ、確定申告書とともに税務署に提出した事業概況説明書写を収集する。

三 収益及び経費に関するもの

営業調査表（様式第16号の1から第16号の4）の各項目を記載するために必要とする次の書面又は簿冊の写を収集する。

- (1) 直近3か年の事業年度の確定申告書（控）写。税務署受付印のあるものとする。
- (2) 直近3か年の事業年度の損益計算書写、貸借対照表写
- (3) 直近1年の事業年度の総勘定元帳写、固定資産台帳写。特に必要と認める場合は直近3か年とする。
- (4) 直近1年の事業年度の次の帳簿写。特に必要と認める場合は直近3か年とする。
 - ① 正規の簿記の場合
売上帳、仕入帳、仕訳帳、得意先元帳、現金出納帳、預金出納帳
 - ② 簡易簿記の場合
現金出納帳、売掛帳、買掛帳、経費帳

四 その他補償額の算定に必要なもの

- 2 個人が営業主体である場合の営業に関する調査は、前項に準じて行うものとする。
- 3 仮営業所に関する調査を指示されたときは、次の各号による調査を行うものとし、調査の結果、仮営業所として適当なものが存しないと認めるときは、その旨を監督職員に報告するものとする。
 - 一 仮営業所設置場所の存在状況並びに賃料及び一時金の水準
 - 二 仮営業所用建物の存在状況並びに賃料及び一時金の水準
 - 三 仮設組立建物等の資材のリースに関する資料

（居住者等に関する調査）

第89条 居住者等に関する調査は、世帯ごとに次の各号に掲げる事項について行うものとする。

- 一 氏名、住所（建物番号、室番号）
 - 二 居住者の家族構成（氏名、生年月日）
 - 三 住居の占有面積及び使用の状況
 - 四 居住者が当該建物の所有者でない場合には、貸主の氏名等、住所等、賃料その他の契約条件、契約期間、入居期間及び定期借家契約である場合にはその期間
 - 五 その他必要と認められる事項
- 2 居住以外の目的で建物を借用している者に対しては、前各号に掲げる事項に準じて調査するものとする。
- 3 前2項の調査は、賃貸借契約書、住民票等により行うものとする。

（動産に関する調査）

第90条 動産に関する調査は、世帯ごとに次の各号に掲げる事項について行うものとする。

- 一 所有者の氏名等及び住所等（建物番号、室番号）
- 二 動産の所在地
- 三 住居又は店舗等の占有面積及び収容状況。ピアノ、美術品、金庫等で特別な取扱いを必要とするものについては、個別に調査する。
- 四 一般動産については、品目、形状、寸法、容量、重量
- 五 その他必要と認める事項

第2節 調査書の作成

（調査書の作成）

第91条 前3条の調査に係る調査書は、次に掲げる調査表に所定の事項を記載することにより作成するものとする。

- 一 営業調査表（様式第16号の1から第16号の4）
- 二 居住者調査表（様式第17号の1、第17号の2）
- 三 動産調査表（様式第18号）

第3節 算 定

（補償額の算定）

第92条 営業に関する補償額の算定は、監督職員から営業補償の方法につき指示を受けるほか、建物及び工作物の移転料の算定業務が当該請負契約の対象とされていないときは、これらの移転工法の教示を得た上で、行うものとする。

2 前項の場合において、仮営業所設置費用を算定するときは、仮営業所の設置方法について監督職員の指示を受けるものとする。

3 動産移転料の算定は、前条で作成した調査書を基に行うものとする。この場合において、

美術品等の特殊な動産で、専門業者でなければ移転料の算定が困難と認められるものについては、専門業者の見積書を徴するものとする。

第8章 消費税等調査

(消費税等に関する調査等)

第93条 消費税等に関する調査等とは、土地等の権利者等の補償額の算定に当たり消費税法(昭和63年法律第108号)及び地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)の額の補償額への加算の要否又は消費税等相当額の補償の要否の調査及び判定等を行うことをいう。ただし、権利者が国の機関、地方公共団体、消費税法別表第三に掲げる法人又は消費税法第2条第7号に定める人格のない社団等であるときは、適用しないものとする。

(調査)

第94条 土地等の権利者等が消費税法第2条第1項第4号に規定する事業者であるときの調査は、次に掲げる資料のうち消費税等の額又は消費税等相当額の補償の要否を判定等するために必要な資料を収集することにより行うものとする。

- 一 前年又は前事業年度の「消費税及び地方消費税確定申告書(控)」
- 二 基準期間に対応する「消費税及び地方消費税確定申告書(控)」
- 三 基準期間に対応する「所得税又は法人税確定申告書(控)」
- 四 消費税簡易課税制度選択届出書
- 五 消費税簡易課税制度不適用届出書
- 六 消費税課税事業者選択届出書
- 七 消費税課税事業者選択不適用届出書
- 八 消費税課税事業者届出書
- 九 消費税の納税義務者でなくなった旨の届出書
- 十 法人設立届出書
- 十一 個人事業の開廃業等届出書
- 十二 消費税の新設法人に該当する旨の届出書
- 十三 その他の資料

2 受注者は、前項に掲げる資料が存しない等の理由により必要な資料の調査ができないときは、速やかに、監督職員に報告し、指示を受けるものとする。

(補償の要否の判定等)

第95条 消費税等に関する調査書は、第94条の調査結果を基に作成するものとする。

2 調査書は、消費税等相当額補償の要否判定フロー(「建設省の直轄の公共事業の施行に伴う損失の補償等に関する消費税及び地方消費税の取扱いについて」(平成9年4月1日付け建

設省経整発第29号建設経済局調整課長通知))により、補償の可否を判定(課税売上割合の算定を含む。)するものとし、消費税等調査表(様式第19号)を用いて、作成するものとする。この場合において、消費税等調査表によることが不適當又は困難と認めるときは、当該調査表に代えて判定理由等を記載した調査表を作成するものとする。

第9章 予備調査

第1節 調査

(予備調査)

第96条 予備調査とは、工場、店舗、営業所、ドライブイン、ゴルフ練習所等で大規模なもの(以下「工場等」という。)の敷地が取得等の対象となる場合で、従前の機能を残地において回復させることの検討が必要であると認められるもの等について、建物等の調査に先立ち当該工場等の企業内容、使用実態、土地の取得等に伴う建物等の影響の範囲及び想定される概略の移転計画(レイアウト)案の作成に必要な事項の調査を行うことをいう。

(企業内容等の調査)

第97条 予備調査に係る工場等の企業内容等の調査は、次の各号に掲げる事項について行うものとする。

- 一 名称、所在地及び代表者名
- 二 業種及び製造、加工又は販売等の主な品目
- 三 所有者又は占有者の組織
- 四 他に工場等を有している場合には、他工場等と当該工場等との関係
- 五 財務状況
- 六 原材料、製品又は商品の主な仕入先又は販売先(得意先)
- 七 製品等の製造、加工又は販売等の工程(図式化したもの)
- 八 その他移転計画案の検討に必要と認める事項

(敷地使用実態の調査)

第98条 予備調査に係る工場等の敷地の使用実態の調査は、次の各号に掲げる事項について行うものとする。

- 一 敷地面積及び形状、土地の取得等の範囲及び面積、残地の面積及び形状
- 二 用途地域等の公法上の規制
- 三 各建物の位置、構造、階数、建築面積、延べ床面積、建築年月及び用途(使用実態)
- 四 敷地内の使用状況等
 - (1) 屋外に設置されている機械設備、生産設備及び附帯工作物のうち特に必要と認めるものの位置、形状、寸法、容量等
 - (2) 駐車場の位置及び収容可能台数

(3) 原材料、製品等の置場の位置、形状、寸法及び原材料、製品等の品目、数量

(4) 工場立地法（昭和34年法律第24号）に基づく緑地の位置及び面積

五 前条第7号の製品等の製造、加工又は販売等の工程と建物等の配置との関係

六 その他移転計画案の検討に必要と認める事項

七 敷地内の使用状況の概要が把握できる写真の撮影

(建物調査)

第99条 予備調査に係る建物の調査は、前2条の調査結果を基に土地等の取得等の対象となる範囲に存する建物及び従前の機能を回復するために関連移転の検討の対象とする建物について、第55条から第57条に準ずる方法により行うものとする。この場合における構造概要、立面、建築設備等の調査は、概算による推定再建築費の積算が可能な程度に行うものとする。

2 前項の関連移転の検討の対象とする建物を定めるに当たっては、監督職員の指示を受けるものとする。

3 写真の撮影は、建物の概要を把握できるように行うものとする。

(機械設備等調査)

第100条 予備調査に係る機械設備、生産設備及び附帯工作物の調査は、前条に準じて行うものとする。

2 写真の撮影は、主たる機械設備等の概要を把握できるように行うものとする。

第2節 調査書等の作成

(企業概要書)

第101条 企業内容等の調査書は、第97条の調査結果を基に企業概要書（様式第20号の1）を用いて、作成するものとする。

(配置図)

第102条 予備調査に係る工場等の配置図は、当該工場等の敷地のうち予備調査の対象とした範囲について、第98条の調査結果を基に次の各号により作成するものとする。ただし、当該工場等の敷地が広大な場合で敷地全体の配置図等が権利者から提供されたときは、これを使用することができる。

一 建物、屋外の主たる機械設備及び生産設備、原材料置場、駐車場、通路、緑地等の位置（又は配置）

二 製品等の製造、加工又は販売等の工程

三 縮尺は、500分の1又は1,000分の1

(建物、機械設備等の図面作成)

第103条 予備調査に係る工場等の建物及び機械設備等の図面は、概算による推定再建築費等の積算が可能な程度の平面図及び立面図等を必要最小限度作成するものとする。

(移転計画案の作成)

第104条 予備調査に係る工場等の移転計画案は、第97条から第100条の調査結果を基に、次の各号に掲げる内容で2又は3案を作成するものとする。この場合において、残地が建物等の移転先地として取扱第2（運用方針第15関係）第1項から第3項までの要件に該当するか否かの検討を行うものとする。

- 一 製品等の製造、加工又は販売等の工程の変更計画
- 二 建物、機械設備等の移転計画
- 三 照応建物に係る建物の構造、規模、階数等の概要
- 四 建物、機械設備等の移転工程表
- 五 移転計画図（縮尺500分の1又は1,000分の1）
- 六 移転工法（計画）案検討概要書（様式第20号の2）
- 七 移転工法（計画）各案の比較表（様式第20号の3）

2 前項の検討にあたり、照応建物の推定建築費は第103条に定める図面のほか、次の各号に掲げるものを作成し、積算するものとする。

- 一 照応建物についての計画概要表（様式第15号の1、第15号の2）
- 二 面積比較表（様式第15号の4）
- 三 平面（間取り）の各案についての計画概要比較表（様式第15号の3）

第3節 算 定

（補償概算額の算定）

第105条 前条で作成する移転計画案（2又は3案）の補償概算額の算定は、第101条から第104条までで作成した調査書及び図面を基に行うものとする。

第10章 移転工法案の検討

第1節 調 査

（移転工法案の検討）

第106条 移転工法案の検討とは、工場等の敷地の一部が取得等の対象となる場合において、当該敷地に存在する建物等の機能の全部又は一部を残地において回復するための通常妥当とする移転方法等の案を検討することをいう。

（企業内容等の調査）

第107条 工場等の企業内容等の調査は、次の各号に掲げる事項について行うものとする。ただし、第101条の調査書の貸与を受けた場合には、その調査書を基に調査を行うものとする。

- 一 名称、所在地及び代表者名
- 二 業種及び製造、加工又は販売等の品目
- 三 所有者又は占有者の組織

- 四 他に工場等を有している場合には、他工場等と当該工場との関係
- 五 財務状況
- 六 原材料、製品又は商品の主な仕入先又は販売先（得意先）
- 七 製品等の製造、加工又は販売等の工程（図式化したもの）
- 八 その他移転工法案の検討に必要と認める事項

（敷地使用実態の調査）

第108条 工場等の敷地の使用実態の調査は、次の各号に掲げる事項について行うものとする。
ただし、第98条の調査結果資料の貸与を受けた場合には、その資料を基に調査を行うものとする。

- 一 敷地面積及び形状、土地の取得等の範囲及び面積、残地の面積及び形状
- 二 用途地域等の公法上の規制
- 三 各建物の位置、構造、階数、建築面積、延べ床面積、建築年月及び用途（使用実態）
- 四 敷地内の使用状況等
 - (1) 屋外に設置されている機械設備、生産設備及び附帯工作物のうち、特に必要と認められるものの位置、形状、寸法、容量等
 - (2) 駐車場の位置及び収容可能台数
 - (3) 原材料、製品等の置場の位置、形状、寸法及び原材料、製品等の品目、数量
 - (4) 工場立地法（昭和34年法律第24号）に基づく緑地の位置及び面積
- 五 前条第7号の製品等の製造、加工又は販売等の工程と建物等の配置との関係
- 六 その他移転工法案の検討に必要と認める事項
- 七 敷地内の使用状況の概要が把握できる写真の撮影

第2節 調査書等の作成

（企業概要書）

第109条 企業内容等の調査書は、第107条の調査結果を基に企業概要書（様式第20号の1）を用いて、作成するものとする。

（移転工法案の作成）

第110条 工場等の移転工法案は、第53条から第61条まで、第63条、第107条及び第108条の調査結果を基に、次の各号に掲げる内容で2又は3案を作成するものとする。この場合において、残地が建物等の移転先地として取扱第2（運用方針第15関係）第1項から第3項までの要件に該当するか否かの検討を行うものとする。

- 一 製品等の製造、加工又は販売等の工程の変更計画
- 二 建物（残地内での関連移転又は残地外の土地への移転を必要とするものを含む。）、機械設備等の移転計画
- 三 照応建物に係る建物の構造、規模、階数等の概要

- 四 建物、機械設備等の移転工程表
- 五 移転計画図（縮尺500分の1又は1,000分の1）
- 六 移転工法（計画）案検討概要書（様式第20号の2）
- 七 移転工法（計画）各案の比較表（様式第20号の3）

2 前項の検討にあたり照応建物の推定建築費は、概算額によるものとし、次の各号に掲げるもののほか、概算額の積算に必要な平面図及び立面図を必要最小限度作成するものとする。なお、監督職員から、当該照応建物の詳細な設計による推定建築費の積算を指示された場合は、これに必要な図面を作成し、積算するものとする。

- 一 照応建物についての計画概要表（様式第15号の1、第15号の2）
- 二 面積比較表（様式第15号の4）
- 三 平面（間取り）の各案についての計画概要比較表（様式第15号の3）

（補償額の比較）

第111条 前条の移転工法案を作成したときは、取扱第2（運用方針第15関係）第4項に定める補償額の比較を行うものとする。

2 第1項の検討にあたり、当該請負契約に対象とされていない補償項目に係わる見積額は、監督職員から教示を得るものとする。

第11章 再算定業務

（再算定業務）

第112条 再算定業務とは、建物等の移転補償額について再度算定する（再調査して算定する場合を含む。）ことをいう。

（再算定の方法）

第113条 建物等の移転補償額の再算定は、次の各号の一に該当する場合を除くほか、従前の移転工法及び移転補償額の算定方法により行うものとする。

- 一 移転補償額の算定項目、算定方法等に係る基準、運用方針又は調査積算要領等が改正されている場合には、改正後の基準等により算定する。
- 二 再調査の結果が現調査表の内容と異なる場合は、再調査の結果に基づき移転補償額を算定する。この場合における移転工法は、監督職員の指示による。

第12章 補償説明

（補償説明）

第114条 補償説明とは、権利者に対し、土地の評価（残地補償を含む。）の方法、建物等の補償方針及び補償額の算定内容（以下「補償内容等」という。）の説明を行うことをいう。

(概況ヒアリング等)

第115条 受注者は、補償説明の実施に先立ち、監督職員から当該事業の内容、取得等の対象となる土地等の概要、移転の対象となる建物等の概要、補償内容、各権利者の実情及びその他必要となる事項について説明を受けるものとする。

2 受注者は、現地踏査後に補償説明の対象となる権利者等と面接し、補償説明を行うことについての協力を依頼するものとする。

(現地踏査等)

第116条 受注者は、補償説明の対象となる区域について現地踏査を行い、現地の状況等を把握するものとする。

2 受注者は、現地踏査後に補償説明の対象となる権利者等と面接し、補償説明を行うことについての協力を依頼するものとする。

(説明資料の作成等)

第117条 権利者に対する説明を行うに当たっては、あらかじめ、現地踏査及び概況ヒアリング等の結果を踏まえ、次の各号に掲げる業務を行うものとし、これら業務が完了したときは、その内容等について監督職員と協議するものとする。

- 一 当該区域全体及び権利者ごとの処理方針の検討
- 二 権利者ごとの補償内容等の整理
- 三 権利者に対する説明用資料の作成

(権利者に対する説明)

第118条 権利者に対する説明は、次の各号により行うものとする。

- 一 2名以上の者を一組として権利者と面接すること
 - 二 権利者と面接するときは、事前に連絡を取り、日時、場所その他必要な事項について了解を得ておくこと
- 2 権利者に対しては、前条において作成した説明用資料を基に補償内容等の理解が得られるよう十分な説明を行うものとする。

(記録簿の作成)

第119条 受注者は、権利者と面接し説明を行ったとき等は、その都度、説明の内容及び権利者の主張又は質疑の内容等を補償説明記録簿（様式第21号）に記載するものとする。

(説明後の措置)

第120条 受注者は、補償説明の現状及び権利者ごとの経過等を、必要に応じて、監督職員に報告するものとする。

2 受注者は、当該権利者に係る補償内容等のすべてについて権利者の理解が得られたと判断したときは、速やかに、監督職員にその旨を報告するものとする。

3 受注者は、権利者が説明を受け付けない若しくは当該事業計画、補償内容等又はその他の事項で意見の相違等があるため理解を得ることが困難であると判断したときは、監督職員にその旨を報告し、指示を受けるものとする。

第13章 事業認定申請図書等の作成

(事業認定申請図書等の作成)

第121条 事業認定申請図書等の作成とは、次の各号に掲げる図書の作成をいうものとする。

- 一 事業認定申請図書の作成
- 二 裁決申請図書の作成
- 三 明渡裁決申立図書の作成

(事業認定申請図書の作成)

第122条 事業認定申請図書の作成とは、土地収用法（昭和26年法律第219号。以下この章において「法」という。）第16条に規定する事業の認定を受けるため、法第18条の規定による事業認定申請書及び添付書類等を作成することをいう。

(事業計画の説明)

第123条 事業認定申請図書の作成に当たっては、当該事業認定申請に係る事業の目的、計画の概要及び申請区間等について監督職員等から説明を受けるものとする。

(現地踏査)

第124条 事業認定申請図書等の作成に当たって行う現地踏査においては、事業認定申請に係る起業地を含む事業地の踏査を行うものとする。

(起業地の範囲の検討)

第125条 起業地の範囲の検討は、事業認定申請区間に係る発注者が貸与する事業計画図を基に、本体事業、附帯事業又は関連事業ごとに行うものとする。

2 前項による事業認定申請の範囲を検討したときは、監督職員と協議するものとする。

(事業認定申請図書の作成方法)

第126条 事業認定申請図書は、法第18条並びに法施行規則（昭和26年建設省令第33号。以下この章において「規則」という。）第2条及び第3条に定めるところに従うほか、別記6の事業認定申請図書等作成業務実施要領及び監督職員の指示により作成するものとする。

(事前相談用資料の作成方法)

第127条 事業認定申請図書の事前相談用資料の作成は、前条の定めるところにより、法第20条の事業の認定の要件すべてに該当するように記載するものとする。この場合において、事前相談に必要と認める参考資料をあわせて作成するものとする。

(事前相談用資料の提出)

第128条 受注者は、前条の事前相談用資料の作成が完了したときは、速やかに、監督職員に当該資料を提出するものとする。

(本申請図書の作成)

第129条 事業認定機関との事前審査の完了に伴う本申請図書の作成は、監督職員の指示によ

り事前相談用資料を修補し、又は補足資料を整備して行うものとする。

(裁決申請図書及び明渡裁決申立図書の提出)

第130条 受注者は、裁決申請図書及び明渡裁決申立図書の作成を完了したときは、速やかに監督職員に当該成果品を提出するものとする。

(裁決申請図書の作成)

第131条 裁決申請図書の作成とは、法第40条に規定する裁決申請図書及びこれに関連する参考資料を作成することをいう。

(裁決申請図書の作成方法)

第132条 裁決申請図書は、法第40条及び規則第16条並びに第17条に定めるところに従うほか、監督職員が別途指示する作成要領等により作成するものとする。

(明渡裁決申立図書の作成)

第133条 明渡裁決申立図書の作成とは、法第47条の3に規定する明渡裁決申立図書及びこれに関連する参考資料を作成することをいう。

(明渡裁決申立図書の作成方法)

第134条 明渡裁決申立図書は、法第47条の3及び規則第17条の6並びに第17条の7に定めるところに従うほか、監督職員が別途指示する作成要領等により作成するものとする。

第14章 写真台帳の作成

(写真台帳の作成)

第135条 受注者は、第6章、第7章、第9章及び第10章に定める調査等と併せて、次の各号に定めるところにより、写真を撮影し、所有者ごとに写真台帳を作成するものとする。

- 一 第6章に定める調査等と併せて行う写真の撮影は、調査区域の概況が容易にわかるものとする。
 - 二 第6章及び第7章に定める調査等と併せて行う写真の撮影は建物の全景及び建物の主要な構造部分並びに建物が存在する周囲の状況並びに建物以外の土地に定着する主要な工作物が容易にわかるものとする。
 - 三 第7章に定める調査のうち、動産に関する調査と併せて行う写真の撮影は、第90条第3号及び第4号の動産の種類等が容易にわかるものとする。
 - 四 第7章に定める調査等と併せて行う写真の撮影は、営業商品の陳列状況、生産の稼動状況、原材料及び生産品等が容易にわかるものとする。
 - 五 第9章及び第10章に定める調査等と併せて行う写真の撮影は、監督職員の指示により前各号に準じて行うものとする。
- 2 写真台帳には、写真を撮影した付近の建物配置図等の写しを添付し、建物等の番号を付記するとともに、撮影の位置及び方向並びに写真番号を記入するものとする。

- 3 写真台帳の作成に当たっては、撮影年月日等の記載事項及び撮影対象物の位置その他必要と認められる事項を明記し、写真撮影に従事した者の記名押印をするものとする。

第15章 土地調書及び物件調書の作成等

(土地調書等の作成)

第136条 受注者は、第3章、第4章、第6章及び第7章に定める業務の成果品により、土地調書(様式第22号)及び物件調書(様式第23号)を作成するものとする。

第16章 検 証

(検 証)

第137条 受注者は、受注に係る業務がすべて完了したときは、各成果品について十分な検証(受注者が、受注に係る業務の成果品の瑕疵を防止するため、当該成果品を発注者に提出する前に、発注者の指示に従った成果品が完成しているかどうかを点検及び修補することをいう。以下同じ。)を行わなければならない。この場合において、成果品の検証を行った者は、第17条に定める成果品のうち地図の転写図及び土地の実測平面図については、各葉ごとに、その他については、表紙の裏面に検証を行った者の資格及び氏名を記載し押印するものとする。

- 2 第3章から前章までに定める業務について、前項の検証業務は、主任技術者が行うものとする。

第17章 その他

(提出書類等)

第138条 用地調査等を実施するにあたり、受注者又は発注者が相手方に提出する書類は、第2章から第15章に定めるもののほか、別記3に定めるものとする。

第18章 農業農村整備

第1節 総則

(趣旨等)

第139条 本章は農業農村整備事業の用に供する土地等を取得し、又は使用する(以下「取得等」という。)にあたり必要となる建物その他の工作物等(以下「建物等」という。)の調

査及び移転補償額等の算定並びに土地等の取得等に係る業務（以下これらの業務を「用地調査等」という。）を補償コンサルタント等へ発注する場合の業務内容その他必要とする事項を定めるものとし、もって業務の適正な執行を確保するものとする。

- 2 業務の発注にあたり、当該業務の実施上この仕様書記載の内容により難しいとき又は特に指示しておく事項があるときは、この仕様書とは別に、特記仕様書を定めることができるものとし、適用にあたっては特記仕様書を優先するものとする。

（用語の定義）

第140条 この仕様書における用語の定義は、次の各号に定めるとおりとする。

- 一 「調査区域」は第1章第2条第1号によるものとする。
- 二 「権利者」は第1章第2条第2号によるものとする。
- 三 「監督職員」は第1章第2条第3号によるものとする。
- 四 「検査職員」は第1章第2条第4号によるものとする。
- 五 「主任技術者」は第1章第2条第5号によるものとする。
- 六 「指示」は第1章第2条第6号によるものとする。
- 七 「協議」は第1章第2条第7号によるものとする。
- 八 「報告」は第1章第2条第8号によるものとする。
- 九 「調査」は第1章第2条第9号によるものとする。
- 十 「調査書等の作成」は第1章第2条第10号によるものとする。
- 十一 「基準」は第1章第2条第11号によるものとする。
- 十二 「運用方針」は、第1章第2条第12号によるものとする。
- 十三 「取扱」は第1章第2条第13号によるものとする。
- 十四 「精度監理」は第1章第2条第14号によるものとする。

（基本的処理方針）

第141条 基本的処理方針は第1章第3条によるものとする。

（用地調査等の区分）

第142条 用地調査等の区分は第1章第4条によるものとする。

（業務従事者）

第143条 業務従事者は第1章第5条によるものとする。

第2節 用地調査等の基本的処理方法

（用地調査等の基本的処理方法）

第144条 用地調査等の基本的処理方法は第2章第6条～第24条によるものとする。

第3節 権利調査

1. 調査

(調 査)

第145条 調査は第3章第25条～第30条の2によるものとする。

2. 調査書等の作成

(調査書等の作成)

第146条 調査書等の作成は第3章第31条～第32条によるものとする。

3. 登記資料収集整理等

(登記資料収集整理)

第147条 登記資料収集整理とは、土地等の取得又は権利設定等に伴い、不動産登記法等で規定する登記に必要な資料等の収集整理を行うことをいう。

(地積測量図等の作成)

第148条 取得等の区域内の土地が一筆の土地の一部であるため、分筆を必要とする場合又は地積の更正等を必要と認められる場合には、地積測量図及び土地所在図を作成するものとする。

(協 議)

第149条 受注者は、本章第149条で規定する資料等の収集整理に当たり、管轄登記所等との折衝の結果、その処理に困難なものがある場合には、監督職員と協議し、指示を受けるものとする。

(責 務)

第150条 受注者は、発注者が土地等の取得又は権利設定等について、管轄登記所等に対し嘱託書を提出し、登記済証書の交付されるまでの間、発注者を補助するものとする。

第4節 用地測量

(用地測量)

第151条 用地測量は第4章第33条～第45条によるものとする。

第5節 土地評価

(土地評価)

第152条 土地評価は第5章第46条～第51条によるものとする。

第6節 建物等の調査

1. 調査

(建物等の調査)

第153条 建物等の調査は第6章第52条～第63条によるものとする。

2. 調査書等の作成

(調査書等の作成)

第154条 調査書等の作成は第6章第64条～第74条によるものとする。

3. 算定

(算定)

第155条 算定は第6章第75条～第86条によるものとする。

第7節 営業その他の調査

(営業その他の調査)

第156条 営業その他の調査は第7章第87条～第92条によるものとする。

第8節 消費税等調査

(消費税等調査)

第157条 消費税等調査等は第8章第93条～第95条によるものとする。

第9節 予備調査

1. 調査

(調査)

第158条 調査は第9章第96条～第100条によるものとする。

2. 調査書等の作成

(調査書等の作成)

第159条 調査書等の作成は第9章第101条～第104条によるものとする。

3. 算定

(補償概算額の算定)

第160条 補償概算額の算定は第9章第105条によるものとする。

第10節 移転工法案の検討

1. 調査

(調査)

第161条 調査は第10章第106条～第108条によるものとする。

2. 調査書等の作成

(調査書等の作成)

第162条 調査書等の作成は第10章第109条～第111条によるものとする。

第11節 再算定業務

(再算定業務)

第163条 再算定業務は第11章第112条～第113条によるものとする。

第12節 補償説明

(補償説明)

第164条 補償説明は第12章第114条～第120条によるものとする。

第13節 事業認定申請図書等の作成

(事業認定申請図書等の作成)

第165条 事業認定申請図書等の作成は第13章第121条～第134条によるものとする。

第14節 環境調査

(環境調査)

第166条 環境調査とは、騒音、振動及び井戸の調査をいう。

(調査の方法)

第167条 前条の調査は、別記7の環境調査要領及び監督職員に指示に基づき、現地を調査し、次の各号に掲げる調査表を作成するものとする。

- (1) 騒音測定結果一覧表 (様式第33号)
- (2) 振動測定結果一覧表 (様式第34号)
- (3) 井戸調査表 (様式第35号)

第15節 保安林解除等申請図書の作成

(保安林解除等申請図書の作成)

第168条 保安林解除等申請図書の作成とは、保安林解除申請図書及び国有林野の使用申請図書の作成をいう。

2 保安林解除申請図書作成とは、森林法（昭和26年法律第249号）第27条及び同法施行規則第15条に規定する保安林解除の手続きに要する関係書面を作成することをいう。

3 国有林野の使用申請図書の作成とは、国有林野の管理経営に関する法律（昭和26年法律第2416号）第7条及び同法施行規則第14条に規定する国有林野の使用申請手続きに要する関係書面を作成することをいう。

(事業計画の説明)

第169条 保安林解除等申請書の作成に当たっては、当該保安林解除等申請に係る事業の目的、計画の概要及び申請区間等について監督職員等から説明を受けるものとする。

(現地踏査)

第170条 保安林解除等申請図書の作成に当たっては、あらかじめ、保安林解除等申請に係る現地調査を行うものとする。

(保安林解除等申請図書の作成方法)

第171条 保安林解除等申請図書は、森林法第27条及び同法施行規則第15条並びに国有林野の管理運営に関する法律第7条及び同法施行規則第14条の定めるところに従うほか、別記8の保安林解除等申請図書作成要領及び監督職員の指示により行うものとする。

第16節 写真台帳の作成

(写真台帳の作成)

第172条 写真台帳の作成は第14章第135条によるものとする。

第17節 土地調書及び物件調書の作成等

(土地調書等の作成)

第173条 土地調書等の作成は第15章第136条によるものとする。

第18節 検 証

(検 証)

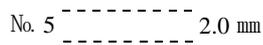
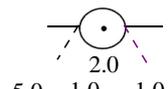
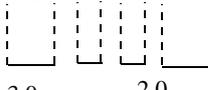
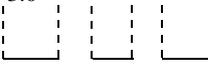
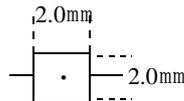
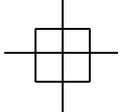
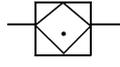
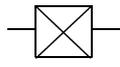
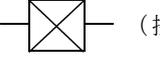
第174条 検証は第16章第137条によるものとする。

第19節 その他

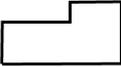
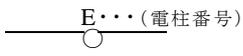
(提出書類等)

第175条 提出書類等は第17章第138条によるものとする。

用地実測図表示記号

区分	記号		記号の表示の方法又は図例
	形状及び大きさ	線幅及び線色	
中心杭	 3.0 mm	黒 0.2	字名は 4.5 mm 直立等線体で表示すること。 測量に係る土地を取得し、又は使用するに当たり、分筆を要するものであり、かつ、当該土地に左に掲げる境界標がない場合においては、当該境界に代えて当該土地のうち取得し、又は使用する部分にそれ以外の部分との境界に存する適宜の境界点と近傍の恒久的地物（幅杭を含む）との距離、角度等の位置関係を記載するものとする。
中心杭番号	No. 5  2.0 mm	黒 0.2	
用地杭及び起業地の境界	 2.0	赤 0.15	
大字の境界	 3.0 2.0	黒 0.35	
字の境界	 2.0	黒 0.35	
土地の境界		黒 0.15	
土地の境界標	 2.0mm	黒 0.15	
イ 石杭	 2.0mm	黒 0.15	
ロ コンクリート杭		黒 0.15	
ハ コンクリート杭 (土地改良)		黒 0.15	
ニ プラスチック杭 (用地境界板杭)		黒 0.15	
ホ プラスチック杭 (用地境界板杭の控)	 (控え)	黒 0.15	
へ 板杭の控杭	 H 2.0mm	黒 0.15	
ト 木杭	 W 2.0mm	黒 0.15	
チ 鋌	○ M	黒 0.15	
リ 刻印	○ P	黒 0.15	
ヌ ペイント	○ I	黒 0.15	

区 分	記 号		記号の表示の方法又は図例
	形状及び大きさ	線幅及び線色	
一筆内の異なる 権 利 の 境 界	— — — — — 0.8	緑 0.10	
一筆内の異なる 地 目 の 境 界	-----	緑 0.10	
一筆内の異なる 占 有 者 の 境 界	- - - - -	茶 0.15	
地 番	アラビア数字 左横書 字の高さ 2.0 字の間隔 2.0	黒 0.15	
同一所有者記号		黒 0.10	
所有者等の氏名	左横書 正方形直立等線体 字の大きさ 2.5 字の間隔 1.0 やむを得ないときは 縦書とする。	黒 0.15	
地 目	字の大きさ 2.5 字の間隔 2.5 以内	黒 0.15	
三斜線 (底辺)	— - — - -	赤 0.10	
〃 (垂線)	- - - - -	赤 0.10	
流 水 の 方 向	—————>	青 0.10	

区 分	記 号		記号の表示の方法又は図例
	形状及び大きさ	線幅及び線色	
建 物、工 作 物			
木 造		橙 0.15 ~ 0.35	外壁は実線、屋根等は点線
非 木 造		橙 0.35	外壁は実線、屋根等は点線
主要構造物・ 地形		茶 0.15 ~ 0.35	
配 電 線 路		茶 0.15	柱の正位置を表示する
送 電 線 路		茶 0.15	外枠は支持物の敷地の実測 内枠は支持物の基礎を表示
通 信 線 路		1.5 茶 0.15	柱の正位置に表示する
鉄 道・軌 道		1.5 茶 0.15	
そ の 他		1.5 茶 0.15	
井 戸		2.0 茶 0.15	
肥 料 槽		2.0 茶 0.15	
貯 水 槽		2.0 茶 0.15	

区 分	記 号		記号の表示の方法又は図例																												
	形状及び大きさ	線幅及び線色																													
業 務 名	縦 6.5 cm	黒	<table border="1"> <tr> <td>業 務 名</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>箇 所 名</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>縮 尺</td> <td></td> <td>図面番号</td> <td></td> </tr> <tr> <td>測量年月日</td> <td>平成</td> <td>年</td> <td>月 日</td> </tr> <tr> <td>受 注 者</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>調査者</td> <td>計算者</td> <td>検査者</td> <td>照合者</td> </tr> <tr> <td>印</td> <td>印</td> <td>印</td> <td>印</td> </tr> </table>	業 務 名				箇 所 名				縮 尺		図面番号		測量年月日	平成	年	月 日	受 注 者				調査者	計算者	検査者	照合者	印	印	印	印
業 務 名																															
箇 所 名																															
縮 尺		図面番号																													
測量年月日	平成	年		月 日																											
受 注 者																															
調査者	計算者	検査者		照合者																											
印	印	印		印																											
箇 所 名																															
測 量 年 月 日																															
縮 尺	横 10.0 cm																														
受 注 者 等																															

様式第1号

貸与品等引渡通知書

年 月 日

殿

住所

氏名

㊟

下記のとおり貸与品等を引渡します。

業務名			契約年月日	年 月 日
品 目	規 格	単 位	数 量	備 考

(日本工業規格A4)

貸与品等受領書

年 月 日

殿

受注者 住 所
氏 名
主任技術者

ⓐ

ⓑ

下記のとおり貸与品等を受領しました。

業 務 名				契約年月日	年 月 日	
品 目	規 格	単 位	数 量			備 考
			前回まで	今 回	累 計	
						月 日から 月 日までの今回受領分

(日本工業規格A4)

貸与品等精算書

年 月 日

殿

受注者 住 所
氏 名 ⑩
主任技術者 ⑩

下記のとおり貸与品等を精算します。

業 務 名				契 約 年 月 日	年 月 日	
品 目	規 格	単 位	数 量			備 考
			貸 与 数 量	使 用 数 量	残 数 量	
主任監督員 証 明 欄	上記精算について調査したところ事実と相違ない ことを証明する。 年 月 日 (官職氏名) ⑩					物 品 管 理 簿 登 記
						年 月 日

(日本工業規格A4)

貸 与 品 等 返 納 書

年 月 日

殿

受注者 住 所
氏 名
主任技術者

㊟

㊟

下記のとおり貸与品等の使用残を返納します。

業 務 名			契約年月日	年 月 日
品 目	規 格	単 位	数 量	備 考

(日本工業規格 A 4)

年 月 日

殿

受注者 住 所
氏 名 ⑩
主任技術者 ⑩

障 害 物 伐 除 報 告 書

年 月 日契約の ⑩ のため、障害物を伐除したの
で用地調査等共通仕様書第 1 2 条第 2 項の規定に基づき、別紙調査表を添えて報告します。

(注) 1 別紙調査表は、立竹木調査表等に準じて作成するものとする。

(日本工業規格 A 4)

用地調査等業務日報

期 日	年 月 日		
施 行 期 間	自	年 月 日	
	至	年 月 日	
業 務 の 名 称			
調 査 等 の 箇 所			
業務及びその内容			
その他必要事項			
主任監督員	監 督 員	主任技術者	担 当 者

(日本工業規格 A 4)

土地の登記記録調査表（一覧）

整理 番号	表 題 部				権 利 部			備 考
					甲 区		乙 区	
	所 在	地 番	地 目	地 積 m ²	所有者	住 所	有 無	

（日本工業規格A4）

土 地 調 査 表

整理 番号	
----------	--

登記事項証明書				分 割 の 部	用 地		土地の登記記録 調査	調 査 年 月 日	調 査 者		
表 題 部			権利部甲区欄		符 号	地 積	法人登記簿又は 商業登記簿調査				
所在地	都 府 県 郡 市						戸籍簿等調査				
	町 大字 字 村						現 況 調 査				
地 番		地 目				残 地		課 税 評 価 格			
地 積					符 号	地 積	所有権以外の権利又は仮登記等の調査				
所 有 者											
備考					現 況 調 査	地 目					地 積
戸登業 籍記登 簿簿記 等又簿 法は調 人商査					その他土地等の評価に必要な資料の調査						

(日本工業規格 A 4)

建物の登記記録調査表（一覽）

整理 番号	所在地番	表 題 部					権 利 部		備 考
		家屋 番号	種 類	構 造	床 面 積	原因及びその日付	甲 区 所 有 者	乙 区 有 無	

(日本工業規格A4)

建物の登記記録調査表

調査年月日		調査者		整理番号	
表題部（主たる建物の表示、附属建物の表示）					
所在				家屋番号	
種類		構造		床面積	
登記原因及びその日付					
所有者					
権利部甲区欄（所有権）					
登記 名義 人	氏名、名称			共有持分	
	住所、所在地				
	氏名、名称			共有持分	
	住所、所在地				
権利部乙区欄（所有権以外の権利）					
登 記 名 義 人	氏名、名称				
	住所、所在地				
	権利の種類		権利の内容		
	権利の始期		存続期間		
	氏名、名称				
	住所、所在地				
	権利の種類		権利の内容		
	権利の始期		存続期間		
仮登記、予告登記の内容					

（日本工業規格A4）

権利者調査表（土地）

調査年月日		調査者		整理番号	
権利者が法人以外	登記名義人の氏名		生年月日 死亡年月日		
	登記名義人の住所				
	相続関係			相続系統図	別紙
	相続人の氏名	生年月日 死亡年月日	被相続人との続柄	相続人の住所	
権利者が法人	法定代理人等	氏名			
		住所			
	財産管理人	氏名			
		住所			
	法人の名称				
	主たる事務所の所在地				
	法人の代表者	氏名			
		住所			
破産管財人等	氏名				
	住所				

(日本工業規格A4)

権利者調査表（建物）

調査年月日		調査者		整理番号	
権利者が法人以外	登記名義人の氏名		生年月日 死亡年月日		
	登記名義人の住所				
	相続関係			相続系統図	別紙
	相続人の氏名	生年月日 死亡年月日	被相続人との続柄	相続人の住所	
権利者が法人	法定代理人等	氏名			
		住所			
	財産管理人	氏名			
		住所			
	法人の名称				
	主たる事務所の所在地				
	法人の代表者	氏名			
		住所			
破産管財人等	氏名				
	住所				

（日本工業規格A4）

墓 地 管 理 者 調 査 表

調査年月日		調査者		整理番号	
墓地所在地					
所 有 者	墓地所有者の氏名又は名称	墓地所有者の住所又は主たる事務所の所在地			
者	代表権を有する者の氏名	代表権を有する者の住所			
管 理 者	墓地管理者の氏名又は名称	墓地管理者の住所又は主たる事務所の所在地			
	代表権を有する者の氏名	代表権を有する者の住所			
包括団体の名称及び宗教法人・非宗教法人の別					
財産処分等に関する規則					
永代使用料（入檀家志納金）に関する事項					
墓地使用（祭祀）者の氏名			墓地使用（祭祀）者の氏名		
【 備 考 】					

(日本工業規格A4)

様式第10号の2

墓地使用（祭祀）者調査表

		調査年月日		調査者		整理番号	
墓地の所在地							
墓地使用（祭祀）者の氏名		墓地使用（祭祀）者の住所					
受任者又は承継人の氏名		受任者又は承継人の住所			原因		
墓地使用（祭祀）者単位の霊数							
番号	法名（戒名）	俗名	性別	享年	死亡年月日	火葬、土葬の区分	

（日本工業規格A4）

年 月 日

殿

土地所有者
 住 所
 氏 名 ⑩
 関 係 人
 住 所
 氏 名 ⑩
 住 所
 氏 名 ⑩
 ”
 ”

土 地 境 界 確 認 書

起業 工事用地の測量のため下記記載
 の土地の境界について、私共が現場で立ち会いのうえ、確認いたしました。

記

都 市 町
 区
 県 郡 村

対 象 地					対象地に対する隣接地					摘要
大字	字	地番	地目	公簿地積	大字	字	地番	地目	関係人	

(日本工業規格 A 4)

(注) 用地実測図の該当地番部分を任意の大きさに複写し綴じ合わせ、関連する権利者全員から
 割印を求めること。押印を求める印鑑は原則として実印とする。

土 地 調 査 書

基礎調査及び資料調査に関する事項	① 嘱託地の所在地番						
	② 登記の目的	<input type="checkbox"/> 分筆 <input type="checkbox"/> 地積更正 <input type="checkbox"/> 地目変更 <input type="checkbox"/> 地図訂正 <input type="checkbox"/> その他()					
	③ 登記所備付地図の有無・種類・縮尺・精度区分	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 14条1項	<input type="checkbox"/> 地籍図 <input type="checkbox"/> 土地改良図 <input type="checkbox"/> 区画整理図			
			<input type="checkbox"/> 14条4項	<input type="checkbox"/> 旧土地台帳附属地図 <input type="checkbox"/> その他()			
		縮尺	<input type="checkbox"/> 1/250 <input type="checkbox"/> 1/500 <input type="checkbox"/> 1/600 <input type="checkbox"/> 1/1000 <input type="checkbox"/> 縮尺不明				
	精度区分	<input type="checkbox"/> 甲1 <input type="checkbox"/> 甲2 <input type="checkbox"/> 甲3 <input type="checkbox"/> 乙1 <input type="checkbox"/> 乙2 <input type="checkbox"/> 乙3 <input type="checkbox"/> 精度区分無し					
	④ 登記所以外の資料又は、地図のない地域においては嘱託地の所在・位置・形状の確認方法	参考資料					
⑤ 嘱託地備付測量図の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	作成年月日					
⑥ 所在・位置・形状の確認方法							
⑦ 嘱託地の利用状況等	現況地目		外観, 利用状況				
	原因及び日付の調査						
地積の測量方法に関する事項	⑧ 基本三角点等からの測量	符号及び名称, 既知点・新点の別, 標識, 恒久的地物の種類, データ種別, 座標系, 変換方法, 使用機器, 観測の方法, 精度管理, 測量年月日等					
	⑨ 筆界点測量	使用機器					
		観測の方法					
		既設境界標					
		新設境界標					
測量者				測量年月日			
⑩ 誤差の許容限度	地域区分	<input type="checkbox"/> 市街地(甲2まで) <input type="checkbox"/> 村落・農耕地(乙1まで) <input type="checkbox"/> 山林・原野(乙3まで)					
	精度区分	<input type="checkbox"/> 甲1 <input type="checkbox"/> 甲2 <input type="checkbox"/> 甲3 <input type="checkbox"/> 乙1 <input type="checkbox"/> 乙2 <input type="checkbox"/> 乙3					
	地積更正の必要性	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	地図訂正の必要性	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	その他		
	特記事項						

嘱託地の特定及び筆界確認方法に関する事項

⑪ 嘱託地筆界確認等	地 図 照 合	<input type="checkbox"/> 符合 <input type="checkbox"/> 不符合	備付測量図の有無及び照合結果	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 符合 <input type="checkbox"/> 不符合 <input type="checkbox"/> 無
	登記名義人氏名		立会者の住所氏名	
	立会者資格		本人確認の方法	
	立会年月日		調査担当者職氏名	
	筆界の確認方法			

ア	地番	地 図 照 合	<input type="checkbox"/> 符合 <input type="checkbox"/> 不符合	備付測量図の有無及び照合結果	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 符合 <input type="checkbox"/> 不符合 <input type="checkbox"/> 無
	境界標の状況	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	既設境界標 () 点 新設境界標 () 点	備付測量図作成年月日	
	登記名義人氏名		立会者の住所氏名		
	立会者資格		本人確認の方法		
	立会年月日		調査担当者職氏名		
	登記名義人以外が立会者である場合の立会権限				
	筆界確認の方法等(具体的に)				

イ	地番	地 図 照 合	<input type="checkbox"/> 符合 <input type="checkbox"/> 不符合	備付測量図の有無及び照合結果	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 符合 <input type="checkbox"/> 不符合 <input type="checkbox"/> 無
	境界標の状況	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	既設境界標 () 点 新設境界標 () 点	備付測量図作成年月日	
	登記名義人氏名		立会者の住所氏名		
	立会者資格		本人確認の方法		
	立会年月日		調査担当者職氏名		
	登記名義人以外が立会者である場合の立会権限				
	筆界確認の方法等(具体的に)				

ウ	地番	地 図 照 合	<input type="checkbox"/> 符合 <input type="checkbox"/> 不符合	備付測量図の有無及び照合結果	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 符合 <input type="checkbox"/> 不符合 <input type="checkbox"/> 無
	境界標の状況	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	既設境界標 () 点 新設境界標 () 点	備付測量図作成年月日	
	登記名義人氏名		立会者の住所氏名		
	立会者資格		本人確認の方法		
	立会年月日		調査担当者職氏名		
	登記名義人以外が立会者である場合の立会権限				
	筆界確認の方法等(具体的に)				

嘱託地の特定及び筆界確認方法に関する事項

⑫ 隣接地の筆界確認等

エ	地番	地 図 照 合	<input type="checkbox"/> 符合 <input type="checkbox"/> 不符合	備付測量図の有無及び照合結果	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 符合 <input type="checkbox"/> 不符合 <input type="checkbox"/> 無
	境界標の状況	<input type="checkbox"/> 有 既設境界標 () 点 <input type="checkbox"/> 無 新設境界標 () 点		備付測量図作成年月日	
	登記名義人氏名		立会者の住所氏名		
	立会者資格		本人確認の方法		
	立会年月日			調査担当者職氏名	
	登記名義人以外が立会者である場合の立会権限				
	筆界確認の方法等(具体的に)				
オ	地番	地 図 照 合	<input type="checkbox"/> 符合 <input type="checkbox"/> 不符合	備付測量図の有無及び照合結果	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 符合 <input type="checkbox"/> 不符合 <input type="checkbox"/> 無
	境界標の状況	<input type="checkbox"/> 有 既設境界標 () 点 <input type="checkbox"/> 無 新設境界標 () 点		備付測量図作成年月日	
	登記名義人氏名		立会者の住所氏名		
	立会者資格		本人確認の方法		
	立会年月日			調査担当者職氏名	
	登記名義人以外が立会者である場合の立会権限				
	筆界確認の方法等(具体的に)				
カ	地番	地 図 照 合	<input type="checkbox"/> 符合 <input type="checkbox"/> 不符合	備付測量図の有無及び照合結果	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 符合 <input type="checkbox"/> 不符合 <input type="checkbox"/> 無
	境界標の状況	<input type="checkbox"/> 有 既設境界標 () 点 <input type="checkbox"/> 無 新設境界標 () 点		備付測量図作成年月日	
	登記名義人氏名		立会者の住所氏名		
	立会者資格		本人確認の方法		
	立会年月日			調査担当者職氏名	
	登記名義人以外が立会者である場合の立会権限				
	筆界確認の方法等(具体的に)				
キ	地番	地 図 照 合	<input type="checkbox"/> 符合 <input type="checkbox"/> 不符合	備付測量図の有無及び照合結果	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 符合 <input type="checkbox"/> 不符合 <input type="checkbox"/> 無
	境界標の状況	<input type="checkbox"/> 有 既設境界標 () 点 <input type="checkbox"/> 無 新設境界標 () 点		備付測量図作成年月日	
	登記名義人氏名		立会者の住所氏名		
	立会者資格		本人確認の方法		
	立会年月日			調査担当者職氏名	
	登記名義人以外が立会者である場合の立会権限				
	筆界確認の方法等(具体的に)				

⑬ 立会・調査・測量の結果における問題点及びその他参考事項

平成 年 月 日作成
上記のとおり調査した。

庁名

職名

氏名

印

調査素図

画像情報(立会風景・筆界標の状況)

アとの立会風景

アとの筆界標

画像情報(立会風景・筆界標の状況)

イとの立会風景

イとの筆界標

以下ウ・エ…も同様とする

画像情報(基本三角点等及び引照点の現地における位置の状況)

工 作 物 調 査 表

		調査者		調査年月日		整理番号	
工作物の所在地	島根県		郡	町	大字		
			市	村			
工作物の所有者	住所		氏名及び生年月日又は名称			法人を代表する者の住所及び氏名	
土地所有者	住所		氏名及び生年月日又は名称			法人を代表する者の住所及び氏名	
建物所有者	住所		氏名及び生年月日又は名称			法人を代表する者の住所及び氏名	
摘要							
字	地番	番号	種類	規模 (形状・寸法)	単位	数量	摘要

墳墓調査表

		調査者		調査年月日		整理番号					
墳墓の所在地	島根県 郡 町 大字 市 村										
墳墓の所有者	住所	氏名及び生年月日 又は名称			法人を代表する者の住所及び氏名						
墳墓の管理者	住所	氏名及び生年月日 又は名称			法人を代表する者の住所及び氏名						
土地所有者	住所	氏名及び生年月日 又は名称			法人を代表する者の住所及び氏名						
摘要											
字	地番	番号	構造 (種類)	規 形 寸 使用材料	模 状 法	埋 葬 年 月 日	遺体又は 遺骨の数	火葬 土葬 の別	単 位	数 量	摘 要

(日本工業規格A4)

立 竹 木 調 査 表

		調査者				調 査 年月日				整 理 番 号			
立竹木の所在地		島根県		郡		町		大字					
字		地 番		地 目		所有者の住所及び氏名又は名称							
摘 要													
番号	分類	種類及び品種	幹周又は胸高直径、根廻り、株廻り	樹 齢	樹 高	枝 幅	単位面積当たりの植林の本数又は栽培の本数	収穫量	管理状況	移植の適否	本数株数又は面積	単位	摘要

(日本工業規格 A 4)

計画概要表（検討資料）

整理番号		検討月日		検討者			
所在地				用途地域		建ぺい率	
土地所有者				容積率		その他	
建物所有者				家族人員		占有者	
建物の構造概要		一階面積	二階面積	三階面積	延べ面積	主たる用途	
(1)		，	，	，	，		
(2)		，	，	，	，		
(3)		，	，	，	，		
(4)		，	，	，	，		
計		，	，	，	，		
敷地面積(A)	，	事業用地率 (B)／(A)	，		特記事項		
事業用地 面積(B)	，	残地建築 可能面積	，				
残地又は建築 可能面積(C)	，	建築可能 延べ面積	，				
営 業 の 実 態							
業 種		基 本 額	収 益	円			
従 業 員 数			給 料	円			
一 か 月 の			固 定 経 費	円			
売 上			計	円			
検討結果							

(日本工業規格A4)

計 画 概 要 表

所在地				敷地面積等の確認	・ m ² 1. 残地実測図 2. 図上求積 3. その他 〔 〕	特 記 事 項		
建物所有者						用途に係る機能の		
土地所有者								
道	計画道路等							
路	敷地に接面する道路	郡 ・ 区 ・ 私 ・ m		4 2 条 2 項 年 月 日 道 路 (第 号) 道路後退距離 m	〔 〕	用途に係る機能の		
建 築 基 準 法 関 係	都市計画	区域内・区域外・市街化区域・市街化調整区域			構造に係る基礎の			
	区域・地区	第一種住専・第二種住専・住居・近隣商業・準工業・工業 工業専用・特別用途地区（ ）無指定						
		高度地区（ ）種・美観地区・風致地区第（ ）種						
	防火指定	防火・準防火・無指定			設備に係るもの			
	22条・23条指定地域	防火しなければならない範囲						
	建ぺい率	（ ）% 敷地に二以上の地域・地区のある場合（ ）%						
	角地適用	有 ・ 無 （条件）						
	容積率	（ ）% 敷地に二以上の地域・地区のある場合（ ）%						
	絶対高	有 ・ 無 （ ） m						
建築協定	有 ・ 無 （ ）							
壁面後退	有 ・ 無 （ ）							
斜 線				その他				
北側斜線 隣地斜線 道路斜線 (図示)								

注 計画道路等は、用地買収によって新設道路又は河川敷等をいう。

(日本工業規格A4)

計 画 概 要 比 較 表

項 目		A 案	B 案	C 案
敷地面積 m ² (・)	建ぺい率 (・) %	・ %	・ %	・ %
	容積率 (・) %	・ %	・ %	・ %
	建物(計画)延べ面積	・ m ²	・ m ²	・ m ²
	面積増減率	・ m ² (・ %)	・ m ² (・ %)	・ m ² (・ %)
建築基準法その他法令上の問題点				
平面計画上の メリット及びデメリット メリット=(M) デメリット=(D)	(M)			
	(D)			
総 合 判 断				
判 定				

(日本工業規格A4)

面 積 比 較 表

建物 No.	現 状 建 物			A 案			B 案			C 案			備 考
	階	室 名	面 積	階	面 積	増 減	階	面 積	増 減	階	面 積	増 減	
	1 階 床 面 積												
	2 階 床 面 積												
	3 階 床 面 積												
	4 階 床 面 積												
	建物 延べ 面積												
	面積 増減 率		①			%			%			%	

営業調査総括表(1)

調査番号		調査期間		調査担当者名								
名称		法人 個人 青・白	代表者名	住所	☎ ()							
営業種目			開業年月日		資本金							
所属 (組合・団体)名			従業員数		売場面積等							
移転対象地	営業所名		所在地									
	営業種目		製品の 許認可等		従業員数							
本支店の 関連度 (組織図)												
所得 申告 額	資料 出所先	年別	年	年	年	主な 販 売 製 造 又 造 品 目	主な 販売 製品目	主な 仕入れ先	主な 販売先	売上構成		
	税務署	円	円	円	品目					構成比 (%)		
	税務事務所											
	市町村				(軒)					(軒)		
所得 額の 計算	項目	年別	年	年	年	年	摘 要					
	総売上高		円		円		円					
	期末棚卸高											
	当期製造原価											
	当期仕入額											
	期首棚卸高											
	売買差益											
	営業費											
差引所得額												
売上 高の 概略 調査	商品の回転率によるもの (年間在庫高が平均している場合)						平均在庫高 (円) 年平均回転率 (%)					
	従業員数によるもの (従業員の数により売上高が左右される場合)						1人1か月 (又は1日) 平均売上高 (円)					
	売場面積によるもの (売場面積により売上高が左右される場合)						1か月平均 (m ²) 当たり売上高 (円)					
	客数によるもの (1人の料金又は購買額がほぼ同一の場合)						1か月 (又は1日) 平均客数 (人) 料金等 (円)					

(日本工業規格A4)

営業調査総括表(2)

販売方法等	販売方法	店舗	%	代金決済方法	現金	%	販売先	県内	%
		外交			売掛			地方	
		通信			月賦			輸出	
		その他			その他			その他	
得意先の状況		売上に占める地元固定客の割合(%)			営業の季節的変動	売上の多い時期(月～ 月) 売上の少ない時期(月～ 月)			
一般管理費・販売費等	営業費明細				営業用固定経費明細				
	科目	金額	摘要	科目	金額	摘要			
	給料・手当	円		公租公課	円				
	荷造・運賃			基本料金					
	消耗品費			減価償却費					
	水道光熱費			維持管理費					
	宣伝広告費			法定福利費					
	通信・交通費			宣伝広告費					
	接待交際費			諸組合費					
	福利厚生費								
	修繕費								
	公租公課								
その他			その他						
計			計						
営業用資産	固定資産				流動資産				
	現在価格の総額		売却・取り壊し処分・スクラップ価格の総額		現在価格の総額		売却価格の総額		
	円		円		円		円		
主な取引金融総額									
労働協約等の内容	労働協約		あり・なし						
	就業規則		あり・なし						
	雇用契約		あり・なし						
	その他								
立地条件等	立地条件								
	地域的特性								
	その他								
その他									

(日本工業規格A4)

様式第16号の3

従 業 員 調 査 表

従 業 員 氏 名	性 別	年 令	職 種	1 箇 月 の 平 均 賃 金	備 考

(日本工業規格A4)

様式第16号の4

仕 入 先 調 査 表

仕 入 先 名 称	所 在	品 名	金 額

(日本工業規格A4)

営業補償金算定表

補償項目	計算式	補償金額	備考
休業期間中の収益減少補償額		円	
得意先喪失に伴う損失補償額		円	
固定的経費の補償額		円	
休業（人件費）補償額		円	
移転広告費		円	
その他		円	
補償額合計		円	

(注) 営業廃止、営業規模縮小の補償額の算定に当たっては、本表に準じて作成すること。

(日本工業規格A4)

認 定 収 益 額 算 定 表

科 目	金 額	概 要
営業利益		
① 営業利益		
営業外利益		
② 雑収入		
③		
④ ②+③		
⑤ ①+④		
営業外費用		
⑥ 支払利息		
⑦ 割引料		
⑧ ⑥+⑦		
⑨ ⑤-⑧		
⑩ 事業税等		
⑪ ⑨+⑩		

(日本工業規格 A 4)

固 定 的 経 費 内 訳 表

科 目	認 定 金 額	摘 要	付属明細書番号

固 定 的 経 費 附 属 明 細 書

内 訳	損益計算書計上額	収益に加算できる額	固定的経費認定額	備 考

(日本工業規格A4)

固定資産の売却損補償内訳書

固 定 資 産	保 有 数	処 分 数	現 在 価 格	売 却 損 額	備 考

人 件 費 内 訳 書

氏 名	年 齢	職 種	給 与	賞 与	合 計	備 考

移 転 広 告 費 内 訳 書

項 目	単 位	員 数	単価 (円)	金額 (円)	備 考
移 転 通 知 書	枚				はがき代 印刷 諸経費
移 転 ・ 開 店 広 告 費	枚				開店 枚 閉店 枚
開 店 祝 費	人				祝費 記念品
計					

(日本工業規格A4)

損益計算書比較表

年度又は期別 項目	年 度	(%)	年 度	対前年比 (%)	年 度	対前年比 (%)	備 考
総売上高							
売上原価							
売上利益							
一般管理費及び販売費							
営業利益							
総売上対所得率							
総売上対経費率							

(日本工業規格A4)

居 住 者 調 査 表

(自家・家主)		調査者		調査 年月日		整理 番号	
住 所	島根県		郡	町	大字	字	番地
			市	村			
氏名又は名称	法人を代表する者の 氏名及び住所			電話 番号	局 番(呼)		
土地の所有者 住所・氏名							
取得年月日 (不明の時) (は推定)	年	月	日	居住年月日 (不明の時) (は推定)	年	月	日
続 柄	氏 名	生年月日		勤務先 所在地		職 業	
世 帯 主		年 月 日					
		年 月 日					
		年 月 日					
貸家・貸間を有する場合							
貸家の別 貸間	貸家所在地 貸間	借家人氏名 借間	家賃	貸家面積 貸間	権利金 敷金	契約 年月日	契約書の有無
			円	m ²	円		有・無
戸籍簿等の調査							
使用状況				住居面積			
摘 要							

居 住 者 調 査 表

(借家・借間)		調査者		調 査 年月日		整 理 番 号	
住 所	都 府 県	郡 市	区 村	町 大字 字	番 地		
氏 名 又は名称				電 話 番 号	局 番 (呼)		
続 柄	氏 名	生 年 月 日	職 業		勤務先所在地		
世帯主又は 法人を代表 する者			年 月 日				
			年 月 日				
			年 月 日				
			年 月 日				
			年 月 日				
			年 月 日				
			年 月 日				
			年 月 日				
家主氏名			家 賃	円	権 利 金 敷 金	円	
借家面積			借間面積	㎡	住居面積	㎡	
借家・借間 契約年月日	年 月 日	契約期間	年		居住又は 使用開始日	年 月 日	
					居住又は 使用期間	年 ヶ月	
確認資料 ※該当するものに○をする。		賃貸借契約書 ・ 住民票 ・ その他 ()					
<p>【備 考】 ※家賃差について、特記すべき事情がある場合は、当該欄に記載する。</p>							

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列A判縦とする。

動 産 調 査 表

		調査者		調 査 年月日		整 理 番 号	
動産所有者の住所及び氏名又は名称	郡市 町村 大字 字 番地			法人の代表する者の住所及び氏名	郡市 町村 大字 字 番地		
建物所有者の住所及び氏名又は名称	郡市 町村 大字 字 番地			代表する者の住所及び氏名	郡市 町村 大字 字 番地		
建物番号	建物の種類構造		建物延面積	常時居住積 面 積	家族人員	摘 要	
所在地	島根県 郡市 町村 大字						
字	地番	動産の 品 名	種 類	形状寸法	重量、数量 又は体積	単 位	摘 要

(日本工業規格A4)

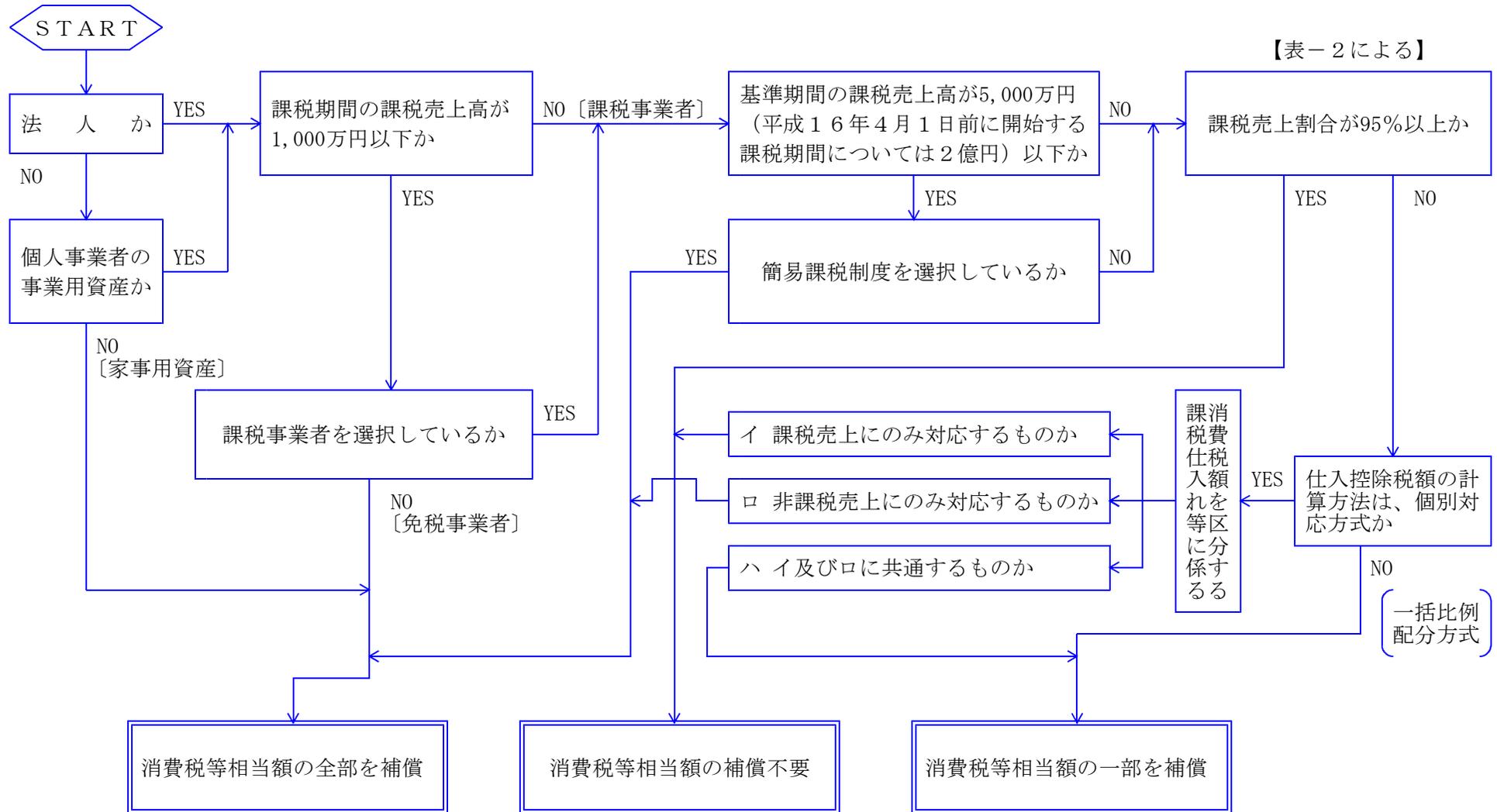
消 費 税 等 調 査 表

		調査者	印	年月日	
島根県		郡	町	大字	
		市	村		
調査対象者	住 所	島根県	郡	町	大字
		市		村	
	氏 名 又 は 法人・代表者名				
調 査 対 象 物 件 名 ・ 用 途			調 査 対 象 物 件 の 資 産 の 区 分		
			<input type="checkbox"/> 事業用資産 <input type="checkbox"/> 家事共用資産		
基準期間	年 月 日 ~ 年 月 日				
前年(個人)又は 前事業年度	年 月 日 ~ 年 月 日				
調 査 ・ 収 集 し た 資 料	<input type="checkbox"/> 前年又は前事業年度の「消費税及び地方消費税確定申告書(控)」 <input type="checkbox"/> 基準期間に対応する「消費税及び地方消費税確定申告書(控)」 <input type="checkbox"/> 基準期間に対応する「所得税又は法人税確定申告書(控)」 <input type="checkbox"/> 消費税簡易課税制度選択届出書 <input type="checkbox"/> 消費税簡易課税制度不適用届出書 <input type="checkbox"/> 消費税課税事業者選択届出書 <input type="checkbox"/> 消費税課税事業者選択不適用届出書 <input type="checkbox"/> 消費税課税事業者届出書 <input type="checkbox"/> 消費税の納税義務者でなくなった旨の届出書 <input type="checkbox"/> 法人設立届出書 <input type="checkbox"/> 個人事業の開廃業等届出書 <input type="checkbox"/> 消費税の新設法人に該当する旨の届出書 <input type="checkbox"/> その他の資料				

(注) 1 本調査表には、表-1及び表-2を添付すること。

(日本工業規格A4)

表-1



- (注) ① 消費税等相当額とは、消費税及び地方消費税相当額をいう。
 ② 上記フローは、消費税等相当額補償の要否判定の目安であるため、収集資料等により補償の要否を個別に調査・判断の上、適正に損失の補償等を算定するものとする。
 ③ 消費税等相当額の要否判定経路を朱書き等で記入するものとする。

表-2

本 則 課 税 事 業 者 関 係	資 料	前年（個人）又は全事業年度の 「消費税及び地方消費税確定申告書（控）」	<input type="checkbox"/> 有（下記へ） <input type="checkbox"/> 無	
		「消費税課税売上割合に準ずる割合の適用承認書類」の有無及び承認割合について ※本資料は補償対象物件が共用（課税・非課税資産である場合のみ収集する。	<input type="checkbox"/> 有（個別対応方式の共用資産へ） <input type="checkbox"/> 無（下記へ）	
課 税 事 業 者 関 係	補 償 用 課 税 売 上 割 合	① 課税資産の譲渡等の対価の額（税抜き）	_____ 円	
		② 資産の譲渡等の対価の額（税抜き）	_____ 円	
		③ 土地買収代金額等 （区分地上権、地役権設定代金を含む）	_____ 円	
事 業 者 関 係	補償用課税売上割合の算出	① _____ 円	=	_____ %
	① / (② + ③)	② _____ 円 + ③ _____ 円		
業 者 関 係	補償用課税売上割合の率	補償用課税売上割合率	<input type="checkbox"/> 95%以上である <input type="checkbox"/> 95%未満である（下記へ）	
	採用方式	前年又は事業年度の 「消費税及び地方消費税確定申告書(控)」	<input type="checkbox"/> 一括比例配分方式を採用している （一括比例配分方式へ） <input type="checkbox"/> 個別対応方式を採用している （個別対応方式へ）	
係	個別対応方式	補償対象物件	<input type="checkbox"/> イ 課税売上にのみ対応するもの <input type="checkbox"/> ロ 非課税売上にのみ対応するもの <input type="checkbox"/> イ及びロに共通するもの（下記へ）	
	個別対応方式の共用資産	一 部 補 償	$\text{消費税等相当額} \times (1 - \text{補償用課税売上割合又は共用資産の承認割合})$ $\text{円} \times (1 - 0. \quad) =$	
	一括比例配分方式		$\text{消費税等相当額} \times (1 - \text{補償用課税売上割合})$ $\text{円} \times (1 - 0. \quad) =$	

企 業 概 要 書

所在地					組 織 図	
名称及び 代表者名						
業 種						
製造、加工 販売等品目						
原材料、製品の 及び商品類 種						
主な仕入先 販売先					製 品 等 の 製 造 工 程 流 れ 図	
移転工法検 討上留意す べき事項						
敷地面積 (A)	㎡	事業用地積 面 (B)	㎡ (B) / (A)	%		
用途地域等の	用途地域	建ぺい率	容積率	その他		
公法上の規制						
特記事項						

移転工法（計画）案検討概要書

項 目	A 案	B 案	C 案
移転計画の概要 （建物、機械設備等の移転方法及び移転期間）			
移転計画の特長 （メリット）			
移 転 計 画 の 問 題 点 （デメリット）			
移転費用概算額			
総 合 判 断			

（日本工業規格A4）

移転工法（計画）各案の比較表

項 目	A 案	B 案	C 案
移転対象建物の 範囲及び移転の 方法 （補償建物の棟 数面積、概算 額、その他）			
主たる工作物（ 機械設備等）の 移転範囲及び方 法 （機種名、概算 額、その他）			
敷地内の動線 （駐車場、緑地、 原料、製品等の 置場面積）の確 保状況			
営業補償等に係 るもの （休業する部門 補償概算額、そ の他）			

（日本工業規格 A 4）

補 償 説 明 記 録 簿

説明場所					
説明年月日		平成	年	月	日
		時 間	自	至	
出席者	説明者				
	相手方				
説明内容及び質疑					
特記事項					
主任監督員		監督員		主任技術者	
Ⓜ		Ⓜ		Ⓜ	

(日本工業規格 A 4)

様式第 2 2 号

土 地 調 書

島根県が施行する

工事のために必要な土地について下記のとおり調書を作成する。

年 月 日

事務所長

印

下記記載事項に誤りがないことを確認する。

年 月 日

土地所有者住所

氏名又は名称

印

年 月 日

関係人住所

氏名又は名称

印

記

島根県 郡 町 地内
市 村

大字	字	地番	公 簿		取得し、又は使用しようとする土地		所有権以外の権利のうち用益物権等		所有権以外の権利のうち担保物権等		摘 要
			地 目	地 積	現 況 地 目	面 積	種 類	権 利 者 の 名 氏	種 類	権 利 者 の 名 氏	

(日本工業規格 A 4)

様式第 2 3 号

物 件 調 書

島根県が施行する
 とおり調書を作成する。

取得
 工事のため、移転の対象となる物件について、下記の
 使用

年 月 日

事務所長 印

下記記載事項に誤りがないことを確認する。

年 月 日 物件所有者住所
 氏名又は名称 印

年 月 日 関係人 住所
 氏名又は名称 印

記

島根県 郡 町 地内
 市 村

大字	字	地番	種類	形状 寸法	単位	数量	所有権以外の権 利の種類	関係人の 氏名	土地所有 者の氏名	移転義務 の有無	摘 要

(日本工業規格 A 4)

平成 年 月 日

発 注 者

殿

受注者 住所
氏名

㊟

業 務 着 手 通 知 書

業務の名称			
道川港線		契 約	平成 年 月 日
業務場所	市 町 郡 村 大字	契 約 上 の	着手 平成 年 月 日
業務委託料		工 期	完了 平成 年 月 日

上記業務は、平成 年 月 日に着手しましたので通知します。

(日本工業規格 A 4)

監督職員指示書

総括監督員	主任監督員	監督員

業 務 に 関 す る 指 示 書		
業 務 名	道 川 港 名	業 務 場 所
指 示 事 項		
	添付図 葉 上記項目のとおり指示します。	
		監督職員 氏名 印
上記指示事項について承諾しました。 平成 年 月 日	受注者 (会社名)	
	主任技術者	印

(日本工業規格 A 4)

監督職員指示書

契約担当者報告（要、否）		
総括監督員	主任監督員	監督員

業 務 に 関 す る 指 示 書		
業 務 名	道 川 港 名	業 務 位 置
		市 町 郡 村
指 示 事 項		
	添付図 葉 上記項目のとおり指示します。	
平成 年 月 日	監督職員 氏名	印
上記指示事項について承諾しました。 平成 年 月 日	受注者 (会社名)	
	主任技術者	印

(日本工業規格 A 4)

業務に関する承諾・協議・通知

総括監督員	主任監督員	監督員

業務に関する（承諾・協議・通知）			
業 務 名		受 注 者	
道 川 港 名		管理技術者	印
業 務 場 所	市 町 郡 村	主任技術者	印
承 諾 ・ 協 議 ・ 通 知 事 項			
			添付図 葉
上記事項を下記条件を付して（承諾・協議・通知）する。			
件			
平成 年 月 日			
			監督職員 氏 名 印

（日本工業規格 A 4）

業 務 に 関 す る 承 諾 ・ 協 議 ・ 通 知

契約担当者報告（要、否）		
総括監督員	主任監督員	監督員

業務に関する（承諾・協議・通知）			
業 務 名		受 注 者	
道 川 港 名		管理技術者	印
業 務 場 所	市 町 村 郡	主任技術者	印
承 諾 ・ 協 議 ・ 通 知 事 項	<div style="border-top: 1px dashed black; border-bottom: 1px dashed black; height: 40px;"></div> <div style="border-top: 1px dashed black; border-bottom: 1px dashed black; height: 40px;"></div> <div style="border-top: 1px dashed black; border-bottom: 1px dashed black; height: 40px;"></div> <div style="border-top: 1px dashed black; border-bottom: 1px dashed black; height: 40px;"></div> <div style="border-top: 1px dashed black; border-bottom: 1px dashed black; height: 40px;"></div> <div style="border-top: 1px dashed black; border-bottom: 1px dashed black; height: 40px;"></div> <div style="border-top: 1px dashed black; border-bottom: 1px dashed black; height: 40px;"></div> <div style="border-top: 1px dashed black; border-bottom: 1px dashed black; height: 40px;"></div> <div style="border-top: 1px dashed black; border-bottom: 1px dashed black; height: 40px;"></div> <div style="border-top: 1px dashed black; border-bottom: 1px dashed black; height: 40px;"></div> <div style="border-top: 1px dashed black; border-bottom: 1px dashed black; height: 40px;"></div> <div style="border-top: 1px dashed black; border-bottom: 1px dashed black; height: 40px;"></div>		
	添付図 葉		
上記事項を下記条件を付して（承諾・協議・通知）する。			
条 件	<div style="border-top: 1px dashed black; border-bottom: 1px dashed black; height: 40px;"></div> <div style="border-top: 1px dashed black; border-bottom: 1px dashed black; height: 40px;"></div> <div style="border-top: 1px dashed black; border-bottom: 1px dashed black; height: 40px;"></div> <div style="border-top: 1px dashed black; border-bottom: 1px dashed black; height: 40px;"></div> <div style="border-top: 1px dashed black; border-bottom: 1px dashed black; height: 40px;"></div> <div style="border-top: 1px dashed black; border-bottom: 1px dashed black; height: 40px;"></div>		
	平成 年 月 日 <div style="text-align: right; padding-right: 50px;">監督職員 氏 名</div> <div style="text-align: right;">印</div>		

（日本工業規格 A 4）

様式第 27 号

用地調査等業務の施行に関する協議書 年 月 日					
業務の名称					
協 議 事 項					
摘 要					
上記事項について協議します。 年 月 日		総括監督員	印	主任担当者	印
		主任監督員	印	担当技術者	印
		監督員	印		

(注) 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 判縦とする。

主任技術者変更通知書

平成 年 月 日

発注者

殿

住所
受注者
氏名 印

次のとおり主任技術者を変更しましたので経歴書を添えて通知します。

業務の名称		
業務の場所		市 町 大字 地内 郡 村
旧	氏 名	
新	氏 名	
	生 年 月 日	
	経 験 年 数	
	法 定 資 格 等	

- (注) 1. 法定資格欄には、技術士・測量士・建築士等を記入のこと。
2. 主任技術者経歴書とともに監督職員に提出する。

(日本工業規格 A 4)

主任技術者経歴書

1. 氏 名

2. 生年月日

年 月 日 生

3. 現住所

4. 最終学歴

学校名（専攻）

年 月 日 卒業

5. 取得資格等

資格名、番号

取得年月日

年 月 日 取得

(以下列記)

6. 職歴

(業務経歴)

年 月 日～ 年 月 日

(以下列記)

以上のとおり相違ありません。

平成 年 月 日

氏名

印

- 備考
1. 取得資格等については、資格証又は認定証の写し及び在籍証明書を添付すること。
 2. 職歴については、担当した業務名、発注者、期間及び役割について業務経歴を記入すること。

(日本工業規格 A 4)

様式 30 号

所 長	総括監督員	主任監督員	監 督 員

平成 年 月 日

発注者

殿

住所
受注者
氏名

印

作 業（ 業 務 ） 計 画 書

業務の名称

上記業務について、別紙のとおり作業（業務）計画書を提出します。

（規格 A 4）

平成 年 月 日

発注者

殿

住所
受注者
氏名

印

業 務 完 了 通 知 書

業務の名称	
履行期限	平成 年 月 日
完了年月日	平成 年 月 日

上記のとおり完了しましたので通知します。
なお、成果品一覧表のとおりです。

- (注) 1. 業務完了の日、監督員に提出する。
2. 履行期限は契約書に記載された履行期限とする。
3. 完了年月日は実際に完了した年月日とする。

(日本工業規格 A 4)

平成 年 月 日

発注者

殿

住所
受注者
氏名 印

身分証明書発行申請書

下記により受注しました業務について、土地等の立ち入りに携帯する身分証明書の発行を受けたいので、現場作業従事者の名簿を添えて申請します。

業務の名称		
契約年月日		
作業期間	着手年月日	
	完了年月日	
業務場所		
氏名		
住所		
生年月日		
所属・職名		

(注) 1. 名簿は次紙等を使用すること。

(日本工業規格 A 4)

騒音測定結果一覧表

No. _____

項 目							測定箇所平面図	
調査件名							測定箇所平面図	
調査箇所								
調査年月日								
測定計器名								
測定者氏名								
測定時間			気象条件					主要騒音原因
	発生源から 10m	発生源から 30m	天候	気温	風向	風力		
8時（分から分）								
9時（分から分）								
10時（分から分）								
11時（分から分）								
12時（分から分）								
13時（分から分）								
14時（分から分）								
15時（分から分）								
16時（分から分）								
17時（分から分）								
備 考								

振動測定結果一覧表

No. _____

項 目	記 事							測 定 箇 所 平 面 図	
調 査 件 名								測 定 箇 所 平 面 図	
調 査 箇 所									
調 査 年 月 日									
測 定 計 器 名									
測 定 者 氏 名									
測 定 時 間	測定点平均値			気象条件					主要振動原因
	発生源	発生源から 10m	発生源から 40m	天候	気温	風向	風力		
8時 (分から 分)									
9時 (分から 分)									
10時 (分から 分)									
11時 (分から 分)									
12時 (分から 分)									
13時 (分から 分)									
14時 (分から 分)									
15時 (分から 分)									
16時 (分から 分)									
17時 (分から 分)									
振 動 の 方 向	鉛直動 (Z)								
備 考									

井戸調査表

井戸 No.	所在地	使用者	使用目的		規格 (径×深)	水面調査		調査番号	備考
			飲料	他		調査年月日	水面高 (水位)		

2. 別記1 木造建物調査積算要領

木造建物調査積算要領

第1章 総 則

(適用範囲)

第1条 この要領は、建物等及び立竹木並びに動産調査要領第2条第1項に掲げる木造建物に該当する建物の推定再建築費の調査積算に適用するものとする。

(木造建物の区分)

第2条 調査算定に当たり、木造建物は、次表のとおり区分する。

建物区分	判 断 基 準
木造建物〔Ⅰ〕	土台、柱、梁、小屋組等の主要な構造部に木材を使用し、軸組（在来）工法により建築されている専用住宅、共同住宅、店舗、事務所、工場、倉庫等の建物で主要な構造部の形状・材種、間取り等が一般的と判断される平屋建又は2階建の建物
木造建物〔Ⅱ〕	土台、柱、梁、小屋組等の主要な構造部に木材を使用し、軸組（在来）工法により建築されている劇場、映画館、公衆浴場、体育館等で、主要な構造部の形状・材種、間取り等が一般的でなく、木造建物〔Ⅰ〕に含まれないと判断されるもの又は3階建の建物
木造建物〔Ⅲ〕	土台、柱、梁、小屋組等の主要な構造部に木材を使用し、ツーバイフォー工法又はプレハブ工法等軸組（在来）工法以外の工法により建築された建物
木造特殊建物	土台、柱、梁、小屋組等の主要な構造部に木材を使用し、軸組（在来）工法により建築されている神社、仏閣、教会堂、茶室、土蔵造等の建物で建築に特殊な技能を必要とするもの又は歴史的価値を有する建物

注）建築設備及び建物附随工作物（テラス、ベランダ等建物と一体として施工され、建物の効用に寄与しているもの）は、建物の調査に含めて行うものとし、この場合の

「建築設備」とは、建物と一体となって、建物の効用を全うするために設けられているおおむね次に掲げるものをいう。

- (1) 電気設備（電灯設備、動力設備、受・変電設備等）
 - (2) 通信・情報設備（電話設備、電気時計・放送設備、インターホン設備、表示設備、テレビジョン共同受信設備等）
 - (3) ガス設備
 - (4) 給・排水、衛生設備
 - (5) 空調（冷暖房・換気）設備
 - (6) 消火設備（火災報知器、スプリンクラー等）
 - (7) 排煙設備
 - (8) 汚物処理設備
 - (9) 煙突
 - (10) 運搬設備（昇降機、エスカレーター等。ただし工場、倉庫等の搬送設備を除く。）
 - (11) 避雷針
- 2 木造建物〔Ⅰ〕の推定再建築費の調査積算については、第2章及び第3章に定めるところによる。ただし、対象となる建物の構造、形状、材種等から判断して、この要領を適用することが妥当でないと認められるときの調査積算は、木造建物〔Ⅰ〕以外の木造建物として扱うものとする。
- 3 木造建物〔Ⅱ〕、木造建物〔Ⅲ〕及び木造特殊建物の推定再建築費の調査については、第2章の規定を準用して行うほか、推定再建築費用の積算が可能となるよう行うものとし、積算については、第3章の規定を準用して行うものとする。

第2章 調 査

（所在地等の調査）

第3条 建物の調査を行うに当たっては、あらかじめ、次の事項について調査を行うものとする。

- 一 建物の所在地
- 二 建物所有者の氏名又は名称（代表者の氏名）、住所又は所在地及び電話番号
- 三 建築年月
- 四 構造及び用途

（調査の方法）

第4条 建物調査は、建物平面等のほか第7条から第19条までに定める建物の部位ごとに区分して行うものとする。

- 2 不可視部分の調査は、既存図が入手できる場合にはこれを利用することができるものとする。この場合において、可能な範囲内で写しを入手するものとする。また、既存図が入手できない場合には建物所有者、設計者又は施工者からこれらの状況を聴取する等の方法により調査を行うものとする。ただし、既存図が入手できる場合でも当該建物と

既存図の間に相違があると認められる場合には、既存図が入手できない場合の調査を行い補正するものとする。

(平面の調査)

第5条 建物平面の調査は、建物の階層ごとの平面図を作成するために必要な次の各号に係るものについて行うものとする。

- 一 間取り、寸法及び各室の名称
- 二 柱及び壁の位置
- 三 床の間及び押入れ等の位置
- 四 開口部（引違い戸、開戸、開口等別）の位置
- 五 その他必要な事項

2 建物の各室の平面の寸法は、柱の中心間の長さによるものとする。

(仮設の調査)

第6条 仮設に係る調査は、次の事項について行うものとする。

- 一 1階の外壁の面数（出幅が45センチメートル以内の出窓の面数は除く。）
- 二 シート張りの要否（都市計画法の指定区域、周辺の状況等）

(基礎の調査)

第7条 基礎に係る調査は、次の事項について行うものとする。

- 一 基礎の種類
- 二 布基礎の基礎天端幅及び地上高（地盤面から基礎天端までの高さとする。以下同じ。）
- 三 多雪区域等の高床式基礎の形状寸法
- 四 べた基礎の基礎立上部分の天端幅、地上高、底盤部分の施工面積及び形状寸法
- 五 独立基礎、玉石基礎の形状寸法及び数量
- 六 床下防湿コンクリートの施工面積及び形状寸法
- 七 傾斜地に建築されている建物で車庫等に利用されている半地下式の基礎又は松杭若しくはコンクリート杭等で補強している建物の基礎の形状寸法及びその他必要な事項
- 八 束立てを施工してある部分の面積（用途区分が専用住宅であるときを除く。）
- 九 玄関、浴室等直接コンクリートが打設されている部分の施工面積及び形状寸法
- 十 仕上げ
- 十一 その他必要な事項

(軸部の調査)

第8条 軸部に係る調査は、次の事項について行うものとする。

- 一 柱径（最も多く使用されている柱とする。）
- 二 柱長（1階及び2階の別）
- 三 柱の材種、品等及びこれらの分布
- 四 その他必要な事項

(屋根の調査)

第9条 屋根に係る調査は、次の事項について行うものとする。

- 一 屋根形状（切妻、寄棟、入母屋等）
- 二 軒出及び傍軒出
- 三 屋根勾配
- 四 仕上材種

(外壁の調査)

第10条 外壁に係る調査は、次の事項について行うものとする。

- 一 各階の外壁周長
外壁周長は、柱の中心間で測定する。
- 二 各階の壁高
1階の壁高は、外壁の施工されている下端から軒（敷）桁又は胴差し（2階梁）の上端までとし、2階の壁高は、胴差し（2階梁）の上端から軒（敷）桁の上端までとする。
なお、屋根の形状が片流れの場合は、両壁高の平均値とする。
- 三 屋根の形状が切妻の場合は、梁間及び妻高
妻面積の算出が可能な調査とする。
- 四 仕上材種
- 五 軒天井が仕上施工されている場合は、その位置及び仕上材種
- 六 その他面積の算出に必要な事項

(内壁の調査)

第11条 内壁に係る調査は、次の事項について行うものとする。

- 一 各室の天井高
- 二 仕上材種が腰壁等と異なる場合には、仕上材ごとの高さ等
- 三 仕上材種

(床の調査)

第12条 床に係る調査は、次の事項について行うものとする。

- 一 各室の仕上材種
- 二 畳の材種及び数量（帖数）

(天井の調査)

第13条 天井に係る調査は、次の事項について行うものとする。

- 一 各室の天井の種類（竿縁、底目地、舟底、打上げ等）
- 二 各室の仕上材種
- 三 その他面積の算出に必要な事項

(開口部〔金属製建具〕の調査)

第14条 金属製建具に係る調査は、次の事項について行うものとする。

- 一 サッシュ窓
 - ア 設置位置
 - イ 種類（引違い、両開き、片開き、ルーバー、固定式等）
 - ウ 材質
 - エ 規格寸法
 - オ 面格子の有無
 - カ 雨戸の有無及び鏡板の有無
- 二 玄関・勝手口等のドア
 - ア 設置位置
 - イ 種類、材質及び規格寸法
- 三 手摺等
 - ア 設置位置
 - イ 種類、材質及び規格寸法
- 四 その他必要な事項

（開口部〔木製建具〕の調査）

第15条 木製建具に係る調査は、次の事項について行うものとする。

- 一 設置位置
- 二 種類及び規格寸法
- 三 材質
- 四 面格子の有無
- 五 雨戸の有無
- 六 その他必要な事項

（造作の調査）

第16条 造作に係る調査は、次の事項について行うものとする。

- 一 種類（床の間、書院、床脇、欄間、造付けタンス、階段、手摺、押入れ、造付け下駄箱、床下収納庫、堀りこたつ、霧除庇等。ただし、軸部工事に係る木材材積量に含まれる構造部材を除く。）
- 二 形状寸法
- 三 数量
- 四 その他必要な事項

（樋の調査）

第17条 樋に係る調査は、次の事項について行うものとする。

- 一 形状寸法（軒樋、豎樋別）
- 二 材質

（建築設備の調査）

第18条 建築設備に係る調査は、次の事項について行うものとする。

一 電気設備

- ア 電灯、コンセント、スイッチ及び分電盤の設置位置
- イ 数量
- ウ 照明器具の種類

二 ガス設備

- ア 都市ガス又はプロパンガスの別
- イ 配管の位置
- ウ ガス管の種類、規格及び延長
- エ ガス栓の規格及び数量

三 給水・給湯設備

(一) 建物内

- ア 給水・給湯の水栓（蛇口）の設置位置
- イ 給水・給湯管の種類及び規格
- ウ 水栓の種類及び規格
- エ 水栓の数量（外水栓を除く。）

(二) 建物外（敷地内）

- ア 水道管の敷設位置
- イ 計量器の位置
- ウ 水道管の種類、規格及び延長
- エ 水栓の数量

(三) 上記以外の設備の種類、規格寸法、数量等

四 排水設備

建物外（敷地内）

- ア 排水管、桝等の敷設位置
- イ 排水管、桝等の種類、規格寸法及び数量
- ウ 排水管の延長

五 衛生設備

- ア 種類（浴槽、洗面台、便器等）
- イ 規格寸法
- ウ 数量

六 厨房設備

- ア 種類（流し台、調理台等）
- イ 規格寸法
- ウ 数量

七 その他の設備（空調(冷暖房)設備、消火設備、浄化槽等）

- ア 種類
- イ 規格寸法
- ウ 数量

(建物附随工作物の調査)

第19条 建物附随工作物については、次の事項について調査するものとする。

- 一 種類（テラス、ベランダ等）
- 二 設置位置
- 三 形状寸法
- 四 数量

（木造建物調査表及び図面の作成）

第20条 調査が終了したときは、様式第1による木造建物調査表を作成するものとする。

2 図面は、別添1木造建物図面作成基準により作成するものとする。

（写真撮影等）

第21条 次により写真を撮影し、所有者ごとに写真台帳を作成するものとする。

一 写真撮影

次の箇所の写真を30枚程度撮影する。

- ア 四方からの外部及び屋根
- イ 各室
- ウ 造作、建築設備及び建物附随工作物

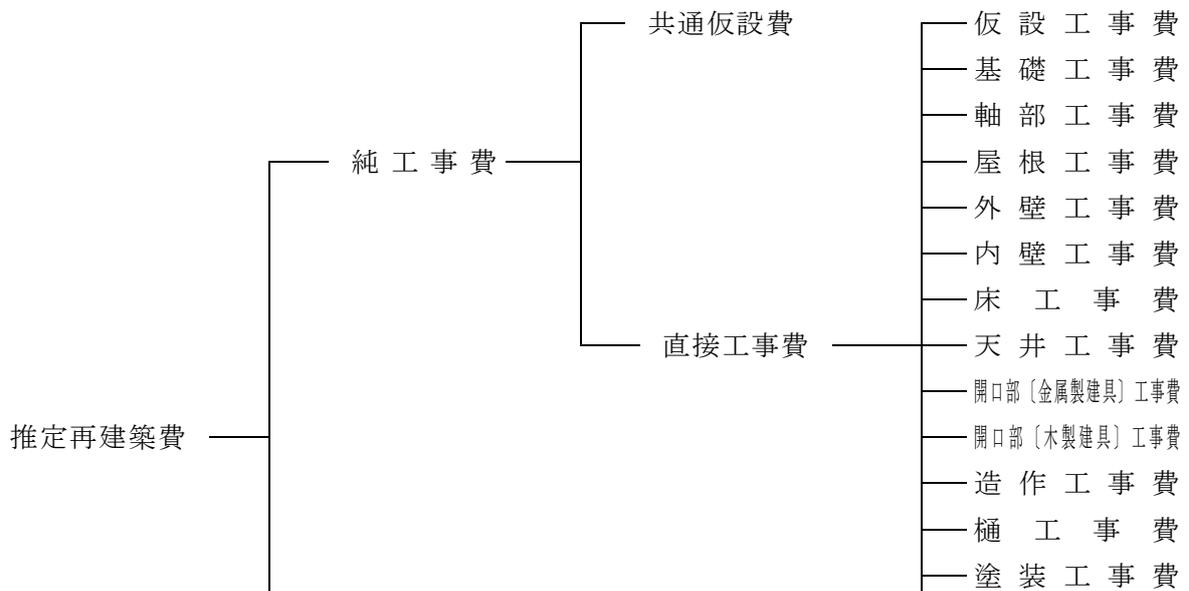
二 写真台帳

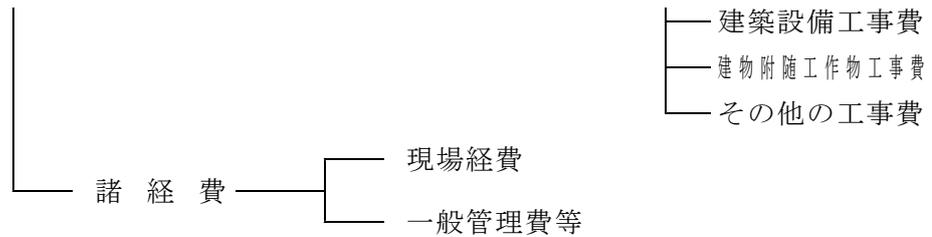
撮影の位置、方向及び写真番号を記載した建物の配置図及び平面図を添付し、撮影年月日を記入する。

第3章 積算

（推定再建築費の構成）

第22条 木造建物の推定再建築費の構成は、次のとおりとするものとする。





2 共通仮設費、現場経費及び一般管理費等の内容は、それぞれ次のとおりとする。

一 共通仮設費

準備費（敷地整理費）、仮設物費（仮囲い費、下小屋費及び簡易トイレ設置費）、動力用水光熱費（仮設電力設置費、電気料金及び水道料金）、整理清掃費（建物敷地及び接面道路の清掃費）その他費用

二 現場経費

労務管理費、租税公課、保険料、従業員給料手当、退職金、法定福利費、福利厚生費、事務用品費、通信交通費、補償費、雑費その他原価性経費配賦額

三 一般管理費等

一般管理費（役員報酬、従業員給料手当、退職金、法定福利費、福利厚生費、修繕維持費、事務用品費、通信交通費、電力用水光熱費、調査研究費、広告宣伝費、営業債権貸倒償却、交際費、寄付金、地代家賃、減価償却費、試験研究費償却、開発費償却、租税公課、保険料及び雑費）及び付加利益（法人税、株主配当金、役員賞与金、内部留保金等）

（積算単価等）

第23条 補償金の積算に用いる単価は、次によるものとする。

一 木造建物補償標準単価表に記載された単価

二 木造建物補償標準単価表に記載されていない細目の単価については、「建設物価（財団法人 建設物価調査会発行）」、「積算資料（財団法人 経済調査会発行）」又はこれらと同等であると認められる公刊物に記載されている単価及び専門業者の資料単価

（数量積算）

第24条 建物の部位別の工事費の算定は、別添2の木造建物数量積算基準（以下「数量積算基準」という。）に定めのあるものは、これを用いて行うものとする。

（仮設工事費）

第25条 仮設工事費は、次の方法により算出するものとする。

$$\text{工事費} = \text{仮設工事面積} \times \text{単価}$$

仮設工事面積：数量積算基準第3による。

（基礎工事費）

第26条 基礎工事費は、次の方法により算出するものとする。

一 布基礎

ア 布コンクリート等基礎

$$\text{工事費} = \text{布基礎長} \times \text{単価}$$

布基礎長：数量積算基準第4第一号アによる。

イ 布基礎仕上げ

$$\text{工事費} = \text{基礎外周長} \times \text{単価}$$

基礎外周長：1階の外壁周長とする。

二 束石

$$\text{工事費} = \text{束石数量} \times \text{単価}$$

束石数量：数量積算基準第4第二号による。

三 ベた基礎

ア ベた基礎

$$\text{工事費} = \text{底盤部分の工事費} + \text{立ち上がり部分の工事費}$$

$$= [(1階の底盤部分の施工面積 \times \text{単価})] + [(布基礎長 \times \text{単価})]$$

1階の底盤部分の施工面積：第7条第四号で調査し、算出した数値とする。

布基礎長（立ち上がり部分）：数量積算基準第4第一号イによる。

イ ベた基礎仕上げ

$$\text{工事費} = \text{基礎外周長} \times \text{単価}$$

基礎外周長：1階の底盤部分の外周長（柱の中心間の測定値）とする。

四 独立基礎、玉石基礎

$$\text{工事費} = \text{独立基礎数又は玉石基礎数} \times \text{単価}$$

独立基礎数又は玉石基礎数：第7条第五号で調査した数量とする。

五 土間コンクリート

$$\text{工事費} = \text{施工面積} \times \text{単価}$$

施工面積：第7条第九号で調査し、算出した数値とする。

六 床下防湿コンクリート

$$\text{工事費} = \text{施工面積} \times \text{単価}$$

施工面積：第7条第六号で調査し、算出した数値とする。

（軸部工事費）

第27条 軸部工事費は、次の方法により算出するものとする。

$$\text{工事費} = \text{軸部木材費} + \text{労務費（大工手間等）}$$

$$= [(木材材積量 \times \text{単価})] + [(延床面積 \times \text{単価})]$$

木材材積量：数量積算基準第5による。

（屋根工事費）

第28条 屋根工事費は、次の方法により算出するものとする。

$$\text{工事費} = \text{施工面積} \times \text{単価} \quad (\text{仕上材種別の合計額を求める。})$$

施工面積：数量積算基準第6による。

(外壁工事費)

第29条 外壁工事費は、次の方法により算出するものとする。

工事費 = 施工面積 × 単価 (仕上材種別の合計額を求める。)

施工面積：数量積算基準第7による。

(内壁工事費)

第30条 内壁工事費は、次の方法により算出するものとする。

工事費 = 施工面積 × 単価 (仕上材種別の合計額を求める。)

施工面積：数量積算基準第8による。

(床工事費)

第31条 床工事費は、次の方法により算出するものとする。

一 床仕上材種

工事費 = 施工面積 × 単価 (仕上材種別の合計額を求める。)

施工面積：数量積算基準第9による。

二 畳敷き

工事費 = 数量(帖数) × 単価 (畳の材種別の合計額を求める。)

数量(帖数)：数量積算基準第9による。

(天井工事費)

第32条 天井工事費は、次の方法により算出するものとする。

工事費 = 施工面積 × 単価 (仕上材種別の合計額を求める。)

施工面積：数量積算基準第10による。

(開口部〔金属製建具〕工事費)

第33条 金属製建具に係る工事費は、次の方法により算出するものとする。

工事費 = 数量 × 単価 (種類別の合計額を求める。)

数量：数量積算基準第11による。

(開口部〔木製建具〕工事費)

第34条 木製建具に係る工事費は、次の方法により算出するものとする。

工事費 = 数量 × 単価 (種類別の合計額を求める。)

数量：数量積算基準第12による。

(造作工事費)

第35条 造作工事費は、次の方法により算出するものとする。

工事費 = 数量 × 単価 (種類別の合計額を求める。)

数量：第16条で調査した数量とする。

(樋工事費)

第36条 樋工事費は、次の方法により算出するものとする。

$$\text{工事費} = 1 \text{階床面積} \times \text{単価}$$

(塗装工事費)

第37条 塗装工事費は、次の方法により算出するものとする。

$$\text{工事費} = \text{延床面積} \times \text{単価}$$

(建築設備工事費)

第38条 建築設備工事費は、設備の種類ごとに次の方法により算出するものとする。

一 電気設備工事費

$$\text{工事費} = \text{器具設置数量} \times \text{単価}$$

器具設置数量：数量積算基準第13第一号による。

二 ガス設備工事費

ア 都市ガス

各地域の工事費の実態により算出する。

イ プロパンガス

$$\begin{aligned} \text{工事費} &= \text{プロパンガス調整器等設置費} + (\text{配管数量} \times \text{単価}) \\ &\quad + (\text{ガス栓数量} \times \text{単価}) \end{aligned}$$

配管数量、ガス栓数量：第18条第二号で調査し、算出した数量とする。

三 給水、給湯設備工事費

$$\begin{aligned} \text{工事費} &= \text{水栓工事費} + \text{建物内配管工事費} + \text{建物外配管工事費} \\ &= [\text{水栓(蛇口)の種類ごとの数量} \times \text{単価}] + [\text{水栓(蛇口)数量} \times \text{単価}] \\ &\quad + [\text{本管取付から計量器までの工事費} + (\text{計量器からの配管数量} \times \text{単価})] \end{aligned}$$

水栓(蛇口)の種類ごとの数量：数量積算基準第13第二号アによる。

水栓(蛇口)数量：数量積算基準第13第二号イによる。

計量器からの配管数量：第18条第三号(二)で調査し、算出した数値とする。

四 排水設備工事費

$$\begin{aligned} \text{工事費} &= \text{建物内排水設備工事費} + \text{建物外排水設備工事費} \\ &= [\text{水栓(蛇口)数量} \times \text{単価}] + [(\text{種類別配管数量} \times \text{単価}) + (\text{桝等の数量} \\ &\quad \times \text{単価})] \end{aligned}$$

水栓(蛇口)数量：数量積算基準第13第三号による。

種類別配管数量及び桝等の数量：第18条第四号で調査し、算出した数値とする。

五 衛生設備工事費

$$\text{工事費} = \text{数量} \times \text{単価} \quad (\text{種類別の合計額を求める。})$$

数量：18条第五号で調査した数量とする。

六 厨房設備工事費

$$\text{工事費} = \text{数量} \times \text{単価} \quad (\text{種類別の合計額を求める。})$$

数量：第18条第六号で調査した数量とする。

七 その他の設備工事費

工事費 = 数量 × 単価 (種類別の合計額を求める。)

数量：第18条第七号で調査した数量とする。

(建物附随工作物工事費)

第39条 建物附随工作物工事費は、次の方法により算出するものとする。

工事費 = 数量 × 単価 (種類別の合計額を求める。)

数量：第19条で調査した数量とする。

(その他の工事費)

第40条 第25条から第39条までに掲げる工事以外の工事費は、第25条から第39条までに掲げる工事の方法に準じて算出するものとする。

(共通仮設費)

第41条 共通仮設費は、次の式により算出するものとする。

共通仮設費 = 直接工事費 × 共通仮設費率

直接工事費：第25条から第40条までに算出した各工事費の合計額とする。

共通仮設費率：数量積算基準第14による。

(諸経費)

第42条 諸経費は、次の式により算出するものとする。

諸経費 = 純工事費 × 諸経費率

純工事費：直接工事費に共通仮設費を加えた額とする。

諸経費率：数量積算基準第15による。

(推定再建築費の積算)

第43条 推定再建築費は、様式第10により算出するものとする。

別添 1 木造建物図面作成基準

(作成する図面)

第1 作成する図面の種類及び作成方法については、原則として、別表に掲げるものとする。

(用紙及び図面)

第2 図面の大きさは、原則として、工業標準化法（昭和24年法律第185号）第11条により制定された日本工業規格（以下「日本工業規格」という。）A列3判横とする。

2 平面図は様式第8により、配置図、立面図その他の図面は様式第9により作成する。

(図の配置)

第3 平面図、配置図等は、原則として、図面の上方が北の方位となるように配置し、立面図、断面図等は、上下方向を図面の上下に合わせる。

(図面の縮尺)

第4 作成する各図面の縮尺は、原則として、別表に表示する縮尺とし、各図面に当該縮尺を記入する。ただし、これにより難しい場合は、この限りでない。

(建物の計測)

第5 建物の調査において、長さ、高さ等の計測単位は、メートルを基本とし、小数点以下第2位（小数点以下第3位四捨五入）までとする。ただし、排水管等の長さ等で小数点以下第2位の計測が困難なものは、この限りでない。

2 面積に係る計測は、原則として、柱又は壁の中心間で行うこととする。

3 建物等の構造材、仕上げ材等の厚さ、幅等の計測は、原則として、ミリメートルを単位とする。

(図面等に表示する数値及び面積計算)

第6 調査図面に表示する数値は、第5の計測値を基にミリメートル単位で記入するものとする。

2 面積計算は、前項で記入した数値をメートル単位により小数点以下第4位まで算出し、それを各階ごとに累計し、小数点以下第2位（小数点以下第3位切捨て）までの数値を求めるものとする。

3 延べ床面積は、前項で算出した各階別の小数点以下第2位までの数値を合計した数値とするものとする。

4 1棟の建物が2以上の用途に使用されているときは、用途別の面積を前2項の定めるところにより算出するものとする。

(図面表示記号)

第7 図面に表示する記号は、原則として、日本工業規格の図記号を用いる。

(線の種類)

第8 線は、原則として、次の4種類とする。

実線	—————
破線	— — — — —
点線	-----
鎖線	— — — — —

2 線の太さは、原則として、0.2ミリメートル以上とする。

(文字)

第9 図面に記載する文字は、原則として、横書きとする。ただし、寸法を表示する数値は寸法線に添って記入する。

2 文字のうち、漢字は楷書体を用い、術語のかなは平仮名、外来語は片仮名、数字は算用数字とする。

3 文字の大きさは、原則として、漢字は3.0ミリメートル角以上、平仮名、片仮名、算用数字等は2.0ミリメートル角以上とする。

(勾配の表示)

第10 勾配の表示は、原則として、正接を用いるものとする。この場合において、分母を10とした分数で表示する。

(別表)

図面名称	作成の方法等	縮尺	備考
配置図	配置図は、次により作成するものとする。 一 建物等の所有者（同族法人及び親子を含む。）を単位として作成する。 二 縮尺は、原則として、次の区分による。 (1) 建物、庭園及び墳墓を除く工作物、庭木等を除く立竹木 100分の1又は200分の1 (2) 庭園、墳墓、庭木等 50分の1又は100分の1 三 用紙は、日本工業規格A列3判を用いる。ただし、建物の敷地が広大であるため記載することが困難である場合には、A列2判によることができる（以下この節において同じ。）。 四 敷地境界線及び方位を明確に記入する。方位は、原則として、図面の上方を北の方位とし図面右上部に記入する。		

	<p>五 土地の取得等の予定線を赤色の実線で記入する。</p> <p>六 建物、工作物及び立竹木の位置等を記入し、建物、工作物及び立竹木ごとに番号を付す。ただし、工作物及び立竹木が多数存する場合には、これらの配置図を各々作成することができる。</p> <p>七 図面中に次の事項を記入する。</p> <p>(1) 敷地面積</p> <p>(2) 用途地域</p> <p>(3) 建ぺい率</p> <p>(4) 容積率</p> <p>(5) 建築年月</p> <p>(6) 構造概要</p> <p>(7) 建築面積（一階の床面積をいう。以下同じ。）</p> <p>(8) 建物延べ床面積</p>										
平面図	<p>(1) 平面図は、様式第8に建物ごとに作成する。ただし、2階建の建物で1枚の用紙に作成できない場合は、様式第9を使用する。</p> <p>(2) 建物の方位は、原則として、図面の上方を北の方位とし、図面右上部に記入する。</p> <p>(3) 建物の面積計算に必要な部分及び借家人の占有面積、店舗等の用途区分に応じて主要間仕切りに寸法線を記入する。</p> <p>(4) 建物の面積計算は、各階の床面積ごとに行い、原則として、図面の左下側に記入する。</p> <p>(5) 変形建物等で通常的面積計算により算出が困難な場合には、当該部分の三斜計算を行う。</p> <p>(6) 店舗、事務所、工場等の用途別の面積及び占有区分の面積については、別途必要と認められる部分のみの計算を行う。</p> <p>(7) 各室の仕上げは、次表を用いて表示する。</p> <table border="1" data-bbox="528 1279 1091 1467"> <tr> <td>室名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>壁</td> <td></td> </tr> <tr> <td>床</td> <td></td> </tr> <tr> <td>天井</td> <td></td> </tr> </table> <p>(8) 建具については、その位置を表示する。ただし、別に建具表（図面）を作成することができる。</p> <p>(9) 外壁仕上げは、特に必要な場合はその名称を記入する。</p> <p>(10) 当該建物に用地取得等の予定線が掛かる場合は、赤色の実線で表示する。</p>	室名		壁		床		天井		1/100	
室名											
壁											
床											
天井											
立面図	<p>立面図は、様式第9を使用し（以下同様の様式を使用する。）、正面及び側面の2面を作成し、仕上材種の名称を記入する。</p>	1/100									
屋根伏図	<p>屋根伏図は、屋根の形状、勾配、軒出、傍軒出及び葺材名称を記入し、屋根面積（計算過程を含む。）を記載する。</p>	1/100									
建築設備位置図	<p>平面図を基に、電灯等の区分別に設置されている位</p>	1/100									

(電気設備)	置を表示する。		
建築設備位置図 (給水・給湯設備)	平面図を基に、給水・給湯の水栓が設置されている位置を表示する。ただし、排水設備を同一の図面で作成することができる。	1/100	
建築設備位置図 (屋内・排水設備)	平面図を基に、屋内排水は浴槽、洗面台、便器等の設置されている位置を表示する。 (注) 給水・給湯設備と同一の図面で作成することができる。	1/100	
建築設備位置図 (屋外・排水設備)	配置図を基に、屋外排水の設置されている位置を表示する。ただし、同一の敷地内に複数棟の建物がある場合は兼用することができる。	1/100 又は 1/200	
建築設備位置図等 (上記以外の建築設備)	厨房設備、空調設備、浄化槽等が設置されている場合には、各々の設備の積算に必要な図面を作成する。 ただし、厨房（流し台等）設備及び空調（クーラー等）設備については、平面図に表示することができる。		必要に応じて作成する
写真撮影方向図	配置図及び平面図を基に、写真撮影の位置を明確にするための位置図を作成する。	1/100 又は 1/200	

別添 2 木造建物数量積算基準

(適用範囲)

第1 この数量積算基準に定める諸率を適用することができる建物の用途の区分は、次表のとおりとする。

用途区分表

用途	適用することができる建物
専用住宅	専用住宅のほか、併用（店舗、事務所）住宅、診療所、医院等で構造及び間取りの形状が専用住宅に類似するもの
共同住宅	共同住宅のほか、家族寮、独身寮、病院、老人ホーム等で構造及び間取りの形状が共同住宅に類似するもの
店舗、事務所	店舗、事務所のほか、信用金庫、郵便局、公民館、集会所、校舎、園舎等で構造及び間取りの形状が店舗、事務所に類似するもの
工場、倉庫	工場、倉庫のほか、作業所等で構造及び間取りの形状が工場、倉庫に類似するもの

(適用方法)

第2 この数量積算基準に定める諸率の適用方法については、次条以下に定めるところによる。この場合において、次条以下の表により算出された数値がそれぞれの欄の前欄において算出される数値の最高値に達しないときは、その最高値を限度として補正することができる。

(仮設工事費)

第3 仮設工事費の算出に用いる仮設工事面積は、次の方法により算出する。

$$\text{仮設工事面積} = \text{延床面積} \times \text{規模補正率} \times \text{建物形状補正率}$$

一 規模補正率は、次表の延床面積の区分に対応した率とする。

区分	I	II	III	IV	V	VI	VII
延床面積	50 m ² 未満	50 m ² 以上 70 m ² 未満	70 m ² 以上 100 m ² 未満	100 m ² 以上 130 m ² 未満	130 m ² 以上 180 m ² 未満	180 m ² 以上 250 m ² 未満	250 m ² 以上
補正率	1.15	1.10	1.05	1.00	0.90	0.85	0.75

二 建物形状補正率は、次表の建物形状（1階の外壁の面数）に対応した率とする。

建物の形状	I	II	III
判断基準	外壁面が6面以下の建物	外壁面が7面以上10面以下の建物	外壁面が11面以上の建物
補正率	1.00	1.05	1.10

(基礎工事費)

第4 基礎工事費の算出に用いる布基礎長及び束石数量は、次の方法により算出する。

- 一 布基礎長は、1階床面積に基礎率を乗じた値とする。なお、べた基礎の立ち上がり部分の布基礎長にあつては、1階の底盤部分の施工面積に基礎率を乗じた値とする。また、これらの布基礎長の算出に用いる基礎率は、次表の面積区分及び各用途に対応した率とする。

ア 布コンクリート等基礎

$$\text{布基礎長} = 1\text{階床面積} \times \text{基礎率}$$

イ ベた基礎の立ち上がり部分

$$\text{布基礎長} = 1\text{階の底盤部分の施工面積} \times \text{基礎率}$$

- 二 束石数量は、1階床面積に専用住宅の基礎率を乗じた値とする。なお、専用住宅以外の用途にあつては、個別に算出した束石施工面積に専用住宅の基礎率を乗じた値とする。また、これらの束石数量の算出に用いる基礎率は、次表の面積区分に対応した率とする。

ア 用途が専用住宅の場合

$$\text{束石数量} = 1\text{階床面積} \times \text{基礎率}$$

イ 用途が専用住宅以外の場合

$$\text{束石数量} = \text{束石施工面積} \times \text{基礎率}$$

- 2 1階が2以上の用途に区分されているときは、各用途ごとに対応した基礎率により基礎長を算出する。
- 3 一つの用途の場合において基礎の種類が異なる場合は、その種類ごとに施工面積を算出し、面積区分に対応した基礎率により基礎長を算出する。
- 4 建物の形状又は間仕切りの状況から、次表の基礎率を使用することが困難と認められるときは、別途個別に基礎長を算出する。

基礎率 [1階床面積1㎡当たり]

面積区分			I	II	III	IV
用途	種類	単位	50㎡未満	50㎡以上 70㎡未満	70㎡以上 100㎡未満	100㎡以上 130㎡未満
専用住宅	布基礎	m	1.28	1.21	1.14	1.06
	束石	個	0.43	0.44	0.45	0.47
共同住宅	布基礎	m	1.30	1.24	1.18	1.10
店舗・事務所	布基礎	m	1.05	0.98	0.92	0.84
工場・倉庫	布基礎	m	0.74	0.68	0.61	0.54

面積区分			V	VI	VII
用途	種類	単位	130㎡以上 180㎡未満	180㎡以上 250㎡未満	250㎡以上
専用住宅	布基礎	m	0.95	0.87	0.79
	束石	個	0.48	0.51	0.55
共同住宅	布基礎	m	1.00	0.91	0.84
店舗・事務所	布基礎	m	0.75	0.66	0.59
工場・倉庫	布基礎	m	0.44	0.35	0.28

(軸部工事費)

第5 軸部工事費の算出に用いる木材材積量は、次の方法により算出する。なお、木材材積量の算出に用いる木材材積率は、次表の用途、柱径、柱長及び面積区分に対応した率とする。

$$\text{木材材積量} = \text{延床面積} \times \text{木材材積率}$$

- 併用住宅である場合又は現状では一つの用途の建物であっても建築時に異なる用途で建築されている場合は、その用途ごとに床面積を算出し、次表の区分に対応した木材材積率により木材材積量を算出する。
- 1階と2階の柱長が異なる場合は、それぞれの床面積ごとに延床面積に対応した木材材積率を乗じることにより木材材積量を算出する。

木材材積率 [延床面積1㎡当たり]

用途	柱径	柱長	I	II	III	IV	V	VI	VII
			50㎡未満	50㎡以上 70㎡未満	70㎡以上 100㎡未満	100㎡以上 130㎡未満	130㎡以上 180㎡未満	180㎡以上 250㎡未満	250㎡以上
専用住宅	90 mm × 90 mm	3.00 m	0.19	0.18	0.17	0.16	0.15	0.13	0.12
		4.00 m	0.20	0.19	0.18	0.17	0.16	0.14	0.13
	105 mm × 105 mm	3.00 m	0.21	0.20	0.19	0.18	0.16	0.14	0.13
		4.00 m	0.23	0.22	0.21	0.19	0.18	0.15	0.15
	120 mm × 120 mm	3.00 m	0.24	0.23	0.22	0.20	0.19	0.16	0.15
		4.00 m	0.26	0.25	0.24	0.22	0.20	0.18	0.17
共同住宅	90 mm × 90 mm	3.00 m	0.18	0.17	0.17	0.16	0.14	0.12	0.11
		4.00 m	0.20	0.19	0.18	0.17	0.15	0.13	0.12
	105 mm × 105 mm	3.00 m	0.20	0.19	0.18	0.17	0.16	0.13	0.13
		4.00 m	0.22	0.21	0.20	0.19	0.17	0.15	0.14
	120 mm × 120 mm	3.00 m	0.23	0.22	0.21	0.20	0.18	0.15	0.14
		4.00 m	0.25	0.24	0.23	0.22	0.20	0.17	0.16

店 舗・ 事務所	90 mm × 90 mm	3.00 m	0.16	0.15	0.14	0.13	0.12	0.10	0.09
		4.00 m	0.17	0.16	0.16	0.15	0.13	0.11	0.10
	105 mm × 105 mm	3.00 m	0.18	0.17	0.16	0.15	0.13	0.11	0.10
		4.00 m	0.19	0.18	0.17	0.16	0.15	0.12	0.11
	120 mm × 120 mm	3.00 m	0.20	0.19	0.18	0.17	0.15	0.13	0.12
		4.00 m	0.22	0.21	0.20	0.19	0.17	0.14	0.13
工 場・ 倉 庫	90 mm × 90 mm	3.00 m	0.15	0.14	0.14	0.13	0.11	0.09	0.08
		4.00 m	0.16	0.15	0.15	0.14	0.12	0.10	0.09
	105 mm × 105 mm	3.00 m	0.17	0.16	0.15	0.14	0.13	0.10	0.09
		4.00 m	0.18	0.17	0.16	0.15	0.14	0.11	0.10
	120 mm × 120 mm	3.00 m	0.19	0.18	0.17	0.16	0.15	0.12	0.11
		4.00 m	0.21	0.20	0.19	0.18	0.16	0.13	0.12

注 木材材積量に含まれる構成部材は、次表のとおりである。

区 分	部 材 名 称
柱 材	通し柱、構造柱、造作柱、化粧柱、半柱
下層横架材	土台、火打土台、床束、大引、根太
上層横架材	軒桁、妻梁、大梁（化粧梁）、梁、床梁、火打梁、胴差
小屋組材	小屋束、母屋、棟木、谷木、隅木、垂木掛、垂木
構造補助材	間柱、筋違、窓台、窓まぐさ、根太掛
仕 上 げ 材	回り縁、付け鴨居、長押、敷居、鴨居、額縁、三方枠、畳寄せ、幅木、上り框、破風板、鼻隠し、押入中柵
羽 柄 材	野地板、胴縁（板）、野縁

4 柱径が120ミリメートルを超え、若しくは柱長が4メートルを超える建物又は建物の各部位の施工状況が通常でない建物の木材材積量は、次の各号に定めるところにより補正して求める。この場合において複数の補正を必要とするときは、それぞれの補正率を相乗する。

一 柱径（120mm超から180mmまで）の補正を要する建物

補正後の木材材積量＝木材材積量（当該建物の延床面積区分に応ずる柱径120mm・柱長のもの）×下表に掲げる補正率

柱 径	補 正 率
135 mm × 135 mm	1. 2 0
150 mm × 150 mm	1. 3 0
165 mm × 165 mm	1. 4 5
180 mm × 180 mm	1. 6 0

二 柱長（柱長 4 m 超から 5 m まで）の補正を要する建物

補正後の木材材積量 = 木材材積量（当該建物の延床面積区分に応ずる柱径・柱長 4 m のもの）× 下表に掲げる補正率

柱 径	補 正 率
90 mm × 90 mm	1.04
105 mm × 105 mm	1.08
120 mm × 120 mm	1.09

三 各部位の施工状況で補正を要する建物

補正後の木材材積量 = 木材材積量（当該建物の延床面積に応ずる柱径・柱長のもの）× 下表に掲げる割引率を用いて算出した補正率（1 - 各部位の割引率の和）

ア 用途が店舗、事務所の場合

部 位	判 断 基 準	割引率
床	店舗・事務所内の 1 階床が土間コンクリート等で仕上げられており、木材による床組等が施工されていない場合	0.06
間仕切壁	店舗・事務所内の面積が 20 m ² 以上で間仕切壁等が一切無い場合	0.13
内 壁	店舗・事務所内に内壁等（間仕切壁を除く。）が一切施工されていない場合	0.06
天 井	店舗・事務所内に天井が一切施工されていない場合	0.03

イ 用途が工場、倉庫の場合

部 位	判 断 基 準	割引率
床	工場・倉庫内の 1 階床が土間コンクリート等で仕上げられており、木材による床組等が施工されていない場合	0.05
間仕切壁	工場・倉庫内の面積が 20 m ² 以上で間仕切壁等が一切無い場合	0.10
内 壁	工場・倉庫内に内壁等（間仕切壁を除く。）が一切施工されていない場合	0.04
天 井	工場・倉庫内に天井が一切施工されていない場合	0.03

（屋根工事費）

第 6 屋根工事費の算出に用いる施工面積は、次の方法により算出する。なお、屋根勾配伸び率は、次表による。

$$\text{施工面積} = \text{屋根伏面積} \times \text{屋根勾配伸び率} \left(\sqrt{1 + (\text{勾配})^2} \right)$$

勾配	1/10	1.5/10	2/10	2.5/10	3/10	3.5/10	4/10
伸び率	1.005	1.011	1.020	1.031	1.044	1.059	1.077
勾配	4.5/10	5/10	5.5/10				
伸び率	1.097	1.118	1.141				

(外壁工事費)

第7 外壁工事費の算出に用いる施工面積は、次の方法により算出した仕上材種ごとの値とし、様式第2により求める。この場合の外部開口部面積には、一か所当たりの開口部の面積が0.50平方メートル以下のものは、算入しない。

$$\text{施工面積} = \text{外壁面積（開口部面積を含む。）} - \text{外壁開口部面積}$$

(内壁工事費)

第8 内壁工事費の算出に用いる施工面積は、次の方法により算出した仕上材種ごとの値とし、様式第3により求める。この場合の内部開口部面積には、一か所当たりの開口部の面積が0.50平方メートル以下のものは、算入しない。

$$\text{施工面積} = \text{内壁面積（開口部面積を含む。）} - \text{内壁開口部面積}$$

2 階段室の内壁施工面積は、次表に掲げる面積を標準とする。

階段の形式	内壁施工面積	備考
直階段 廻り階段 折返し階段	10.80 m ²	1階床より2階床までの面積

(床工事費)

第9 床工事費の算出に用いる施工面積は、仕上材種ごとに算出した値とし、様式第4により求める。ただし、畳敷きについては、畳の材種ごとの数量（帖数）の合計を求める。

(天井工事費)

第10 天井工事費の算出に用いる施工面積は、仕上材種ごとに算出した値とし、様式第4により求める。

(開口部〔金属製建具〕工事費)

第11 開口部〔金属製建具〕工事費の算出に用いる種類別数量は、次の方法により算出するものとし、様式第5により求める。

- 一 サッシュ窓（ルーバー及び固定式を除く。）は、次の種類別の窓面積の合計とする。
また、サッシュ窓のうちルーバー及び固定式については、各々の窓面積の合計とする。
- ア 雨戸無し面格子無し

- イ 雨戸無し面格子有り
 - ウ 雨戸有り鏡板無し
 - エ 雨戸有り鏡板有り
- 二 玄関、勝手口、窓手摺り、出窓等は、各々の種類、材質及び規格寸法別の箇所数の合計とする。

(開口部〔木製建具〕工事費)

第12 開口部〔木製建具〕工事費の算出に用いる種類別数量は、次の方法により算出するものとし、様式第6により求める。

- 一 木製建具は、次の種類別の建具枚数の合計とする。
 - ア フラッシュ戸（戸ふすま含む。）
 - イ ガラス戸、窓
 - ウ 雨戸
 - エ 障子
 - オ ふすま
- 二 格子戸、戸袋、出窓等は、各々の種類、材質及び規格寸法別の建具枚数又は箇所数の合計とする。

(建築設備工事費)

第13 建築設備工事費の算出に用いる数量は、次の方法により算出する。

- 一 電気設備工事費
器具設置数量は、建物に設置されている電灯、スイッチ、コンセント、分電盤の合計数とする。
- 二 給水、給湯設備工事費
 - ア 水栓工事費
水栓（蛇口）の種類ごとの数量は、洗面器具及び水洗便器等の器具に附随する水栓（蛇口）数を除いた各々の合計とする。
 - イ 建物内配管工事費
水栓（蛇口）数量は、洗面器具及び水洗便器等の器具に附随する水栓（蛇口）数を含む合計とする。
- 三 建物内排水設備工事費
水栓（蛇口）数量は、洗面器具及び水洗便器等の器具に附随する水栓（蛇口）数を含む合計とする。

(共通仮設費)

第14 共通仮設費率は、3パーセントとする。

(諸経費)

第15 諸経費率は、「建物等移転料算定基準別表ハ-2（平成2年3月制定）」による。

造 作						
樋	軒樋の 形状寸法		堅樋の 形状寸法		材質	
電気設備	総数量		照明器具 の種類		その他	
ガス設備	ガス 種類		ガス栓数		その他	
給水・給湯設備	水栓数		配管の種類		管径	その他
排水設備	排水管 の種類		形状寸法 (管径)		配管の 延長	
	柵の 種類		形状寸法 (大きさ)		柵の 数量	
衛生設備	種別(名称)	規 格 寸 法			数量	備 考
厨房設備	種別(名称)	規 格 寸 法			数量	備 考
その他の設備	種別(名称)	規 格 寸 法			数量	備 考
建物附随工作物	種類(名称)	形 状 寸 法			数量	備 考

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4判縦とし、必要に応じ記載項目を追加する。

木造建物数量計算書〔床・天井〕

様式第4

室名	床面積計算書					天井面積計算書			
	単価名称	幅 (横)	幅 (縦)	率	実施工面積 (帖)	単価名称	幅 (横)	幅 (縦)	実施工面積

床仕上げ別施工面積集計表								
単価名称	形状寸法等				実施工面積			施工面積合計

天井仕上げ別施工面積集計表								
単価名称	形状寸法等				実施工面積			施工面積合計

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4判縦とし、必要に応じ記載項目を追加する。

木造建物数量計算書〔金属製建具〕

様式第5

種類	建具No.	数量	面積	面積	特記	建具No.	数量	面積	面積	特記
	計						計			
	計						計			
	計						計			
建具No.	名称	形状寸法等			数量	面積	特記			

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4判縦とし、必要に応じ記載項目を追加する。

木造建物数量計算書〔木製建具〕

様式第 6

種類	建具 No.	数量	面積	建具 No.	数量	面積	建具 No.	数量	面積
フラッシュ戸									
	計				計			計	
ガラス戸（窓）									
	計				計			計	
障子									
	計				計			計	
フスマ									
	計				計			計	
その他									
	計			計			計		

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4判縦とし、必要に応じ記載項目を追加する。

木造建物数量計算書〔その他〕

様式第7

工種			
単価名称	形状寸法等	数量	備考（特記事項）
工種			
単価名称	形状寸法等	数量	備考（特記事項）
工種			
単価名称	形状寸法等	数量	備考（特記事項）
工種			
単価名称	形状寸法等	数量	備考（特記事項）
工種			
単価名称	形状寸法等	数量	備考（特記事項）

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4判縦とし、必要に応じ記載項目を追加する。

樣式第 8

	整理番号	図面番号																									
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center;">所在地</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center;">所有者住所</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center;">所有者</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center;">構造概要</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center;">構造</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center;">用途</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center;">基礎</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center;">屋根</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center;">外壁</td> <td></td> </tr> </table>			所在地		所有者住所		所有者		構造概要		構造		用途		基礎		屋根		外壁							
所在地																											
所有者住所																											
所有者																											
構造概要																											
構造																											
用途																											
基礎																											
屋根																											
外壁																											
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%; text-align: center;">図面名称</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">縮尺</td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">調査年月日</td> <td style="text-align: center;">年</td> <td style="text-align: center;">月</td> <td style="text-align: center;">日</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">請負者</td> <td colspan="5"></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">資格名称・作成者</td> <td colspan="5" style="text-align: right;">印</td> </tr> </table>				図面名称	縮尺					調査年月日	年	月	日			請負者						資格名称・作成者	印				
図面名称	縮尺																										
調査年月日	年	月	日																								
請負者																											
資格名称・作成者	印																										

様式第9

整理番号	図面番号
所在地	
所有者住所	
所有者	
図面名称	縮尺
調査年月日	年 月 日
請負者	
資格名称・作成者	印

木造建物推定再建築費計算書

様式第10

所在地					整理番号			
建物所有者				電話	積算年月日	年 月 日		
法人代表者					採用単価	年度		
所有者住所					用途(現況)			
構造概要					用途(建築時)			
柱の材種		品等			柱の分布	その他		
建物面積		1階床面積 ㎡	2階床面積 ㎡	延床面積 ㎡		特記事項		
直接工事費計 [A]		共通仮設費 [A]×3%=[B]		純工事費 [A]+[B]=[C]		諸経費 [C]×率=[D]		
		%				%		
		3.0						
工種		計 算 内 訳					直接工事費	
〔1〕仮設工事費						小 計		
延床面積 A		規模補正率 B		建物形状補正率 C		仮設工事面積 A×B×C=D		
出典 (コード番号)	単価名称	形状寸法			単位	単 価	仮設工事面積	
							金 額	
〔2〕基礎工事費						小 計		
①-a 布基礎						① 計		
面積区分	用途	1階床面積 A		基礎率 B		基礎長 A×B=C		
出典 (コード番号)	単価名称	形状寸法			単位	単 価	基礎長計	
							金 額	
①-b 布基礎仕上げ								
出典 (コード番号)	単価名称	形状寸法			単位	単 価	基礎外周長	
							金 額	
② 束石						② 計		
1階床面積 A		束無面積 B		A - B = C	面積区分	基礎率 D	束石数量 C×D	
出典 (コード番号)	単価名称	形状寸法			単位	単 価	束石数量	
							金 額	

③ ベた基礎						③ 計				
出典 (コード番号)	単価名称	形状寸法			単位	単価	床盤施工面積	金額		
用途		底盤施工面積 A		基礎率 B		立上数量 A×B=C				
出典 (コード番号)	単価名称	形状寸法			単位	単価	立上数量			
④ 独立基礎						④ 計				
出典 (コード番号)	単価名称	形状寸法			単位	単価	独立基礎数	金額		
⑤ 土間コンクリート						⑤ 計				
出典 (コード番号)	単価名称	形状寸法			単位	単価	施工面積	金額		
⑥ 防湿コンクリート						⑥ 計				
出典 (コード番号)	単価名称	形状寸法			単位	単価	施工面積	金額		
⑦ 特殊基礎						⑦ 計				
出典 (コード番号)	単価名称	形状寸法			単位	単価	施工面積	金額		
〔3〕軸部工事費							小計			
① 軸部木材費						① 計				
延床区分	用途	柱径	柱長	延床面積 A	木材材積率 B	柱径補正率	柱長補正率	施工状況補正率	木材材積量 A×B	木材材積量計
出典 (コード番号)	単価名称	形状寸法			単位	単価	木材材積量	金額		

② 労務費（大工手間等）						② 計	
出典 (コード番号)	単価名称	形 状 寸 法	単 位	単 価	延床面積	金 額	
〔4〕屋根工事費						小 計	
出典 (コード番号)	単価名称	形 状 寸 法	単 位	単 価	施工面積	金 額	
〔5〕外壁工事費						小 計	
出典 (コード番号)	単価名称	形 状 寸 法	単 位	単 価	施工面積	金 額	
〔6〕内壁工事費						小 計	
出典 (コード番号)	単価名称	形 状 寸 法	単 位	単 価	施工面積	金 額	
〔7〕床工事費						小 計	
出典 (コード番号)	単価名称	形 状 寸 法	単 位	単 価	数 量	金 額	
〔8〕天井工事費						小 計	
出典 (コード番号)	単価名称	形 状 寸 法	単 位	単 価	施工面積	金 額	

〔9〕 開口部工事費						小 計	
① 金属製建具						① 計	
出典 (コード番号)	単価名称	形 状 寸 法	単 位	単 価	数 量	金 額	
② 木製建具						② 計	
出典 (コード番号)	単価名称	形 状 寸 法	単 位	単 価	数 量	金 額	
③ その他						③ 計	
出典 (コード番号)	単価名称	形 状 寸 法	単 位	単 価	数 量	金 額	
〔10〕 造作工事費						小 計	
出典 (コード番号)	単価名称	形 状 寸 法	単 位	単 価	数 量	金 額	
〔11〕 樋工事費						小 計	
出典 (コード番号)	単価名称	形 状 寸 法	単 位	単 価	一階床面積	金 額	
〔12〕 塗装工事費						小 計	
出典 (コード番号)	単価名称	形 状 寸 法	単 位	単 価	延床面積	金 額	

〔13〕 建築設備工事費					小 計	
① 電 気 設 備					① 計	
出典 (コード番号)	単価名称	形 状 寸 法	単 位	単 価	数 量	金 額
② ガ ス 設 備					② 計	
出典 (コード番号)	単価名称	形 状 寸 法	単 位	単 価	数 量	金 額
③ 給水・給湯設備					③ 計	
出典 (コード番号)	単価名称	形 状 寸 法	単 位	単 価	数 量	金 額
④ 排 水 設 備					④ 計	
出典 (コード番号)	単価名称	形 状 寸 法	単 位	単 価	数 量	金 額
⑤ 衛 生 設 備					⑤ 計	
出典 (コード番号)	単価名称	形 状 寸 法	単 位	単 価	数 量	金 額
⑥ 厨 房 設 備					⑥ 計	
出典 (コード番号)	単価名称	形 状 寸 法	単 位	単 価	数 量	金 額

⑦ その他設備					⑦ 計	
出典 (コード番号)	単価名称	形状寸法	単位	単価	数量	金額
〔14〕建物附随工作物工事費					小計	
出典 (コード番号)	単価名称	形状寸法	単位	単価	数量	金額

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4判縦とし、必要に応じ記載項目を追加する。

3. 別記2 非木造建物調査積算要領

非木造建物調査積算要領

(適用範囲)

第1条 この要領は、この要領は、建物等及び立竹木並びに動産調査要領第2条第1項に掲げる非木造建物に該当する建物の推定再建築費の調査積算に適用するものとする。

(用語の定義)

第2条 この要領において「既存図」とは、調査対象建物の建築確認申請通知書の設計図、請負契約書の添付設計図、完成時の竣工図等の図面及びその他法令の定めによって作成された図面をいう。

2 この要領において「不可視部分」とは、建物の調査を行う場合に剥離及び破壊等を行わなければ容易に調査できない部分をいう。

3 この要領において「細目」とは、非木造建物工事内訳明細書式に計上する補償金額積算の最小単位の項目をいい、細目は原則として数量に単価を乗じて計算する。

4 この要領において「複合単価」とは、材料・労務・機械器具等複数の原価要素を含んだ細目の単価をいう。

5 この要領において「合成単価」とは、複数の細目の複合単価から構成される単価をいう。

(非木造建物の区分)

第3条 調査算定に当たり、非木造建物は、次表のとおり区分する。

建物区分	判断基準
非木造建物〔Ⅰ〕	柱、梁等の主要な構造部が木材以外の材料により建築されている鉄骨造、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造、コンクリートブロック造等の建物
非木造建物〔Ⅱ〕	石造、レンガ造及びプレハブ工法により建築されている鉄骨系又はコンクリート系の建物

注) 建築設備及び建物附随工作物(テラス、ベランダ等建物と一体として施工され、建物の効用に寄与しているもの)は、建物の調査に含めて行うものとし、この場合の「建築設備」とは、建物と一体となって、建物の効用を全うするために設けられているおおむね次に掲げるものをいう。

(1) 電気設備(電灯設備、動力設備、受・変電設備等)

(2) 通信・情報設備(電話設備、電気時計・放送設備、インターホン設備、表示設備、

テレビジョン共同受信設備等)

(3) ガス設備

(4) 給・排水、衛生設備

(5) 空調（冷暖房・換気）設備

(6) 消火設備（火災報知器、スプリンクラー等）

(7) 排煙設備

(8) 汚物処理設備

(9) 煙突

(10) 運搬設備（昇降機、エスカレーター等。ただし工場、倉庫等の搬送設備を除く。）

(11) 避雷針

2 非木造建物〔Ⅰ〕の推定再建築費の調査積算については、次条以下に定めるところによる。

3 非木造建物〔Ⅱ〕の推定再建築費の調査については、次条、第5条及び第6条の規定を準用して行うほか、推定再建築費用の積算が可能となるよう行うものとし、積算については、第7条以下の規定を準用して行うものとする。

（調査）

第4条 非木造建物の調査は、現地において当該建物の位置、用途、構造、規模、仕様、規格、経過年数、管理状況等建築費が算出できるようにするための調査を行うものとする。

（既存図の利用）

第5条 前条の調査を行うに当たっては、既存図がある場合はこれを利用して調査することができるものとする。

（不可視部分の調査）

第6条 不可視部分の調査については、既存図を利用して調査を行うものとする。ただし、当該不可視部分の数量を別に定める統計数量により計算する場合には、当該不可視部分の調査は不要とする。

2 前項の調査において、当該建物に既存図がない場合又は当該建物と既存図の間に相違があると認められる場合においては、所有者、設計者又は施工者からの聞き込み等の方法により調査を行うものとする。

（構造計算）

第7条 既存の建物の一部又は全部を変更して積算を行う場合については、建築基準法第20条第2項に規定する構造計算を行うものとする。ただし、鉄骨造りの建物については、建物の構造が軽量鉄骨造りから重量鉄骨造りに、又は重量鉄骨造りから鉄筋コンクリート造りに変更になる場合等を除いて構造計算は不要とする。

（補償金積算に必要な図面の作成）

第8条 補償金額を積算する場合の図面は、別添1 非木造建物図面作成基準に基づき作成するものとする。

(数量の計測・計算)

第9条 細目の数量は、原則として、当該建物の作成図面に基づいて計測・計算するものとする。計測・計算方法等は、別添2 非木造建物数量計測基準によるものとする。

(内訳書の表示)

第10条 積算結果を表示する内訳書は、別添3 非木造建物工事内訳明細書式によるものとする。

(積算単価等)

第11条 補償金の積算に用いる単価は、次の各号によるものとする。

- 一 非木造建物補償標準単価表に記載された単価
- 二 非木造建物補償標準単価表に記載されていない細目の単価については、「建設物価（(財)建設物価調査会発行）」、「積算資料（(財)経済調査会発行）」又はこれらと同等であると認められる公刊物に記載されている単価及び専門業者の資料単価

(写真撮影等)

第12条 次により写真を撮影し、所有者ごとに写真台帳を作成するものとする。

一 写真撮影

次の箇所の写真を30枚程度撮影する。

ア 四方からの外部及び屋根

イ 各室

ウ 造作、建築設備及び建物附随工作物

二 写真台帳

撮影の位置、方向及び写真番号を記載した建物の配置図及び平面図を添付し、撮影年月日を記入する。

別添 1 非木造建物図面作成基準

(趣旨)

- 1 この基準は、非木造建物調査積算要領第 8 条に規定する図面の作成基準である。

(既存の設計書、図面等の準用)

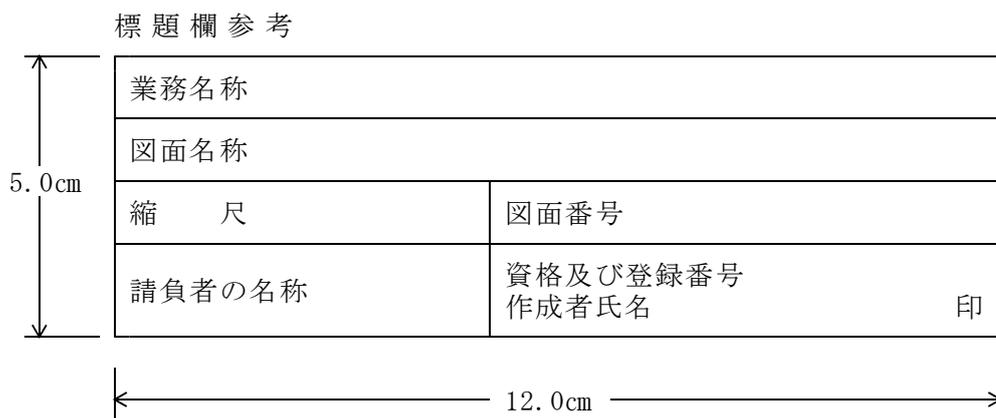
- 2 補償対象となる非木造建物等について既存図がある場合は、現地調査において当該建物と照合を行ったうえでこれを使用して図面を作成できるものとする。

(作成図面)

- 3 作成する図面の種類、縮尺及び記載事項等は別表に掲げるものを標準とする。

(用紙及び図面)

- 4 (1) 原図用紙は、トレーシングペーパー、製図用フィルム等の青焼複写が可能なものとする。
(2) 図面の大きさは、原則として、工業標準化法（昭和24年法律第185号）第 1 1 条により制定された日本工業規格（以下「日本工業規格」という。）A 列 2 判横とし、中 2 つ折りにして製本するものとする。
(3) 各図面には、おおむね 3 cm 程度の枠を設けるものとする。
(4) 各図面の右下におおむね縦 5 cm、横 12cm の標題欄を設け、業務名称、図面名称、図面の縮尺、図面番号、請負者の名称、資格及び資格登録番号並びに作成者氏名を記載し、作成者の押印を行うものとする。



- (5) 図面の表紙には、作成年度、業務名称、作成年月、計画機関の名称及び作業機関の名称を記載するものとする。

(文字)

- 5 (1) 文字は明瞭に書き、原則として横書きとする。
(2) 漢字は楷書、術語のかなはひらがな、外来語はカタカナ、数字はアラビア数字とす

る。

- (3) 文字の大きさは、原則として漢字は 3.0ミリメートル以上、アラビア数字、かな及びローマ字は 2.0ミリメートル以上とする。

(図の配置)

- 6 平面図、配置図などは、原則として図面の上方が北の方位となるよう配置し、立面図、断面図などは、原則として上下方向を図面の上下に合わせる。

(縮尺及びその表示)

- 7 (1) 尺度（現寸及び縮尺）は、原則として次の13種類とし、表示もこれによる。

1 / 1	1 / 10	1 / 100
1 / 2	1 / 20	1 / 200
		1 / 250
	1 / 30	1 / 300
1 / 5	1 / 50	1 / 500
		1 / 600

- (2) 尺度の記入箇所は表題欄とする。同一図面に異なる尺度を用いるときは図ごとに、表題欄にはこれらの主な尺度を記入する。

(建物の計測)

- 8 (1) 建物の調査において、長さ、高さ等の計測単位は、メートルを基本とし、小数点以下第2位（小数点以下第3位四捨五入）までとする。ただし、排水管等の長さ等で小数点以下第2位の計測が困難なものは、この限りでない。
- (2) 面積に係る計測は、原則として、柱又は壁の中心間で行うこととする。
- (3) 建物等の構造材、仕上げ材等の厚さ、幅等の計測は、原則として、ミリメートルを単位とする。

(図面等に表示する数値及び面積計算)

- 9 (1) 調査図面に表示する数値は、8の計測値を基にミリメートル単位で記入するものとする。
- (2) 面積計算は、前項で記入した数値をメートル単位により小数点以下第4位まで算出し、それを各階ごとに累計し、小数点以下第2位（小数点以下第3位切捨て）までの数値を求めるものとする。
- (3) 延べ床面積は、前項で算出した各階別の小数点以下第2位までの数値を合計した数値とするものとする。
- (4) 1棟の建物が2以上の用途に使用されているときは、用途別の面積を前2項の定めるところにより算出するものとする。

(線)

- 10 (1) 線は、原則として次の4種類とする。

実線	—————
破線	- - - - -
点線
鎖線	— — — — —

なお、基準線を示す場合には原則として鎖線を用いる。

(2) 線の太さは、原則として、0.2ミリメートル以上とする。

(3) 線間隔（中心距離）は、次のとおりとする。

- ① 平行線の場合は、その線間隔を線の太さの3倍以上とする。
- ② 密集する交差線の場合は、その線間隔を線の太さの4倍以上とする。

(寸法及び切断の表示)

11 (1) 寸法は、原則として寸法線にそって横書きするものとする。

(2) 切断は、原則として切断面を鎖線で表示するものとする。

(角度及びこう配の表示)

12 角度及びこう配は、原則として度又は正接を用い、正接による場合は、一般に分子を1とした分数を用いてもよい。

(記号、略号等)

13 図面に記載する記号、略号等については、原則として、日本工業規格の図記号による。

(別 表)

図 面 名	縮 尺	作 成 の 基 準	備 考
配 置 図		配置図は、次により作成するものとする。 一 建物等の所有者（同族法人及び親子を含む。）を単位として作成する。 二 縮尺は、原則として、次の区分による。 (1) 建物、庭園及び墳墓を除く工作物、庭木等を除く立竹木 100分の1又は200分の1 (2) 庭園、墳墓、庭木等 50分の1又は100分の1 三 敷地境界線及び方位を明確に記入する。方位は、原則として、図面の上方を北の方位とし図面右上部に記入する。 四 土地の取得等の予定線を赤色の実線で記入する。 五 建物、工作物及び立竹木の位置等を記入し、建物、工作物及	

		<p>び立竹木ごとに番号を付す。ただし、工作物及び立竹木が多数存する場合には、これらの配置図を各々作成することができる。</p> <p>六 図面中に次の事項を記入する。</p> <p>(1) 敷地面積 (2) 用途地域 (3) 建ぺい率 (4) 容積率 (5) 建築年月 (6) 構造概要 (7) 建築面積（一階の床面積をいう。以下同じ。） (8) 建物延べ床面積</p>									
<p>平面図</p>	<p>1/50 ~1/100</p>	<p>(1) 平面図は、建物及び各階（R階を含む）ごとに作成する。 (2) 建物の方位は、原則として、図面の上方を北の方位とし、図面右上部に記入する。 (3) 建物の面積計算に必要な部分及び借家人の占有面積、店舗等の用途区分に応じて主要間仕切りに寸法線を記入する。 (4) 建物の面積計算は、各階の床面積ごとに行い、原則として、図面の左下側に記入する。 (5) 変形建物等で通常的面積計算により算出が困難な場合には、当該部分の三斜計算を行う。 (6) 店舗、事務所、工場等の用途別の面積及び占有区分の面積については、別途必要と認められる部分のみの計算を行う。 (7) 各室の仕上げは、次表を用いて表示する。</p> <table border="1" data-bbox="651 1512 1061 1653"> <tr> <td>室名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>壁</td> <td></td> </tr> <tr> <td>床</td> <td></td> </tr> <tr> <td>天井</td> <td></td> </tr> </table> <p>(8) 建具については、その位置を表示する。ただし、別に建具表（図面）を作成することができる。 (9) 外壁仕上げは、特に必要な場合はその名称を記入する。 (10) 当該建物に用地取得等の予定線が掛かる場合は、赤色の実線で表示する。</p>	室名		壁		床		天井		
室名											
壁											
床											
天井											
<p>構造詳細図</p>											

(断面図)	1/50 ～1/100	1面程度、地盤(GL)・最高高さ ・軒高・階高・天井高・床高	
(杭地業想定設計図)	1/20 ～1/100	杭伏図 杭配置・杭種・杭寸法	
(根切想定設計図)	1/20 ～1/100	①根切平面図 ②根切断面図	統計値を使用して算定を行う場合には作成する必要はない (数量計測基準Ⅲ建築(土工)3参照)
(上部く体現伏図)	1/20 ～1/100	柱・梁・床版・壁・階段・土間コンクリート・その他の図面 ①柱・梁・床版・壁伏図(配置) ②柱・梁・床版・壁断面図(形状・寸法)	土間コンクリートを除き、統計値を使用して算定を行う場合には作成する必要はない(数量計測基準Ⅴ建築(く体)参照)
立面図他			
(立面図)	1/50 ～1/100	外観各面の立面図 各外面の仕上、開口部の位置	
(写真方向撮影図)	1/50 ～1/100	建物平面図等に写真方向を記載する	
(配置図)	1/100 ～1/250	①敷地形状・寸法、隣接道路・建物・施設等 ②当該建物等の位置・寸法・方位 ③補償に係る計画道路・計画施設等と当該建物及び敷地との関係	
その他調査書			
(仕上表)		①外部仕上表(下地を含む) 屋上・外壁・外部天井・外部階段・庇・犬走り等場所別に表示 ②内部仕上表(下地を含む) 床・壁・幅木・天井・回り縁・内部階段・造付建具・機器類等各階各室別に表示	
(面積表)		①敷地面積図・求積表 ②建物面積表 1) 建築面積 2) 各階床面積・同合計 3) 延べ床面積	建築面積、床面積、延べ床面積は建築基準法上の名称 測量の成果を利用可能な場合①は作成不要
(建具表)		①建具配置図(キープラン)	

		②建具表 建具番号・建具の名称・材質・ 姿図寸法・箇所数・建具枠・ガ ラス・塗装・建具金物・開口部 としての附合物（面格子・額縁 ・網戸）等のうち必要な事項	同種・同様の開口部 については寸法等の 表示のみによること ができる
建築設備			
（電気設備）			
器具一覧表			
器具配置図	1/50 ～1/100		建物平面図を利用し て作成する
受変電設備図	1/50 ～1/100		建物平面図を利用し て作成する
幹線系統図	1/50 ～1/100		建物平面図を利用し て作成する
動力設備系統図	1/50 ～1/100		建物平面図を利用し て作成する
（給排水衛生設備）			
器具一覧表			
器具配置図	1/50 ～1/100		建物平面図を利用し て作成する
消火設備系統図	1/50 ～1/100		建物平面図を利用し て作成する
汚水処理設備図	1/50 ～1/100		建物平面図を利用し て作成する
（空気調和設備）			
器具一覧表			
器具配置図	1/50 ～1/100		建物平面図を利用し て作成する
（昇降設備）			
諸元表			
（その他設備）			必要に応じて作成す る。

（注）その他積算に必要となる図面は上記以外のものであっても適宜作成するものとする。

別添 2 非木造建物数量計測基準

I 総則

- 1 この基準は、非木造建物調査積算要領第9条に規定する工事数量の計測及び計算等の基準である。
- 2 数量を求める対象は、別添3非木造建物工事内訳明細書式において、数量の表示されている細目又はこれに準ずる細目を標準とする。
- 3 この基準において「数量」とは、原則として設計数量（設計寸法に基づく計算数量）をいう。ただし計画数量（施工計画に基づく数量）又は所要数量（市場寸法による切り無駄及び施工上のやむを得ない損耗などを含む予測数量）を必要とする場合は、この基準に基づいて計算する。
- 4 この基準において「設計寸法」とは、別添1非木造建物図面作成基準に基づいて作成した図面等に表示された寸法及び表示された寸法から計算することのできる寸法をいう。
また、この基準において「図示の寸法」とは、図面について物指により読み取ることのできる寸法を含むものとする。
- 5 この基準において使用する統計値は別表に掲げるものとする。

II 建築（直接仮設）

- 1 直接仮設の数量は、図面により仮設計画を想定し、細目ごとに計画数量を算出する。算出方法は次を標準とする。
 - (1) 水盛りやかた
建物の建築面積とする。
 - (2) 墨出し
建物の延べ面積とする。
 - (3) 現寸型板
建物の延べ面積とする。
 - (4) 外部足場
 - ① 足場面積とする。足場面積は、建物の壁芯から1m離れた部分の水平延長に建物の外壁上部の高さを乗じた面積とする。なお、外壁の高さが異なる場合の外壁上部の高さは、平均高とする。
 - ② 外部足場の使用区分は表-1を標準とする。ただし、立地条件等を考慮して他の足場を使用することができる。

表－1 外部足場使用区分

建物の高さ	建物の階数	区 分
4 m以下	平 屋 建	単管一側足場（布板）
9 m以下	2 階 建	単管一側足場（ブラケット）
31 m以下	3～8階建	単管本足場
45 m以下	9～12階建	枠組本足場

(5) 登り栈橋

掛延長（m）とする。原則として3階建以上の建物で必要ある場合に設ける。登り栈橋の勾配は30度以下とする。

(6) 内部足場

- ① 棚足場の数量は、足場の平面面積（ m^2 ）とする。
- ② 脚立足場の数量は、足場の供用延べ床面積とする。
- ③ 本足場、一側足場を使用する場合は、(4)外部足場に準ずる。
- ④ 内部足場の使用区分は表－2を標準とする。ただし、施工条件等を考慮して他の足場を使用することができる。

表－2 内部足場使用区分

項 目	条 件	区 分
く 体	階高 4.0 m以下	脚立足場
	階高 4.0 m超	枠組棚足場
仕 上（天井）	高さ 3.5 m以下	脚立足場
	高さ 3.5 m超	棚足場
仕 上（壁）	高さ 3.5 m以下	脚立足場
	高さ 3.5 m超	本足場
設 備	高さ 3.5 m以下	脚立足場
	高さ 3.5 m超	移動式足場

(7) 乗入構台

構台の平面面積により算出する。市街地又は地下室のある建物で必要ある場合に設ける。

(8) 災害防止

- ① 枠付き金網張り、ネット張り、シート張り、水平ネット張り、朝顔などを必要に応じて計上する。
- ② 数量の算出は、垂直方向に設置するものは垂直掛け面積、水平に設置するものは水平掛け面積、朝顔は設置延長により算出する。

(9) 養生

建物の延べ面積により算出する。

(10) 清掃片付け

- ① 建物の延べ面積により算出し、工事期間中の毎日の清掃片付け、整理整頓、及び竣工時の清掃片付けなどの費用を計算する。
- ② ダストシュートを設置する場合は箇所当たりで算出する。

Ⅲ 建築（土工）

1 「土工」とは、根切、埋戻、盛土、不用土処分、砂利敷など建築工事のための土の処理並びにこれらに伴う山止、排水などをいう。

2 土工のうち、根切及び砂利敷などは別表統計数量表により算出する。

3 根切数量が統計数値によりがたい場合、並びに根切及び砂利敷などを除く他の細目の数量は次による。

(1) 土工の計測・計算は、その土の処理、山止、排水などについては計画数量とする。

(2) 土工の計測は、原則として設計地盤を基準線（GL）とする。ただし、現地盤（敷地の平均高さ）が設計地盤と異なるときは、現地盤を基準線とすることができる。

(3) 土の処理による土砂量（以下、土量という）の増加又は突き固めなどによる土量の減少はないものとする。

(4) 根切

「根切」とは、基礎又は地下構築物などのための土の掘削をいい、その数量は計算上次の各号に定めるところにより根切側面を垂直とみなし、その根切面積と根切深さとによる体積による。

「根切面積」とは、原則として基礎又は地下構築物などの底面の設計寸法による各辺の左右に余幅を加えて計算した面積をいう。

「根切深さ」とは、基準線から基礎又は地下構築物の底面までの深さに、捨コンクリート及び砂利敷などの厚さを加えたものをいう。ただし、地下構築物などのための総掘後の独立基礎、布基礎、基礎梁などのための基礎根切については、総掘根切底を基準線とみなす。

① 余幅は、原則として作業上のゆとり幅に根切側面の崩壊にそなえるため根切深さに土質と根切深さとに応ずる係数を乗じた法幅（基準線における根切のひろがり）の1/2を加えた幅とする。

作業上のゆとり幅は、基準線から根切深さ 2.0mまでは 0.3m、2.0mを超えるときは 0.6mを標準とする。

土質と根切深さとに応ずる係数は、適切な統計値によるものとし、一般には普通土として根切深さ 5.0mまでは 0.3を、5.0mを超えるときは 0.6を標準とする。必要あるときは山止を計画するものとし、山止を設ける場合の余幅は 1.0mを標準とする。

② 基礎梁のための根切の長さは、独立基礎のための根切側面から計測するものとし、交叉する基礎梁又は布基礎のための根切の長さは、いずれか一方の根切側面から計測する。

③ 基礎根切に囲まれて残存することとなる部分のいずれか一方の辺の長さが 1.0m以下であるときは、その残存部分はないものとみなす。

④ 杭の余長による根切量の減少はないものとみなす。

(5) 埋戻

「埋戻」とは、根切と基礎又は地下構築物などとの間隙の土又は砂などによる充てんをいい、その数量は、根切数量から基準線以下の基礎又は地下構築物の体積及び砂利敷き、捨コンクリートの体積を減ずるものとする。余盛は加算しないものとする。

根切土を使用する場合と購入土などを使用する場合などに分類する。

(6) 盛土

「盛土」とは、図示によって土又は砂などを盛ることをいい、その数量は盛土すべき面積と、基準線からの平均厚さによる体積とする。余盛は加算しないものとする。

根切土を使用する場合と購入土などを使用する場合などに分類する。

(7) 不用土処分

「不用土処分」とは、当該建築工事について不用となる土の処分をいい、その数量は選択した工法により根切の数量から埋戻及び盛土数量を減じた数量とする。

(8) 山止

① 「山止」とは、根切側面の土の崩壊などを防御するための仮設備をいい、その数量は、根切深さを高さとする山止高さとし、山止壁周長とによる山止壁面積、及び根切面積による切ばり面積による。基礎根切などの山止については、それぞれの山止高さとし、山止長さによる箇所を数量とすることができる。

② 山止壁、腹起し、切ばりなど山止用機材類の数量を求める必要があるときは、前項による山止数量と土質、湧水量などに基づいて山止計画を設定したうえで計測・計算する。

(9) 排水

① 「排水」とは、工事中の湧水及び雨水の排除をいい、その数量は湧水量及び降雨量により、一式で計上する。

② 排水用機材類の数量を求める必要があるときは、前項による排水の数量と土質などに基づいて排水計画を設定したうえで計測・計算する。

IV 建築（地業）

1 「杭地業」とは、既製杭、場所打コンクリート杭など、独立基礎、布基礎又は底盤など建築物の底面に接続して建築物を支持する部分をいう。

2 杭地業の数量は、次により算出するものとする。

(1) 杭地業の計測は、図面による。

(2) 既製杭の数量は、材種、形状、寸法、工法などにより区分し、杭の本数による。

(3) 場所打コンクリート杭の数量は、材種、形状、寸法、工法などにより区分し、原則として箇所数による。

(4) 杭間さらえ又は杭頭の処理などの数量を求める必要があるときは、杭打ち部分の面積又は杭の本数による。

V 建築（く体）

1 コンクリート

(1) コンクリートは積算上、捨コンクリート、土間コンクリート、く体コンクリートに区分し、土間コンクリートを除く各部分の数量は、別表統計数量表により算出する。

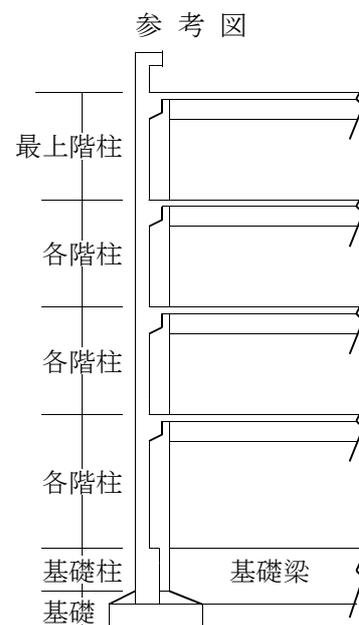
① く体コンクリートは必要に応じて、基礎く体と上部く体とに区分することができる。壁式構造の場合も本基準に準ずる。

② 基礎部分には基礎柱・基礎梁を含むものとする。

③ コンクリートは必要に応じて、捨コンクリート、無筋コンクリート、鉄筋コンクリート、軽量コンクリートなどの調合、強度、材料などにより区分する。

(2) 土間コンクリートを設計寸法により計測、計算する場合には、次に定めるところによる。

① 鉄筋及び小口径管類（一般的な設備配管）によるコンクリートの欠除はないものとみなす。



2 型枠

(1) 型枠の数量は別表統計数量表により算出する。

(2) 型枠の数量は、普通型枠、打放し型枠、曲面型枠及びラーメン構造、壁式構造など材料、工法、コンクリート打設面などにより区分して計算する。

3 鉄筋

(1) 鉄筋の数量は別表統計数量表により算出する。

(2) 鉄筋の数量は、ラーメン構造、壁式構造に区分して計算する。

4 鉄骨

(1) 鉄骨の数量は、別表統計数量表により算出する。

(2) ボルト類の数量は、算出した鋼材の数量を計上し、鋼材重量（t）で表す。

(3) 工場塗装の数量は、算出した鋼材の数量を計上し、鋼材重量（t）で表す。

(4) 工場加工の数量は、算出した鋼材の数量を計上し、鋼材重量（t）で表す。

(5) 現場溶接の数量は、算出した鋼材の数量を計上し、鋼材重量（t）で表す。

(6) 現場建方の数量は、算出した鋼材の数量を計上し、鋼材重量（t）で表す。

VI 建築（仕上）

1 間仕切下地

「間仕切下地」とは、く体に符合する壁の骨組下地をいい、下地（板）類は含まないものとする。

間仕切下地は、仕上の計測においてく体とみなし、準く体という。

(1) 間仕切下地の計測、計算

① 間仕切下地はその主な材種別に、材質、形状、寸法、工法などにより区別する。主

な材種別はおおむね「工事内訳明細書」における科目の材料名による。

② 間仕切下地の数量は、原則としてく体又は準く体の設計寸法又は図示の寸法による面積から、建具類の内法寸法など開口部の面積を差し引いた面積とする。

ただし、開口部の内法面積が1箇所当たり0.5㎡以下のときは差し引かない。

③ 間仕切下地の開口部のための補強は原則として計測の対象としない。

(2) 間仕切下地の材種による特則

材種による間仕切下地の計測の特則は、以下に定めるところによる。

① コンクリート材

材料としてコンクリート、型枠、鉄筋の数量を求める必要があるときは、それぞれV建築（く体）の1、2、3の定めによる。

② 既製コンクリート材

ALC板、PC板、PS板などによる間仕切下地は、図示による枚数・面積又は体積を数量とすることができる。

③ 木材

木材による間仕切下地について、材料としての木材の所要数量を求める必要があるときは、設計寸法又は図示の寸法による長さをm単位に切り上げた長さとし、図示の断面積とによる体積に5%の割増しをした体積とする。ただし、長さの短いものについては切り使いを考慮するものとする。

④ 金属材

軽量鉄骨などの間仕切下地で金属材の胴縁を伴うときは、胴縁を含めた数量とすることができる。

2 仕上

「仕上」とは、く体又は準く体の保護、意匠、装飾その他の目的による材料、製品、器具類などの附合又はく体の表面の加工などをいう。ただし建築設備に属するものを除く。

(1) 仕上の区分

① 外部仕上と内部仕上

仕上は積算上建築物の内外を遮断する面を基準とし、外部仕上と内部仕上とに大別する。ただし、内外を遮断する開口部としての建具類は外部仕上に属するものとする。

② 外部仕上

外部仕上は、原則として屋上、各側面、外部階段、玄関、ピロティ、バルコニーなどごとに以下に定めるところにより、屋根、外部床、外壁、外部開口部、外部天井の部分に区分する。これらの部分に区分することが適当でないもの又は区分することができないものは外部雑とする。

Oa 屋根・外部床

「屋根・外部床」とは、建築物外部の上面又は見下ろし面をいう。床段違いの側面、階段蹴上げなどは床に属するものとし、必要あるときはそれぞれ区別する。

Ob 外壁

「外壁」とは、建築物外部の側面をいい、開口部を除く。独立柱、壁付柱、壁付梁、開口部周囲の見込、パラペット笠木、手すり笠木などは外壁に属するものとし、

必要あるときはそれぞれ区別する。

O c 外部開口部

「外部開口部」とは、建具類（シャッター、エアカーテンなどを含む。以下同じ。）及び各部分の開口部枠類をいう。建具類の枠、額縁、窓台、靴摺などは開口部に属するものとし、必要あるときはそれぞれ区別する。

O d 外部天井

「外部天井」とは、建築物外部の見上面をいう。天井付梁、天井段違い側面、庇の小端などは天井に属するものとし、必要あるときはそれぞれ区別する。

O e 外部雑

外部雑は、各部分に附合する製品、器具類などを必要によって区分する場合及びルーフトレイン、樋類、煙突などO a～O dの部分に区分することが適当でないもの又は区分することができないものを総称する区分で、原則としてそれぞれ適当な名称を付して区別する。

③ 内部仕上

「内部仕上」とは、原則として各階、各室、内部階段などごとに、以下に定めるところにより内壁、内部開口部、内部天井、内部床の部分に区分する。これらの部分に区分することが適当でないもの又は区分することができないものは内部雑とする。

I a 内部床

「内部床」とは、建築物内部の見下ろし面をいう。床段違い側面、階段蹴上げなどは床に属するものとし、必要あるときはそれぞれ区別する。

I b 内壁

「内壁」とは、建築物内部の側面をいい、開口部を除く。独立柱、壁付柱、壁付梁、幅木、開口部周囲の見込、階段ささら桁、手摺、笠木などは壁に属するものとし、必要あるときはそれぞれ区別する。

I c 内部開口部

「内部開口部」とは、建築物内部の建具類及び開口部枠類などをいう。建具類の枠、額縁、膳板、靴摺などは内部開口部に属するものとし、必要あるときはそれぞれ区別する。

I d 内部天井

「内部天井」とは、建築物内部の見上げ面をいう。独立柱、天井段違い側面、回縁などは天井に属するものとし、必要あるときはそれぞれ区別する。

I e 内部雑

内部雑は、各部分ごとに附合する製品、器具類などを必要によって区分する場合及びスクリーン、家具類、仕上ユニット製品などI a～I dの各部分に区分することが適当でないもの又は区分することができないものを総称する区分で、原則としてそれぞれ適当な名称を付して区別する。

(2) 仕上の計測、計算

① 共通事項

ア 各部分の計測

仕上計測の定めは、原則として外部、内部又は壁、開口部、天井、床、雑の各部

分について共通とする。

イ 計測上の区別

仕上は、その主な材種別に材質、形状、寸法、工法などにより区別する。主な材種別はおおむね「工事内訳明細書」における科目の材料名による。

ウ 仕上の構成

仕上の構成は、表面処理、主仕上、仕上下地及び附合物よりなるものとする。

(ア)「表面処理」とは、仕上表面の保護又は意匠、装飾などのための塗装、吹付などをいう。

(イ)「主仕上」とは、表面処理を除く仕上表面層をいう。

(ウ)「仕上下地」とは、主仕上とく体又は準く体との中間層をいい、骨組下地、下地(板)類などに区別する。

(エ)「附合物」とは、仕上の保護又は意匠、装飾などのために主として主仕上に附合する材料製品、器具などをいう。

エ 仕上計測の対象

仕上は、原則として表面処理、主仕上、附合物、仕上下地などの組合せにより区別し、その計測の対象は主仕上とする。表面処理、主仕上、附合物、仕上下地の複合物としての建具類、カーテンウォール、その他の仕上ユニットについてもその主仕上を計測の対象とする。

オ 表面処理、附合物、仕上下地の計測

表面処理、附合物又は仕上下地について計測する必要があるときは、原則として主仕上の設計寸法又は図示の寸法を設計寸法とする。

② 主仕上の計測、計算

ア 原則

(ア) 主仕上の数量は、原則としてく体又は準く体の設計寸法又は図示の寸法による面積から、建具類など開口部の内法寸法又は図示の寸法による面積を差し引いた面積とする。ただし、開口部などの面積が 0.5m^2 以下のときは開口部等による主仕上の欠除はないものとみなす。

(イ) (ア)の定めにかかわらず、天井高は図示の寸法を設計寸法とする。

(ウ) (ア)の定めにかかわらず、主仕上の表面からく体又は準く体の表面までの仕上代が 0.05m を超えるときは、原則としてその主仕上の表面の寸法を設計寸法とする。

イ 附合物などの計測

附合物などについて計測する必要があるときは、原則として主仕上の設計寸法又は図示に基づく長さ、面積又は箇所数を数量とする。

ウ 仕上ユニットの計測

建具類、カーテンウォール、その他の仕上ユニットの数量は、その内法寸法又は図示の寸法による面積、個数又は箇所数による。

エ 特殊材料などの計測

一般に用いられない材料、特に高価な材料による場合又は特殊な加工を要する場合など前各号の定めによらないときはその旨明記する。

(3) 仕上の材種による特則

材種による主仕上計測の特則及び附合物又は表面処理について計測する必要があるときの特則は、以下のア項に定めるところにより、仕上下地について計測する必要があるとき又は仕上下地を区別して骨組下地、下地（板）類、防水層等について計測する必要があるときの特則は、以下のイ項の定めるところによる。

① コンクリート材

ア 打放し仕上、コンクリート面のはつり、目荒し加工などについて計測する必要があるときは、そのコンクリート面の面積を数量とする。

イ (ア) 防水押え各種コンクリートについて計測する必要があるときは、その平均厚さと設計寸法に基づく面積又はこれらによる体積を数量とする。

(イ) 防水押えコンクリートの補強メッシュなどについて計測する必要があるときは防水押えコンクリートの面積を数量とする。

② 既製コンクリート

ア・イ ALC板、PC板、PS板などによる仕上又は仕上下地の数量は、設計寸法又は図示の寸法による枚数、面積又は体積によることができる。

イ 防水立上り部の押えブロック、れんがなどの組積材について計測する必要があるときは、設計寸法又は図示に基づく長さ又は面積を数量とする。

③ 防水材

ア・イ (ア) 防水材による主仕上及び仕上下地の計測の特則は、原則として共通とする。

(イ) 防水層などの数量は、原則としてく体又は準く体の設計寸法又は図示の寸法による面積とする。

(ウ) 立上り防水層などの数量は、その立上り寸法に基づく長さ又はこれらによる面積による。

(エ) 伸縮目地、開口部などのコーキング防水などについて計測する必要があるときは、図示の長さ、開口部などの内法寸法に基づく周長を数量とする。

④ 石材

ア (ア) 天然石、人造石など石材による主仕上の計測に当たっては、2(2)②ア原則の定めにかかわらず、その主仕上の表面の寸法を設計寸法とする面積から建具類など開口部の内法寸法又は図示の寸法による面積を差し引いた面積とする。

ただし、開口部などの面積が0.1㎡以下のときは開口部等による主仕上の欠除はないものとみなす。

(イ) 石材による主仕上の役物類の処理については、図示の寸法による長さ又は箇所数を数量とすることができる。

石材による主仕上の数量は、設計寸法又は図示による体積又は個数によることができる。

石材による主仕上の取付金物、裏込材、目地仕上などについて計測する必要があるときは設計寸法又は図示の寸法に基づく長さ又は個数を数量とする。

⑤ タイル材

ア (ア) 陶磁器タイル材による主仕上の役物類の処理については、設計寸法又は図示の寸法による長さ又は箇所数を役物類の数量とする。

(イ) タイル材による主仕上の取付金物、モルタル、目地仕上などは、主仕上の構成部材とみなし、原則として計測の対象としない。

⑥ 木材

ア (ア) 木材による開口部などの枠、額縁などの数量は、原則として図示の寸法による箇所数による。必要あるときは開口部などの内法寸法に基づく周長を数量とする。

(イ) 銘木類は図示の寸法による本数、枚数又は面積を数量とすることができる。

(ウ) 木材による主仕上について、材料としての木材の所要数量を求める必要があるときは、ひき立寸法による図示の断面積と、設計寸法又は図示の寸法による長さにより両端の接合などのための必要な長さとして 0.15mを加えた長さによる体積に、5%の割増をした体積による。ひき立寸法が示されていないときは、図示の断面を囲む最小の長方形又は正方形の辺の長さにより、削り代として片面削りの場合は 0.003m、両面削りの場合は 0.005mを加えた寸法をひき立寸法とみなす。

(エ) 板類の木材による主仕上について、材料としての木材の所要数量を求める必要があるときは、その設計数量に次の割増率を加えたものを標準とする。

板材	突き付けの場合	10 %
	実はぎの場合	15 %
	合じゃくり、羽重ねの場合	15 %
各種合板類		15 %
各種フローリング類		10 %

(オ) 養生砥の粉塗りなどは、原則として計測の対象としない。

イ (ア) 木材による天井又は床の骨組下地について計測する必要があるときは、く体からの図示の寸法により区別し、その主仕上の数量による。

(イ) 木材による下地板類について計測する必要があるときは、原則としてその主仕上の数量による。壁胴縁などは仕上下地の構成部材とみなし、原則として計測の対象としない。必要あるときは図示の寸法による面積を数量とする。

(ウ) 骨組下地又は下地板類の木材としての所要数量を求める必要があるときは、1間仕切下地(2)③木材の定めによる。

(エ) 板類の所要数量を求める必要があるときは、ア(エ)の定めによることができる。

⑦ 屋根材

ア (ア) 瓦、スレート、金属又は合成樹脂製などの屋根材による主仕上の計測に当たっては、2仕上(2)②主仕上の計測、計算の定めは適用せず、原則として軒先などまでの図示の寸法による面積から、天窗の内法寸法など図示の寸法による開口部の面積を差し引いた葺上げ面積を数量とする。

(イ) 棟瓦、鬼瓦、軒瓦などは、原則として役物類としない。特殊な役瓦などについて計測する必要があるときは、図示の形状、寸法などに基づく長さ又は個数を数量とする。

(ウ) スレート、金属、合成樹脂製などの屋根材の役物類について計測する必要があるときは、原則としてその設計寸法又は図示の寸法による長さ又は箇所数を数量

とする。

⑧ 金属材

- ア (ア) 金属材による手摺、タラップ、面格子、改め口、投入口など又は谷樋、呼び樋、軒樋、ルーフトレイン、立樋、養生管などの数量は、原則として設計寸法又は図示の寸法による長さ又は箇所数による。
- (イ) ルーフトレイン、立樋、養生管など雨水排水金物類などで系統又は組として機能するものは、系統又は組ごとの箇所数を数量とすることができる。
- (ウ) (ア)に類するもので合成樹脂材などによるものについては、原則として材種を明記して金属材の定めを準用する。
- イ (ア) 金属材による天井又は床の骨組下地について計測する必要があるときは、く体からの図示の寸法により区別し、その主仕上の数量による。
- (イ) 金属材などによる骨組下地の開口部などのための補強について計測する必要があるときは、図示の寸法による開口部の箇所数を数量とする。
- (ウ) メタルラス、ワイヤラスなど金属材による下地類について計測する必要があるときは、原則としてその主仕上の数量による。壁胴縁は、仕上下地の構成部材とみなし、原則として計測の対象としない。必要あるときは図示の寸法に基づく面積を数量とする。

⑨ 左官材

- ア (ア) 左官材による笠木、水切、幅木、ボーダー、側溝などの数量は、原則として設計寸法又は図示の寸法による高さ、幅又は糸尺ごとの延べ長さによる。
- (イ) 左官材による表面処理は、原則として計測の対象としない。必要あるときは表面処理すべき主仕上の数量による。
- イ (ア) モルタル下地、ラスこすりなど左官材による下地類について計測する必要があるときはその主仕上の数量による。
- (イ) 建具類の周囲モルタル充てんなどについて計測する必要があるときは、建具類の内法寸法に基づく周長を数量とする。

⑩ 木製建具

- ア (ア) 木製建具類は、表面処理、主仕上、附合物、仕上下地の複合した仕上ユニットとみなし、主仕上の材質、形状などにより区別し、建具類の内法寸法による面積ごとの箇所数を数量とする。
- (イ) 塗装などの表面処理について計測する必要があるときは、⑬塗装材アの定めによる。
- (ウ) 附合物のうち建具金物などについて計測する必要があるときは、その規格、仕様などごとの組数又は個数を数量とする。
- (エ) ガラスについて計測する必要があるときは、⑫ガラス材アの定めによる。

⑪ 金属製建具類

- ア (ア) 金属製建具類は表面処理、主仕上、附合物、仕上下地及び枠類を複合した仕上ユニットとみなし、主仕上の材質、形状などにより区別し、建具類の内法寸法による面積ごとの箇所数を数量とする。
- (イ) 塗装などの表面処理について計測する必要があるときは、⑬塗装材アの定めによる。

よる。

(ウ) 附合物のうち特殊な金物などについて計測する必要があるときは、その規格仕様などごとの組数又は個数を数量とする。

(エ) ガラスについて計測する必要があるときは、⑫ガラス材アの定めによる。

(オ) 強化ガラス、アクリルなどによる建具類の計測については、原則として材種を明記し、金属製建具類の定めを準用する。

⑫ ガラス材

ア (ア) 全面がガラスである建具類のガラスについて計測する必要があるときは、材質規格などごとに、原則として建具類の内法寸法による面積を数量とする。ただし、かまち、方立、棧などの見付幅が 0.1mを超えるものがあるときは、その見付幅を差し引いた寸法を内法寸法とみなす。

(イ) 額入建具などのガラスについて計測する必要があるときは、原則として図示の寸法による。

(ウ) 特殊寸法、特殊形状あるいは特殊な性質を有するガラス材については、図示の寸法による。

(エ) トップライト、デッキガラス、ガラスブロック、アートブロックなどのガラス材による主仕上の数量は、図示の寸法による面積又は箇所数による。枠金物のあるトップライト、デッキガラスなどは、ガラスを主仕上とする仕上ユニットとみなし、枠金物としては計測の対象としない。

(オ) 鏡などガラス加工品の数量は、図示の形状、寸法による枚数又は箇所数による。

(カ) ガラス類の清掃、養生などを計測する必要があるときはガラスの数量による。

(キ) パテ、シール、コーキング、ガスケットなどについて計測する必要があるときはガラスの設計寸法に基づく周長を数量とする。

⑬ 塗装材

ア・イ (ア) 塗装材による表面処理の数量は、原則として表面処理すべき主仕上の数量による。

(イ) 表面に凹凸がある場合など複雑な主仕上又は役物類などの塗装材による表面処理について計測する必要があるときは、主仕上の表面の糸尺による長さを設計寸法とする面積を数量とする。建具類又は鉄骨などの塗装材による表面処理について計測する必要があるときは、適切な統計値によることができる。

⑭ 内(外)装材

ア (ア) 布張り、紙張りなどの重ね代は計測の対象としない。

(イ) 内外装材による主仕上の底目地、ジョイント工法による目地などは、主仕上の構成部材とみなし、原則として計測の対象としない。必要あるときは図示の寸法に基づく長さ又は箇所数を数量とする。

(ウ) たたみ、じゅうたんなどの数量は、図示の寸法による面積又は枚数による。

イ 仕上下地としての布張り、紙張りの重ね代は計測の対象としない。

⑮ 仕上ユニット

ア (ア) 間仕切ユニットなどは、材種、規格などにより区別し、設計寸法又は図示の寸法による面積又は箇所数を数量とする。

(イ) 仕上ユニットとしての浴室、便所などは、図示の性能、形状などごとに組数又は個数を数量とする。

(ウ) 家具、備品、スクリーンなどは、図示の寸法による組数又は個数を数量とする。

(エ) 造付の家具、カウンター、浴槽、シンク、換気塔などは、表面処理、主仕上附合物、仕上下地を複合して仕上ユニットとみなし、個数又は箇所数を数量とすることができる。

⑩ カーテンウォール

ア (ア) コンクリート材、金属材などによる外壁のカーテンウォールは、仕上ユニットとみなし、その数量は原則として図示の形状、寸法による面積又はユニットの個数による。

(イ) カーテンウォールの建具類又はガラスについて計測する必要があるときは、それぞれ⑪の金属製建具類又は⑫のガラス材の定めによる。

(ウ) 方立、力骨、取付金物、エキスパンション、ジョイント、シーリング、さび止め処理などは、仕上の構成部材とみなし、原則として計測の対象としない。必要あるときは図示の寸法に基づく長さ又は面積を数量とする。

⑪ その他

ア・イ 防音、防湿など特別の目的のある材料もしくは前記の材種に区別することが適当でない材料又は区別することができない材料による仕上又は仕上下地の計測については、原則として材種又は材質の近似する材種の特則を準用し、必要に応じて適当な名称を付して区別する。ただし、その材料について特別の定めがある場合は、その定めによる。

Ⅶ 電気設備

1 共通工事

(1) 土工事

建築に準ずる。ただし、別表統計数量表は適用しない。

(2) コンクリート工事

建築に準ずる。ただし、別表統計数量表は適用しない。

(3) 配管配線工事

配管配線工事に関して床面積当たりの統計単価が得られる場合は、当該延べ床面積を計上する。統計単価が得られない場合又は統計単価によりがたい場合は次による。

① 建物別（棟別）、工事種目別、科目別並びに屋内又は屋外工事別に区分する。

② 電線保護管等は種別、寸法別とし、いんぺい、露出、幹線、分岐別に区分する。

③ 配管配線は、階別に明示する。

④ 位置ボックス、ジョイントボックスは使用区分により区分する。

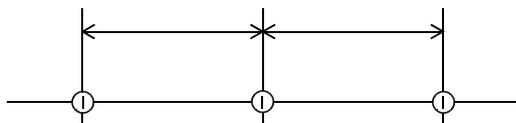
⑤ プルボックス、ダクト、ラック類は、形式、寸法、材料、仕上別に区分する。

⑥ 電線ケーブル類は、規格、寸法別、幹線、分岐別、保護材料別及び工事方法別に区分する。

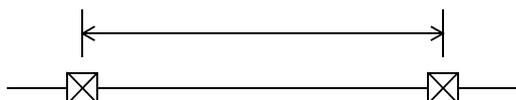
⑦ ケーブルの端末処理は、規格、寸法別に個数を算出する。

⑧ 配管配線の平面図上における寸法（長さ）の起点、端末の位置は次による。

ア 位置ボックス相互間は、各位置ボックスの中心とする。

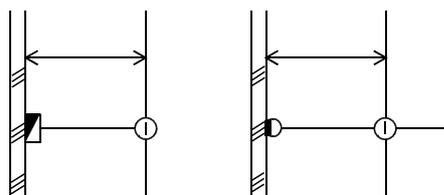


イ プルボックス相互間は、各プルボックスの中心とする。

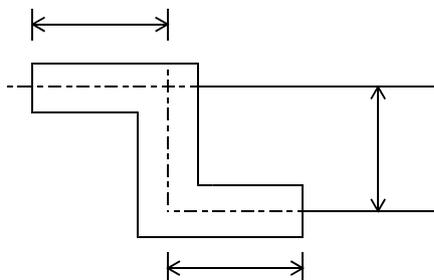


ウ 分電盤、制御盤、端子盤類の起点は、図上の中心の壁面とする。

エ 壁面に取付く位置ボックスは、壁面に接する中心とする。



オ ダクト内配線は布設方向の中心寸法とする。



カ 配管配線は原則として図面上の平面部分と立上り、引下げ部分とに区分する。

⑨ 材料としての所要数量を求める必要があるときは、その設計数量に次の割増をすることを標準とする。

電線	10 %
ケーブル	10 %
電線管	10 %

(4) 接地工事

- ① 接地種別、接地極別、材質、寸法別に箇所数を算出する。
- ② 接地端子箱は記号別に区分する。
- ③ 接地極埋設標を計上する。

(5) 塗装工事

- ① 塗装工事を必要とする鋼材などは、その部分の外表面積とする。
- ② 複合単価に塗装費を含む材料については、計測の対象としない。

(6) はつり工事

- ① 配管がコンクリート壁を貫通する場合は、貫通口径又は断面積、コンクリート壁の厚さ別の数量（箇所）とする。
- ② 溝はつりの場合は、はつり幅と深さにより区別し、床、壁、天井別に長さを算出する。
- ③ 面はつりの場合は、はつり部分の面積を算出する。

(7) 搬入費

搬入費を必要とする機器の重量による。

2 各設備工事

(1) 電灯設備

電灯設備に関して床面積当たりの統計単価が得られる場合は、当該延べ床面積を計上する。統計単価が得られない場合又は統計単価によりがたい場合は次による。

① 配線器具

ア タンブラスイッチは、極数、容量、形状などによる組合せ（プレート共）を単位として算出する。

イ コンセントは、壁付、床付に区別し、極数、容量、形状などによる組合せ（プレート共）を単位として算出する。またプラグ付の場合はその旨明示する。

ウ その他の配線器具などについては上記に準ずる。

② 照明器具

ア 照明器具は、形式、記号などにより区分する。

イ 数量は、回路別、階別又は室別に区分し集計表を作成する。

③ 分電盤

分電盤は、名称、記号、形式別及び階別に区分する。

④ その他

その他の機材は上記に準ずる。

(2) 動力設備

① 制御盤

ア 制御板は名称、記号、形式別負荷容量別及び階別に区分し集計表を作成する。

イ モーターへの結線材料は、可とう電線管などを規格別に計上する。

(3) 避雷設備

① 突針種別、支持パイプの記号寸法別に区分する。

② むね上導体、導線は、規格、寸法別とし、支持金物は支持方法別に区分する。

(4) 構内配電線路

① 架空線路

ア 電柱、支柱及び支線柱は、種別、規格及び寸法別に区分する。

イ 装柱材料等は、種別、規格及び寸法別に区分する。

ウ 支線は、規格及び寸法別に区分し、箇所数を計上する。

- エ 架空電線及び引込線は、規格及び寸法別に区分する。
- オ 高圧引下線、低圧引下線及び通信引下線は、規格及び寸法別に区分する。
- カ 柱上変圧器、気中開閉器等は、電気方式、種別及び容量別に計上する。

② 地中線路

- ア 地中ケーブルの保護材料は、種別、規格及び寸法別に区分する。
- イ マンホール及びハンドホールは、記号及び寸法別に区分する。
- ウ 暗きょ内に布設するケーブルラック等は、形式、寸法、材質及び仕上別に区分する。

(5) 受変電設備

- ① 高低圧配電盤などは、形式、構造、規格別により区分する。
- ② 監視制御盤、継電器盤類は、形式、構造別などにより区分する。
- ③ 直流電源装置は、形式、構造、規格、容量などにより区分する。
- ④ 変圧器は、電気方式、絶縁方式、容量別に区分する。
- ⑤ 交流しゃ断器は、種別、規格別により区分する。
- ⑥ 高圧（特別高圧）進相コンデンサなどは、規格、容量別により区分する。
- ⑦ 断路器は、極数、容量、操作方式別により区分する。
- ⑧ 高圧負荷開閉器、その他機器類は、電気方式、定格、容量別により区分する。
- ⑨ 各機器類に対応する付属品類を計上する。
- ⑩ 電線、ケーブル類、保護材料などは、1 共通工事(3)の当該事項による。
- ⑪ 制御用ケーブルなどは、⑩によるほか、機器相互間の長さを規格別、系統別に計上する。
- ⑫ バスダクトは、構造、規格、容量別に所要長さを計上し、付属品はエルボ、ティーエンドクローザーなどに区分する。
- ⑬ 接地母線、分岐線は第1種、第2種、第3種、特別第3種などの接地工事の種類により区分する。

(6) 自家発電装置

- ① 交流発電機、原動機は、形式、構造、性能、容量などにより区分する。
- ② 配電盤などは、(5)②による。
- ③ 燃料槽、減圧水槽などは、材質、容量別に計上する。
- ④ その他の機器類は、(5)①～⑨による。
- ⑤ 燃料油、冷却水、排気用配管などは、系統別、管種別、寸法別に区分する。
- ⑥ 上記以外の工事材料については、(5)⑩～⑬による。

(7) 電話設備

電話設備に関して床面積当たりの統計単価が得られる場合は、当該延べ床面積を計上する。統計単価が得られない場合又は統計単価によりがたい場合は次による。

- ① ボックス類
壁付位置ボックス、フロアボックスに区分する。
- ② フロアダクト
種別、寸法別に区分する。
- ③ 端子盤類

端子盤は、記号、形式、構造、容量別及び階別に区分する。

- (8) インターホン設備、電気時計・拡声設備、テレビ共同受信設備、火災報知設備
インターホン、電気時計、拡声、テレビ共聴及び火災報知装置などの機器類は、形式、記号別に区分する。
- (9) 構内交換設備
- ① 交換機は、形式、構造、容量などにより区分する。
 - ② 局線中継台は、形式、構造などにより区分する。
 - ③ 本配線盤類は、形式、構造、容量などにより区分する。
 - ④ 電源装置は、形式、構造、定格、容量などにより区分する。
 - ⑤ 電話機は、形式別に区分する。
 - ⑥ その他の計器類については、上記に準ずるものとする。
 - ⑦ 電線、ケーブル、保護材料などは、1 (3)の当該事項による。

VIII 電気設備以外の設備

1 共通工事

(1) 土工事

建築に準ずる。ただし、別表統計数量表は適用しない。

(2) コンクリート工事

建築に準ずる。ただし、別表統計数量表は適用しない。

(3) 配管工事

配管工事に関して床面積当たりの統計単価が得られる場合は、当該延べ床面積を計上する。統計単価が得られない場合又は統計単価によりがたい場合は次による。

- ① 建物別、工事種目別、科目別、用途別、管種別、施工場所別、呼び径別に区分する。
- ② 材料としての所要数量を求める必要があるときは、その設計数量に次の割増をすることを標準とする。

屋内配管	鋼	管	10 %
	銅	管	5 %
	鉛	管	5 %
	硬質塩ビ管		10 %
屋外配管	鋼	管	5 %
	硬質塩ビ管		5 %

(4) 保温工事

- ① 工事科目別などに区分する。
- ② 配管の保温数量は、保温工事を必要とする配管の設計数量とする。
- ③ 風道の保温数量は、保温工事を必要とする風道の設計数量とする。
- ④ チャンバー及び消音エルボの吸音材の内張数量は、その鉄板の設計数量とする。
- ⑤ 機器類、槽類で保温を必要とする場合は、それらの表面積による。
- ⑥ 室内冷水管、冷温水管に取り付ける呼び径65以上の弁、ストレーナーなどの保温工事は、区分する。

(5) 塗装工事

- ① 工事科目別などに区分する。
- ② 配管の塗装数量は、塗装を必要とする配管の設計数量とする。
- ③ 風道の塗装数量は、塗装を必要とする風道の設計数量とする。
- ④ 機器類で塗装を必要とする場合は、それらの表面積による。
- ⑤ 複合単価に塗装費を含む材料については、数量計測の対象としない。

(6) はつり工事

- ① 工事料目別などに区分する。
- ② 壁又は床を配管もしくは風道が貫通する場合は、貫通口径、断面積、コンクリートの厚さ別の数量（箇所）とする。
- ③ 溝はつりの数量は、はつり幅、深さ別の長さを計測する。
- ④ 面はつりの数量は、はつり部分の面積を計測する。

(7) スリーブ入れ

- ① スリーブの数量はスリーブの口径別、コンクリート壁の厚さ別に区分して計算する。
- ② 箱入れ数量は、貫通口の断面積、コンクリートの梁又は壁の厚さ別に区分して計算する。

(8) 搬入費

搬入費を必要とする機器の重量などによる。

2 給排水衛生設備

給排水衛生設備に関して床面積当たりの統計単価が得られる場合は、当該延べ床面積を計上する。統計単価が得られない場合又は統計単価によりがたい場合は次による。

(1) 衛生器具設備

衛生器具は、種類、規格、寸法、記号など別に区分する。

(2) 給排水設備の機器

- ① ポンプ類、給湯ボイラ、貯油槽、高置水槽、受水槽、ガス湯沸器、屋内消火栓箱、厨房器具などの各機器は、工事科目、形式、能力、容量、規格寸法など別又は記号別に区分して数量を計算する。
- ② 弁、水栓類、ボールタップ、弁きょう、量水器、排水トラップ、掃除口、排水金物、可とう継手、防振継手などの各機器は、形式、規格、呼び径別などに区分して数量を計測する。
- ③ 弁ます、量水器ます、ためます、インバートますなどのます類については、記号別、GLから管底までの深さ別に区分して組数を計算する。

3 空気調和設備

(1) 空気調和設備

① ボイラ及び付属機器設備

ア ボイラ、空调用ポンプ類、熱交換器、還水槽、地下貯油槽、サービスタンク、膨張水槽、管寄せ、温風暖房器、送風機などの数量は、形式、能力、容量、規格寸法などの別又は記号別に区分して計算する。

イ 鋼板製煙道は、板厚別に外周面積を計算する。

② 冷凍機設備

冷凍機、冷却塔及び冷却水ポンプは、①アに準ずる。

③ 空気調和機設備

ユニット型空気調和機、パッケージ型空気調和機、全熱交換器、ファンコイルユニット、送風機、集じん器などの機器は、①アに準ずる。

④ 風道設備

ア 建物別、工事科目別に、矩形風道、スパイラルダクト、円形風道（排煙用）の名称別に分け、矩形風道は板厚別に、スパイラルダクト及び円形風道は口径別に区分し、さらに、各階別、系統別、設置場所別（屋内露出、天井内、ダクトシャフト内、屋外露出など）に区分する。

イ 風道の長さは、ダクトの中心線の長さを計測する。

⑤ 風道付属品

ア フレキシブルダクトの数量は口径別に区分し、長さを計測する。

イ 風道と送風機を連結するたわみ継手の数量は、送風機の仕様（形番、両吸込み形、片吸込み形）別に区分し、箇所数を計算する。風道と空調機を連結する場合は、長さを計測する。

ウ ガラリは、材質及び形状、大きさ（幅×高さ）別に区分して計測する。

エ チャンバーの数量は、名称、板厚、大きさ別に区分し、表面積を計測する。

⑥ 仕切弁、玉形弁、安全弁、圧力計、温度計、伸縮継手、可とう継手、防振継手、ストレーナー、ボールタップなどの器具は、2(2)②に準ずる。

(2) 換気設備

空気調和設備の当該事項に準ずる。

(3) 排煙設備

空気調和設備の当該事項に準ずる。

4 昇降設備

必要に応じて計上する。

5 その他設備

必要に応じて計上する。

IX 解体

解体工事は、次によるものとする。

1 仮設工事

立地条件、工法、使用機材などを十分考慮する。

(1) 外部足場

足場面積によるものとする。

(2) 内部足場

必要部分の床面積により算出する。

(3) 養生

セーフティネット、シート、金網及び朝顔などの必要なものを計上する。

(4) その他

その他必要に応じて計上する。

2 直接解体

(1) 労務費

① 鉄筋コンクリート造

ア ブレーカ工法、スチールボール工法、ジャッキ工法及び圧砕工法などの工法別に区別する。

イ 地上部分と地下部分に区分する。

② 鉄骨造

①に準ずる。

(2) 機械器具費

解体に要する機械損料、工具損料、損耗品、燃料及びそれらの運搬費などを計上する。

3 廃棄材処理

(1) ガラ処理

解体の際、発生するガラを捨てるための運搬費、捨て場代などで、場所、条件などを考慮する。

(2) 発生材

解体の際、発生する市場価値のある材を種別、等級などに区別して計上する。

別表 統計数量表

第1 総則

1 用途の取扱い

統計数量表で区分する用途以外の用途については、表(1)による区分に応じ、それぞれの用途の統計数量表を適用することができるものとする。

表(1)

用 途	適用することができる範囲
専 用 住 宅	併用（店舗、事務所等）住宅、医院等で構造く体の形状が専用住宅に類似するものを含むものとする。
共 同 住 宅	マンション、アパート、家族寮、独身寮 病院、診療所、老人ホーム等で構造く体の形状が共同住宅に類似するものを含むものとする。
店舗・事務所	銀行、信用金庫、郵便局、公民館等で構造く体の形状が店舗又は事務所に類似するものを含むものとする。 なお、大型小売店舗等で構造く体の形状が他の用途に類似する場合は、その用途を認定し、適用することができるものとする。
工場・倉庫	作業所、畜舎等で構造く体の形状が工場又は倉庫に類似するものを含むものとする。 なお、作業所、畜舎等であっても一般的な工場又は倉庫に比較して構造く体が簡易なものと認められる場合は、統計数量値を補正するものとする。
校舎・園舎	旅館・ホテル等で構造く体の形状が校舎、園舎に類似するものを含むものとする。 なお、学校等のその他の施設（事務室、給食室等）については、その構造く体の形状によって、他の用途を適用するものとする。
車 庫	屋根、壁等があり建物として取り扱うもの。

注 本表で適用することが困難な公衆浴場、劇場、映画館、体育館、神社、仏閣、教会、土蔵等については、原則として、別途個別に各数量を計算するものとする。

2 階層の取扱い

統計数量表の階層の認定は、次式により算出した数値を基に表(2)の区分により行うものとする。

$$\text{階層率} = \text{建物延べ床面積} \div \text{1階床面積}$$

表(2)

階 層 率	適用階層
1.30未満	1 階
1.30以上 2.30未満	2 階
2.30以上 3.30未満	3 階
3.30以上 4.30未満	4 階
4.30以上 5.30未満	5 階
5.30以上	6 階

第2 土工（基礎）関係

1 工種別の数量

基礎に係る工種別の数量は、次式によって算出するものとする。

$$\text{数量} = 1 \text{ 階床面積} \times (\text{統計数量値} \times \text{杭地業による補正率} \times \text{地盤状況による補正率})$$

イ 統計数量値

各工種の数量値は、表(5)から(9)の構造用途等の区分によるものとする。

ただし、表(5)及び(6)の鉄筋コンクリート造・鉄骨鉄筋コンクリート造のラーメン式及び壁式の基礎コンクリートは、表(12)及び(13)のく体コンクリートに含まれているので重複計上に注意すること。

また、統計数量値には、地下階の数量は含まれていないので地下階がある場合には、その地下階部分の数量を別途算出して計上するものとする。

ロ 杭地業による補正

杭地業による補正は、重複鉄骨造（S造）及び軽量鉄骨造（LGS造）について行うものとし、杭地業の有無による補正率は表(3)の区分による。

ただし、補正は、根切、砂利・割石敷き、捨コンクリート及び基礎コンクリートについて行い、型枠及び鉄筋は補正の対象としない。

表(3)

杭地業の有無	補正率
有	0.90
無	1.00

ハ 地盤状況（地耐力）による補正

地盤状況（地耐力）による補正は、重複鉄骨造（S造）及び軽量鉄骨造（LGS造）について行うものとし、地盤状況（地耐力）による補正率は、表(4)の区分による。

ただし、杭地業がある場合は、補正の対象としない。

また、補正は、根切、砂利・割石敷き、捨コンクリート及び基礎コンクリートについて行い、型枠及び鉄筋は補正の対象としない。

表(4)

地盤状況	判断基準となる地耐力 〔t/m ² 〕	補正率
硬質地盤	20 t 以上	0.85
普通地盤	5 t 以上 20 t 未満	1.00
軟弱地盤	5 t 未満	1.40

注 地盤の状況は、補償建物の存する敷地における基礎の底面での地耐力で判定するものとするが、地耐力は当該建物の建築時のボーリング調査又は近隣地域におけるボーリング調査資料を参考として判断することができるものとする。

土工（基礎）関係統計数量表

表(5)

構 造		鉄筋コンクリート造（R C造）・鉄骨鉄筋コンクリート造（S R C造）							
区 分		ラーメン式							
階層	工 種	単 位	専 用 住 宅	共 同 住 宅	店 舗 ・ 事 務 所	工 場 ・ 倉 庫	校 舎 ・ 園 舎	備 考	
1	根 切	1階床面積	m ³	1.22	1.13	1.17	1.29	1.31	
	砂利・割石敷	〃	m ³	0.141	0.130	0.135	0.149	0.151	
	捨コンクリート	〃	m ³	0.03	0.028	0.029	0.032	0.032	
	基礎コンクリート	〃	m ³	0.26	0.24	0.25	0.27	0.27	
2	根 切	1階床面積	m ³	1.46	1.36	1.40	1.55	1.57	
	砂利・割石敷	〃	m ³	0.170	0.156	0.162	0.179	0.181	
	捨コンクリート	〃	m ³	0.036	0.034	0.035	0.038	0.038	
	基礎コンクリート	〃	m ³	0.31	0.29	0.30	0.32	0.32	
3	根 切	1階床面積	m ³	1.83	1.70	1.76	1.94	1.97	
	砂利・割石敷	〃	m ³	0.212	0.195	0.203	0.224	0.227	
	捨コンクリート	〃	m ³	0.045	0.042	0.044	0.048	0.048	
	基礎コンクリート	〃	m ³	0.39	0.36	0.38	0.41	0.41	
4	根 切	1階床面積	m ³	2.26	2.09	2.16	2.39	2.42	
	砂利・割石敷	〃	m ³	0.261	0.241	0.250	0.276	0.279	
	捨コンクリート	〃	m ³	0.056	0.052	0.054	0.059	0.059	
	基礎コンクリート	〃	m ³	0.48	0.44	0.46	0.50	0.50	
5	根 切	1階床面積	m ³	2.68	2.49	2.57	—	2.88	
	砂利・割石敷	〃	m ³	0.310	0.286	0.297	—	0.332	
	捨コンクリート	〃	m ³	0.066	0.062	0.064	—	0.070	
	基礎コンクリート	〃	m ³	0.57	0.53	0.55	—	0.59	
6	根 切	1階床面積	m ³	3.11	2.88	2.98	—	3.34	
	砂利・割石敷	〃	m ³	0.36	0.332	0.340	—	0.385	
	捨コンクリート	〃	m ³	0.077	0.071	0.074	—	0.082	
	基礎コンクリート	〃	m ³	0.66	0.61	0.64	—	0.69	

注1 各工種の数量は、1階床面積1 m²当たりの数量である。

2 基礎コンクリートには、土間コンクリート分が含まれていないので、施工されている場合には、別途個別に算出して計上するものとする。〔以下表(6)から(9)についても同じ。〕

表(6)

構造		鉄筋コンクリート造 (RC造)						
区分		壁式						
階層	工種	単位		専 住 宅	共 住 宅	店 舗 ・ 事 務 所	校 舎 ・ 園 舎	備 考
1	根切	1階床面積	m ³	1.07	0.99	1.02	1.13	
	砂利・割石敷	〃	m ³	0.124	0.114	0.118	0.132	
	捨コンクリート	〃	m ³	0.026	0.024	0.025	0.028	
	基礎コンクリート	〃	m ³	0.22	0.21	0.22	0.23	
2	根切	1階床面積	m ³	1.28	1.19	1.22	1.36	
	砂利・割石敷	〃	m ³	0.149	0.137	0.142	0.158	
	捨コンクリート	〃	m ³	0.031	0.029	0.030	0.034	
	基礎コンクリート	〃	m ³	0.26	0.25	0.26	0.28	
3	根切	1階床面積	m ³	1.61	1.49	1.53	1.70	
	砂利・割石敷	〃	m ³	0.186	0.171	0.177	0.198	
	捨コンクリート	〃	m ³	0.039	0.036	0.038	0.042	
	基礎コンクリート	〃	m ³	0.33	0.32	0.33	0.35	
4	根切	1階床面積	m ³	1.98	1.83	1.89	2.09	
	砂利・割石敷	〃	m ³	0.229	0.211	0.218	0.244	
	捨コンクリート	〃	m ³	0.048	0.044	0.046	0.052	
	基礎コンクリート	〃	m ³	0.41	0.39	0.41	0.43	
5	根切	1階床面積	m ³	2.35	2.18	2.24	2.49	
	砂利・割石敷	〃	m ³	0.273	0.251	0.260	0.290	
	捨コンクリート	〃	m ³	0.057	0.053	0.055	0.062	
	基礎コンクリート	〃	m ³	0.48	0.46	0.48	0.51	
6	根切	1階床面積	m ³	2.73	2.52	2.60	2.88	
	砂利・割石敷	〃	m ³	0.316	0.291	0.301	0.337	
	捨コンクリート	〃	m ³	0.066	0.061	0.064	0.071	
	基礎コンクリート	〃	m ³	0.56	0.54	0.56	0.59	

表(7)

構 造		重量鉄骨造 (S造)							
区 分		肉厚4mmを超え9mm未満のもの及び肉厚9mm以上のもの							
階層	工 種	単 位		専 用 住	共 同 住	店 舗 ・ 事 務 所	工 場 ・ 倉 庫	車 庫	備 考
1	根 切	1階床面積	m ³	0.80	0.80	0.68	0.58	0.58	
	砂利・割石敷	〃	m ³	0.089	0.089	0.073	0.076	0.076	
	捨コンクリート	〃	m ³	0.023	0.023	0.018	0.015	0.015	
	基礎コンクリート	〃	m ³	0.218	0.218	0.165	0.134	0.134	
	型 枠	基礎コンクリート	m ²	6.02	6.02	6.02	5.80	5.80	
	鉄 筋	〃	t	0.105	0.105	0.087	0.109	0.109	
2	根 切	1階床面積	m ³	0.96	0.96	0.82	0.70	—	
	砂利・割石敷	〃	m ³	0.107	0.107	0.088	0.091	—	
	捨コンクリート	〃	m ³	0.028	0.028	0.022	0.018	—	
	基礎コンクリート	〃	m ³	0.262	0.262	0.198	0.161	—	
	型 枠	基礎コンクリート	m ²	5.72	5.72	5.72	5.51	—	
	鉄 筋	〃	t	0.105	0.105	0.087	0.109	—	
3	根 切	1階床面積	m ³	1.20	1.20	1.02	0.87	—	
	砂利・割石敷	〃	m ³	0.134	0.134	0.110	0.114	—	
	捨コンクリート	〃	m ³	0.035	0.035	0.027	0.023	—	
	基礎コンクリート	〃	m ³	0.327	0.327	0.248	0.201	—	
	型 枠	基礎コンクリート	m ²	5.12	5.12	5.12	4.93	—	
	鉄 筋	〃	t	0.105	0.105	0.087	0.109	—	
4	根 切	1階床面積	m ³	1.48	1.48	1.26	—	—	
	砂利・割石敷	〃	m ³	0.165	0.165	0.135	—	—	
	捨コンクリート	〃	m ³	0.043	0.043	0.033	—	—	
	基礎コンクリート	〃	m ³	0.403	0.403	0.305	—	—	
	型 枠	基礎コンクリート	m ²	4.52	4.52	4.52	—	—	
	鉄 筋	〃	t	0.105	0.105	0.087	—	—	
5	根 切	1階床面積	m ³	—	1.76	1.50	—	—	
	砂利・割石敷	〃	m ³	—	0.196	0.161	—	—	
	捨コンクリート	〃	m ³	—	0.051	0.040	—	—	
	基礎コンクリート	〃	m ³	—	0.480	0.363	—	—	
	型 枠	基礎コンクリート	m ²	—	4.21	4.21	—	—	
	鉄 筋	〃	t	—	0.105	0.087	—	—	

注 本表の型枠・鉄筋については、基礎コンクリート1式当たりの数量である。〔以下表(8)から(9)についても同じ。〕

表(8)

構造		軽量鉄骨造 (L G S造)							
区分		肉厚4mm未満のもの							
階層	工種	単位		専 住	共 住	店 舗・ 事 務 所	工 場・ 倉 庫	車 庫	備 考
1	根切	1階床面積	m ²	0.48	0.48	0.47	0.40	0.40	
	砂利・割石敷	〃	m ²	0.081	0.081	0.081	0.094	0.094	
	捨コンクリート	〃	m ³	0.020	0.020	0.018	0.015	0.015	
	基礎コンクリート	〃	m ³	0.120	0.120	0.110	0.102	0.102	
	型枠	基礎コンクリート	m ²	8.90	8.90	7.75	6.75	4.91	
	鉄筋	〃	t	0.121	0.121	0.116	0.114	0.114	
2	根切	1階床面積	m ²	0.58	0.58	0.56	0.48	—	
	砂利・割石敷	〃	m ²	0.097	0.097	0.097	0.113	—	
	捨コンクリート	〃	m ³	0.024	0.024	0.022	0.018	—	
	基礎コンクリート	〃	m ³	0.144	0.144	0.132	0.122	—	
	型枠	基礎コンクリート	m ²	8.46	8.46	7.36	6.41	—	
	鉄筋	〃	t	0.121	0.121	0.116	0.114	—	
3	根切	1階床面積	m ²	0.72	0.72	0.71	—	—	
	砂利・割石敷	〃	m ²	0.122	0.122	0.122	—	—	
	捨コンクリート	〃	m ³	0.030	0.030	0.027	—	—	
	基礎コンクリート	〃	m ³	0.180	0.180	0.165	—	—	
	型枠	基礎コンクリート	m ²	7.57	7.57	6.59	—	—	
	鉄筋	〃	t	0.121	0.121	0.116	—	—	

表(9)

構 造		コンクリートブロック造 (CB造)							
区 分		—							
階層	工 種	単 位	専 用 住 宅	共 同 住 宅	店 舗 ・ 事 務 所	工 場 ・ 倉 庫	車 庫	備 考	
1	根 切	1階床面積	m ³	0.57	0.57	0.57	0.64	0.64	
	砂利・割石敷	〃	m ³	0.112	0.112	0.112	0.127	0.127	
	捨コンクリート	〃	m ³	0.021	0.021	0.021	0.026	0.026	
	基礎コンクリート	〃	m ³	0.192	0.192	0.192	0.253	0.253	
	型 枠	基礎コンクリート	m ²	8.65	8.65	8.65	9.51	9.51	
	鉄 筋	〃	t	0.082	0.082	0.082	0.103	0.103	
2	根 切	1階床面積	m ³	0.68	0.68	0.68	0.77	—	
	砂利・割石敷	〃	m ³	0.134	0.134	0.134	0.152	—	
	捨コンクリート	〃	m ³	0.025	0.025	0.025	0.031	—	
	基礎コンクリート	〃	m ³	0.230	0.230	0.230	0.304	—	
	型 枠	基礎コンクリート	m ²	8.22	8.22	8.22	9.03	—	
	鉄 筋	〃	t	0.082	0.082	0.082	0.103	—	

注 梁、屋根部分がコンクリートで施工されている場合には、その部分を別途個別に算出して計上するものとする。

第3 く体コンクリート量関係

鉄骨鉄筋コンクリート造（SRC造）及び鉄筋コンクリート造（RC造）のく体コンクリート等に係る数量は、次式によって算出するものとする。

$$\text{く体コンクリート量} = \text{延床面積} \times (\text{統計数量値} \times \text{階高補正率})$$

$$\text{型枠・鉄筋} = \text{コンクリート量} \times \text{統計数量値}$$

イ 統計数量値

コンクリート量の数量値は、表(12)から(13)の構造、区分（ラーメン式・壁式）及び用途によるものとする。

ただし、コンクリート量には、表(5)及び(6)の基礎コンクリート量を含むものとする。

ロ 階高による補正

統計数量値の階高は3m未満を基準としたものであり、階高が3m以上の場合は、表(10)による補正を行うものとする。

ただし、補正は、コンクリート量についてのみ行うものとする。

表(10)

項目 \ 階高	3m未満	3m以上 4m未満	4m以上 5m未満	5m以上 6m未満	6m以上 7m未満	7m以上
補正率	1.00	1.15	1.30	1.45	1.60	1.75

ハ SRC造のコンクリート量及び鉄骨量の取扱い

SRC造のコンクリート量及び鉄骨量の取扱いは、次により行うものとする。

(1) 鉄骨量

鉄骨量は、次式によって算出するものとする。

$$\text{鉄骨量} = \text{延床面積} \times \text{統計数量値}$$

注 統計数量値は、表(11)の区分による。

表(11)

用途	延床面積当たりの鉄骨量
共同住宅	0.053 t
事務所 店舗	0.085 t
工場 倉庫	0.073 t
校舎 園舎	0.059 t

(2) く体コンクリート量

SRC造建物のコンクリート量は、統計数量値によって算出したコンクリート総量から、次式によって算出した数量を控除するものとする。

$$\text{く体コンクリート量} = \text{く体コンクリート量総量} - [\text{鉄骨量} \times 0.127 \text{ m}^3]$$

注 鉄骨量7.85 t 当たりコンクリート1.00 m³を基準としている。

(3) 型枠の取扱い

SRC造建物の型枠については、RC造として算出したコンクリート量を基準として算出するものとする。

(4) 鉄筋の取扱い

SRC造建物の鉄筋については、RC造として算出したコンクリート量から鉄骨分のコンクリート量を控除した数量を基準として算出するものとする。

く体コンクリート量等関係統計数量表

表(12)

構造		鉄筋コンクリート造 (RC造)・鉄骨鉄筋コンクリート造 (SRC造)									
区分		ラーメン式・階高3m未満									
用途	階層	種別	単位	延床面積					積		
				200㎡未満	200㎡以上 500㎡未満	500㎡以上 1000㎡未満	1000㎡以上 2000㎡未満	2000㎡以上 3000㎡未満	3000㎡以上		
専用住宅	1	コンクリート	㎥	0.74	0.73	0.73	0.72	0.71	0.70		
		型枠	㎡	8.37	8.04	7.70	7.37	7.03	6.70		
		鉄筋	t	0.114	0.114	0.116	0.119	0.121	0.123		
	2	コンクリート	㎥	0.73	0.72	0.71	0.71	0.70	0.69		
		型枠	㎡	8.29	7.95	7.62	7.29	6.96	6.63		
		鉄筋	t	0.114	0.114	0.116	0.119	0.121	0.123		
	3	コンクリート	㎥	0.72	0.71	0.70	0.70	0.69	0.68		
		型枠	㎡	8.20	7.87	7.55	7.22	6.89	6.56		
		鉄筋	t	0.120	0.120	0.122	0.124	0.127	0.129		
	4	コンクリート	㎥	0.71	0.70	0.69	0.69	0.68	0.67		
		型枠	㎡	8.12	7.79	7.47	7.14	6.82	6.50		
		鉄筋	t	0.125	0.125	0.128	0.130	0.133	0.135		
	5	コンクリート	㎥	0.70	0.69	0.68	0.67	0.67	0.66		
		型枠	㎡	8.04	7.71	7.39	7.07	6.75	6.43		
		鉄筋	t	0.131	0.131	0.134	0.136	0.139	0.142		
	6	コンクリート	㎥	0.68	0.68	0.67	0.66	0.66	0.65		
		型枠	㎡	7.95	7.63	7.32	7.00	6.68	6.36		
		鉄筋	t	0.137	0.137	0.140	0.142	0.145	0.148		

注1 コンクリート量は、建物の延床面積1㎡当たりの数量である。ただし、土間コンクリートは含まれていないため、別途個別計算をして計上するものとする。

2 型枠は、コンクリート量1㎡当たりの数量である。

3 鉄筋は、コンクリート量1㎡当たりの数量である。

[以下表(13)について同じ。]

構造		鉄筋コンクリート造（RC造）・鉄骨鉄筋コンクリート造（SRC造）							
区分		ラーメン式・階高3m未満							
用途	階層	種別	単位	延床面積					
				200㎡未満	200㎡以上 500㎡未満	500㎡以上 1000㎡未満	1000㎡以上 2000㎡未満	2000㎡以上 3000㎡未満	3000㎡以上
共同住宅	1	コンクリート	㎡	0.68	0.67	0.67	0.66	0.65	0.65
		型枠	㎡	8.37	8.04	7.70	7.37	7.03	6.70
		鉄筋	t	0.114	0.114	0.116	0.119	0.121	0.123
	2	コンクリート	㎡	0.67	0.66	0.66	0.65	0.64	0.64
		型枠	㎡	8.29	7.95	7.62	7.29	6.96	6.63
		鉄筋	t	0.114	0.114	0.116	0.119	0.121	0.123
	3	コンクリート	㎡	0.66	0.65	0.65	0.64	0.63	0.63
		型枠	㎡	8.20	7.87	7.55	7.22	6.89	6.56
		鉄筋	t	0.120	0.120	0.122	0.124	0.127	0.129
	4	コンクリート	㎡	0.65	0.64	0.64	0.63	0.62	0.62
		型枠	㎡	8.12	7.79	7.47	7.14	6.82	6.50
		鉄筋	t	0.125	0.125	0.128	0.130	0.133	0.135
	5	コンクリート	㎡	0.64	0.63	0.63	0.62	0.61	0.61
		型枠	㎡	8.04	7.71	7.39	7.07	6.75	6.43
		鉄筋	t	0.131	0.131	0.134	0.136	0.139	0.142
	6	コンクリート	㎡	0.63	0.62	0.62	0.61	0.60	0.60
		型枠	㎡	7.95	7.63	7.32	7.00	6.68	6.36
		鉄筋	t	0.137	0.137	0.140	0.142	0.145	0.148

構 造		鉄筋コンクリート造（RC造）・鉄骨鉄筋コンクリート造（SRC造）							
区 分		ラーメン式・階高3m未満							
用 途	階 層	種 別	単 位	延 床 面 積					
				200㎡未満	200㎡以上 500㎡未満	500㎡以上 1000㎡未満	1000㎡以上 2000㎡未満	2000㎡以上 3000㎡未満	3000㎡以上
店 舗 ・ 事 務 所	1	コンクリート	㎥	0.71	0.70	0.70	0.69	0.68	0.67
		型 枠	㎡	8.37	8.04	7.70	7.37	7.03	6.70
		鉄 筋	t	0.114	0.114	0.116	0.119	0.121	0.123
	2	コンクリート	㎥	0.70	0.69	0.69	0.68	0.67	0.66
		型 枠	㎡	8.29	7.95	7.62	7.29	6.96	6.63
		鉄 筋	t	0.114	0.114	0.116	0.119	0.121	0.123
	3	コンクリート	㎥	0.69	0.68	0.67	0.67	0.66	0.65
		型 枠	㎡	8.20	7.87	7.55	7.22	6.89	6.56
		鉄 筋	t	0.120	0.120	0.122	0.124	0.127	0.129
	4	コンクリート	㎥	0.68	0.67	0.66	0.66	0.65	0.64
		型 枠	㎡	8.12	7.79	7.47	7.14	6.82	6.50
		鉄 筋	t	0.125	0.125	0.128	0.130	0.133	0.135
	5	コンクリート	㎥	0.67	0.66	0.65	0.65	0.64	0.63
		型 枠	㎡	8.04	7.71	7.39	7.07	6.75	6.43
		鉄 筋	t	0.131	0.131	0.134	0.136	0.139	0.142
	6	コンクリート	㎥	0.66	0.65	0.64	0.64	0.63	0.62
		型 枠	㎡	7.95	7.63	7.32	7.00	6.68	6.36
		鉄 筋	t	0.137	0.137	0.140	0.142	0.145	0.148

構造		鉄筋コンクリート造（RC造）・鉄骨鉄筋コンクリート造（SRC造）							
区分		ラーメン式・階高3m未満							
用途	階層	種別	単位	延床面積					
				200㎡未満	200㎡以上 500㎡未満	500㎡以上 1000㎡未満	1000㎡以上 2000㎡未満	2000㎡以上 3000㎡未満	3000㎡以上
工場 ・ 倉庫	1	コンクリート	㎡	0.78	0.77	0.76	0.76	0.75	0.74
		型枠	㎡	6.83	6.56	6.28	6.01	5.74	5.46
		鉄筋	t	0.110	0.110	0.112	0.114	0.117	0.119
	2	コンクリート	㎡	0.77	0.76	0.75	0.75	0.74	0.73
		型枠	㎡	6.76	6.49	6.22	5.95	5.68	5.41
		鉄筋	t	0.110	0.110	0.112	0.114	0.117	0.119
	3	コンクリート	㎡	0.76	0.75	0.74	0.73	0.73	0.72
		型枠	㎡	6.69	6.43	6.16	5.89	5.62	5.35
		鉄筋	t	0.116	0.116	0.118	0.120	0.122	0.125
	4	コンクリート	㎡	0.74	0.74	0.73	0.72	0.72	0.71
		型枠	㎡	6.63	6.36	6.10	5.83	5.57	5.30
		鉄筋	t	0.121	0.121	0.123	0.126	0.128	0.131

構 造		鉄筋コンクリート造（RC造）・鉄骨鉄筋コンクリート造（SRC造）							
区 分		ラーメン式・階高3m未満							
用 途	階 層	種 別	単 位	延 床 面 積					
				200㎡未満	200㎡以上 500㎡未満	500㎡以上 1000㎡未満	1000㎡以上 2000㎡未満	2000㎡以上 3000㎡未満	3000㎡以上
校 舎 ・ 園 舎	1	コンクリート	㎥	0.79	0.78	0.77	0.77	0.76	0.75
		型 枠	㎡	7.75	7.44	7.13	6.82	6.51	6.20
		鉄 筋	t	0.116	0.116	0.118	0.121	0.123	0.125
	2	コンクリート	㎥	0.78	0.77	0.76	0.75	0.75	0.74
		型 枠	㎡	7.67	7.37	7.06	6.75	6.44	6.14
		鉄 筋	t	0.116	0.116	0.118	0.121	0.123	0.125
	3	コンクリート	㎥	0.77	0.76	0.75	0.74	0.74	0.73
		型 枠	㎡	7.60	7.29	6.99	6.68	6.38	6.08
		鉄 筋	t	0.122	0.122	0.124	0.127	0.129	0.132
	4	コンクリート	㎥	0.75	0.75	0.74	0.73	0.72	0.72
		型 枠	㎡	7.52	7.22	6.92	6.62	6.31	6.01
		鉄 筋	t	0.128	0.128	0.130	0.133	0.135	0.138
	5	コンクリート	㎥	0.74	0.74	0.73	0.72	0.71	0.71
		型 枠	㎡	7.44	7.14	6.84	6.55	6.25	5.95
		鉄 筋	t	0.133	0.133	0.136	0.139	0.141	0.144
	6	コンクリート	㎥	0.73	0.72	0.72	0.71	0.70	0.69
		型 枠	㎡	7.36	7.07	6.77	6.48	6.18	5.89
		鉄 筋	t	0.139	0.139	0.142	0.145	0.148	0.150

構造		鉄筋コンクリート造 (RC造)							
区分		壁式・階高3m未満							
用途	階層	種別	単位	延床面積					
				200㎡未満	200㎡以上 500㎡未満	500㎡以上 1000㎡未満	1000㎡以上 2000㎡未満	2000㎡以上 3000㎡未満	3000㎡以上
専用住宅	1	コンクリート	㎡	0.72	0.71	0.71	0.70	0.69	0.68
		型枠	㎡	9.91	9.51	9.12	8.72	8.32	7.93
		鉄筋	t	0.085	0.085	0.087	0.088	0.090	0.092
	2	コンクリート	㎡	0.71	0.70	0.70	0.69	0.68	0.67
		型枠	㎡	9.81	9.42	9.03	8.63	8.24	7.85
		鉄筋	t	0.085	0.085	0.087	0.088	0.090	0.092
	3	コンクリート	㎡	0.70	0.69	0.68	0.68	0.67	0.66
		型枠	㎡	9.71	9.32	8.93	8.55	8.16	7.77
		鉄筋	t	0.089	0.089	0.091	0.093	0.095	0.096
	4	コンクリート	㎡	0.69	0.68	0.67	0.67	0.66	0.65
		型枠	㎡	9.61	9.23	8.84	8.46	8.07	7.69
		鉄筋	t	0.094	0.094	0.095	0.097	0.099	0.101
	5	コンクリート	㎡	0.68	0.67	0.66	0.66	0.65	0.64
		型枠	㎡	9.51	9.13	8.75	8.37	7.99	7.61
		鉄筋	t	0.098	0.098	0.100	0.102	0.104	0.106
	6	コンクリート	㎡	0.67	0.66	0.65	0.65	0.64	0.63
		型枠	㎡	9.41	9.04	8.66	8.28	7.91	7.53
		鉄筋	t	0.102	0.102	0.104	0.106	0.108	0.110

構造		鉄筋コンクリート造 (RC造)							
区分		壁式・階高3m未満							
用途	階層	種別	単位	延床面積					
				200㎡未満	200㎡以上 500㎡未満	500㎡以上 1000㎡未満	1000㎡以上 2000㎡未満	2000㎡以上 3000㎡未満	3000㎡以上
共同住宅	1	コンクリート	㎡	0.65	0.64	0.64	0.63	0.62	0.62
		型枠	㎡	9.91	9.51	9.12	8.72	8.32	7.93
		鉄筋	t	0.085	0.085	0.087	0.088	0.090	0.092
	2	コンクリート	㎡	0.64	0.63	0.63	0.62	0.61	0.61
		型枠	㎡	9.81	9.42	9.03	8.63	8.24	7.85
		鉄筋	t	0.085	0.085	0.087	0.088	0.090	0.092
	3	コンクリート	㎡	0.63	0.62	0.62	0.61	0.61	0.60
		型枠	㎡	9.71	9.32	8.93	8.55	8.16	7.77
		鉄筋	t	0.089	0.089	0.091	0.093	0.095	0.096
	4	コンクリート	㎡	0.62	0.61	0.61	0.60	0.60	0.59
		型枠	㎡	9.61	9.23	8.84	8.46	8.07	7.69
		鉄筋	t	0.094	0.094	0.095	0.097	0.099	0.101
	5	コンクリート	㎡	0.61	0.60	0.60	0.59	0.59	0.58
		型枠	㎡	9.51	9.13	8.75	8.37	7.99	7.61
		鉄筋	t	0.098	0.098	0.100	0.102	0.104	0.106
	6	コンクリート	㎡	0.60	0.60	0.59	0.58	0.58	0.57
		型枠	㎡	9.41	9.04	8.66	8.28	7.91	7.53
		鉄筋	t	0.102	0.102	0.104	0.106	0.108	0.110

構 造		鉄筋コンクリート造 (RC造)							
区 分		壁式・階高3m未満							
用 途	階 層	種 別	単 位	延 床 面 積					
				200㎡未満	200㎡以上 500㎡未満	500㎡以上 1000㎡未満	1000㎡以上 2000㎡未満	2000㎡以上 3000㎡未満	3000㎡以上
店 舗 ・ 事 務 所	1	コンクリート	㎡	0.69	0.68	0.68	0.67	0.66	0.66
		型 枠	㎡	9.91	9.51	9.12	8.72	8.32	7.93
		鉄 筋	t	0.085	0.085	0.087	0.088	0.090	0.092
	2	コンクリート	㎡	0.68	0.67	0.67	0.66	0.65	0.65
		型 枠	㎡	9.81	9.42	9.03	8.63	8.24	7.85
		鉄 筋	t	0.085	0.085	0.087	0.088	0.090	0.092
	3	コンクリート	㎡	0.67	0.66	0.66	0.65	0.64	0.64
		型 枠	㎡	9.71	9.32	8.93	8.55	8.16	7.77
		鉄 筋	t	0.089	0.089	0.091	0.093	0.095	0.096
	4	コンクリート	㎡	0.66	0.65	0.65	0.64	0.63	0.63
		型 枠	㎡	9.61	9.23	8.84	8.46	8.07	7.69
		鉄 筋	t	0.094	0.094	0.095	0.097	0.099	0.101
	5	コンクリート	㎡	0.65	0.64	0.64	0.63	0.62	0.62
		型 枠	㎡	9.51	9.13	8.75	8.37	7.99	7.61
		鉄 筋	t	0.098	0.098	0.100	0.102	0.104	0.106
	6	コンクリート	㎡	0.64	0.63	0.63	0.62	0.61	0.61
		型 枠	㎡	9.41	9.04	8.66	8.28	7.91	7.53
		鉄 筋	t	0.102	0.102	0.104	0.106	0.108	0.110

構造		鉄筋コンクリート造 (RC造)							
区分		壁式・階高3m未満							
用途	階層	種別	単位	延床面積					
				200㎡未満	200㎡以上 500㎡未満	500㎡以上 1000㎡未満	1000㎡以上 2000㎡未満	2000㎡以上 3000㎡未満	3000㎡以上
校舎・ 園舎	1	コンクリート	㎡	0.77	0.76	0.75	0.75	0.74	0.73
		型枠	㎡	9.46	9.08	8.70	8.32	7.95	7.57
		鉄筋	t	0.098	0.098	0.100	0.102	0.104	0.106
	2	コンクリート	㎡	0.76	0.75	0.74	0.74	0.73	0.72
		型枠	㎡	9.37	8.99	8.62	8.24	7.87	7.49
		鉄筋	t	0.098	0.098	0.100	0.102	0.104	0.106
	3	コンクリート	㎡	0.75	0.74	0.73	0.72	0.72	0.71
		型枠	㎡	9.27	8.90	8.53	8.16	7.79	7.42
		鉄筋	t	0.103	0.103	0.105	0.107	0.109	0.111
	4	コンクリート	㎡	0.74	0.73	0.72	0.71	0.71	0.70
		型枠	㎡	9.18	8.81	8.44	8.08	7.71	7.34
		鉄筋	t	0.108	0.108	0.110	0.112	0.114	0.116
	5	コンクリート	㎡	0.72	0.72	0.71	0.70	0.69	0.69
		型枠	㎡	9.08	8.72	8.36	7.99	7.63	7.27
		鉄筋	t	0.113	0.113	0.115	0.117	0.119	0.122
	6	コンクリート	㎡	0.71	0.71	0.70	0.69	0.68	0.68
		型枠	㎡	8.99	8.63	8.27	7.91	7.55	7.19
		鉄筋	t	0.118	0.118	0.120	0.122	0.125	0.127

第4 く体鉄骨量関係

鉄骨造建物のく体に係る鉄骨量は、次式によって算出するものとする。ただし、統計数量値には、内外階段は含まれるが、デッキプレート、材料、製品、工具等の収納棚、歩行（点検）路等の造作に係る鉄骨量は含まれていないので、これについては別途算出して加算するものとする。

$$\text{鉄骨量} = \text{延床面積} \times \text{統計数量値}$$

イ 統計数量値

鉄骨量の数量値は、表(14)から(16)の重量鉄骨造、軽量鉄骨造、肉厚の区分及び用途によるものとする。

ロ クレーンが設置されている場合の補正

建物に走行クレーンが設置されている場合は、次式により鉄骨量の補正を行うことができるものとする。

$$\text{鉄骨量} = \{[S_1 \times (V \times 1.1)] + [S_2 \times V]\}$$

$$V = \text{統計数量値}$$

$$S_1 = \text{走行クレーンの可動（設置）する床面積}$$

$$S_2 = \text{走行クレーンの可動（設置）しない床面積}$$

$$\text{ただし、} S_1 + S_2 = \text{床面積}$$

く体鉄骨量関係統計数量表

表(14)

構造		重量鉄骨造 (S造)						
区分		肉厚9mm以上のもの						
用途	階層	平均階高	延床面積					3000m ² 以上
			200m ² 未満	200m ² 以上 500m ² 未満	500m ² 以上 1000m ² 未満	1000m ² 以上 2000m ² 未満	2000m ² 以上 3000m ² 未満	
専用住宅	1	3m未満	76kg	76kg	76kg	—	—	—
		3m以上 4m未満	79	79	79	—	—	—
		4m以上 5m未満	82	82	82	—	—	—
		5m以上	85	85	85	—	—	—
	2	3m未満	83	83	83	—	—	—
		3m以上 4m未満	86	86	86	—	—	—
		4m以上 5m未満	90	90	90	—	—	—
		5m以上	93	93	93	—	—	—
	3	3m未満	90	90	90	—	—	—
		3m以上 4m未満	94	94	94	—	—	—
		4m以上 5m未満	97	97	97	—	—	—
		5m以上	101	101	101	—	—	—
	4	3m未満	95	95	95	—	—	—
		3m以上 4m未満	99	99	99	—	—	—
		4m以上 5m未満	103	103	103	—	—	—
		5m以上	107	107	107	—	—	—

注 鉄骨量は、建物の延床面積1m²当たりの数量である。

[以下表(15)から(16)について同じ]

用途	階層	平均階高	延 床 面 積					
			200m ² 未滿	200m ² 以上 500m ² 未滿	500m ² 以上 1000m ² 未滿	1000m ² 以上 2000m ² 未滿	2000m ² 以上 3000m ² 未滿	3000m ² 以上
共同住宅	1	3m未滿	76kg	76kg	76kg	76kg	76kg	76kg
		3m以上 4m未滿	79	79	79	79	79	79
		4m以上 5m未滿	82	82	82	82	82	82
		5m以上	85	85	85	85	85	85
	2	3m未滿	83	83	83	83	83	83
		3m以上 4m未滿	86	86	86	86	86	86
		4m以上 5m未滿	90	90	90	90	90	90
		5m以上	93	93	93	93	93	93
	3	3m未滿	90	90	90	90	90	90
		3m以上 4m未滿	94	94	94	94	94	94
		4m以上 5m未滿	97	97	97	97	97	97
		5m以上	101	101	101	101	101	101
	4	3m未滿	95	95	95	95	95	95
		3m以上 4m未滿	99	99	99	99	99	99
		4m以上 5m未滿	103	103	103	103	103	103
		5m以上	107	107	107	107	107	107
	5	3m未滿	101	101	101	101	101	101
		3m以上 4m未滿	105	105	105	105	105	105
		4m以上 5m未滿	109	109	109	109	109	109
		5m以上	113	113	113	113	113	113

用途	階層	平均階高	延 床 面 積					
			200m ² 未滿	200m ² 以上 500m ² 未滿	500m ² 以上 1000m ² 未滿	1000m ² 以上 2000m ² 未滿	2000m ² 以上 3000m ² 未滿	3000m ² 以上
店 舖	1	3m未滿	76kg	76kg	76kg	76kg	76kg	76kg
		3m以上 4m未滿	79	79	79	79	79	79
		4m以上 5m未滿	82	82	82	82	82	82
		5m以上	85	85	85	85	85	85
	2	3m未滿	83	83	83	83	83	83
		3m以上 4m未滿	86	86	86	86	86	86
		4m以上 5m未滿	90	90	90	90	90	90
		5m以上	93	93	93	93	93	93
	3	3m未滿	90	90	90	90	90	90
		3m以上 4m未滿	94	94	94	94	94	94
		4m以上 5m未滿	97	97	97	97	97	97
		5m以上	101	101	101	101	101	101
	4	3m未滿	95	95	95	95	95	95
		3m以上 4m未滿	99	99	99	99	99	99
		4m以上 5m未滿	103	103	103	103	103	103
		5m以上	107	107	107	107	107	107
	5	3m未滿	101	101	101	101	101	101
		3m以上 4m未滿	105	105	105	105	105	105
		4m以上 5m未滿	109	109	109	109	109	109
		5m以上	113	113	113	113	113	113

用途	階層	平均階高	延 床 面 積					
			200m ² 未滿	200m ² 以上 500m ² 未滿	500m ² 以上 1000m ² 未滿	1000m ² 以上 2000m ² 未滿	2000m ² 以上 3000m ² 未滿	3000m ² 以上
事務所	1	3m未滿	79kg	79kg	79kg	79kg	79kg	79kg
		3m以上 4m未滿	82	82	82	82	82	82
		4m以上 5m未滿	85	85	85	85	85	85
		5m以上	88	88	88	88	88	88
	2	3m未滿	87	87	87	87	87	87
		3m以上 4m未滿	90	90	90	90	90	90
		4m以上 5m未滿	94	94	94	94	94	94
		5m以上	97	97	97	97	97	97
	3	3m未滿	94	94	94	94	94	94
		3m以上 4m未滿	98	98	98	98	98	98
		4m以上 5m未滿	102	102	102	102	102	102
		5m以上	105	105	105	105	105	105
	4	3m未滿	99	99	99	99	99	99
		3m以上 4m未滿	103	103	103	103	103	103
		4m以上 5m未滿	107	107	107	107	107	107
		5m以上	111	111	111	111	111	111
	5	3m未滿	105	105	105	105	105	105
		3m以上 4m未滿	109	109	109	109	109	109
		4m以上 5m未滿	113	113	113	113	113	113
		5m以上	118	118	118	118	118	118

用途	階層	平均階高	延 床 面 積					
			200m ² 未満	200m ² 以上 500m ² 未満	500m ² 以上 1000m ² 未満	1000m ² 以上 2000m ² 未満	2000m ² 以上 3000m ² 未満	3000m ² 以上
工場	1	3m未満	72kg	71kg	69kg	68kg	66kg	65kg
		3m以上 4m未満	75	74	72	71	69	68
		4m以上 5m未満	78	76	75	73	72	70
		5m以上 6m未満	89	88	86	84	82	80
		6m以上 7m未満	102	100	98	96	94	92
		7m以上 8m未満	114	112	109	107	105	103
		8m以上 9m未満	126	124	121	119	116	114
		9m以上10m未満	162	158	155	152	149	145
		10m以上	197	193	189	185	181	177
	2	3m未満	84	82	80	79	77	75
		3m以上 4m未満	87	85	84	82	80	78
		4m以上 5m未満	90	89	87	85	83	81
		5m以上 6m未満	104	102	100	98	95	93
		6m以上 7m未満	118	116	113	111	109	106
		7m以上 8m未満	132	130	127	124	122	119
		8m以上 9m未満	146	143	141	138	135	132
		9m以上10m未満	187	184	180	176	172	169
		10m以上	228	224	219	215	210	206
	3	3m未満	95	93	91	89	88	86
		3m以上 4m未満	99	97	95	93	91	89
		4m以上 5m未満	103	101	99	97	95	93
		5m以上 6m未満	118	116	113	111	109	106
		6m以上 7m未満	134	132	129	126	123	121
		7m以上 8m未満	150	147	144	141	138	135
		8m以上 9m未満	167	163	160	157	153	150
		9m以上10m未満	213	209	205	200	196	192
		10m以上	260	255	249	244	239	234

用途	階層	平均階高	延床面積					
			200㎡未満	200㎡以上 500㎡未満	500㎡以上 1000㎡未満	1000㎡以上 2000㎡未満	2000㎡以上 3000㎡未満	3000㎡以上
倉庫	1	3m未満	67kg	66kg	65kg	63kg	62kg	61kg
		3m以上 4m未満	70	69	67	66	64	63
		4m以上 5m未満	73	71	70	68	67	65
		5m以上 6m未満	83	82	80	78	77	75
		6m以上 7m未満	95	93	91	89	87	85
		7m以上 8m未満	106	104	102	100	98	96
		8m以上 9m未満	118	115	113	111	108	106
		9m以上10m未満	151	148	145	142	139	136
		10m以上	184	180	176	173	169	165
	2	3m未満	78	76	75	73	72	70
		3m以上 4m未満	81	80	78	76	75	73
		4m以上 5m未満	84	83	81	79	78	76
		5m以上 6m未満	97	95	93	91	89	87
		6m以上 7m未満	110	108	106	103	101	99
		7m以上 8m未満	123	121	118	116	113	111
		8m以上 9m未満	137	134	131	128	126	123
		9m以上10m未満	175	171	168	164	161	157
		10m以上	213	209	205	200	196	192
	3	3m未満	89	87	85	83	82	80
		3m以上 4m未満	92	91	89	87	85	83
		4m以上 5m未満	96	94	92	90	88	86
		5m以上 6m未満	110	107	106	104	101	99
		6m以上 7m未満	125	123	120	118	115	113
		7m以上 8m未満	140	138	135	132	129	126
		8m以上 9m未満	155	152	149	146	143	140
		9m以上10m未満	199	195	191	187	183	179
		10m以上	242	238	233	228	223	218
	4	3m未満	100	98	96	94	92	90
		3m以上 4m未満	104	101	99	97	95	93
		4m以上 5m未満	108	105	103	101	99	97
		5m以上 6m未満	123	121	118	116	114	111
		6m以上 7m未満	140	138	135	132	129	126
		7m以上 8m未満	157	154	151	148	145	142
		8m以上 9m未満	174	171	167	164	160	157
		9m以上10m未満	223	219	214	210	205	201
		10m以上	272	266	261	256	250	245

＜体鉄骨量関係統計数量表

表(15)

構造		重量鉄骨造 (S造)						
区分		肉厚4mmを超え9mm未満のもの						
用途	階層	平均階高	延床面積					3000㎡以上
			200㎡未満	200㎡以上 500㎡未満	500㎡以上 1000㎡未満	1000㎡以上 2000㎡未満	2000㎡以上 3000㎡未満	
専用住宅	1	3m未満	63kg	63kg	63kg	—	—	—
		3m以上 4m未満	65	65	65	—	—	—
		4m以上 5m未満	68	68	68	—	—	—
		5m以上	70	70	70	—	—	—
	2	3m未満	69	69	69	—	—	—
		3m以上 4m未満	72	72	72	—	—	—
		4m以上 5m未満	74	74	74	—	—	—
		5m以上	77	77	77	—	—	—
	3	3m未満	75	75	75	—	—	—
		3m以上 4m未満	77	77	77	—	—	—
		4m以上 5m未満	80	80	80	—	—	—
		5m以上	83	83	83	—	—	—

用途	階層	平均階高	延 床 面 積					
			200m ² 未滿	200m ² 以上 500m ² 未滿	500m ² 以上 1000m ² 未滿	1000m ² 以上 2000m ² 未滿	2000m ² 以上 3000m ² 未滿	3000m ² 以上
共同住宅	1	3m未滿	63kg	63kg	63kg	63kg	63kg	63kg
		3m以上 4m未滿	65	65	65	65	65	65
		4m以上 5m未滿	68	68	68	68	68	68
		5m以上	70	70	70	70	70	70
	2	3m未滿	69	69	69	69	69	69
		3m以上 4m未滿	72	72	72	72	72	72
		4m以上 5m未滿	74	74	74	74	74	74
		5m以上	77	77	77	77	77	77
	3	3m未滿	75	75	75	75	75	75
		3m以上 4m未滿	77	77	77	77	77	77
		4m以上 5m未滿	80	80	80	80	80	80
		5m以上	83	83	83	83	83	83
	4	3m未滿	79	79	79	79	79	79
		3m以上 4m未滿	82	82	82	82	82	82
		4m以上 5m未滿	85	85	85	85	85	85
		5m以上	88	88	88	88	88	88
	5	3m未滿	83	83	83	83	83	83
		3m以上 4m未滿	87	87	87	87	87	87
		4m以上 5m未滿	90	90	90	90	90	90
		5m以上	93	93	93	93	93	93

用途	階層	平均階高	延 床 面 積					
			200m ² 未滿	200m ² 以上 500m ² 未滿	500m ² 以上 1000m ² 未滿	1000m ² 以上 2000m ² 未滿	2000m ² 以上 3000m ² 未滿	3000m ² 以上
店 舖	1	3m未滿	63kg	63kg	63kg	63kg	63kg	63kg
		3m以上 4m未滿	65	65	65	65	65	65
		4m以上 5m未滿	68	68	68	68	68	68
		5m以上	70	70	70	70	70	70
	2	3m未滿	69	69	69	69	69	69
		3m以上 4m未滿	72	72	72	72	72	72
		4m以上 5m未滿	74	74	74	74	74	74
		5m以上	77	77	77	77	77	77
	3	3m未滿	75	75	75	75	75	75
		3m以上 4m未滿	77	77	77	77	77	77
		4m以上 5m未滿	80	80	80	80	80	80
		5m以上	83	83	83	83	83	83
	4	3m未滿	79	79	79	79	79	79
		3m以上 4m未滿	82	82	82	82	82	82
		4m以上 5m未滿	85	85	85	85	85	85
		5m以上	88	88	88	88	88	88
	5	3m未滿	83	83	83	83	83	83
		3m以上 4m未滿	87	87	87	87	87	87
		4m以上 5m未滿	90	90	90	90	90	90
		5m以上	93	93	93	93	93	93

用途	階層	平均階高	延 床 面 積					
			200m ² 未満	200m ² 以上 500m ² 未満	500m ² 以上 1000m ² 未満	1000m ² 以上 2000m ² 未満	2000m ² 以上 3000m ² 未満	3000m ² 以上
事務所	1	3m未満	63kg	63kg	63kg	63kg	63kg	63kg
		3m以上 4m未満	66	66	66	66	66	66
		4m以上 5m未満	69	69	69	69	69	69
		5m以上	71	71	71	71	71	71
	2	3m未満	70	70	70	70	70	70
		3m以上 4m未満	73	73	73	73	73	73
		4m以上 5m未満	75	75	75	75	75	75
		5m以上	78	78	78	78	78	78
	3	3m未満	76	76	76	76	76	76
		3m以上 4m未満	79	79	79	79	79	79
		4m以上 5m未満	82	82	82	82	82	82
		5m以上	85	85	85	85	85	85
	4	3m未満	80	80	80	80	80	80
		3m以上 4m未満	83	83	83	83	83	83
		4m以上 5m未満	86	86	86	86	86	86
		5m以上	90	90	90	90	90	90
	5	3m未満	84	84	84	84	84	84
		3m以上 4m未満	88	88	88	88	88	88
		4m以上 5m未満	91	91	91	91	91	91
		5m以上	95	95	95	95	95	95

用途	階層	平均階高	延 床 面 積					
			200㎡未満	200㎡以上 500㎡未満	500㎡以上 1000㎡未満	1000㎡以上 2000㎡未満	2000㎡以上 3000㎡未満	3000㎡以上
工場	1	3m未満	56kg	54kg	53kg	52kg	51kg	50kg
		3m以上 4m未満	58	57	55	54	53	52
		4m以上 5m未満	60	59	58	56	55	54
		5m以上 6m未満	69	68	66	65	63	62
		6m以上 7m未満	78	77	75	74	72	71
		7m以上 8m未満	88	86	84	83	81	79
		8m以上 9m未満	97	95	93	91	89	88
		9m以上10m未満	124	122	119	117	114	112
		10m以上	152	149	146	143	140	137
	2	3m未満	64	63	62	61	59	58
		3m以上 4m未満	67	66	64	63	62	60
		4m以上 5m未満	70	68	67	65	64	63
		5m以上 6m未満	80	78	77	75	74	72
		6m以上 7m未満	91	89	87	85	84	82
		7m以上 8m未満	102	100	98	96	94	92
		8m以上 9m未満	113	111	108	106	104	102
		9m以上10m未満	144	141	139	136	133	130
		10m以上	176	172	169	165	162	158
	3	3m未満	73	72	70	69	67	66
		3m以上 4m未満	76	75	73	72	70	69
		4m以上 5m未満	79	78	76	74	73	71
		5m以上 6m未満	91	89	87	85	84	82
		6m以上 7m未満	103	101	99	97	95	93
		7m以上 8m未満	116	114	111	109	107	104
		8m以上 9m未満	128	126	123	121	118	116
		9m以上10m未満	164	161	158	154	151	148
		10m以上	200	196	192	188	184	180

用途	階層	平均階高	延 床 面 積					
			200m ² 未滿	200m ² 以上 500m ² 未滿	500m ² 以上 1000m ² 未滿	1000m ² 以上 2000m ² 未滿	2000m ² 以上 3000m ² 未滿	3000m ² 以上
倉 庫	1	3m未滿	52kg	51kg	50kg	49kg	48kg	47kg
		3m以上 4m未滿	54	53	52	51	50	49
		4m以上 5m未滿	56	55	54	53	52	50
		5m以上 6m未滿	64	63	62	61	59	58
		6m以上 7m未滿	73	72	70	69	67	66
		7m以上 8m未滿	82	80	79	77	75	74
		8m以上 9m未滿	91	89	87	85	84	82
		9m以上10m未滿	116	114	112	109	107	105
		10m以上	142	139	136	133	130	128
	2	3m未滿	61	59	58	57	55	54
		3m以上 4m未滿	63	61	60	59	58	56
		4m以上 5m未滿	65	64	62	61	60	59
		5m以上 6m未滿	75	73	72	70	69	67
		6m以上 7m未滿	85	83	82	80	78	76
		7m以上 8m未滿	95	93	91	89	88	86
		8m以上 9m未滿	105	103	101	99	97	95
		9m以上10m未滿	135	132	130	127	124	121
		10m以上	164	161	158	155	151	148
	3	3m未滿	69	67	66	64	63	62
		3m以上 4m未滿	71	70	68	67	66	64
		4m以上 5m未滿	74	73	71	70	68	67
		5m以上 6m未滿	85	83	82	80	78	76
		6m以上 7m未滿	97	95	93	91	89	87
		7m以上 8m未滿	108	106	104	102	100	97
		8m以上 9m未滿	120	118	115	113	110	108
		9m以上10m未滿	154	150	147	144	141	138
		10m以上	187	183	180	176	172	168

用途	階層	平均階高	延 床 面 積					
			200m ² 未滿	200m ² 以上 500m ² 未滿	500m ² 以上 1000m ² 未滿	1000m ² 以上 2000m ² 未滿	2000m ² 以上 3000m ² 未滿	3000m ² 以上
車 庫	1	3m未滿	42kg	41kg	40kg	—	—	—
		3m以上 4m未滿	44	43	42	—	—	—
		4m以上	45	44	44	—	—	—

＜体鉄骨量関係統計数量表

表(16)

構造		軽量鉄骨造 (L G S造)				
区分		肉厚4mm未満のもの				
用途	階層	平均階高	延床面積			
			100m ² 未満	100m ² 以上 200m ² 未満	200m ² 以上 300m ² 未満	300m ² 以上
専用住宅	1	3m未満	33kg	33kg	33kg	33kg
		3m以上 4m未満	35	35	35	35
		4m以上	36	36	36	36
	2	3m未満	34	34	34	34
		3m以上 4m未満	36	36	36	36
		4m以上	37	37	37	37
	3	3m未満	35	35	35	35
		3m以上 4m未満	37	37	37	37
		4m以上	38	38	38	38
共同住宅	1	3m未満	33	33	33	33
		3m以上 4m未満	35	35	35	35
		4m以上	36	36	36	36
	2	3m未満	34	34	34	34
		3m以上 4m未満	36	36	36	36
		4m以上	37	37	37	37
	3	3m未満	35	35	35	35
		3m以上 4m未満	37	37	37	37
		4m以上	38	38	38	38
店舗	1	3m未満	34	34	34	34
		3m以上 4m未満	35	35	35	35
		4m以上 5m未満	36	36	36	36
		5m以上	38	38	38	38
	2	3m未満	35	35	35	35
		3m以上 4m未満	36	36	36	36
		4m以上 5m未満	37	37	37	37
		5m以上	39	39	39	39
	3	3m未満	36	36	36	36
		3m以上 4m未満	37	37	37	37
		4m以上 5m未満	38	38	38	38
		5m以上	40	40	40	40

用途	階層	平均階高	延 床 面 積			
			100m ² 未満	100m ² 以上 200m ² 未満	200m ² 以上 300m ² 未満	300m ² 以上
事務所	1	3m未満	36kg	36kg	36kg	36kg
		3m以上 4m未満	38	38	38	38
		4m以上 5m未満	39	39	39	39
		5m以上	41	41	41	41
	2	3m未満	37	37	37	37
		3m以上 4m未満	39	39	39	39
		4m以上 5m未満	40	40	40	40
		5m以上	42	42	42	42
	3	3m未満	39	39	39	39
		3m以上 4m未満	40	40	40	40
		4m以上 5m未満	42	42	42	42
		5m以上	43	43	43	43
工場	1	3m未満	32	31	30	29
		3m以上 4m未満	34	33	32	31
		4m以上 5m未満	36	34	33	32
		5m以上	37	36	35	34
	2	3m未満	33	32	31	30
		3m以上 4m未満	35	34	33	32
		4m以上 5m未満	37	35	34	33
		5m以上	38	37	36	35
倉庫	1	3m未満	31	30	29	28
		3m以上 4m未満	33	32	31	30
		4m以上 5m未満	35	33	32	31
		5m以上	36	35	34	33
	2	3m未満	32	31	30	29
		3m以上 4m未満	34	33	32	31
		4m以上 5m未満	36	34	33	32
		5m以上	37	36	35	34
車庫	1	3m未満	30	29	28	27
		3m以上 4m未満	32	31	30	29
		4m以上 5m未満	34	32	31	30

別添 3 非木造建物工事内訳明細書式

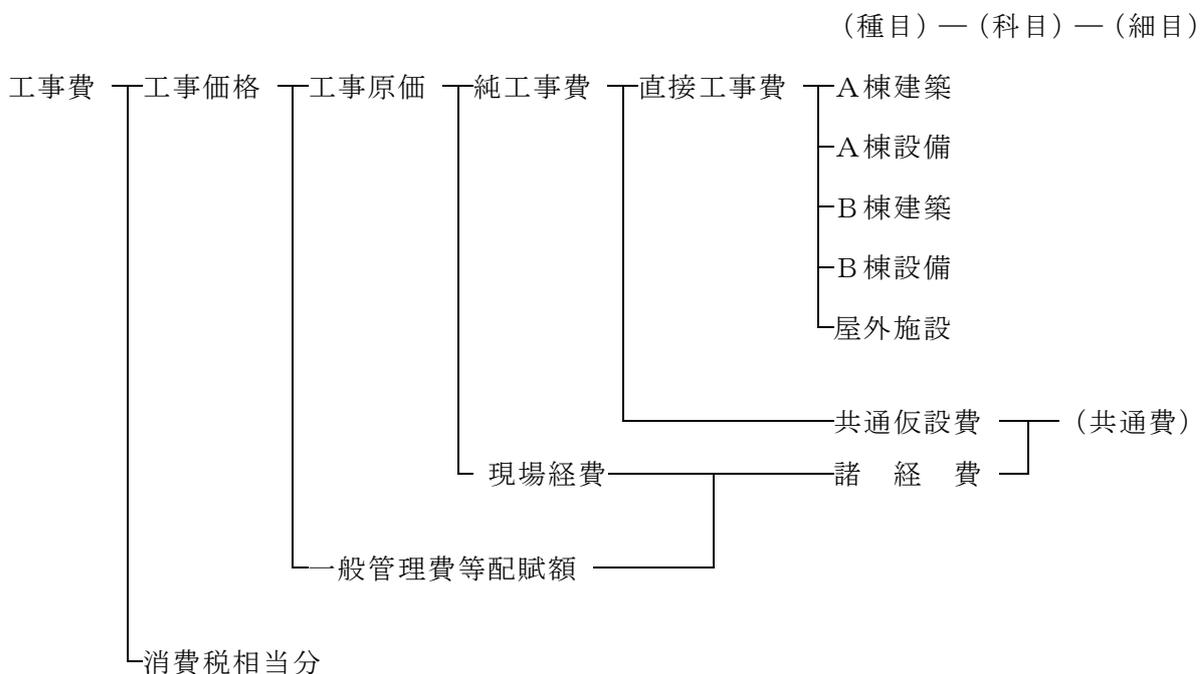
(趣旨)

1 この書式は、非木造建物調査積算要領第 10 条に規定する内訳書の標準書式である。

(工事費の構成)

2 工事費は、通常次のとおり構成され、種目別、科目別及び細目別の段階がある。工事内訳明細書は、工事費の内容と金額を示すものであり、その記載要領は 7 に規定するものとする。

工事費の構成

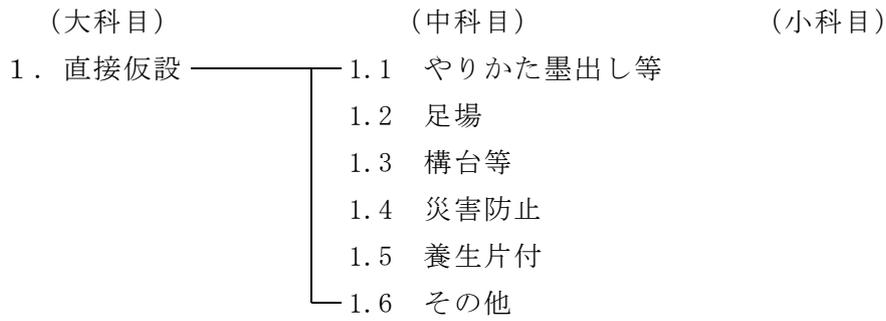


(種目別内訳)

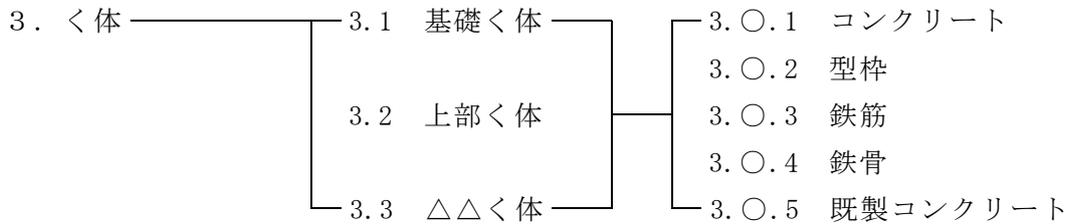
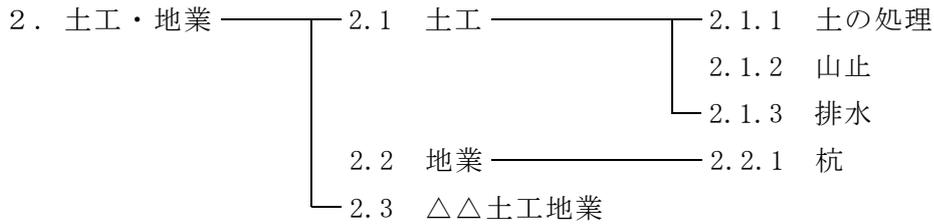
3 種目別内訳は工事の種目別の金額を示す。種目区分は、A棟建築、A棟設備、B棟建築、B棟設備などに区分し、建築設備に含めることが適当でない屋外施設、取りこわしなどについては、適切な名称の種目を設けることができる。

(科目別内訳)

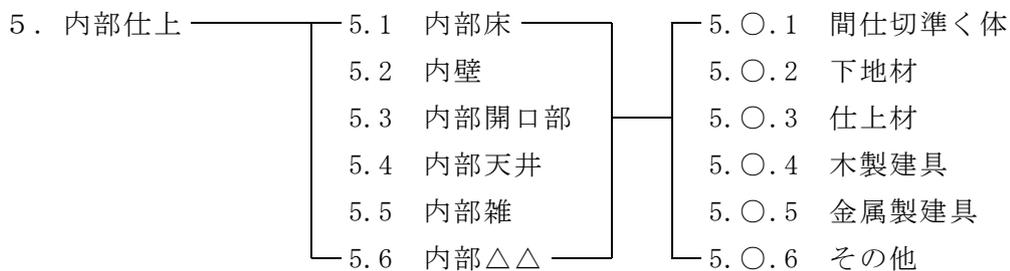
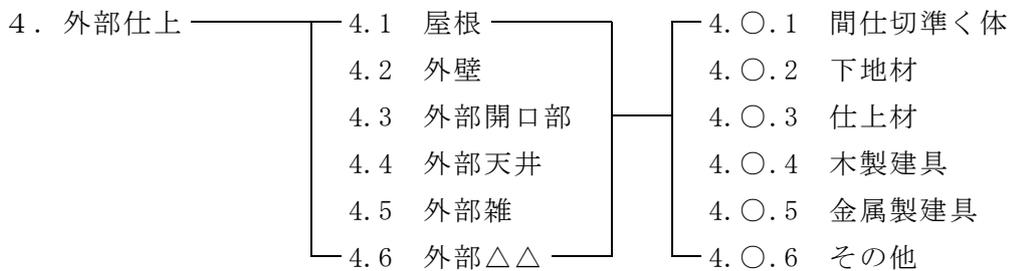
4 科目別内訳は各種目について科目別の金額を示す。科目別区分は、次を標準として、工事の内容規模等に応じ、さらに細分又は集約できるものとする。



※ 直接仮設は中科目を省略して細目を記載することができる。



※ く体は中科目を省略することができる。



※ 外部仕上以下の小科目は、種として細目の記載順序を示し、小科目名、小科目集計を省略することができる。

- 6. 電気設備
 - 6.1 電灯設備
 - 6.2 動力設備
 - 6.3 避雷設備
 - 6.4 構内配電線路
 - 6.5 受変電設備
 - 6.6 自家発電設備
 - 6.7 電話設備
 - 6.8 インターホン設備
 - 6.9 電気時計、拡声設備
 - 6.10 テレビ共同受信設備
 - 6.11 火災報知設備
 - 6.12 構内交換設備
 - 6.13 その他

- 7. 給排水衛生設備
 - 7.1 衛生器具設備
 - 7.2 給水設備
 - 7.3 排水設備
 - 7.4 給湯設備
 - 7.5 消火設備
 - 7.6 ガス設備
 - 7.7 厨房機器設備
 - 7.8 さく井設備
 - 7.9 その他

- 8. 空気調和設備
 - 8.1 空気調和設備
 - 8.2 換気設備
 - 8.3 排煙設備
 - 8.4 その他

- 9. 昇降設備
 - 9.1 乗用エレベータ設備
 - 9.2 電動ダムウェーター設備
 - 9.3 その他

10. その他設備

(細目別内訳)

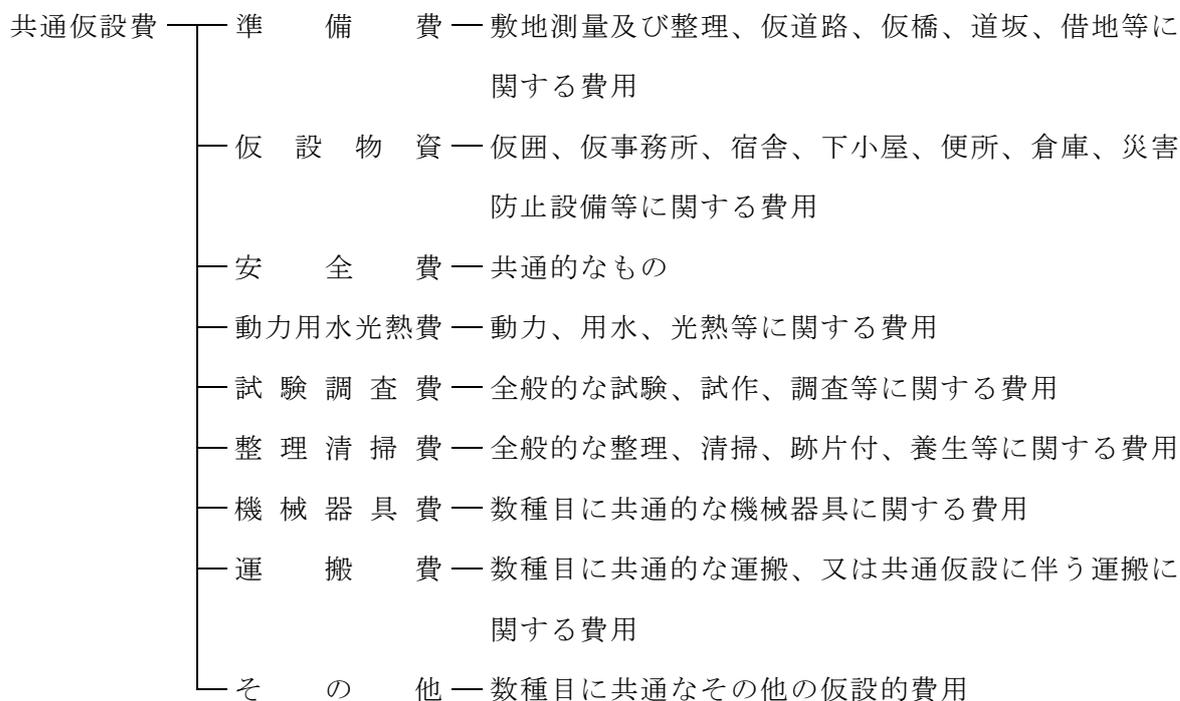
5 細目別内訳は、各科目について原則として細目別の数量、単価、金額を記載する。一式計上する細目は、備考欄に計算方法等を略記する。細目は材料費、施工費（手間その他）、機械器具費等を含む合成費又は複合費等をもって示す。細目区分は工事の内容、金額の大小等に応じて定め、その記載内容は次による。

- ① 運搬費、小運搬費は、通常、材料費、施工費、複合費等に含ませるが、特に必要ある場合は別に計上する。
- ② 仮設的費用、機械器具費、運搬費等は、各科目ごとに分けられるものはその科目に、数科目に共通のものは種目ごとの仮設工事費に、全般的なものは共通仮設費に計上する。
- ③ 摘要欄には、材種、規格、品等、寸法その他必要事項を記載する。
細目によってはどの科目に属するか一概に定められないものがあるが、そのような細目については、工事の内容、材料の品種、施工の専門別等を考慮のうえ適当な科目に計上する。

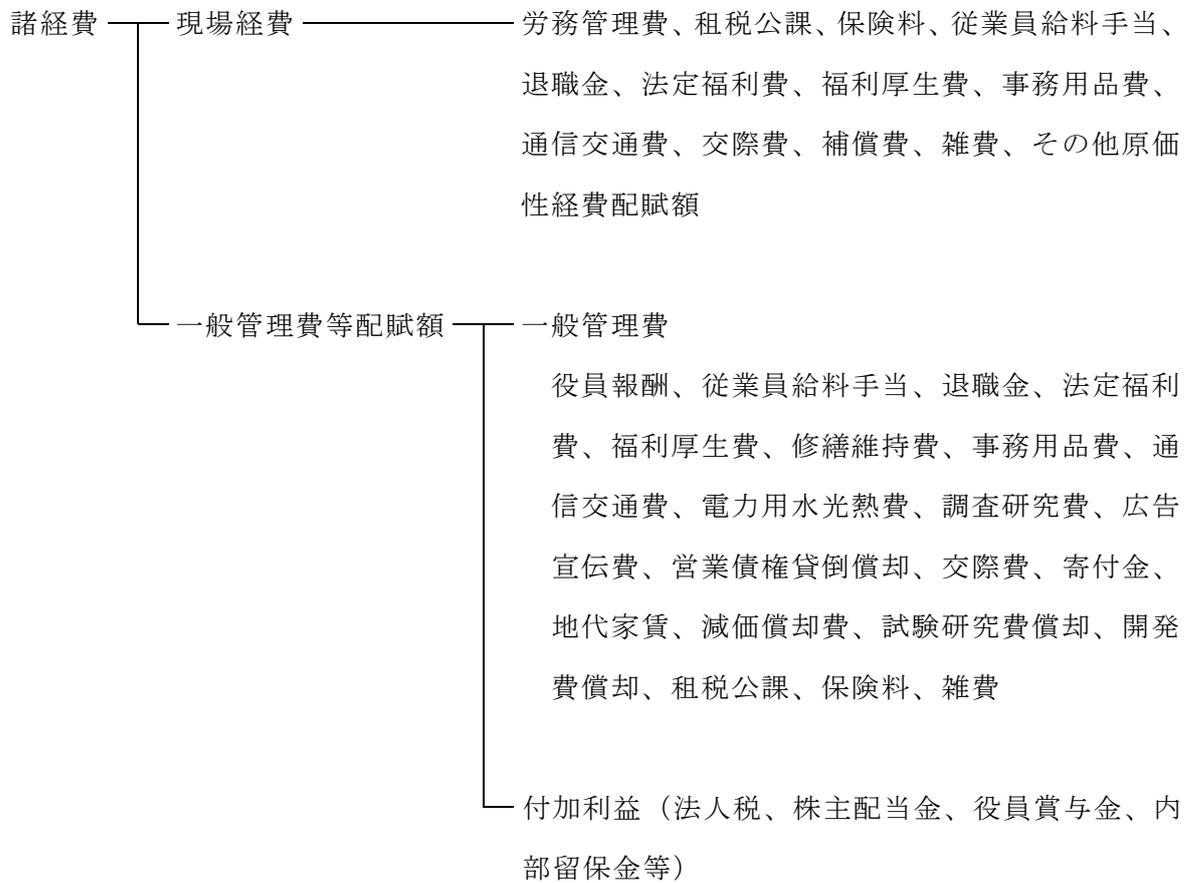
(共通費)

6 共通仮設費及び諸経費については、次により記載する。

- ① 共通仮設費は、「建物等移転料算定基準別表ハ－1（平成2年3月制定）」により一式として表示するのを標準とする。共通仮設費に含まれる内容は次に示す費用とする。



② 諸経費は「建物等移転料算定基準別表ハ－２（平成２年３月制定）」により一式として表示するのを標準とする。諸経費の内容は一般に次のとおりとし下請経費は純工事費に含むものとする。



なお、非木造建物調査積算要領第11条第2号に規定する単価を補償金の積算に用いる場合において、上記の内容と同等の諸経費が含まれている当該単価は、諸経費の対象としない。

（工事内訳明細書のまとめ方と記載例）

7 用紙はA4判を標準とし、様式、記載例は、次頁以下による。なお、記載例は標準的なものを掲げており、必要に応じ、種目、科目及び細目を設けるものとする。

工 事 内 訳 明 細 書

総 括 表

平成 年 月 日

請負者住所
請負者名及び代表者名

殿

別紙のとおり積算いたしました。

¥

建物等の所有者		備考
所在地		
構造用途		
規模		
工法		

積算概要

- (注) 内容
- ・単価について
 - ・発生材について
 - ・設計の有効期間
 - ・解体の方法
 - ・その他積算についての概要

工事工程表		平成 年 月 日																		
		10	20	30	40	50	60	70	80	90	100	110	120	130	150	160	170	180	日数	
工事名称	日																			

補償額積算様式		[再 築 工 法]		調査番号		所有者氏名	
区分	内 容	番号	計 算 式	A 棟	B 棟	C 棟	
基本事項	構造・用途	(1)		m ²	m ²	m ²	
	延床面積	(2)		m ²	m ²	m ²	
	建築面積	(3)		年 月	年 月	年 月	
	建築年月	(4)		年	年	年	
	標準耐用年数	(5)		年	年	年	
工 事 費 等	経過年数	(6)					
	直接工事費	(7)	設備工事を含む				
	共通仮設費	(8)	(7)× %(-発注単位)				
	純工事費	(9)	(7)+(8)				
	諸経費	(10)	(9)× %((14)を含む一発注単位)				
	建築工事費(推定再建築費)	(11)	(9)+(10)×地区別補正率				
	直接工事費	(12)					
	共通仮設費	(13)	(12)× %(-発注単位) 建築の共通仮設費を解体で共用できる場合は不要				
	純工事費	(14)	(12)+(13)				
	諸経費	(15)	(14)× %((9)を含む一発注単位)				
	解体工事費	(16)	((14)+(15))×地区別補正率				
	建築工事費(推定再建築費)	(17)	(11)				
構 外	再築補償率	(18)					
	現在価値+運用益損失額	(19)	(17)×(18)				
	解体工事費	(20)	(16)				
	消費税相当額	(21)	((19)+(20))×0.05補償対象となる場合のみ計上				
	発生材△	(22)					
補 償 額	補償額	(23)	(19)+(20)+(21)-(22)				
	建築工事費(推定再建築費)	(24)	(11)				
	再築補償率	(25)					
	現在価値+運用益損失額	(26)	(24)×(25)				
	構内再築建物の推定再建築費	(27)					
	推建費の差額	(28)	(27)-(24)				
	解体工事費	(29)	(16)				
	消費税相当額	(30)	((26)+(28)+(29))×0.05補償対象となる場合のみ計上				
	発生材△	(31)					
	補償額	(32)	(26)+(28)+(29)+(30)-(31)				

補償額積算様式		[曳家工法]			調査番号	所有者氏名		
区分	内容	番号	計	算	A棟	B棟	C棟	
基本事項	構造・用途	(1)						
	延床面積	(2)			m ²	m ²	m ²	
	建築面積	(3)			m ²	m ²	m ²	
	建築年月	(4)			年 月	年 月	年 月	
工事費等	直接工事費	(5)	曳家工事費					
	共通仮設費	(6)	$(5) \times$	$\%(-$ 発注単位)				
	純工事費	(7)	$(5) + (6)$					
	諸経費	(8)	$(7) \times$	$\%((12)$ を含む一発注単位)				
	建築工事費	(9)	$((7) + (8)) \times$ 地区別補正率					
	直接工事費	(10)	基礎撤去等					
	共通仮設費	(11)	$(10) \times$	$\%(-$ 発注単位)				
		(11)	建築の共通仮設費を解体で共用できる場合は不要					
	純工事費	(12)	$(10) + (11)$					
	諸経費	(13)	$(12) \times$	$\%((7)$ を含む一発注単位)				
	解体工事費	(14)	$((12) + (13)) \times$ 地区別補正率					
補償額	曳家工事費	(15)	(9)					
	解体工事費	(16)	(14)					
	消費税相当額	(17)	$((9) + (14)) \times 0.05$ 補償対象となる場合のみ計上					
	補償額	(18)	$(9) + (14) + (17)$					

[備考]	
棟番号	特記事項

補償額積算様式		[復元工法]			調査番号	所有者氏名		
区分	内容	番号	計	算	式	A棟	B棟	C棟
基本事項	構造・用途	(1)						
	延床面積	(2)				m ²	m ²	m ²
	建築面積	(3)				m ²	m ²	m ²
	建築年月	(4)				年 月	年 月	年 月
工事費等	直接工事費	(5)	復元工事費					
	共通仮設費	(6)	(5)×%	(一発注単位)				
	純工事費	(7)	(5)+(6)					
	諸経費	(8)	(7)×%	((12)を含む一発注単位)				
	建築工事費	(9)	((7)+(8))×	地区別補正率				
	直接工事費	(10)	運搬費含む					
	共通仮設費	(11)	(10)×%	(一発注単位)				
	純工事費	(12)	(10)+(11)	建築の共通仮設費を解体で共用できる場合は不要				
	諸経費	(13)	(12)×%	((7)を含む一発注単位)				
	解体工事費	(14)	((12)+(13))×	地区別補正率				
	復元工事費	(15)	(9)					
補償額	解体工事費	(16)	(14)					
	消費税相当額	(17)	((15)+(16))×	0.05補償対象となる場合のみ計上				
	発生材△	(18)						
	補償額	(19)	(15)+(16)+(17)-(18)					

[備考]

棟番号	特記事項

別記3 用地調査等提出書類一覧表

条 項	名 称	様 式	提出期限
契約書 第14条	業務着手通知書	様式第24号	業務着手前
〃 第18条	監督職員指示書	様式第25号	必要とするとき
〃 〃	〃	様式第25号	〃
〃 〃	業務に関する承諾・協議・通知書	様式第26号	必要とするとき
〃 〃	〃	〃	〃
〃 第9条	主任技術者通知書	様式第27号	業務着手前
〃 〃	主任技術者変更通知書	様式第28号	変更した場合速やかに
〃 〃	主任技術者経歴書	様式第29号	様式第27号、第28号提出時
共通仕様書第8条	作業（業務）計画書	様式第30号	業務着手前
契約書 第30条	業務完了通知書	様式第31号	業務完了時
共通仕様書第13条	身分証明書発行申請書	様式第32号	業務着手前

5. 別記4 成果品一覽表

業務区分	様式番号	成果品の名称	規格等	備考
地図の転写		転写図	ポリエステルフィルム #300 片面	幅杭が打ってある場合においては、赤色をもって買収線を記載する。
		転写連続図	〃	複写したもの。
土地の登記記録の調査	様式第7号の1	土地の登記記録調査表 (一覧)		登記事項証明書等を必要とする場合は特記仕様書で指示する。
	様式第7号の2	土地調査表		
建物の登記記録の調査	様式第8号の1	建物の登記記録調査表 (一覧)		建物の登記記録を転写する。 但し、建物の登記記録の登記事項証明書等を必要とする場合は特記仕様書で指示する。
	様式第8号の2	建物の登記記録調査表 (個人)		
権利者の確認調査	様式第9号の1	権利者調査表(土地)		名義人が相続に係る場合は相続関係を証する戸籍簿等の謄本又は抄本を全て添付する。又
	様式第9号の2	権利者調査表(建物)		法人の場合は商業登記簿又は法人登記簿の謄本又は抄本を添付すること。
		戸籍簿調査表		名義人が相続に係る場合は相続関係を証する戸籍簿等の謄本又は抄本を全て添付する。
		相続関係説明図		所轄法務局の定める様式による。
墓地管理者等の調査	様式第10号の1	墓地管理者調査表		宗教法人登記簿の謄本を必要とする場合は特記仕様書で指示する。
	様式第10号の2	墓地使用(祭祀)調査表		

業務区分	様式番号	成果品の名称	規格等	備考
土地利用履歴等の調査	様式第1 ※	土壌汚染に関する土地利用履歴等調査報告書(1)		土地利用履歴等調査要領による。 ※土地利用履歴等調査要領に定める様式
	様式第2 ※	土壌汚染に関する土地利用履歴等調査報告書(2)		
	様式第3 ※	法令関係資料調査表		
	様式第4 ※	現況利用調査表		
	様式第5 ※	履歴等聞き取り調査表		
用地測量	様式第11号の1	土地境界確認書		用地実測図の該当部分を任意の大きさから複写し綴じ合わせ、関連する権利者全員から割印を求めること。押印を求めるとして実印とする。
	様式第11号の2	土地調査書		
		観測手簿		国土交通省公共測量作業規定に準ずるものとする。 観測手簿、野帳については墨入れ不要。
		野帳		
		基準点網図	A 全般	
		点の記		
		表計算書		

業務区分	様式番号	成果品の名称	規格等	備考
用地測量		成果簿		
		境界点成果書		
		面積計算書		
		用地実測図原図	ポリエステルフィルム #500 片面	規格については別途指示による。
		用地平面図	ポリエステルフィルム #300 片面	三斜線及び距離に関する数字を除いて作成する。 用地実測図原図の大きさ及び測量距離により適宜裁断する。
土地評価		土地所在図 地積測量図	B4判	所轄法務局の定める様式による。 別記5 登記嘱託に必要な図面の作成上の注意事項
		標準地評価調書		
		地域要因調査算定表		
		個別要因調査算定表		
		残地（残借地）補償額 算定調書		

業務区分	様式番号	成果品の名称	規格等	備考
木造建物調査 (木造特殊建物)		建物等の配置図 (図面) 配置図 平面図 立面図 建築設備位置図 写真撮影方向図等		木造建物調査積算要領(以下「木造建物要領」という。)によるものとし、その他は別途指示するものとする。
木造建物算定 (木造特殊建物)		木造建物〔Ⅰ〕調査表 木造建物〔Ⅰ〕数量計 算書 木造建物補修等調査 定表 建物移転料集計表・建 物移転料算定表 (総括表) 木造建物〔Ⅰ〕推定再 建築費計算書 木造建物〔Ⅰ〕取りこ わし純工事費算定表 木造建物曳家工事費 算定表		

業務区分	様式番号	成果品の名称	規格等	備考
非木造建物調査算定		建物の概要		非木造建物調査積算要領（以下「非木造建物要領」という）によるものとする。 その他は別途指示するものとする。
		(図面) 平面図 構造詳細図 立面図他 その他調査書 建築設備図書等		
工作物の調査算定	様式第12号	非木造建物〔Ⅰ〕工事 内訳明細書 数量計算書 構造計算書 その他算定資料		
		工作物調査表 工作物算定表		
墳墓の調査算定	様式第13号	墳墓調査表 墳墓類移転料算定表 配置図等		その他補償額算定に必要と認められるもの
		立竹木調査表 立竹木調査算定表		

業務区分	様式番号	成果品の名称	規格等	備考
照応建物（詳細設計）調査算定	様式第15号の1	計画概要表(検討資料)		
	様式第15号の3	計画概要比較表		
	様式第15号の4	面積比較表		
	様式第16号の1 様式第16号の2	営業調査総括表(1) 営業調査総括表(2)		
営業調査算定		事業概況説明書		
		各種調査資料	各種資料の写し	
	様式第16号の3	従業員調査表		
		売場及び工場配置図		
		設備機械器具調査表		
		生産及び販売実績調査表		
		受注又は顧客動向調査表		
		在庫率及び回転率調査表		
		得意先喪失調査表		
		移転広告費調査表		
		営業の権利調査表		

業務区分	様式番号	成果品の名称	規格等	備考
営業調査算定		固定資産及び流動資産調査表		
	様式第16号の4	仕入先調査表		
	様式第16号の5	営業補償金算定表 (営業廃止)		
		営業補償金算定表 (営業休止)		
		営業補償金算定表 (営業規模縮小)		
		移転工法認定書		
		事業所及び営業概況書		
		営業補償方法認定書		
		移転工法別経済比較表		
	様式第16号の6	認定収益額算定表		
様式第16号の7	固定的経費内訳表			
様式第16号の8	固定的経費附属明細書			
様式第16号の9	固定資産の売却損補償内訳書			

業務区分	様式番号	成果品の名称	規格等	備考
営業調査算定	様式第16号の10	人件費内訳書		
	様式第16号の11	移転広告費内訳書		
	様式第16号の12	損益計算書比較表		
居住者等に関する調査	様式第17号の1	居住者調査表 (自家・家主)		
	様式第17号の2	居住者調査表 (借家・借間)		
動産に関する調査算定	様式第18号	動産調査表		
		動産移転料算定書		
消費税等調査	様式第19号	消費税等調査表		
予備調査及び移転工法案の検討	様式第20号の1	企業概要書		
	様式第20号の2	移転工法(計画)案 検討概要書		
	様式第20号の3	移転工法(計画)各案 の比較表		
	様式第15号の1	計画概要表(検討資料)		
	様式第15号の2	計画概要表		

業務区分	様式番号	成果品の名称	規格等	備考
予備調査及び移転 工法案の検討	様式第15号の3	計画概要比較表		
	様式第15号の4	面積比較表		
補償説明	様式第21号	補償説明記録簿		
事業認定申請図書 等の作成		事業認定申請図書等 (案)及び必要とな る添付図書		
写真撮影		写真台帳	市販ファイル	
土地調書・物件調 書の作成	様式第22号	土地調書		
	様式第23号	物件調書		
その他調査算定		必要図書		各種調査表及び補償金算定表を使用する。

6. 別記5 登記嘱託に必要な図書の作成
上の注意事項

地積測量図作製上の注意事項

- (1) 日本工業規格B列4番の強靱な用紙を用い原則として250分の1の縮尺により作製し、地番区域の名称、方位、縮尺、地番（隣接地の地番を含む）、地積及び求積の方法、筆界点間の距離、平面直角座標系の番号又は記号、基本三角点等に基づく測量の成果による筆界点の座標値（近傍に基本三角点等が存しない場合その他の基本三角点等に基づく測量ができない特別な事情がある場合にあつては、近傍の恒久的な地物に基づく測量の成果による筆界点の座標値）、測量の年月日を記載する。

また、土地の筆界に境界標があるときは、これをも記載しなければならない。（規則第74条第3項、規則第77条第1項）

なお、基本三角点とは、測量法第二章の規定による基本測量の成果である三角点及び電子基準点、国土調査法第19条第2項の規定により認証され、もしくは同条第5項の規定により指定された基準点又はこれらと同等以上の精度を有すると認められる基準点である。（規則第10条第3項）
- (2) 地積測量図及び土地所在図には作製年月日を記載し嘱託者が記名するとともにその作製者が署名しまたは記名押印しなければならない。（規則第74条第2項）
- (3) 不動産登記規則で規定する縮尺の基準（規則第77条第4項）

250分の1の縮尺により作成するものとする。ただし、土地の状況その他の事情により当該縮尺によることが適当でないときは、この限りでない。
- (4) 0.2mm以下の細線により、図面を鮮明に表示しなければならない。（規則第74条第1項）
- (5) 規則第77条第1項第9号の境界標とは筆界点にある永続性のある石杭又は金属標等の標識をいう。（規則第77条第1項第9号）
- (6) 地積測量図に境界標を標示する場合には、境界標の存する筆界点に符号を付し適宜の箇所にその符号及び境界標の種類を記載するなどの方法によってすること。（規則第77条第23項）
- (7) 地積測量図に、基本三角点等に基づく測量の成果による筆界点の座標値を記載する場合には、当該基本三角点等に符号を付した上、地積測量図の適宜の箇所にその符号、基本三角点等の名称及びその座標値も記載する。（準則第50条第1項）
- (8) 地積測量図に、近傍の恒久的な地物に基づく測量の成果による筆界点の座標値を記載する場合には、当該地物の存する地点に符号を付した上で、地積測量図の適宜の箇所にその符号、地物の名称、概略図及びその座標値も記載する。（準則第50条第2項）
- (9) 地積測量図及び土地所在図は、一筆の土地ごとに作製しなければならない。（規則第75条第1項）
- (10) 分筆の登記を申請する場合において、分筆後の土地の地積測量図は、分筆前の土地ごとに作製すること。この場合において、分筆前の土地を図示し、分筆線を明らかにして分筆後の各土地を表示し、これに符号を付さなければならない。（規則第75条第2項、規則第78条）
- (11) 土地の辺長について現地測定をし、現地辺長を記載する。
- (12) 地積測量図及び土地所在図の誤差の限度（規則第77条第5項、規則第10条第4項）

1. 市街地地域については国土調査法施行令別表第五に掲げる精度区分甲2まで。
 2. 村落・農耕地域については精度区分乙1まで。
 3. 山林・原野地域については精度区分乙3まで。
- (13) 平面直角座標系の番号又は記号及び測量の年月日については、地積測量図の座標計算表下部に記載すること。
- (14) 地積測量図に付する分筆後の各土地の符号は、①②③、(イ)(ロ)(ハ)、ABC等適宜の符号を用いて差し支えない。
- (15) 地積測量図の用紙が数枚にわたるときは、余白の適宜の箇所にその総枚数及び当該用紙が何枚目の用紙である旨を記載するものとする。
- (16) 国土調査法に基づく地籍調査実施地域について、地籍調査実施期間中に地積測量図を製作する場合は、国土調査実施機関の確認を受けなければならない。
- (17) 地積測量図に基づいて嘱託書に不動産の表示をする場合は次の点に注意を要する。
- ① 分筆前の土地が宅地（又は鉱泉地）350㎡を3筆に分筆する場合で各分筆後の土地に小数点2位未満の端数がつく場合。

地 積 測 量 図			嘱 託 書		
符 号	地 目	地 積 ㎡	符 号	地 目	地 積 ㎡
(A)	宅 地	132. 8873	(A)	宅 地	132. 88
(B)	〃	113. 0577	(B)	〃	113. 05
(C)	〃	104. 0550	(C)	〃	104. 05

- ② 分筆前の土地が畑（宅地又は鉱泉地以外の土地）350㎡を3筆に分筆し各分筆後の土地に1㎡未満の端数がつく場合。

地 積 測 量 図			嘱 託 書		
符 号	地 目	地 積 ㎡	符 号	地 目	地 積 ㎡
(A)	畑	132. 9005	(A)	畑	132.
(B)	〃	113. 0445	(B)	〃	113.
(C)	〃	104. 0550	(C)	〃	104.

(注) 不動産の表示は結果的に合計 (A) + (B) + (C) で①については、0.01㎡（又はそれ以上） ②については1㎡（又はそれ以上）不足することになる。

1 筆地測量及び地積測定の誤差の限度

(国土調査法施行令第6条及び不動産登記規則第77条第5項の規定)

精度 区分	筆界点の位置誤差		筆界点間の図上距離又は計算距離 と直接測定による距離との差違の 公差	地積測定の公差
	平均二乗 誤差	公差		
甲1	2cm	6cm	$0.020\text{m} + 0.003\sqrt{S}\text{m} + \alpha\text{mm}$	$(0.025 + 0.003^4\sqrt{F})\sqrt{F}\text{m}^2$
甲2	7cm	20cm	$0.04\text{m} + 0.01\sqrt{S}\text{m} + \alpha\text{mm}$	$(0.05 + 0.01^4\sqrt{F})\sqrt{F}\text{m}^2$
甲3	15cm	45cm	$0.08\text{m} + 0.02\sqrt{S}\text{m} + \alpha\text{mm}$	$(0.10 + 0.02^4\sqrt{F})\sqrt{F}\text{m}^2$
乙1	25cm	75cm	$0.13\text{m} + 0.04\sqrt{S}\text{m} + \alpha\text{mm}$	$(0.10 + 0.04^4\sqrt{F})\sqrt{F}\text{m}^2$
乙2	50cm	150cm	$0.25\text{m} + 0.07\sqrt{S}\text{m} + \alpha\text{mm}$	$(0.25 + 0.07^4\sqrt{F})\sqrt{F}\text{m}^2$
乙3	100cm	300cm	$0.50\text{m} + 0.14\sqrt{S}\text{m} + \alpha\text{mm}$	$(0.50 + 0.14^4\sqrt{F})\sqrt{F}\text{m}^2$

備考

1. 精度区分とは、誤差の限度の区分をいい、その適用の基準は、国土交通大臣が定める。
2. 筆界の位置誤差とは、当該筆界点のこれを決定した与点に対する位置誤差をいう。
3. Sは筆界点間の距離をメートル単位で示した数とする。
4. α は、図解法を用いる場合において、図解作業の級がA級であるときは0.2に、その他であるときは0.3に当該地籍図の縮尺の分母の数を乗じて得た数とする。図解作業のA級とは、図解法による与点のプロットの誤差が0.1mm以内である級をいう。
5. Fは、一筆地の地積を平方メートル単位で示した数とする。
6. mはメートル、cmはセンチメートル、mmはミリメートル、 m^2 は平方メートルの略字とする。

土地の所在 松江市母衣町

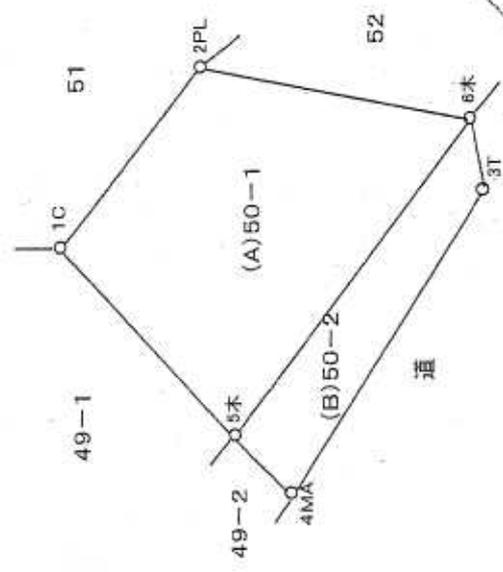
世界測地系

1/3

図面が複数枚ある場合は、分母に総枚数・分子に本葉が何枚目かを記載する。

○ 国調図根点 A1234
X=-89012.345
Y=-76543.210

基本三角点等の名称等及び座標値を記載する。



基本三角点等が使用できない場合、恒久的地物の座標値を記載する。概略図は、写真を白黒印刷する方法でもよい。

(A) 50-1

--

求積表

(A) 50-2

--

求積表

数値測量以外の方法による測量図の作成は認められない。

新設	既設	境界標の種類
C	C	コンクリート杭
PL	PL	金属プレート
T	T	金属錘
MA	MA	マーキング
木	木	木杭

全点に境界標を設置する必要がある。その内、永続性のある境界標が複数必要。

作成者 () 年 () 月 () 日 (作成)

申請人

縮尺 1/250

原則として1/250で作成する。

事業認定申請図書等作成業務実施要領

第1章 総 則

(総則)

第1条 この要領は、用地調査等業務共通仕様書の規定による事業認定申請図書等の作成に関する業務を委託する場合に適用するものとする。

(定義)

第2条 この要領において「法」とは、土地収用法（昭和26年法律第219号）をいう。

2 この要領において「建設省令」とは、土地収用法施行規則（昭和26年建設省令第33号）をいう。

3 この要領において「協議用資料」とは、起業者が事業認定機関に対する事前協議を行うために必要となる法第18条の規定による事業認定申請書及びその添付書類（関係機関への意見照会書類を含む。）の(案)並びにこれらに関連する参考資料を総称していう。ただし、法第32条の規定により手続を保留しようとする起業地がある場合には、この申立書(案)も「協議用資料の法第18条の規定による事業認定申請書及びその添付書類の(案)」に含まれるものとする。

4 この要領において「本申請図書」とは、事業認定機関との事前協議の完了に伴う法第18条の規定による事業認定申請書及びその添付書類をいう。

5 この要領において「法4条地」とは、法第4条に規定する土地をいう。

6 この要領において「法令制限地」とは、土地利用について各種の法令の規定による制限が課せられている起業地内の土地をいう。

7 この要領において「意見照会書類」とは、法第18条第2項第3号から第6号までの規定により本申請図書へ添付することとなる書面・意見書のために必要となる各協議・意見照会文(案)及びその添付図面をいう。

8 この要領において「参考資料」とは、起業者が事業認定機関に対する事前協議を行う際に、事業認定機関に提出することとなる「法第18条の規定による事業認定申請書及びその添付書類」の記載事項の根拠等を証明、説明するためにまとめた資料をいう。

第2章 事業認定申請図書作成の準備

(準備打合せ)

第3条 受注者は、協議用資料の作成を行うにあたっては、その作業方針及び作業工程について、事前に監督職員と打合せを行うものとする。

(現地踏査)

第4条 請負者は、協議用資料の作成に着手する前又は必要に応じて、起業地及びその周辺の現地踏査

を行い概況を把握するものとする。

2 前項の概況の把握にあたっては、協議用資料の作成に必要な資料を収集するものとする。

(調査及び物件の計測、精査等)

第5条 受注者は、協議用資料の作成に必要な次の各号に掲げる事項について、関係官公署、事業所等に備える管理台帳等により調査するものとする。

- 一 起業地が存する土地の県・郡・市・町・村・大字及び字の名称並びにその境界の位置
- 二 法4条地がある場合には、当該土地等の所在地、現に供している事業（施設）の種類（名称、構造、規格、規模）、管理者
- 三 法令制限地がある場合には、その制限がある区域の範囲（郡・市・町・村・大字及び字の名称）、現に供している事業（施設）の種類、根拠法令、管理者
- 四 事業の施行に際してあらかじめ行政機関の免許、許可又は認可等の処分を必要とする場合には、その土地等の区域又は位置の所在地、根拠法令、処分権者

2 受注者は、前項の調査結果に基づき、すみやかに現地において確認、計測し、その計測結果に基づき、事業別に法4条地の面積、数量を計算するものとする。

第3章 協議用資料の作成

(協議用資料の作成等)

第6条 受注者は、第3条から前条までの作業に基づき、協議用資料を作成するものとする。

2 受注者は、前項の実施にあたっては、事業計画書や起業地及び事業計画を表示する図面等の作成の基本方針（事項）について、事前に監督職員の指示、確認を受けるものとする。

(協議用資料の作成方法等)

第7条 受注者は、協議用資料の作成にあたっては、法及び建設省令の規定に従うほか、「事業認定申請マニュアル（土地収用法実務研究会編集）」に基づき行うものとする。

2 前項の規定によるほか、次の各号の方法により作成するものとするが、必要に応じてその都度監督職員の指示、確認を受けるものとする。

一 事業認定申請書(案)について

事業認定申請書(案)（ただし、ここでは事業計画書、法4条地調書、意見照会書類及び手続の保留の申立書を含むものとする。）は、原則としてフロッピーディスク（ワードプロセッサ）に保存登録するものとする。

二 起業地位置図について

イ 起業地位置図は、原則として国土地理院発行の25,000分の1の地形図を用いることとし、国土地理院発行の地形図を複写する場合は、国土地理院の承認が必要となることに注意すること。

ロ 起業地（ルート、ランプ・橋梁等の構造物について）をできるだけ忠実に起業地位置図の上に

表すこと。

ハ 事業認定申請区間は「起業地」として旗上げ表示し、延長（L＝〇〇km）を記入するとともに、事業認定申請書(案)の起終点位置も表示すること。（〇〇県〇〇郡〇〇町大字〇〇字〇〇地内として表示する。）

ニ 起業地が全体計画の一部であるときは「全体計画」も旗上げ表示し、ハと同様に延長及び起終点位置も表示すること。

ホ 起業地は赤色で表示することとし、起業地が全体計画の一部である場合は、起業地以外を黒色で表示すること。

ヘ 1枚の図面で起業地又は全体計画が表示できない場合は、図面を貼り合わせて作成する。

三 起業地表示図及び事業計画表示図等について

イ 発注者が貸与する工事平面図等をもとに、複写できる原図（以下「第二原図」）を作成したうえで必要部数を作成すること。

ロ イで作成した第二原図（平面図）には、県・郡・市・町・村・大字及び字の境界を記載し、かつ、その名称を記載して起業地がどの字内に存するかを明らかにすること。（この場合において、法務局備付の字図や登記簿を閲覧し、字の脱漏や誤記等がないよう入念に精査するものとする。）

なお、字等の地名の表示については、登記簿に記載されている文字により、またその境界表示方法については、国土地理院が使用する記号によるものとし、これにない大字界・字界は次により表示すること。

大字界  (太線)

字 界  (細線)

また、起業地が所在する地名が明らかになるよう県郡市町村名までを図面上に表示すること。（〇〇県〇〇郡〇〇町地内として表示する。）

ハ 着色は色鉛筆で行い、色のむら、漏れ落ち、はみ出し等の無いよう、丁寧に塗ること。また、同種類のを2部以上作成する場合には、図面によって着色範囲の相違、色の濃淡、着色位置のズレ等が無いよう注意すること。

ニ 標準横断図は、縮尺100分の1を標準とし、図面ごとに構造区分と測点を表示するとともに起業地幅員を旗上げ表示することを原則とする。

なお、道路及び河川事業の場合の作成断面は、次の事項を標準とする。

（道路事業の場合）平地部、切土部、盛土部、高架部、橋梁部、トンネル部等の構造及び断面構成別ごとに、それぞれの標準的な位置とする。

（河川事業の場合）起点部、中心部、終点部の位置別並びに構造及び断面構成別ごとに、それぞれの標準的な位置とする。

ホ 縦断図を作成するときは、縮尺縦100分の1、横1,000分の1を標準として作成し、縦断面のうち、一部区間のみが起業地となる場合には、当該区間のみを「起業地」として旗上げすること。

四 法4条地を表示する図面について

イ 前号イで作成した図面に、法4号地ごとに起点側から一連番号（法4条地調書の図面番号）を付して旗上げすること。

ロ 法4条地の種類ごとに適宜の色で統一的に着色すること。着色にあたっては、色鉛筆で行い、色のむら、はみ出し、ズレ等の無いよう、丁寧に塗ること。

なお、法4条地等が重複する場合（例えば橋の部分、河川区域上空の送電線等）は上側の色で着色すること。

〈着色例〉

道 路 …… 茶色	河川・水路 …… 水色
送 電 線 …… 紫色	配 電 線 …… 紫色線
通 信 線 …… 橙色	上水道管 …… 青色線
下水道管 …… ねずみ色線	ガ ス 管 …… 黄土色線
鉄 道 …… 薄黒色	

五 法令制限地について

3号イで作成した図面に、法令制限地の位置・範囲がわかるよう区域線や引き出し線を用いて、起点側から法令制限地毎に一連番号を付して旗上げすること。

六 申請にかかる事業が都市計画と整合している場合には、原則としてルート比較を省略することができるが、ルート比較を必要とする場合は、ルート比較図（起業地比較図）及びルート比較表（起業地比較表）を作成すること。また、関連事業についても前記と同様に資料を作成し、参考資料において説明するものとし、その他構造物一般図等は必要に応じて作成すること。

七 参考資料について

イ まとめにあたっては、資料項目ごとに整理番号を付け、その番号ごとにページを付けて目次を作成すること。（起点側から資料を整理すること。）

ロ 各資料のうち部分的箇所だけが当該事業に係る場合には、当該箇所を着色等によりその旨を表示すること。

ハ 法令制限地については、その制限がある区域の所在地の名称、現に供している事業（施設）の種類、根拠法令、起業地に編入する面積、管理者等をまとめた調書（一覧表）を作成すること。

ニ 土地所有者等との交渉状況に関する資料には、土地所有者等ごとに、その意見・要望をまとめた残件調書及び残件位置図を作成すること。

八 図面は、A4サイズに製本できるよう縦280mm、横170mm程度の大きさに折り、事業認定申請書に合わせて図面タイトル（名称、図面番号、縮尺、起業者名等）を貼付すること。

九 製本は「事業認定申請書及び添付図書の(案)」と「参考資料」に分けてA4サイズで行い、それぞれの表紙にはタイトル（図書名、事業名、起業者名、年度等）を表示するものとする。なお、参考資料については、整理番号の見出しを添付するものとする。

十 起業地面積等の計算は、用地実測平面図及び起業地表示図により、起業地内全ての土地等につい

て収用又は使用の別（本体事業・関連事業・付帯事業）ごとに各地目別の面積並びに物件の種別及び数量（戸・棟）を集計するものとする。

- 3 協議用資料の提出部数は、事業認定機関用と本庁事業課用の各1部に事務所用1部を加えた3部を原則とする。ただし、事業認定申請書(案)を保存登録したフロッピーディスク並びに事業認定申請書の添付図書(案)のうち、起業地、事業計画及び法4条地を表示した図面等の第二原図も提出することとする。

（協議用資料の修正）

第8条 受注者は、協議用資料の作成の過程において、各資料ごとに適宜監督職員の指示を受けて、成果品としてまとめるまでに、必要に応じて当該資料を修正するものとする。

第4章 本申請図書の作成

（本申請図書の作成等）

第9条 受注者は、発注者が提示する協議用資料の事業認定申請書及びその添付書類の最終案をもとに、監督職員と打合せのうえ、本申請図書を作成するものとする。

- 2 受注者は、本申請図書の作成にあたっては、第7条第1項及び第2項の規定を適用するものとし、丁寧に仕上げなければならない。
- 3 受注者は、第1項及び前項の実施にあたっては、発注者から、事業認定申請書(案)を保存登録したフロッピーディスク並びに事業認定申請書の添付図書(案)のうち、起業地、事業計画及び法4条地を表示した図面等の第二原図の貸与を受けるものとする。
- 4 作成部数は、建設省令第2条に規定されている部数に、事務用の副本2部（本庁・事務所）を加えた部数とする。
- 5 本申請図書（事業認定申請書に添付される図面を除く。）には、ページを付し、事業認定申請手続に関して委任状が提出されている場合は、請負者は発注者より委任状の提出を受け、委任状の原本を添付して作成すること。
- 7 本申請図書には、正本、写しの別を表示すること。

第5章 裁決申請図書の作成

（裁決申請書（案）の作成）

第10条 受注者は、監督職員の指示により、法第40条に規定する裁決申請書(案)を作成するものとする。（様式については、施行規則別記様式第10のとおり。）

（事業計画の作成）

第11条 受注者は、既に告示された事業認定の申請書に添付した事業計画書を参考とし、監督職員の

指示を受け事業計画書を作成するものとする。

(起業地及び事業計画を表示する図面等の作成)

第12条 受注者は、次の各号によるほか監督職員の指示を受け、位置図及び起業地及び事業計画を表示する図面を作成するものとする。

一 位置図

告示された事業認定の申請書に添付した位置図と同一の縮尺の図面を用いて作成するものとする。

二 起業地及び事業計画を表示する図面

起業地及び事業計画を表示する図面は、前号と同様とする。ただし、図面の着色にあたっては、起業地の範囲を薄い黄色（使用の部分は薄い緑色）で、また、このうち裁決申請しようとする土地については、その土地の範囲を薄い赤色で着色表示するものとする。

(法第40条第1項第2号に掲げる事項を記載した書類の作成)

第13条 受注者は、法の定めに従って収用又は使用しようとする土地の存する市町村別に、次の各号を記載した書類を作成するものとする。（様式については、監督職員の指示のとおりとする。）

一 収用し、又は使用しようとする土地の所在、地番、及び地目

二 収用し、又は使用しようとする土地の面積（土地が分割されることになる場合においては、その全部の面積を含む。）

三 土地を使用しようとする場合においては、その方法及び期間

四 土地所有者及び土地に関して権利を有する関係人の氏名及び住所

五 土地又は土地に関する所有権以外の権利に対する損失補償の見積及びその内訳

六 権利を取得し、又は消滅させる時期

(施行規則第17条2号イの規定による証明書の作成)

第14条 受注者は、法第40条第2項により不明裁決を申請する場合は、監督職員の指示により証明書（案）を作成するものとする。

(土地調書(案)の作成)

第15条 受注者は、法第36条の定めに従って次の各号を記載した土地調書(案)を作成するものとする。（様式については、施行規則別記様式第8のとおり。）ただし、権利者から署名押印を求める業務は含まないものとする。

一 起業者の氏名及び住所

二 事業の種類

三 起業地

四 事業の認定の告示の年月日

五 収用又は使用の手続きを保留した起業地があるときは、手続開始の告示の年月日

六 土地所有者の氏名及び住所

七 関係人の氏名及び住所

八 土地の所在

- 2 受注者は、次の各号によるほか監督職員の指示を受け、収用予定の部分は薄い赤色、使用予定の部分は薄い緑色で着色した実測平面図の写しを添付するものとする。
- 一 縮尺は250分の1とする。ただし、やむを得ない場合は、縮尺100分の1から1,000分の1程度で作成する。
 - 二 土地の面積の端数処理は、地目にかかわらず、小数点第3位を切り捨て小数点第2位までとする。

第6章 明渡裁決申立書の作成

(明渡裁決申立書(案)の作成)

第16条 受注者は、施行規則別記様式第10の3に定められた様式に従い、明渡裁決申立書(案)を作成するものとする。

(法第47条の3第1項第1号に掲げる事項を記載した書類の作成)

第17条 受注者は、法の定めに従って市町村別に次の各号を記載した書類(法第47条の3第1項第1号に掲げる事項を記載した書類の作成)を作成するものとする。

- 一 土地の所在、地番、及び地目
- 二 土地にある物件の種類及び数量(物件が分割されることになる場合においては、その全部の物件の数量を含む。)
- 三 土地所有者及び関係人の氏名及び住所
- 四 法第40条第1項第2号ホに掲げるものを除くその他の損失補償の見積及びその内訳
- 五 土地若しくは物件の引渡し又は物件の移転の期限

(物件調書(案)の作成)

第18条 受注者は、法第36条の定めに従って次の各号を記載した物件調書(案)を作成するものとする。

(様式については、施行規則別記様式第9号のとおり。)

- 一 起業者の氏名及び住所
- 二 事業の種類
- 三 起業地
- 四 事業の認定の告示の年月日
- 五 収用又は使用の手続きを保留した起業地があるときは、手続開始の告示の年月日
- 六 土地所有者の氏名及び住所
- 七 関係人の氏名及び住所
- 八 物件がある土地の所在

第7章 その他参考となる資料の作成

(その他参考となる資料の作成)

第19条 受注者は、次の各号によるほか監督職員の指示を受け、裁決申請図書及び明渡裁決申立書の説明資料として、別冊で作成するものとする。

- 一 申請地の土地の登記事項証明書及び建物の登記事項証明書
- 二 用地交渉の経緯の説明書(未取得の理由を明らかにすること)
- 三 土地所有者及び関係人の住民票(写)(法人の場合は法人登記簿(写))
- 四 登記名義人死亡の場合は、相続関係を説明するために必要な戸籍関係書類(写)及び相続関係説明
図
- 五 損失補償金の見積の方法及び基礎資料(鑑定評価書、内訳明細書)
- 六 事業執行状況説明資料(適宜図面等を利用する)
- 七 用地取得状況説明資料(適宜図面等を利用する)
- 八 事業の認定の告示の官報の写し
- 九 収用等の対象地及び周辺の写真

8. 別記7 環境調査要領

1 騒音に関する調査

区 分	調 査 事 項	備 考
測 定 方 法	特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準（昭和43年11月27日付け厚生省・建設省告示第1号）に準拠するものとし、それ以外については次により測定するものとする。	
測 定 箇 所 の 地 番	県、郡、市、町、村、大字、字、地番	
測 定 回 数 及 び 時 間	午前8時から1時間間隔で10回測定するものとし1回ごとの測定時間は、10分間とする。	
気 象 条 件	天候、温度、風向、風力	
マイクロホンの位置	工事実施上予想される発生源から測線上に2点を取り、それぞれ10メートル及び30メートルの地点を標準とする。	

2 振動に関する調査

区 分	調 査 事 項	備 考
測 定 方 法	振動規制法施行規則（昭和51年11月10日総理府令第58号）に準拠するものとし、それ以外については、次により測定するものとする。	
測 定 箇 所 の 地 番	県、郡、市、町、村、大字、字、地番	
測 定 回 数 及 び 時 間	午前8時から1時間間隔で10回測定するものとし1回ごとの測定時間は、10分間とする。	
気 象 条 件	天候、温度、風向、風力、地震	
ピ ッ ク ア ッ プ 位 置	工事实施上予想される発生源から測線上に3点を取り、発生源及び10メートル、40メートルの地点を標準とする。	

3 井戸に関する調査

区 分	調 査 事 項	備 考
井 戸 調 査	<p>所在地、所有者氏名、使用目的（飲料水等） 規模（測定不可能な場合は、聴取調査）調査年月日、水面高（穂高）、水深、備考欄に井戸枠天端の標高を記入するとともに、水道の有無を調査する。 また、ポンプ等施設が付随する場合は構造・規模等も調査する。</p> <p>なお、湧水量を計測できる場合は、これを測定するものとする。</p>	

9. 別記8 保安林解除申請図書等作成要領

保安林解除申請図書等作成要領

第1 申請書類作成の基本的事項

本要領は、森林法（昭和26年法律第249号）第27条の規定により農林水産大臣又は都道府県知事に対して、保安林の解除申請をする場合に必要となる関係書類の作成等の基本的事項を定めるものである。

第2 関係書類及びその作成要領

区 分	作 成 要 領
1. 保安林解除申請書 (様式第1号)	(1) 指定の解除の事由については、できる限り具体的に記載する。 (この場合、その内容によっては、「別紙」にすることも可とされている。) (2) 面積については、実測又は見込みの区別を明記するものとし、haを単位とし、少数第4位まで記載する。（*面積は㎡単位まで） (3) 国有林、重要流域内の水源かん養保安林、土砂流出防備保安林及び土砂崩壊防備保安林については、農林水産大臣あて、その他の保安林については、都道府県知事あてとする。 (4) 森林の所在場所の記載は、土地登記簿と一致させる。
2. 位置図	(1) 明示する事項 ①行政区画界、②事業区域界（青色）、③解除申請区域（赤く薄く着色）、④道路等のような継続事業の場合にあっては施行済区域（保安林の場合にあっては解除告示年月日及び番号を併記）、⑤申請区域、⑥計画区域の図示、⑦それぞれの区間の年度延長等を記入し、⑧残土処理を要する場合にあっては、その箇所を明記する。 (2) 留意事項 国土地理院発行の5万分の1の地形図を使用する。
3. 写真	(1) 全景及び近景の写真については、適宜の枚数を添付する。 (2) 写真撮影の位置については、現況図を使用し、撮影位置及び撮影方向を図示する。（この場合、その内容によっては、別葉をもって撮影位置図を作成することも可とする。） (3) 事業区域、保安林区域及び解除申請区域を明記する。 (4) 大規模な事業計画については、空中写真を添付する。 (5) 残土処理を要する箇所についても、写真を添付する。

区 分	作 成 要 領									
4. 事業計画図 及び代替施設 計画図	<p>(1) 明示する事項</p> <p>①地形（等高線入り）、②保安林界（赤色）、③解除申請区域、④土地利用計画（施設の配置及び名称）、⑤法面の位置、形状、小段、⑥切土、盛土の区分、⑦えん堤、擁壁、排水施設の位置、記号又は番号、種類又は規模等の代替施設の配置、⑧縦横断測点又は測線を記入する。</p> <p>(2) 留意事項</p> <p>①縮尺は、1/500～1/2,000とする。</p> <p>②工種別（道路、排水施設等）に色別する。</p> <p>③残土の処理箇所についても同様に作成する。</p> <p>事業計画図と代替施設計画図を合併して作成することも可とするが、その場合には、表題を「事業計画図兼代替施設計画図」とする。なお、必要事項の記載ができる場合には、「事業計画図」は、「代替施設計画図」と兼用しても差し支えないが、この場合にも、その表題は、「事業計画図兼代替施設計画図」とする。</p>									
5. 事業計画書	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="475 1077 815 1155">記 載 事 項</th> <th data-bbox="831 1077 1364 1155">記 載 留 意</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="475 1167 815 1256">1. 転用の目的に係る事業又は施設の名称</td> <td data-bbox="831 1167 1364 1256"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="475 1267 815 1435">2. 当該事業を行い、又は施設を設置する者の氏名及び住所</td> <td data-bbox="831 1267 1364 1435"> <p>法人及び法人でない団体にあつては名称及び住所（法人にあつては本店又は主たる事務所の所在地とし、法人でない団体にあつては代表者の住所とする。）</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="475 1447 815 2022">3. 当該事業等の用に供するため当該保安林の土地を選定した理由</td> <td data-bbox="831 1447 1364 2022"> <p>事業対象地の選定が、次の事由によって行われたものであることを、事業の目的又は施設の性質等と関連させて具体的に記載する。</p> <p>① 自然的条件、地理的条件、土地利用の状況等から当該事業用地としての適地をその区域以外には求めることが極めて困難であること。（選定経過について「別紙」で簡明に説明し、関係図面を添付する。）</p> <p>② 当該事業区域は、極力保安林を避</p> </td> </tr> </tbody> </table>	記 載 事 項	記 載 留 意	1. 転用の目的に係る事業又は施設の名称		2. 当該事業を行い、又は施設を設置する者の氏名及び住所	<p>法人及び法人でない団体にあつては名称及び住所（法人にあつては本店又は主たる事務所の所在地とし、法人でない団体にあつては代表者の住所とする。）</p>	3. 当該事業等の用に供するため当該保安林の土地を選定した理由	<p>事業対象地の選定が、次の事由によって行われたものであることを、事業の目的又は施設の性質等と関連させて具体的に記載する。</p> <p>① 自然的条件、地理的条件、土地利用の状況等から当該事業用地としての適地をその区域以外には求めることが極めて困難であること。（選定経過について「別紙」で簡明に説明し、関係図面を添付する。）</p> <p>② 当該事業区域は、極力保安林を避</p>	
記 載 事 項	記 載 留 意									
1. 転用の目的に係る事業又は施設の名称										
2. 当該事業を行い、又は施設を設置する者の氏名及び住所	<p>法人及び法人でない団体にあつては名称及び住所（法人にあつては本店又は主たる事務所の所在地とし、法人でない団体にあつては代表者の住所とする。）</p>									
3. 当該事業等の用に供するため当該保安林の土地を選定した理由	<p>事業対象地の選定が、次の事由によって行われたものであることを、事業の目的又は施設の性質等と関連させて具体的に記載する。</p> <p>① 自然的条件、地理的条件、土地利用の状況等から当該事業用地としての適地をその区域以外には求めることが極めて困難であること。（選定経過について「別紙」で簡明に説明し、関係図面を添付する。）</p> <p>② 当該事業区域は、極力保安林を避</p>									

区 分	作 成 要 領	
	<p>4. 申請面積について必要とする根拠</p> <p>5. 当該事業等を実施する者が、当該保安林の土地を使用する権利の種類及び当該権利の取得の状況</p> <p>6. 事業等に要する費用の総額等を明確にできる書面等</p>	<p>けて選定されたものであり、区域内に保安林が介在する等のために保安林を除外して事業計画をたてることが著しく困難であること。</p> <p>③ 当該区域内の森林等を転用し、当該用途に利用することが、市町村振興計画等地域における公的な各種土地利用計画に適合していること。</p> <p>(1) 法令等により基準が定められている場合は、当該基準に照らして必要最小限度である根拠を記載する。</p> <p>(2) 法令等による基準が定められていない場合は、同種の事業の計画基準又は利用実績等からみて合理的な必要性があり、最小限度であることを具体的に記載する。</p> <p>(1) 事業等に必要な土地の「土地を使用する権利」について説明する。(権利は、必ずしも所有権である必要はない。)</p> <p>(2) 「面積」については、実測又は見込み面積を記載する。</p> <p>(1) 資金の全部又は一部が「自己資金」である場合には、銀行の残高証明書等を添付する。</p> <p>(2) 地方公共団体の場合には、議会の議決書の写し、又は収支予算書を添付する。</p> <p>(3) 事業会社等の法人にあっては、執行機関の意志決定を証する書類を添付する。</p> <p>(4) 資金の全部又は一部が借入金等である場合には、これらの貸付機関の証明書(融資証明書等)を添付する。</p>

区 分	作 成 要 領	
	<p>7. 事業等に要する経費</p> <p>8. 事業等に関する工事を開始する予定の日並びに当該工事の行程及び当該工事により設置される施設の種類・規模・構造及び所在</p> <p>(1) 工事を開始する予定の日</p> <p>(2) 工事の工程</p> <p>(3) 当該工事により設置される施設の種類・規模・構造及び所在</p> <p>9. その他の参考となるべき事項</p> <p>(1) 当該保安林の土地と併せて当該事業等の用に供される土地がある場合における当該土地を使用する権利の種類及び当該権利の取得状況</p> <p>(2) 転用前後の用途別面積</p>	<p>(5) 資金の全部又は一部が補助金、助成金等である場合には、交付決定通知書又は交付申請書等の写しを添付する。</p> <p>上記(1)から(5)までの書類については、別綴とする。</p> <p>(1) 土砂貯留施設、土止棚工等の防災工事が先行するよう配慮する。</p> <p>(2) 土工事については、できるだけ雨期を避けて行うよう配慮する。</p> <p>(1) 注意事項については、前述5の場合と同じ。</p> <p>(2) 地目ごと小計を設ける。</p> <p>(1) 事業区域内の土地について、用地の現況別に転用後の用途別面積及び構成比率(%)を記載する。</p> <p>(2) 末尾については、記載例に準じて残置森林率及び森林率の算定因子及び計算を記載する。</p>

区 分	作 成 要 領	
	<p>(3) 事業量及び事業の概要</p> <p>(4) 予定施工業者及びその実績</p> <p>(5) 事業者以外の者が申請者である場合は、当該事業者でない者が申請をする事由</p> <p>(6) 利害関係者の意見</p> <p>(7) 工事仕様書</p> <p>(8) 土量計算及び残土（又は不足土）の処理方法</p> <p>① 土量計算の総括表</p> <p>② 積算基礎</p>	<p>なお、15年生以下の若齢林がある場合で緑地がある場合にあつては、これを区分して記載（（ ）で内書とする。）する。</p> <p>(1) 申請の目的に係る主な施設等の数量、事業費（概要）等を概括して記載する。</p> <p>(2) 申請地が全体計画の一部であるときは、全体計画と申請地との関係並びに過去の実績及び将来の計画等について記載する。</p> <p>(1) 公的機関による事業及び小規模な事業については記載しないものとする。</p> <p>(2) 予定施工業者とその事業経歴等について記載する。</p> <p>ただし、未定の場合にあつては、選定方針等を記載する。</p> <p>当該事業者が申請をしないで、事業者以外の者が申請をする事由を記載する。</p> <p>当該保安林の解除に利害関係を有する地方公共団体の長及び解除に直接の利害関係を有する者から同意を得ている旨を記載の上、同意書を添付する。</p> <p>工事仕様書を添付し、「別紙 No. ○○のとおり」と記載する。</p> <p>(1) 土量計算書を添付し、「別紙のとおり」と記載する。</p> <p>（事業によっては、省略してよい場合があるので、十分打ち合わせておく必要がある。）</p> <p>(2) 保安林解除面積が1 ha 以下であつて、森林法第26条第2項（公益上の事由）によるもの及び土地の形質の変</p>

区 分	作 成 要 領	
6. 代替施設計画書	<p>③ 残土（又は不足土）の処理方法</p>	<p>更行為の態様等が軽微であると認められるものについては、①の土量計算総括表以外の添付を省略することができる。</p> <p>残土が生じる場合については、その処理場所及び方法について、保安上支障がないように行なわれることを具体的に説明の上、関係法令の許認可状況等についても記載する。</p>
	記 載 事 項	記 載 留 意
	<p>1. 当該代替施設を実施する者が、当該保安林の土地を使用する権利の種類及び当該権利の取得状況</p> <p>2. 代替施設に要する資金の総額及びその調達方法</p> <p>3. 代替施設に要する経費</p> <p>4. 代替施設に関する工事を開始する予定の日並びに当該工事の工程及び当該工事により設置される施設の種類・規模・構造及び所在</p> <p>(1) 工事を開始する予定の日</p> <p>(2) 工事の工程</p> <p>(3) 当該工事により設置される施設の種類・規模・構造及び所在</p>	<p>「事業計画書」の記載事項の5に準じて記載する。その土地が事業計画書に記載された土地に含まれる場合には、その旨を記載する。</p> <p>「事業計画書」の記載事項の6に準じて記載する。</p> <p>「事業計画書」の記載事項の8に準じて記載する。</p> <p>代替施設については、設置完了後において「確認」を受けるものであることから、関係図面等と符合させて、明確に記載する。</p>

区 分	作 成 要 領	
	<p>5. その他参考となるべき事項</p> <p>(1) 当該保安林の土地と併せて当該事業等の用の供される土地がある場合において当該土地を使用する権利の種類及び当該権利の取得状況</p> <p>(2) 排水施設計画</p> <p>① 雨水流量算出根拠</p> <p>② 排水施設流量の算出根拠</p>	<p>「事業計画書」の記載事項の9の(1)に準じて記載する。</p> <p>計算式及び計算諸元について記載する。</p> <p>[記載例]</p> $Q_1 = 1 / 360 \cdot f \cdot r \cdot A$ <p>Q_1 = 雨水流出量 (m^3 / sec) f = 流出係数 (林地=0.00、草地=0.00、裸地=0.00を使用) r = 設計雨量強度 = 10年確率雨量強度 A = 集水区域面積 (ha) の計算式で算出する。</p> <p>③の取りまとめ表の流出係数は、面積加重平均とした。</p> <p>[記載例]</p> $Q_2 = V \cdot A$ <p>[Q_2排水流量 (m^3 / sec)、V=流速 (m / sec)、A=断面積 (m^2)]</p> $V = \frac{1}{n} \times R^{\frac{2}{3}} \times I^{\frac{1}{2}}$ <p>[V=流速 (m / sec)、n=粗度係数、R=径深、I=勾配] の計算式で算出する。(使用因子は、「③の取りまとめ表」のとおり。)</p> <p>[留意事項]</p> <p>① 排水施設の「許容流量」の算出のための流速は、原則としてマンニング公式を使用する。</p>

区 分	作 成 要 領	
	<p>③ 排水施設計画総括表</p> <p>(3) 流末処理の方法</p> <p>(4) 転用に伴う土砂流出の防止計画</p> <p>① 土石流出量の算出根拠</p> <p>② 土砂流出防止計画の総括</p>	<p>なお、流速は、特に定めないが、流速の早いものについては、「落差工」等のウォータークッションを設けて水路勾配を暖やかにし、流速を減ずるような方法又は排水断面を2倍以上にする等の措置を講じる。</p> <p>② 安全率は、1.2倍以上とする。</p> <p>(1) 「工事中」と「工事後」に区分して作成する。</p> <p>(2) ブロック番号は、図面と対応させて付す。</p> <p>(3) この表は、添付資料として、別紙とすることができる。</p> <p>(1) 排水施設の種類、流末の処理方法等について説明する。</p> <p>(2) 接続する河川の管理者との協議資料等の添付して説明する。</p> <p>(3) 流末処理施設等の安全確保のため洗掘防止対策をたてる。</p> <p>(1) 工事中の期間が、4か月未満のものは、4か月として計算する。</p> <p>(2) 工事中又は工事後における流出土砂量は、地形、地被状態等を考慮して適切に定める。</p> <p>(3) 大規模な開発行為及び当該開発行為が公共施設等の近くで実施されるときは、原則として5年間の土砂流出量を見込む。</p> <p>算出に用いた単位当たり土砂流出量及びこれを採用した事由等を記載する。</p> <p>(1) 「土砂流出防止施設計画総括表」に取りまとめる。</p> <p>(2) 「工事中」と「工事後」に分類して作成する。</p> <p>(3) ブロック番号は、図面（排水施設計画図又は集水区域図）と対比させて付す。</p>

区 分	作 成 要 領	
	<p>(5) 洪水調節計画</p> <p>(6) 残置森林、造成森林及び緑地</p> <p>(7) その他</p>	<p>(4) この表は、添付資料として、別紙とすることができる。</p> <p>(1) 残置森林については、配備の方針（残置する位置、目的及び規模等）を記載する。</p> <p>(2) 造成森林については、その対象地、造成方法（樹種、ha 当たり植栽本数、植栽木の大きさ等）について記載する。</p> <p>(3) 緑地については、造成目的に応じ、その施行内容土砂流出防止のため、必要事項（張芝、種子吹付、施肥、客土、樹木の植栽等）を記載する。</p> <p>(1) 代替保安林の計画がある場合は、その計画内容（指定の目的、場所、面積等）を記載する。</p> <p>(2) (1)～(6)以外の事項については、特に参考となるべき事項があった場合に記載する。</p>
<p>7. 許認可証書の写し等</p> <p>8. その他の添付書類及び図面</p>	<p>明示する事項</p> <p>事業又は、施設の設置について</p> <p>用地の転用についての許認可等及び事業についての許認可等が必要な場合については、次の書類のいずれかを添付する。</p> <p>なお、「許認可」には、国の機関の通達及び地方公共団体の条例、規則、通達によるものも含む。</p> <p>① 許認可又は行政庁の許認可見込みの意見があったものについては、その許認可書又は、行政庁の意見書の写し。</p> <p>② 申請中のものについては、申請書の写し又は許認可の種類、申請先行政庁及び申請年月日を記載した書類。</p> <p>③ 未だ申請をしてないものについては、許認可の種類、申請先行政庁及び申請予定時期を記載した書類。</p>	

区 分	作 成 要 領
(1) 書 類	<p>(1) 原則として、作成を要する書類</p> <ul style="list-style-type: none"> ①申請に係る保安林の土地登記簿謄本 ② 土地使用承諾書、売買契約書、公正証書、戸籍謄本、委任状等（申請者と登記名義人が異なる場合） ③ 受益者の同意書 ④ 他の法令による許認可書又は申請の状況を記載した書類 ⑤ 予算書又は予算議決書の写し等資金の調達方法を証する書類（残高証明書、融資証明書等） ⑥ 工事設計書 ⑦ 工事仕様書 ⑧ 土量計算書 ⑨ 土捨場容量計算書 ⑩ 代替施設安定計算書 ⑪ 排水施設計画取りまとめ表（排水流量計算書） ⑫ 土砂流出防止施設計画取りまとめ表（流出土砂量計算書） ⑬ 洪水調節計画計算書 ⑭ その他 <p>(2) それぞれの関係書類の作成・提出に当たっては、その都度、農林水産大臣又は都道府県知事と協議して行う。</p>
(2) 図 面	<p>(1) 保安林解除図</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 明示する事項 <ul style="list-style-type: none"> (ア)市町村界、(イ)大字界、(ロ)字界、(エ)地番界、(カ)地番、(キ)地目、(ク)事業区域界（青色）、(ケ)保安林界（赤色）、(コ)解除申請区域（赤く薄く着色）、(サ)解除申請地の隣接地の地番及び地目。 ② 留意事項 <ul style="list-style-type: none"> ア 公図上の道路（赤線）及び水路（青線）は、それぞれ茶色及び水色で薄く着色する。 イ 縮尺は、1／500～1／2,000とする。 <p>(2) 現況図</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 明示する事項 <ul style="list-style-type: none"> (ア)地形（1～2mの等高線）、(イ)行政区界、事業区界（青色）、(ロ)保安林界（赤色）、(エ)解除申請区域（赤く薄く着色）、(カ)他の法令規制区域及びその名称、(キ)土地利用現況（森林、農地、道路、宅地等）、(ク)人家・公共施設等、(ケ)治山施設の位置、種類及び施工年度、(コ)保安林の傾斜区分（25度未満、25度以上）、(サ)添付写真の撮影位置及び方向。

区 分	作 成 要 領
	<p>② 留意事項</p> <p>ア スキー場、ゴルフ場、農用地等のような大規模な転用の場合に作成することとし、一般的には省略することができる</p> <p>イ 縮尺は1/500～1/2,000とする。</p> <p>ウ 前述の(1)添付写真の撮影位置及び方向を示す場合において、「撮影位置図」として別図に作成しても差し支えない。</p> <p>(3) 面積計算図</p> <p>① 明示する事項</p> <p>(ア)保安林界(赤色)、(イ)解除申請区域(赤く薄く着色)、(ウ)地番界</p> <p>② 留意事項</p> <p>ア 解除申請区域の縮尺は、1/500～1/1,000とする。</p> <p>イ 面積計算は、原則として、三斜法</p> <p>(4) 土量配分計画平面図</p> <p>① 明示する事項</p> <p>(ア)事業区域界(青色)、(イ)造成区域界、(ウ)保安林界(赤色)、(エ)切土区域(黄色で薄く着色)、(カ)盛土区域(淡緑色で薄く着色)、(キ)切土並びに盛土部分の位置形状及び土量、(ク)土砂の移動方向及び移動土量。</p> <p>② 留意事項</p> <p>縮尺は、1/500～1/1,000とする</p> <p>(5) 集水区域図</p> <p>① 明示する事項</p> <p>(ア)等高線、(イ)集水区域界、(ウ)集水区域の番号及び面積、(エ)集水区域内の主要な治山、(カ)治水、利水の施設。</p> <p>② 留意事項</p> <p>ア 縮尺は、1/2,000～1/5,000とする。</p> <p>イ 流域の説明を要する場合は、1/50,000の地形図を用いる。</p> <p>(6) 防災計画平面図</p> <p>① 明示する事項</p> <p>(ア)集水区域界(色別)、(イ)集水区域の番号及び面積、(ウ)土砂流出防止施設(色別)の位置記号又は番号、(エ)種類、規模及び貯砂量、(カ)保安林界(赤色)</p> <p>② 留意事項</p> <p>ア 縮尺は、1/500～1/2,000とする。</p> <p>イ 集水区域及び施設の記号又は番号は、土石流出防止施設計画総括表等を対照できるように番号を付す。</p>

区 分	作 成 要 領
	<p>ウ 堰提等の実測縦横断面図及び貯砂量計算書は、別に添付する。</p> <p>エ 必要に応じ、「工事中」と「工事後」に区分して作成する。</p> <p>(7) 排水計画平面図</p> <p>① 明示する事項</p> <p>(ア)集水区域界（色別）、(イ)集水区域の番号及び面積、(ウ)排水施設の位置、記号又は番号、種類、形状、内のり寸法、勾配、延長、水の流れの方向及び放流先の名称、(エ)保安林界（赤色）、(オ)排水系統模式図を図面の余白に記載する。</p> <p>② 留意事項</p> <p>ア 縮尺は、$1/500 \sim 1/2,000$とする。</p> <p>イ 集水区域及び排水施設の記号又は番号は、「排水施設計画総括表」等と対照できるように番号を付す。</p> <p>ウ 必要に応じ、「工事中」と「工事後」に区分して作成する。</p> <p>(8) 排水流末処理計画図</p> <p>① 明示する事項</p> <p>(ア)集水区域界（色別）、(イ)集水区域の番号及び面積、(ウ)事業区域、(エ)下流河川の名称、(オ)流下能力の検討地点及び縦横断面、(カ)現況写真（ポール等で大きさを表示したもの。）を添付する。</p> <p>② 留意事項</p> <p>ア 縮尺は、$1/1,000 \sim 1/5,000$とする。</p> <p>イ 排水施設計画総括表と対照できるように表示する。</p> <p>(9) 用地縦断面図</p> <p>① 明示する事項</p> <p>(ア)測点、区間距離、(イ)追加距離、(ウ)地盤高、(エ)計画高、(オ)切土高、(カ)盛土高、(キ)勾配、(ク)保安林解除の申請区域（赤色）。</p> <p>② 留意事項</p> <p>ア 縮尺</p> <p>〔水平〕 $1/1,000 \sim 1/2,000$とする。</p> <p>〔垂直〕 $1/200 \sim 1/400$とする。</p> <p>イ 土石等の採掘にあつては、年度別掘削断面及び採掘量計算表を表示する。</p> <p>(10) 用地横断面図</p> <p>① 明示する事項</p> <p>(ア)測点、(イ)切土又は盛土高、(ウ)現地盤線、(エ)計画地盤線及び勾配、(オ)擁壁及び法面の保護施設、(カ)保安林解除の申請区域（赤色）。</p>

区 分	作 成 要 領
	<p>② 留意事項</p> <p>ア 縮尺は、1/100～1/200する。</p> <p>イ 土石等の掘削に当たっては、年度別掘削断面及び採掘量計算表を表示する。</p> <p>(11) 構造図</p> <p>① 明示する事項</p> <p>①構造各部の仕上がり寸法、②材料の種類及び寸法、③基礎工の材料及び寸法。</p> <p>② 留意事項</p> <p>ア 縮尺は、1/20～1/200する</p> <p>イ 正面図、平面図、側面図、断面図及び配筋図等で図示する。</p> <p>(12) 土工定規図（標準断面図）</p> <p>① 明示する事項</p> <p>(f)地質又は土質毎の切土勾配及び盛土勾配、(g)小断の位置、幅及び間隔、(h)擁壁及び法面の保護施設仕上がり寸法（道路）、(e)宅地造成の場合にあっては、造成地盤の勾配を記載する。</p> <p>② 留意事項</p> <p>縮尺は、1/100～1/200とする。</p>

(留意)

本関係書類及び関係図面については、通常、標準とされているものを掲げたもので、当該業務によって、その作成等を省略することができる場合があるので、発注者側と常に緊密な連絡等を図りながら行うものとする。

③ 「取りまとめ表」

流出係数

地表の状態	優良林地	普通林地	草地	耕地	裸地
流出係数	0.5～0.6	0.6～0.7	0.7～0.8	0.7～0.8	1.0

注) 地形、地質、土壌等の条件を勘案し決定する。

単位時間

流域面積	50ヘクタール以下	100ヘクタール以下	500ヘクタール以下
単位時間	10分	20分	30分

◇保安林解除手続のフロー◇

保安林解除の手続は、保安林のもつ公益と私権との調整という重大な事項に関するものなので、森林法に定められた多くの手続を経なければならない。

保安林解除の手続の発端は、「認定による手続」と「申請による手続」との2様があるが、両手続が異なるのは、解除権者に達するまでの処理過程のみであり、解除権者が保安林解除の適否判断をする場合の基準及びそれ以後は、ほとんど同じである。即ち、解除権者が解除しようとするときは、解除予定の告示、通知によって周知を図り、利害関係者に異議意見の提出の機会を与え、最終決定を官報告示（知事権限の場合は、都道府県告示）によってするというのが大筋である。

なお、ここでは法に定められている一連の手続きの概要を述べるが、実際には正規の手続に入る前に林野庁官通達による「事前相談」の制度があるので、事業者等は事前指導を受けて的確に対応できるような途が開かれている。

地積測量図作成委託業務特記仕様書

第1条 業務の内容

地積測量図作成委託業務（以下「業務」という。）の内容は次のとおりとする。

- (1) 地積測量図（分筆）
- (2) 土地所在図（必要な場合）

第2条 業務の順序

業務種別ごとの施行の順序、方法及び工程については、業務着手前に監督職員の指示を受けなければならない。

- 2 業務種別について変更が必要な場合は、その都度監督職員に申し出てその指示を受けなければならない。

第3条 業務の実施方法

業務の実施方法は、次のとおりとする。

- (1) 第1条に定める各種図面は、不動産登記法、同施行令及び同施行規則等の規定に基づき作成する。
- (2) 本業務にあたっては、発注者が貸与又は指示する土地調査表等に基づき行う。

第4条 材料その他

業務に必要な材料、器具等は受注者の負担とする。

第5条 成果品の補正

成果品の引渡し後であっても不備が判明した場合は、受注者の負担において補正しなければならない。

第6条 成果品の提出

委託者に提出する成果品は次のとおりとする。

- (1) 地積測量図（分筆） 正本1部、副本1部
- (2) 土地所在図 " "

調査測量に関する立会謝金等支給特記仕様書

第1 総 則

(総則)

第1条 この特記仕様書は、用地調査等業務共通仕様書第11条の規定に基づき立会を求めた土地の権利者等への立会謝金及び旅費の支払いについて定めるものとする。

(支払の対象者の範囲)

第2条 立会謝金及び旅費の支払対象者は、土地の権利者、利害関係を有する隣接地の権利者及び当該土地に関し知識を有するもの（地元自治会長等）とする。

第2 立会謝金

(立会謝金の支払い基準)

第3条 立会謝金の支払い額は、次のとおりとする。

区 分	立会に要した時間	支 給 額
a	4時間以上	5,800円
b	4時間以下	2,900円

2 立会に要する時間には、立会者が居住地等から立会対象土地までの往復に要する時間を含むものとする。

(立会者の確認)

第4条 受注者は、立会に先立ち、立会計画書（様式1）を監督員に提出し、承認を受けなければならない。

(立会謝金の支払い)

第5条 受注者は、立会実施後立会者に立会謝金を支払い、立会証明書（様式2）の確認欄及び領収欄に押印を求めるものとする。

第3 旅 費

(旅費の支払い基準)

第6条 旅費は、立会のための旅行日程が1日を超える者で所長等が必要と認める者に対し、支払うことができる。

(協議)

第7条 受注者は、前条の規定に基づき旅費を支払おうとする場合は、旅費の支払いの可否及びその額等について監督職員に協議をし、その指示を受けなければならない。

(旅費の支払い)

第8条 旅費は、原則として立会謝金の支払いにあわせて支払うものとし、支払い後領収書

(様式3)を徴収するものとする。

第4 その他

(提出書類)

第9条 委託者へ提出する書類は次のとおりとする。

立会計画書(様式1)

立会承認書(様式2)

旅費領収書(様式3)

協議書及び指示書の写し

様式 1

立 会 計 画 書

業 務 名		契 約 年 月 日
調 査 等 の 場 所		平 成 年 月 日

受注者

㊟

区 分	土 地 の 地 番	権 利 の 種 類	氏 名	住 所	立会予定 年 月 日

- (注) 1. 区分欄には、業務用地、隣接地、町内会長等立会者の区分を記載する。事業用地及び隣接地の両方に該当する者については事業用地のみについて記載する。
2. 土地の地番の欄には、複数の土地が該当する者については、代表地番を記載する。(〇〇番地)
3. 権利の書類欄には、所有権、借地権等土地に関する権利の書類を記載する。
4. 代理人の場合は氏名の右上にその旨を記載する。(〇〇〇〇代理人)

(日本工業規格 A 4)

立 会 証 明 書

業 務 名		契 約 年 月 日	平 成	年	月	日
調査等の場所		立 会 年 月 日	平 成	年	月	日

受注者

⑩

区分	土地の 地 番	権利の 種 類	氏 名	住 所	立 会 時 間	立 会 者 確 認 印	謝 金 の 額	領 収 印

(注) 1. 区分欄には、業務用地、隣接地、町内会長等立会者の区分を記載する。

2. 業務用地及び隣接地の両方に該当する者については事業用地のみについて記載する。

3. 土地の地番の欄には、複数の土地が該当する者については、代表地番を記載する。(〇〇番地)

4. 権利の書類欄には、所有権、借地権等土地に関する権利の書類を記載する。

4. 代理人の場合は氏名の右上にその旨を記載する。(〇〇〇〇代理人)

領 収 書

[受注者] _____ 様

一 金 _____ 円 也

ただし、下記業務のための立会に要する旅費として、上記のとおり領収しました。

平成 年 月 日

住 所

氏 名

⑩

業 務 名	
立 会 場 所	
立 会 日 時	

(日本工業規格 A 4)

用地調査等業務委託特記仕様書

第1 用地調査等業務共通仕様書第9条に基づく指示を受けるときは用地担当グループ職員立会の上、受託後速やかに行うこと。

第2 用地調査等業務共通仕様書第45条に基づく用地実測図原図及び用地平面図の作成にあたっては、次の1～5に挙げる事項及び別添「図面番号設定の例」に留意し図面番号を設定し記入すること。

1. 分筆後の一筆毎に一連の図面番号を付すること。
2. 同一の分筆筆内で現況地目が分かれる場合は、同一の図面番号に枝番を付すること。
3. 同一地番であっても、所有権移転登記時に名義を国土交通省・県等に区別して登記する場合は、図面番号は別番号とすること。
4. 図面が複数枚に及ぶ場合、図面番号は連番とすること。
5. 図面番号はなるべく所有者毎に連番となるように付すること。

第3 用地調査等業務共通仕様書第57条、第68条及び第79条に基づく非木造建物の調査・算定に関する成果品のうち、鉄骨造建物の調査・算定に関する成果品について、別添様式1「鉄骨造建物調査・算定業務チェックシート」及び別添様式2「鉄骨造建物の構造部における意見書」を各棟毎に作成し添付すること。

第4 用地調査等業務共通仕様書第55条に基づく木造建物調査において、次の各号による調査結果を報告（任意様式）するものとする。

一 採用した耐用年数の判定資料

- ① 柱の略図（材種、節の位置、径等を記入）
- ② 柱径の計測写真
- ③ 撮影した柱の位置を示す図面
- ④ その他、参考となる資料

二 経過年数の判定資料

- ① 建築年月について、建物登記事項証明書の外、建築確認申請書（写し）、固定資産台帳（写し）等の資料を求めること。
- ② 上記①の資料が無い場合は所有者、建物設計会社、建物建築会社等からの聞取票を作成すること。

三 残耐用年数の判定資料（専門家意見が必要な場合）

- ① 一級建築士等の意見書
- ② その他、参考となる資料

四 その他不可視部分を調査対象とした判定資料

- ① 既存図の写し
- ② 建物設計会社、建物建築会社等からの聞取票
- ③ その他、参考となる資料

第5 用地調査等業務共通仕様書第57条に基づく非木造建物調査においては、次の各号による調査結果を報告（任意様式）するものとする。

一 採用した耐用年数の判定資料

- ① 平均階高の判定資料
- ② 建物設計会社、建物建築会社等からの聞取票
- ③ その他、参考となる資料

二 経過年数の判定資料

- ① 建築年月について、建物登記事項証明書の外、建築確認申請書（写し）、固定資産台帳（写し）等の資料を求めること。
- ② 上記①の資料が無い場合は所有者、建物設計会社、建物建築会社等からの聞取票を作成すること。

三 その他不可視部分を調査対象とした判定資料

- ① 既存図の写し
- ② 建物設計会社、建物建築会社等からの聞取票
- ③ その他、参考となる資料

第6 算定に際して見積書を徴した場合は、必要に応じて監督員の指示により下記による調査結果を報告（任意様式）するものとする。

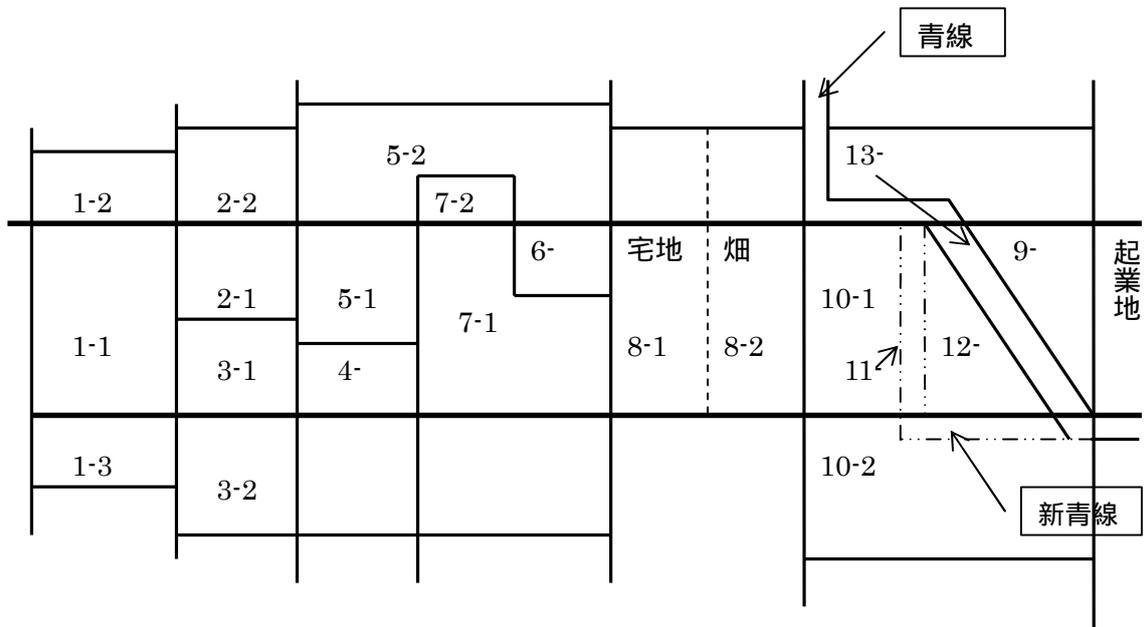
一 見積書により算定を行ったもの

- ① 見積依頼書（写し）
- ② 見積依頼先を選定した理由書
- ③ 見積比較表
- ④ その他、参考となる資料

第7 地下埋設物等の判定資料により調査結果を報告（任意様式）するものとする。

- ① 既設浄化槽の種別及び人槽を確認した書類等（写し）
- ② その他、参考となる資料

図面番号設定の例



一筆の中央に起業地が入り、三分割し、残地も求積する場合

- ・ 一筆の一部が掛かり、二分割し、残地も求積する場合
- ・ 一筆の一部が掛かり、二分割し、起業地のみ求積する場合

変形の筆の両端が掛かり、三分割し、残地も求積する場合

『5-1』と『6』は所有権移転に伴う分筆地番が異なるため別図面番号に設定します。

変形の筆の中央が掛かり、三分割し、狭あいな残地も求積する場合

『7-1』買収後、『7-2』を異なる分筆地番で追加買収する場合は、『7-2』を別図面番号に変更する必要があります。

一筆の一部が掛かり、二分割し、起業地のみ求積するが、一筆の中で現況地目が異なるため、それぞれの現況地目毎に求積する場合

一筆の一部が掛かるが、起業地の中に付替青線（国土交通省名義もしくは市町村名義）が通るため、四分割となり、残地も求積する場合

道路事業などで法定外公共物の付け替えが必要な場合に留意してください。

法定外公共物（赤線、青線）の一部が掛かり、起業地部分を求積する場合

項目	受注者		発注者	マニュアル	
	確認内容	チェック	チェック	記載ページ	
1	調査・算定等の概要書がある	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
2	建物移転工法認定表(フロー図を含む)がある	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
3	複数の工法が考えられる場合、費用比較表が添付されている	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
4	移転工法の認定は適正である	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
5	建物の構造(区分)・用途の認定は適切である	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	P5	
6	建物耐用年数・経過年数の認定は適正である	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	P5・20	
7	共通仮設費率・諸経費率・再築補償率は適正である	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
8	敷地面積・用途地域・建ぺい率・容積率・建築年月・構造概要・建築面積・建物延べ床面積の記載がある	()に記載	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
9	建物平面図に、室名・用途・間仕切壁・柱・開口部の記載がある	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	P8	
10	建物断面図(地盤高・最高高さ・軒高・階高・天井高・床高等が記載されたもの)がある	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	P8	
11	統計数量表を適用できる建物である	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	P3	
12	主要構造材の種類および肉厚が図面に正しく記載され、統計数量適用表や積算にも正しく反映されている	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	P14	
13	主要構造材を認定した意見書が添付されている	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	P14	
14	主要構造材の写真が添付されている	添付できない場合、その理由 ()	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	P7
15	不可視部がある場合、判断根拠が意見書に記載されている	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	P7	
16	平均階高の判断は適切である	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	P15・16	
17	階層の認定は適切である	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	P6	
18	床面積(延べ・1階)の認定は適切である	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	P6	

受注者側確認者職氏名:

⑧

発注者側確認者職氏名:

⑧

別添様式2

鉄骨造建築物の構造部における意見書

建物番号	所有者	
構造	用途	
主たる構造材の部位		
主たる構造材の規格及び数量		
主たる構造材の選定理由		
主たる構造材の規格の確認方法	目視・既存図 ※ 確認の状況を証する写真または既存図面(写し)を添付すること	
不可視部がある場合の確認理由		
上記のとおり相違ありません。		
平成	年	月 日
()	建築士 (
()	登録第
()	氏 名
()	印

機械設備調査算定要領

第1章 総 則

(適用範囲)

第1条 この要領は、建物等及び立竹木並びに動産調査要領第2条第2項に掲げる工作物のうち、機械設備の移転料に係る調査算定に適用するものとする。

2 前項の機械設備は、次表に区分する工作物のうち、機械設備の項に掲げるものをいう。

工作物区分	判 断 基 準
機械設備	原動機等により製品等の製造又は加工等を行うもの、又は製造等に直接係わらない機械を主体とした排水処理施設等をいい、キュービクル式受変電設備、建築設備以外の動力設備、ガス設備、給・排水設備等の配管、配線及び機器類を含む。
生産設備	当該設備が製品等の製造に直接・間接的に関わっているもの又は営業を行う上で必要となる設備で次に例示するもの等をいう。ただし、建物として取扱うことが相当と認められるものを除く。 A 製品等の製造、育生、養殖等に直接係わるもの 園芸用フレーム、わさび畑、養殖池(場)(ポンプ配水設備を含む。)、牛、豚、鶏その他の家畜の飼育又は調教施設等 B 営業を目的に設置されているもの又は営業上必要なもの テニスコート、ゴルフ練習場等の施設（上家、ボール搬送機又はボール洗い機等を含む。）、自動車練習場のコース、遊園地（公共的な公園及び当該施設に附帯する駐車場を含む。）、釣り堀、貯木場等 C 製品等の製造、育生、養殖又は営業には直接的に係わらないが、間接的に必要となるもの 工場等の貯水池、浄水池（調整池、沈澱池を含む。）、駐車場、運動場等の厚生施設等 D 上記AからCまでに例示するもの以外で次に例示するもの コンクリート等の煙突、給水塔、規模の大きな貯水槽又は浄水槽、鉄塔、送電設備、飼料用サイロ、用水堰、橋、火の見櫓、規模の大きなむろ、炭焼釜等

(用語の定義)

第2条 この要領において「機器等」とは、原動機等により製品等の製造又は加工等を行う機械装置、キュービクル式受変電設備、これらに付属する2次側の配線・配管・装置等をいい、

- 1 次側の配線・配管、受配電盤等の設備を含まないものとする。
- 2 この要領において「機械基礎」とは、通常コンクリート構造物等で施工された機器等を固定する土台部分をいう。
- 3 この要領において「復元」とは、既存の機器等を再利用可能なように解体撤去し、残地又は残地以外の土地に運搬し、据え付けることをいう。
- 4 この要領において「再築」とは、残地又は残地以外の土地に、原則として、従前の機器等と同種同等又は市販されている機器のうち、その機能が従前の機器等に最も近似の機器等を購入し、据え付けることをいう。
- 5 この要領において「復元費」とは、機器等の復元に要する費用をいう。
- 6 この要領において「再築費」とは、機器等の再築に要する費用をいう。

第2章 調査及び調査表等の作成

(調査)

第3条 機械設備の調査は、現地における調査を基本とし、必要に応じて聴き取り調査、資料調査、市場調査等の補足調査（以下「現地調査等」という。）を行うものとする。

- 2 不可視部分（調査困難な場所に機器等が設置されている場合など）の調査は、既存の機器等に関する資料の写しなどを入手し、これを利用することができるものとする。また、資料の入手が困難な場合には、所有者又は機器等を設置したメーカー等から調査表等の作成に必要な事項を聴取するなどの方法により調査を行うものとする。
- 3 復元することが困難と認められる機器等については、機器等を設置したメーカー等から復元が困難である理由等について聴取するものとする。
- 4 現地調査等を行うに当たっては、事前に監督職員と協議し、調査の実施について必要な指示を受けけるものとする。
- 5 機械設備の調査は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる事項について行うものとする。
 - 一 機械配置 建物平面及び敷地の範囲を基準とした機器等の設置位置
 - 二 機器等 機械装置の名称、仕様（型式、能力、原動機の出力等）、製作所名、形状・寸法、質量、所有区分、取得年月等
 - 三 機械基礎 構造、仕様、形状・寸法、機器等の設置状況等
 - 四 電気設備 受・配電系統、使用器材の用途、種別、規格寸法、経路、長さ、敷設方法等
 - 五 配管設備 配管の用途、種別、規格寸法、経路、長さ、敷設方法、流向、終・始端、被覆、塗装等

- 六 プロセスコンピュータ設備 種別、規格寸法、フロー、LAN配線、長さ、敷設方法、取得年月等
- 七 稼働状況 各機器等の役割、各機器等間の関連性、稼働状況等
- 八 復元の可否 復元の困難性、移設工期等
- 九 その他
 - イ 写真撮影 第6条の規定に基づき写真を撮影する。
 - ロ 製造(加工)工程 現地調査、聴取調査等により製造(加工)工程を調査する。
 - ハ 固定資産台帳 取得価格、取得年月等について調査する。
 - ニ 申請手数料等 移転に伴い必要となる各種法令上の許認可申請費用、手数料及び検査費用等について調査する。
 - ホ 法令適合性等 各種法令に係る適合状況等を調査する。
 - ヘ その他 その他必要な事項について調査する。

6 前項第6号のプロセスコンピュータ設備とは、製品等の製造に直接携わっている工業用の自動制御コンピュータ設備をいう。

7 第5項第9号ハの固定資産台帳とは、直近1年の事業年度の固定資産台帳をいう。

(調査表)

第4条 機械設備の調査表は、前条の調査の結果に基づき、様式第1の機械設備調査表に、次の各号に掲げる項目につき、それぞれ当該各号に定める事項を記載することにより作成するものとする。

- 一 所在地 機械設備の所在地
- 二 調査年月日 調査を実施した年月日
- 三 調査者 調査を実施した担当者の氏名
- 四 所有者氏名 機械設備の所有者の氏名又は名称
- 五 所有者住所 機械設備の所有者の住所又は主たる事務所の所在地
- 六 業種区分 当該事業所の事業種別(日本標準産業分類による。)
- 七 製造(加工)工程 製造等の系統又は製品ごとの製造・加工工程等
- 八 稼働状況等 稼働状況、操業時間等
- 九 法令の適合性等 関係する法令等の概要と適合状況等
- 十 機械番号 機器等ごとに一連の番号を付し、整理する。
- 十一 機械名称 機器等の名称は、一般的な名称を記載する。
配管設備の名称は、流体別、系統別等に区分しそれぞれの名称を記入する。
電気設備の名称は、高圧受変電設備、幹線設備、動力配線設備等に区分し、それぞれの名称を記入する。
- 十二 数量 機器等の設置台数
- 十三 取得年月 機器等の取得年月(中古取得した機器等の場合は、中古取得以前の使用年数等を含む。)
- 十四 仕様 機器等の型式、能力、原動機の出力等
- 十五 製造所名等 機器等の製作所名
- 十六 形状・寸法 機器等の形状及び寸法(m)
- 十七 質量 機器等一台当たりの質量(t)(2次側の配線、配管等を除く。)

- | | | |
|----|-----------|------------------------------|
| 十八 | 基礎寸法・設置状況 | 機械基礎の形状・寸法、設置状況（ボルト固定、コロ付等）等 |
| 十九 | その他 | 復元の可否、リース物件等、その他必要な事項 |

（機械設備図）

第5条 機械設備の図面は、原則として、所有者ごとに別添1 機械設備図面作成基準により作成するものとする。

（写真撮影等）

第6条 機械設備の写真の撮影は、次によるものとし、原則として、所有者ごとに写真台帳を作成するものとする。ただし、写真撮影が困難なものについては姿図とすることができるものとする。

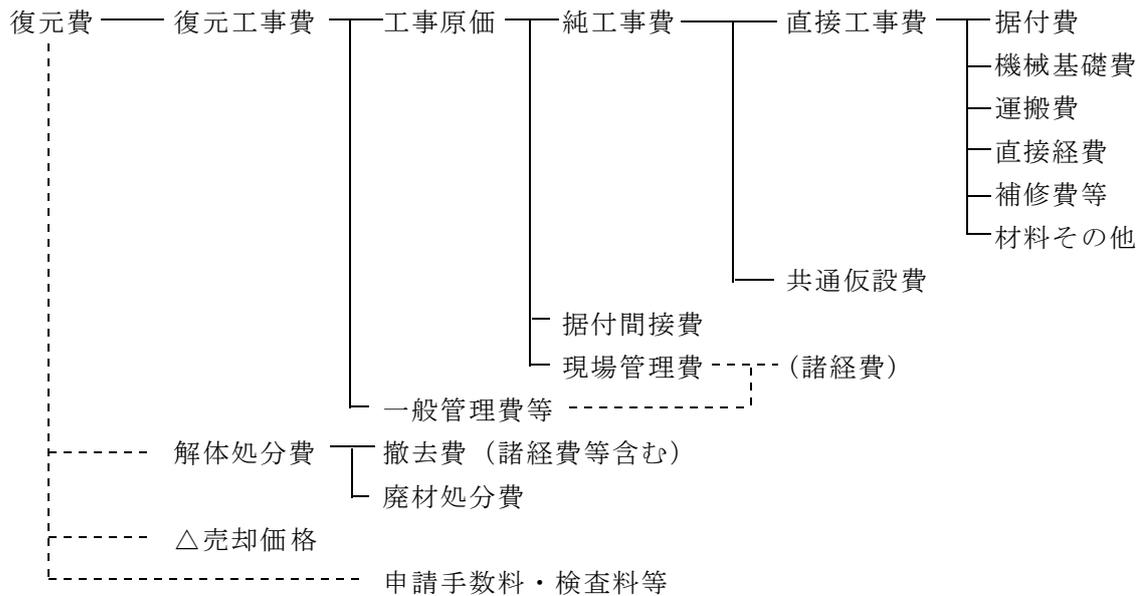
- 一 機器等及び電気設備等の写真は、原則として、第4条に定める機械設備調査表の機械番号ごとに撮影する。
- 二 写真台帳は、機械番号順に整理し、撮影年月日、機械名称等を記載する。
- 三 電気設備、配管設備等の写真は、写真番号を付し整理し、撮影の位置、方向及び写真番号を記載した写真撮影方向図を添付する。

第3章 算 定

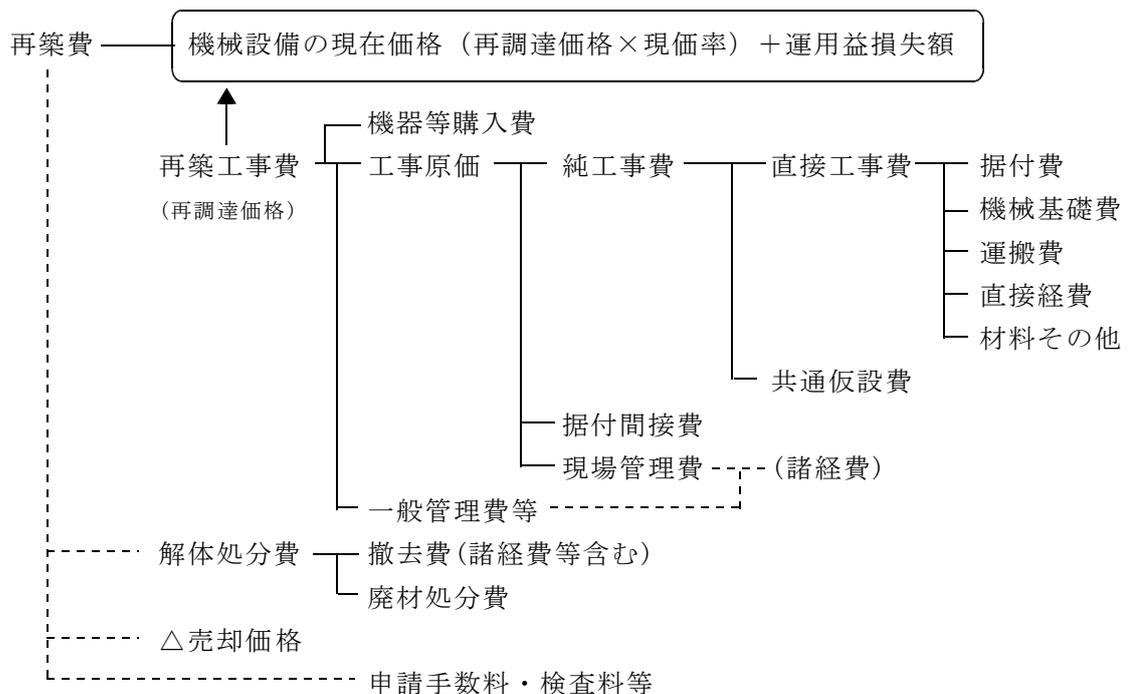
(補償額の構成)

第7条 機械設備の復元費及び再築費の構成は、次のとおりとする。

<復元費の構成>



<再築費の構成>



2 共通仮設費の内容は、次のとおりとする。

- 一 運搬費 建設機械、機材等（足場材等）及び機器・材料の現場内小運搬等に関する費用
- 二 準備費 基準点測量、完成時の清掃及び後片付け等に関する費用
- 三 事業損失防止施設費 事業損失を未然に防止するために必要な調査等に関する費用
- 四 安全費 安全管理上の監視、安全施設類（標示板、保安灯、防護柵、バリケード等）に関する費用
- 五 役務費 動力、用水等の基本料等
- 六 技術管理費 施工管理・品質管理・工程管理のための試験又は資料作成等に関する費用
- 七 営繕費 現場事務所、労働者宿舎、倉庫、材料保管場、監督員詰所等に関する費用

3 据付間接費及び諸経費の内容は、次のとおりとする。

- 一 据付間接費 据付工事部門等に係る労務管理費、事務用品費、通信交通費、会議費、交際費、法定福利費、福利厚生費、動力用水光熱費、印刷製本費、教育訓練費、地代家賃、保険料、租税公課及び雑費
- 二 諸経費
 - イ 現場管理費 現地採用の労働者及び事務員に係る労務管理費、安全訓練等に要する費用、租税公課、保険料、事務員給与手当等、退職金、法定福利費、福利厚生費、事務用品費、通信交通費、補償費、交際費、据付外注経費、工事登録費及び雑費
 - ロ 一般管理費等 一般管理費（役員報酬、従業員給与手当等、退職金、法定福利費、福利厚生費、修繕維持費、事務用品費、通信交通費、動力・用水光熱費、調査研究費、広告宣伝費、交際費、寄付金、地代家賃、減価償却費、試験研究費償却、開発費償却、租税公課、保険料、契約保証費及び雑費）及び付加利益（法人税、株主配当金、役員賞与金、内部留保金等）

（補償額の算定）

第8条 機械設備の復元費及び再築費は、次に掲げる式により算定した額とする。

- 一 復元費 = 復元工事費 + 解体処分費 - 売却価格
- 二 再築費 = 機械設備の現在価額（再調達価格 × 現価率） + 運用益損失額 + 解体処分費 - 売却価格

2 機械設備の現在価額（再調達価格に現価率を乗じて算定する。）と運用益損失額との合計額は、再調達価格に次式による再築補償率（小数点以下第四位を四捨五入した数値とする。）を乗じて算定するものとする。

$$\text{再築補償率} = \left(1 - 0.8 \frac{n}{N}\right) + \left(0.8 \frac{n}{N}\right) \left\{1 - \frac{1}{(1+r)^{N-n}}\right\}$$

n 機器等、電気設備及び配管設備等の経過年数

N 機器等、電気設備及び配管設備等の標準耐用年数（又は実態的耐用年数）

r 年利率

一 経過年数

既存の機器等、電気設備及び配管設備等の購入（新品としての購入とする。）から補償額算定の時期までの経過年数をいい、固定資産台帳等の取得年月等から認定するものとする。

二 標準耐用年数

機器等、電気設備及び配管設備等の標準耐用年数は、別表1 機械設備等標準耐用年数表を適用して求めるものとする。

ただし、機械設備等標準耐用年数表によることが適当でないと認められる場合は、専門メーカー等からの意見聴取等、その他適切な方法により、その機器等、電気設備及び配管設備等のもつ実態的耐用年数を定めることができるものとする。

（工事費の算定）

第9条 復元工事費、再築工事費、解体処分費及び売却価格を算定するに当たっての数量計算及び各工事費の算定は、別添2 機械設備工事費算定基準によるものとする。

第4章 移転工法案の検討資料等の作成

（製造工程図）

第10条 工場等の敷地の一部が取得等の対象となる場合の移転工法案の検討に当たって必要となる製造工程図（製品等の製造、加工又は販売等の工程を図式化したもの）については、次により作成するものとする。

- 一 製造工程図は、原則として、製造等の系統又は製造、加工等行う製品ごとに作成する。
- 二 製品等の製造工程等に沿って略図を作成し、工程順に番号を記載する。
- 三 製造、加工工程ごとに設置されている主要な機器等の名称及び製造又は加工工程の内容について記載する。
- 四 その他可能な限り、製品名、製品の規格等、原材料、副資材及び一の工程の単位時間を記載する。

（動線配置図）

第11条 工場等の敷地の一部が取得等の対象となる場合の移転工法案の検討に当たって必要となる動線配置図（製品等の製造、加工又は販売等の工程と建物等の配置との関係を図式化したもの）については、次により作成するものとする。

- 一 動線配置図は、原則として、製造等の系統又は製造、加工等行う製品ごとに作成する。
- 二 建物等の配置図等を基に、原材料及び製品等の移動（作業）動線を製造工程等に沿って作成し、製造工程図に付した工程順の番号を記載する。

（移転工程表）

第12条 復元及び再築に係る建物、機械設備等の移転工程表については、次により作成するものとする。

- 一 機器等の移転工期は、専門メーカー等から聴取した移転工期、見積書に記載された移転工期又は据え付け・撤去の工数に基づき作業人数・班体制から算出した日数により認定する。
- 二 建物、工作物及び動産の移転と機器等の移転との関係を表示する。
- 三 機器等の移転に伴い営業休止等が生じる期間を表示する。
- 四 その他必要に応じて、移転を要する機器等の製造等の系統を表示する。

別添 1 機械設備図面作成基準

（趣旨）

第1 この基準は、要領第5条に定める機械設備図面の作成基準である。

（作成する図面）

第2 作成する図面の種類及び作成方法については、原則として、別表に掲げるものとする。

（用紙）

第3 図面の大きさは、原則として、日本工業規格A列3判横とする。

（図の配置）

第4 機械設備位置図、電気設備図等は、原則として、図面の上方が北の方位となるように配置する。

（図面の縮尺）

第5 作成する各図面の縮尺は、原則として、別表に表示する縮尺とし、各図面に当該縮尺を記入する。ただし、これにより難しい場合は、この限りでない。

（機械設備の計測）

第6 機械設備の調査において、長さ、高さ等の計測単位は、メートルを基本とし、小数点以下第2位（小数点以下第3位四捨五入）までとする。ただし、排水管等の長さ等で小数点以下第2位の計測が困難なものは、この限りでない。

- 2 面積に係る計測は、原則として、柱又は壁の中心間で行うこととする。
- 3 構造材、仕上げ材等の厚さ、幅等の計測は、原則として、ミリメートルを単位とする。

（図面等に表示する数値及び面積計算）

第7 図面等に表示する数値は、前条の計測値を基にミリメートル単位で記入するものとする。

- 2 面積計算は、前項で記入した数値をメートル単位により小数点以下第4位まで算出し、小数点以下第2位（小数点以下第3位切捨て）までの数値を求めるものとする。

（図面表示記号）

第8 図面に表示する記号は、原則として、工業標準化法（昭和24年法律第185号）第11条により制定された日本工業規格（JIS）の図記号を用いる。

(線の種類)

第9 線は、原則として、次の4種類とする。

実線	—————
破線	- - - - -
点線
鎖線	—————

2 線の太さは、原則として、0.2ミリメートル以上とする。

(文字)

第10 図面に記載する文字は、原則として、横書きとする。ただし、寸法を表示する数値は寸法線に添って記入する。

2 文字のうち、漢字は楷書体を用い、術語のかなは平仮名、外来語は片仮名、数字は算用数字とする。

3 文字の大きさは、原則として、漢字は3.0ミリメートル角以上、平仮名、片仮名、算用数字等は2.0ミリメートル角以上とする。

(勾配の表示)

第11 勾配の表示は、原則として、正接を用いるものとする。この場合において、分母を10とした分数で表示する。

(別表)

図面名称	作成の方法等	縮尺	備考
配置図	木造建物調査積算要領別添1 木造建物図面作成基準(別表)又は非木造建物調査積算要領別添1 非木造建物図面作成基準(別表)の配置図の項に掲げるとおりとする。		
機械設備位置図	ア 機器等の設置位置に機械番号を付し、機械名称、仕様、台数等の一覧表を記入する。 イ 機器等が上下に重なるなどにより、明確に表示困難な場合は、補足して内容を記入する。 ウ 天井クレーン等のレールは、機械設備位置図に記入する。	1/100 又は 1/200	
電気設備図	ア 機器等に係る電気設備図は、原則として、建築設備図と区分して作成する。 イ 電気、動力、受変電設備等の機器類は、機械設備位置図に準じて表示する。 ウ 高圧受変電設備図、幹線設備図、動力配線設備図等は、規模等に応じて、それぞれ区分して作成する。 エ 高圧受変電設備図は、電力引込み箇所から低圧配電盤まで表示する。	1/100 又は 1/200	

	<p>オ 引込み部分には、責任分界点、財産分界点を明確に表示する。</p> <p>カ 幹線設備図は、高圧受電設備の2次側出力線から各分電盤、動力盤まで表示する。ただし、低圧引込みの場合は、引込み部分から表示する。</p> <p>キ 動力配線設備図は、各分電盤、動力盤の2次側出力線から各機械制御盤、始動器、モーター、手元開閉器等まで表示する。</p> <p>ク 分電盤、動力盤の仕様等の一覧表を記入する。</p> <p>ケ トラフ、フロアダクト、レースウェイ、ケーブルラック等は、配線図に記入する。</p>		
配管設備図	<p>ア 機器等に係る配管設備図は、原則として、建築設備図と区分して作成する。</p> <p>イ 配管設備図は、原則として、流体及び系統別に区分して作成する。</p> <p>ウ 建築設備の配管から分岐する場合は、その区分位置を明確に表示する。</p> <p>エ 配管に関連する機器等は、鎖線で表示する。</p> <p>オ 機器等に含む機器廻り配管と1次側配管の区分を明確に表示する。</p>	1/100 又は 1/200	
機械基礎図	<p>ア 機械基礎図は、原則として、機器等ごとに作成し、構造、仕様及び形状・寸法等を記入する。</p> <p>イ 杭地業が施工されている場合は、杭の位置を表示し、杭の仕様、形状・寸法等を記入する。</p> <p>ウ 方形基礎等の簡易な機械基礎の場合は、数量計算書等に姿図等を記入することにより、機械基礎図を省略することができる。</p>	1/50 又は 1/100	
プロセスコンピューター設備図	<p>ア 当該敷地内に設置されている機器間の関連（構成など）を示すシステム図（フロー図、LAN配線図等）を作成する。</p> <p>イ 他工場等との関連を記入する。</p> <p>ウ その他積算に必要な図面を作成する。</p>	1/100 又は 1/200	
写真撮影方向図	<p>ア 機械設備位置図等を基に、写真撮影の位置等を明確にするための位置図を作成する。</p> <p>イ 位置図には、撮影の位置、方向及び写真番号を記入する。</p> <p>ウ 機器等、電気機器、電気設備、配管設備等、写真台帳の整理方法に応じて区分し作成する。</p>	1/100 又は 1/200	

別添2 機械設備工事費算定基準

第1章 総 則

(趣旨)

第1 この基準は、要領第9条に定める機械設備の復元及び再築に要する工事費の算定基準である。

第2章 数量計算

(数量計算書)

第2 数量の算出は、次の各号によるものとし、本基準に定めのない場合は、原則として、非木造建物調査積算要領別記2非木造建物数量計測基準に準じて算出するものとする。

一 運搬

トラック積載質量(t)の選定に当たっては、輸送を要する機器等の形状・寸法、質量及び接続道路の幅員等の立地条件を考慮する。

二 配線・配管設備

配線・配管設備等の数量は、上記、非木造建物数量計測基準の電気設備及び電気設備以外の設備の規定に準じて算出する。

三 機械基礎・機器等に付属する架台等

機械基礎、コンクリート造ピット及び機器等の周りに存する架台等の構築物の数量は、原則として、機器等ごとに区分して算出する。

2 構造材、仕上げ材等の数量計算は、原則として、次の方法により行うものとする。

一 数量計算の集計は、補償額算定調書に計上する項目ごとに行う。

二 前項の使用単位で直接算出できるものは、その種目ごとの計算過程において、小数点以下第3位(小数点以下第4位切捨て)まで求める。

三 前項の使用単位で直接算出することが困難なものは、種目ごとの長さ等の集計を行った後、使用単位数量に換算する。この場合における長さ等の集計は、原則として、小数点以下第2位までの数値をもって行うものとし、数量換算結果は、小数点以下第3位まで算出する。

3 構造材、仕上げ材その他の補償額算定調書に計上する数値(価格に対応する数量)は、前項第2号及び第3号で算出したものを小数点以下第2位(小数点以下第3位四捨五入)までで計上するものとする。

第3章 単価及び見積

(見積書等)

第3 工事費の算定に用いる資材単価及び機器等の価格は、「建設物価〔(財)建設物価調査会発行〕」、「積算資料〔(財)経済調査会発行〕」、これらと同等であると認められる公刊物に掲載されている単価又は専門メーカー等の資料価格(カタログ価格等)及び見積価格によるものとする。

なお、カタログ価格等による場合は、実勢価格を適正に判断し取り扱うものとする。

2 専門メーカー等から徴する見積書の取扱いは、次の各号によるものとする。

一 見積徴収の要否

機器等購入費等を算定するに当たり専門的な知識が必要であり、かつ、専門メーカー等でなければ算定が困難と認められる機器等について、見積を徴するものとする。

原則として、次表の区分により専門メーカー等から当該機器等と同種同等の機器等について、その購入費に係る見積を徴するものとする。

なお、当該機器等と同種同等の機器等について見積を徴することができない場合は、市販されている機器等のうち、その機能が最も近似の機器等について、見積を徴するものとする。

区 分	新品価格が公刊物等に掲載されている機器等	新品価格が公刊物等に掲載されていない機器等
機器等購入費	建設物価、カタログ等の価格	見積徴収
再築費に関する直接工事費	歩掛積算	歩掛積算
復元費に関する直接工事費	歩掛積算	歩掛積算
摘 要 (機械分類)	電動工具 溶 接 機 ポ ン プ 空調機械 空圧機器 送 風 機 等の小型汎用機械	工作機械 包装機械 荷役機械 鍛圧機械 木工機械 油圧機械 貯 槽 類 搬送機械 等で質量が 10t以下の機械

二 見積依頼先

見積依頼先を選定するに当たっては、次の方法により行うものとする。

イ 原則として被補償者又はその利害関係人であって、適正な見積を徴することの妨げ

となる者から、見積を徴してはならない。

- ロ 見積依頼先を選定するときは、実績、経験、技術水準等を勘案して行うとともに、見積依頼先が妥当であるとした理由を記載した書面を作成するものとする。

三 見積徴収

見積を徴収するに当たっては、次の方法により行うものとする。

- イ 見積の依頼は、書面により行うものとする。
- ロ 見積を依頼する書面には、機器等の見積範囲（特に機械基礎、配管等との関係等）、仕様、同時発注台数など見積条件を明示するものとする。
- ハ 原則として、機器等ごとに見積を徴するものとする。
- ニ 見積は、原則として、2社以上から徴するものとし、様式第8による機械設備見積比較表を用いて比較するものとする。

四 見積書の記載事項及び資料収集

見積書には、原則として、次の項目について記載を得るとともに、見積書に記載された機器等の仕様書など、見積書が見積条件に適合していることを検証するために必要と認められる資料を、収集するものとする。

- イ 宛名（見積を依頼する書面と見積書の関係を明らかにするため。）
- ロ 見積書に記載された機器等の名称、規格（型式、質量）、製造メーカー名及び機能
- ハ 新品機器等の購入費（一般管理費等を含む販売価格。）
- ニ 総合試運転費
- ホ 中古品売却価格
- へ 特別管理産業廃棄物（廃油、廃PCB等）等の処分費
- ト その他雑費（材料費、仮設費等。）
- チ 消費税等
- リ 機器等1台当たりの質量(t)
- ヌ 移転工期
- ル その他、見積書が見積条件に適合していることを検証するために必要と認められる事項

五 見積書の検証

見積を徴したときは、次の項目について検証するとともに、理由を記載した書面を作成するものとする。

- イ 見積書に記載された機器等について、同種同等であるとした理由又は同種同等の機器等が既に製造されていないなど、当該機器等と同種同等の機器等の見積を徴することができないとした理由
- ロ 機能が最も近似の機器等について見積を徴したときは、見積書に記載された機器等について、機能が最も近似であるとした理由
- ハ 見積書が、見積条件に適合しているとした理由

第4章 工数歩掛等

(工数歩掛)

第4 本基準に定めのない工数歩掛等は、次の優先順位により採用するものとする。

- 一 公共建築工事積算基準（(財)建築コスト管理システム研究所発行）
- 二 建設工事標準歩掛（(財)建設物価調査会発行）
- 三 工事歩掛要覧（(財)経済調査会発行）
- 四 下水道工事積算基準（(財)下水道新技術推進機構発行）
- 五 これらと同等であると認められる公刊物に掲載されている工数歩掛等
- 六 専門メーカー等から見積を徴するなど、その他適切な方法

(据付工数)

第5 機器等の据付に要する工数は、様式第6による機械設備据付工数等計算書を用いて、次の各号により算出するものとする。

一 据付工数

据付工数は、次表の機械区分によるものとし、機器等の1台当たりの質量(t)に基づき工数歩掛により算出する。

ただし、質量が10tを超える場合などでこの工数歩掛により難しい場合及びキュービクル式受変電設備については、本基準第4により算定するものとする。

機械区分		工数歩掛	判断基準
第1類	簡易な機器等	$2.4X^{0.776}$	<ul style="list-style-type: none"> ○構造が簡単で、運動部分が少ない単体機械 ○可搬式、床置き、簡易固定式等で容易に移動が可能なもの ○通常、簡単なレベル調整程度で、芯だし調整を要しないもの ○他の機械との関連性がなく、単体で機能するもの
第2類	一般汎用機器等	$4.8X^{0.776}$	<ul style="list-style-type: none"> ○構造が複雑で、運動部分を有する単体機械 ○通常、基礎及び架台等に固定されているもの ○精度の高いレベル調整、芯だし調整等を要するもの
第3類	貯槽類等	$4.8X$	<ul style="list-style-type: none"> ○分解、組立をしなければ移動が不可能なもの ○構造が比較的簡単で、運動部分が少ないもの

			の ○通常、基礎及び架台等に固定されているもの ○レベル調整、芯だし調整等を要するもの ○他の機械との関連性が少なく、単体で機能するもの
第4類	搬送・荷役機器等	7.5X	○分解、組立をしなければ移動が不可能なもの ○構造が複雑又は特殊で、運動部分が多いもの ○通常、基礎及び架台等に固定されているもの ○精度の高いレベル調整、芯だし調整等を要するもの

注1 この工数歩掛のXは、機器等の1台当たり質量(t)（2次側の配線・配管・装置等の質量は除く。）とする。

注2 この工数には、機械基礎のアンカ溶接、さし筋、芯だし及び墨だし等に要する費用を含むものである。

注3 この工数には、据付完了後の単体試験（機器単体調整試験及び動作確認試験等）に要する費用を含むものである。

注4 この工数には、2次側の配線・配管・装置等の据付に要する費用を含むものである。

二 作業環境による補正

据付工数は、施工現場の状況、作業環境及び施工条件等により、下表の作業区分に応じ、次の式により補正することができるものとする。

ただし、残地以外の土地を移転先とする場合は、原則として、悪環境における作業及び錯綜する場所における作業の補正はしないものとする。

（補正据付工数＝据付工数×（1＋補正率））

作業区分		補正率	判断基準
危険作業	高所又は地下における作業	0.1	○地表又は各階床面より5m以上の場所 ○地下2m以上の場所
	悪環境における作業	0.2	○毒性ガスの発生する恐れのある場所 ○危険物、毒劇物を保管している場所 ○施工の作業性の悪い場所 （人力作業に限定される場所や傾斜地等）
錯綜場所	錯綜する場所における作業	0.3	○機器回り、管廊等で特に錯綜する場所 （ボイラー室、機械室、監視室及び排水処理施設等で、機器等の設置に必要な作業用空間に多数の配管、配線、ダクト等が存する場合）

注1 作業区分欄の2以上の項目に該当する場合は、その該当する補正率を加算するものとする。

三 職種別構成

上記一により算出した据付工数は、その90%を設備機械工とし、10%を普通作業員とする。

(撤去工数)

第6 機器等の撤去に要する工数は、様式第6による機械設備据付工数等計算書を用いて、次により算出するものとする。

撤去工数

機器等の撤去工数は、復元する場合と再築する場合に区分し、据付工数に次表の撤去費率を乗じて算出する。

(撤去工数 = 据付工数 × 撤去費率)

なお、第5二ただし書きの規定により作業環境の補正をしていない場合で、機器等の撤去に当たり、悪環境における作業又は錯綜する場所における作業となる場合の据付工数は、第5二で定める式により補正するものとする。

区分	撤去費率
復元する場合 (又は中古品として処分する場合)	据付工数の60%
再築する場合	据付工数の40%

注1 機器等を再築する場合等で、既存の機器等を中古品として処分することが可能な場合の撤去工数は、上記区分の「復元する場合」の撤去費率により算出するものとする。

(運搬台数)

第7 機器等の運搬に要するトラック等の台数は、様式第7による機械設備運搬台数計算書を用いて、次により算出するものとする。

- 一 機器等の形状・寸法等 : 機械設備調査表に記載した形状・寸法、質量による。
- 二 機器等の面積 : 機器等の形状・寸法から面積を算出する。
- 三 質量基準運搬台数 : 機器等の質量を使用トラックの積載可能質量で除して算出する。
- 四 面積基準運搬台数 : 機器等の面積を使用トラックの積載可能面積で除して算出する。
- 五 認定運搬台数 : 質量基準運搬台数と面積基準運搬台数を比較し、数量が多い台数とする。

トラック積載量

種類	荷台長 (m)	荷台幅 (m)	荷台面積 (㎡)	積載量 (ト)
2ト車	3.6	1.8	6.5	2.0
4ト車	6.0	2.2	13.0	4.0
10ト車	9.6	2.4	23.0	10.0

* 運搬の際に支持物・固定物等が必要な場合は、当該事項を考慮のうえ使用するトラック規格を認定すること。

第5章 算 定

（算定内訳書）

第8 工事費の算定は、様式第1の機械設備調査表で作成した機器等ごとに様式第2、様式第3及び様式第4による機械設備算定内訳書及び様式第5による機械設備直接工事費明細書を用いて算定するものとする。

（据付費）

第9 据付費とは、機器等の各部組立、レベル合わせ、芯だし、据付完了後の単体試験（機器単体調整試験及び動作確認試験等）及び据付等に要する費用をいい、次の各号により算定するものとする。

一 据付労務費

据付労務費とは、据付工事を施工するに当たり直接従事する作業員に対して支払われる賃金をいい、次の式により算定する。

（据付労務費＝据付工数×労務単価（設備機械工又は普通作業員））

二 仮設費

仮設費とは、機器等の据付に当たって必要となる仮設材等の費用をいい、必要に応じて、積上げにより算定する。

（撤去費）

第10 撤去費とは、機器等の解体及び撤去等に要する費用をいい、次の各号により算定するものとする。

一 撤去労務費

撤去労務費とは、撤去工事を施工するに当たり直接従事する作業員に対して支払われる賃金をいい、機器等を再使用する場合と再使用しない場合に区分し、次の式により算定する。

（撤去労務費＝撤去工数×労務単価（設備機械工又は普通作業員））

二 基礎撤去費

基礎撤去費とは、機器等の撤去完了後の機械基礎、基礎ピット等の解体及び撤去に要する費用をいい、機械基礎図等の図面に基づき積上げにより算定する。

三 仮設費

仮設費とは、高所や地下、他と近接する等の条件がある機器等を撤去するに当たって必要となる仮設足場、防護工及び土留工等の設置に要する費用をいい、必要に応じて積上げにより算定する。

（機械基礎費）

第11 機械基礎費とは、機械基礎及び基礎ピット等の築造に要する費用をいい、機械基礎図等の図面に基づき積上げにより算定するものとする。

（運搬費）

第12 運搬費とは、機器等の輸送に要する費用をいい、原則として次の式により、算定するものとする。

（ 運搬費＝認定運搬台数×運搬単価 ）

認定運搬台数は、第7（運搬台数）により算出した台数とし、運搬単価は、第2（数量計算書）により選定した積載質量(t)のトラック運搬費とする。

一 復元運搬費

復元運搬費とは、機器等を復元するに当たり現在地から移転先地までの輸送に要する費用をいう。

二 持込輸送費

持込輸送費とは、最寄りの機器製作工場等から移転先地までの機器等の輸送に要する費用をいう。

（直接経費）

第13 直接経費とは、機器等の据付け完了後に実施する総合試運転等に要する費用をいい、次の各号により算定するものとする。

一 総合試運転費

総合試運転費とは、製造工程等において複数の機器等が関連する場合に、運転開始後に円滑な運転管理が行えるよう一連の設備に実負荷をかけて総括的に一定期間（時間）運転し、各機器・設備間の連携運転による作業状況と総合的な機能の確認等に要する費用をいい、その目的、範囲、方法、内容及び期間等を考慮し、必要に応じて算定する。

なお、機器等の据付け完了後に実施する機器単体調整試験、動作確認試験及び別途電気設備工事で実施する組合せ試験等については、据付労務費に含むものとする。

二 電力料等

電力料等とは、単体試験及び総合試運転等の実施に必要な電気、水道、ガスの使用料並びに燃料費等をいい、必要に応じて算定する。

三 機械経費

機械経費とは、機器等の据付及び撤去工事に必要な工具、器具等の損料等をいい、次の式により算定する。

（ 機械経費＝据付労務費×機械経費率 ＋ 撤去労務費×機械経費率 ）

機械経費率は、2%とする。

(補修費等)

第14 補修費等とは、機器等を復元する場合の、機器等の補修・整備に要する費用並びに補修等を行うに際し補足を要する材料・部品等の費用をいい、次の式により算定するものとする。

ただし、これによることが適当でない認められる場合は、その他適切な方法により算定することができるものとする。

(補修費等 = 据付労務費 × 補修費率 + 撤去労務費 × 補修費率)

補修費率は、20%とする。

なお、補修費等には、機器等の塗装に要する費用は含まれないため、必要に応じて別途個別に算定し、加算することができるものとする。

(材料その他)

第15 材料その他とは、機器等の据付及び撤去工事の施工に当たり必要となるその他の費用をいい、必要に応じて算定するものとする。

(共通仮設費)

第16 共通仮設費は、通常必要と認められる運搬費、準備費及び安全費について、別表2 共通仮設費率表に基づき、次の式により算定するものとする。

(共通仮設費 = 直接工事費 × 共通仮設費率)

なお、別表2 共通仮設費率に含まれない事業損失防止施設費、役務費、技術管理費及び営繕費等の共通仮設費については、必要に応じて個別に算定し、加算することができるものとする。

(据付間接費)

第17 据付間接費は、据付工事部門等に係る労務管理費、事務用品費、交際費及び法定福利費等をいい、次の式により算定するものとする。

(据付間接費 = 据付労務費中の設備機械工据付労務費 × 据付間接費率)

据付間接費率は、130%とする。

既存の機器等を再使用する場合に当たっては、撤去労務費中の設備機械工撤去労務費に据付間接費率を乗じて撤去労務費に係る据付間接費を計上するものとする。

なお、据付間接費は、諸経費に含まれる現場管理費の対象としないものとする。

(諸経費)

第18 諸経費は、別表3 諸経費率表に基づき、次の式により算定するものとする。

(現場管理費 = 純工事費 × 現場管理費率)

(一般管理費等 = 工事原価 × 一般管理費等率)

ただし、この率により求めた諸経費が適切と認められない場合は、専門メーカー等から見

積を徴するなど、その他適切な方法により算定することができるものとする。

（機器等購入費）

第19 新品の機器等の購入に要する費用をいい、機器等購入費は、当該製品メーカーの一般管理費等を含む販売価格とし、共通仮設費及び諸経費の対象としないものとする。

（売却価格）

第20 売却価格とは、機器等を再築又は復元する場合における既存の機器等の売却価格をいい、次の式により算定するものとする。

一 スクラップ（発生材）価格

イ 鉄くず

機器等 機器質量×鉄屑スクラップ価格（円/t）

その他構造物（鉄筋コンクリート造等の機械基礎を除く） 設計質量×80%×鉄屑スクラップ価格（円/t）

ロ 銅くず

銅鑄物単体類 機器質量×銅屑スクラップ価格（円/kg）

銅管、銅線類 設計質量×80%×銅屑スクラップ価格（円/kg）

なお、被覆銅線の処分に当たっては、ナゲット処理費（被覆物の処理に要する費用）を控除する。

二 中古品売却価格

中古品としての市場性があると認められる機器等の中古品売却価格は、原則としてその現在価格の50%を控除する。ただし、この規定により難しい場合は、専門メーカー等からの意見聴取等、その他適切な方法により当該機器等の売却価格を算定し、控除するものとする。

（廃材処分費）

第21 廃材処分費とは、機器等の撤去又は機械基礎の撤去等に伴い発生する廃材等の処分又は処理等に要する費用をいい、次の各号により算定するものとする。

一 廃材運搬費

廃材運搬費とは、撤去に伴い発生した廃材等の現在地から処分場までの輸送に要する費用をいい、廃材等の区分に応じた処分場までの運搬距離により算定する。

二 廃材処分費

廃材処分費とは、撤去に伴い発生した廃材等の処分又は処理等に要する費用をいい、廃材等の区分に応じた処分場の受入価格等により算定する。

（申請手数料・検査料等）

第22 機器等の復元又は再築に伴い必要となる各種法令上の許認可申請手数料及び検査料等は、必要に応じて個別に算定するものとする。

（リース機械）

第23 リース契約による機器等を復元又は再築するに当たっては、個々の契約内容（リース期間、リース料、物件の所有者、損害保険の内容、契約終了時の処置等）に応じて個別に算定するものとする。

別表 1

機械設備等標準耐用年数表

単位：年

01 食料品工業			
食肉又は食鳥処理加工設備	21	マカロニ類又は即席めん類製造設備	21
鶏卵処理加工又はマヨネーズ製造設備	18	その他の乾めん、生めん又は強化米製造設備	23
市乳処理設備及び発酵乳、乳酸菌飲料その他の乳製品製造設備(集乳設備を含む。)	21	砂糖製造設備	23
水産練製品、つくだ煮、寒天その他の水産食料品製造設備	18	砂糖精製設備	30
つけ物製造設備	16	水あめ、ぶどう糖又はキャラメル製造設備	23
トマト加工品製造設備	18	パン又は菓子類製造設備	21
その他の果実又はそ菜処理加工設備		荒茶製造設備	18
むろ内用バナナ熟成装置	14	再製茶製造設備	23
その他の設備	21	清涼飲料製造設備	23
かん詰又はびん詰製造設備	18	ビール又は発酵法による発ぼう酒製造設備	32
化学調味料製造設備	16	清酒、みりん又は果実酒製造設備	28
味そ又はしょう油(だしの素類を含む。)製造設備		その他の酒類製造設備	23
コンクリート製仕込そう	58	その他の飲料製造設備	28
その他の設備	21	酵母、酵素、種菌、麦芽又はこうじ製造設備(医薬用のものを除く。)	21
食酢又はソース製造設備	18	動植物油脂製造又は精製設備(マーガリン又はリンター製造設備を含む。)	28
その他の調味料製造設備	21	冷凍、製氷又は冷蔵業用設備	
精穀設備	23	結氷かん及び凍結さら	7
小麦粉製造設備	30	その他の設備	30
豆腐類、こんにゃく又は食ふ製造設備	18	発酵飼料又は酵母飼料製造設備	21
その他の豆類処理加工設備	21	その他の飼料製造設備	23
コーンスターチ製造設備	23	その他の食料品製造設備	37
その他の農産物加工設備		たばこ製造設備	18
粗製でん粉貯そう	58		
その他の設備	28		

02 繊維工業			
生糸製造設備		洗毛、化炭、羊毛トップ、ラップベニー、反毛、製綿又は再生綿業用設備	26
自動繰糸機	18	整経又はサイジング業用設備	26
その他の設備	26	不織布製造設備	23
繭乾燥業用設備	34	フェルト又はフェルト製品製造設備	26
紡績設備	26	鋼、網又はひも製造設備	26
合成繊維かさ高加工糸製造設備	21	レース製造設備	
ねん糸業用又は糸(前号に掲げるものを除く。)製造業用設備	29	ラッセルレース機	31
織物設備	26	その他の設備	36
リヤス生地、編み手袋又はくつ下製造設備	26	塗装布製造設備	36
染色整理又は仕上設備		繊維製又は紙製衛生材料製造設備	23
圧縮用電極板	8	縫製品製造業用設備	18
その他の設備	18	その他の繊維製品製造設備	39

03 製材・木製品工業			
可搬式造林、伐木又は搬出設備		チップ製造業用設備	19
動力伐採機	7	単板又は合板製造設備	22
その他の設備	14	その他の木製品製造設備	24
製材業用設備		木材防腐処理設備	31
製材用自動送材装置	19		
その他の設備	29		

04 家具・建具工業			
金属製家具若しくは建具又は建築金物製造設備			
めっき又はアルマイト加工設備	18		
溶接設備	26		
その他の設備	34		

05 紙・紙加工品工業			
パルプ製造設備	28	段ボール、段ボール箱又は板紙製容器製造設備	28
手すき和紙製造設備	16	その他の紙製品製造設備	23
丸網式又は短網式製紙設備	28	枚葉紙樹脂加工設備	21
長網式製紙設備	32	セロファン製造設備	21
ヴァルカナイズドファイバー又は加工紙製造設備	28	繊維板製造設備	30

06 印刷・製本業			
日刊新聞紙印刷設備		金属板その他の特殊物印刷設備	21
モノタイプ、写真又は通信設備	10	製本設備	19
その他の設備	21	写真製版業用設備	13
印刷設備	19	複写業用設備	11
活字鋳造業用設備	21		

07 化学工業			
アンモニア製造設備	22	石油又は天然ガスを原料とするエチレン、プロピレン、ブチレン、ブタジエン又はアセチレン製造設備	22
硫酸又は硝酸製造設備	19	ビニールエーテル製造設備	19
溶成りん肥製造設備	19	アクリルニトリル又はアクリル酸エステル製造設備	17
その他の化学肥料製造設備	24	エチレンオキシド、エチレングリコール、プロピレンオキシド、プロピレングリコール、ポリエチレングリコール又はポリプロピレングリコール製造設備	19
配合肥料その他の肥料製造設備	31	スチレンモノマー製造設備	22
ソーダ灰、塩化アンモニウム、か性ソーダ又はか性カリ製造設備(塩素処理設備を含む。)	17	その他のオレフィン系又はアセチレン系誘導体製造設備	19
硫化ソーダ、水硫化ソーダ、無水ぼう硝、青化ソーダ又は過酸化ソーダ製造設備	17	アルギン酸塩製造設備	24
その他のソーダ塩又はカリ塩製造設備	22	フルフラル製造設備	26
金属ソーダ製造設備	24	セルロイド又は硝化綿製造設備	24
アンモニウム塩(硫酸アンモニウム及び塩化アンモニウムを除く。)製造設備	22	酢酸繊維素製造設備	19
炭酸マグネシウム製造設備	17	繊維素グリコール酸ソーダ製造設備	24
苦汁製品又はその誘導体製造設備	19	その他の有機薬品製造設備	29
軽質炭酸カルシウム製造設備	19	塩化ビニレン系樹脂、酢酸ビニール系樹脂、ナイロン樹脂、ポリエチレンテレフタレート系樹脂、ふっ素樹脂又はけい素樹脂製造設備	17
カーバイド製造設備(電極製造設備を除く。)	22	ポリエチレン、ポリプロピレン又はポリブテン製造設備	19
硫酸鉄製造設備	17	尿素系、メラミン系又は石炭酸系合成樹脂製造設備	22
その他の硫酸塩又は亜硫酸塩製造設備	22	その他の合成樹脂又は合成ゴム製造設備	19
臭素、よう素又は塩素、臭素若しくはよう素化合物製造設備		レーヨン系又はレーヨンスタープル製造設備	22
よう素用坑井設備	7	酢酸繊維製造設備	19
その他の設備	17	合成繊維製造設備	17
ふっ酸その他のふっ素化合物製造設備	14	石けん製造設備	22
塩化りん製造設備	12	硬化油、脂肪酸又はグリセリン製造設備	22
りん酸又は硫化りん製造設備	17	合成洗剤又は界面活性剤製造設備	17
りん又はりん化合物製造設備	24	ビタミン剤製造設備	14
べんがら製造設備	14	その他の医薬品製造設備(製剤又は小分包装設備を含む。)	17
鉛丹、リサーチ又は亜鉛華製造設備	26	殺菌剤、殺虫剤、殺そ剤、除草剤その他の動植物用製剤製造設備	19
酸化チタン、リトポン又はバリウム塩製造設備	22	産業用火薬類(花火を含む。)製造設備	17
無水クロム酸製造設備	17	その他の火薬類製造設備(甲薬袋(ん又は組立設備を含む。)	14
その他のクロム化合物製造設備	22	塗料又は印刷インキ製造設備	22
二酸化マンガン製造設備	19	その他のインキ製造設備	31
ほう酸その他のほう素化合物製造設備	24	染料又は顔料製造設備	17
青酸製造設備	19	抜染剤又は漂白剤製造設備	17
硝酸銀製造設備	17	試薬製造設備	17
二硫化炭素製造設備	19	合成樹脂用可塑剤製造設備	19
過酸化水素製造設備	24	合成樹脂用安定剤製造設備	17
ヒドラジン製造設備	17	有機ゴム薬品、写真薬品又は人造香料製造設備	19
酸素、水素、二酸化炭素又は溶解アセチレン製造設備	24	つや出し剤、研磨油剤又は乳化油剤製造設備	26
加圧式又は真空式製塩設備	24	接着剤製造設備	22

その他のかん水若しくは塩製造又は食塩加工設備 合成樹脂製濃縮盤及びイオン交換膜 その他の設備	7 17	トール油精製設備 りゅう脳又はしょう脳製造設備 化粧品製造設備	17 22 22
活性炭製造設備	14	ゼラチン又はにかわ製造設備	14
その他の無機化学薬品製造設備	29	写真フィルムその他の写真感光材料(銀塩を使用するものに限る。)製造設備	19
石炭ガス、オイルガス又は石油を原料とする芳香族その他の化合物分離精製設備	19	磁気テープ製造設備	14
染料中間体製造設備	17	化工でん粉製造設備	24
アルキルベンゼン又はアルキルフェノール製造設備	19	活性白土又はシリカゲル製造設備	24
カプロラクタム、シクロヘキサノン又はテレフタル酸(テレフタル酸ジメチルを含む。)製造設備	17	選鉱剤製造設備	22
イソシアネート類製造設備	17	電気絶縁材料(マイカ系を含む。)製造設備	29
炭化水素の塩化物、臭化物又はふっ化物製造設備	17	カーボンブラック製造設備	19
メタノール、エタノール又はその誘導体製造設備	22	その他の化学工業製品製造設備	31
その他のアルコール又はケトン製造設備	19	石油精製設備(廃油再生又はグリース類製造設備を含む。)	19
アセトアルデヒド又は酢酸製造設備	17	アスファルト乳剤その他のアスファルト製品製造設備	34
シクロヘキシルアミン製造設備	17	ピッチコークス製造設備	17
アミン又はメラミン製造設備	19	練炭、豆炭類、オガライト(オガタンを含む。)又は炭素粉末製造設備	19
ぎ酸、しゅう酸、乳酸、酒石酸(酒石酸塩類を含む。)、こはく酸、くえん酸、タンニン酸又は没食子酸製造設備	19	その他の石油又は石炭製品製造設備	34

08 ゴム製品製造業			
タイヤ又はチューブ製造設備	26	糸ゴム製造設備	23
再生ゴム製造設備	26	その他のゴム製品製造設備	26
フォームラバー製造設備	26		

09 皮革製品製造業			
製革設備	23	その他の革製品製造設備	29
機械づつ製造設備	21		

10 窯業			
板ガラス製造設備(みがき設備を含む。)	35	セメント製造設備	33
その他のガラス製品製造設備(光学ガラス製造設備を含む。)		生コンクリート製造設備	23
るつぼ炉及びびデータンク炉	8	セメント製品(気ほうコンクリート製品を含む。)製造設備	
溶解炉	33	移動式製造又は架設設備及び振動加圧式成形設備	18
その他の設備	23	その他の設備	30
陶磁器、粘土製品、耐火物、けいそう土製品、はい土又はうわ薬製造設備		石灰又は苦石灰製造設備	20
倒炎がま:塩融式のもの	8	石こうボード製造設備	
倒炎がま:その他のもの	13	焼成炉	13
トンネルがま	18	その他の設備	30
その他の炉	20	ほうろう鉄器製造設備	
その他の設備	30	るつぼ炉	8
炭素繊維製造設備		その他の炉	18
黒鉛化炉	10	その他の設備	30
その他の設備	25	石綿又は石綿セメント製品製造設備	30
その他の炭素製品製造設備		岩綿(鉱さい繊維を含む。)又は岩綿製品製造設備	30
黒鉛化炉	10	石工品又は擬石製造設備	30
その他の設備	30	その他の窯業製品又は土石製品製造設備	
人造研削材製造設備		トンネルがま	30
熔融炉	13	その他の炉	25
その他の設備	23	その他の設備	38
研削と石又は研摩布紙製造設備			
加流炉	20		
トンネルがま	18		
その他の焼成炉	13		
その他の設備	25		

11 非鉄金属工業				
銅、鉛又は亜鉛精錬設備	25	チタニウム造塊設備	28	
アルミニウム精錬設備	34	非鉄金属圧延、押出又は伸線設備	34	
ベリリウム銅母合金、マグネシウム、チタニウム、ジルコニウム、タンタル、クロム、マンガン、シリコン、ゲルマニウム又は希土類金属精錬設備	20	非鉄金属鋳物製造業用設備	22	
ニッケル、タングステン又はモリブデン精錬設備	28			ダイカスト設備
その他の非鉄金属精錬設備	34			その他の設備

12 鋳鍛造製造業			
製鉄設備	31	鉄鋼鍛造業用設備	26
純鉄又は合金鉄製造設備	22	鋼鋳物又は鋳鉄鋳物製造業用設備	22
製鋼設備	31	金属熱処理業用設備	22
連続式鋳造鋼片製造設備	26	その他の鉄鋼業用設備	33
鉄鋼熱間圧延設備	31	電線又はケーブル製造設備	22
鉄鋼冷間圧延又は鉄鋼冷間成形設備	31	光ファイバー製造設備	18
鋼管製造設備	31	金属粉末又ははく(圧延によるものを除く。)製造設備	18
鉄鋼伸線(引き抜きを含む。)設備及び鉄鋼卸売業用シャーリング設備並びに伸鉄又はシャーリング業用設備	24	粉末冶金製品製造設備	22
鉄くず処理業用設備	15		

13 金属製品工業			
鋼索製造設備	29	合成樹脂被覆、彫刻又はアルミニウムはくの加工設備	
鎖製造設備	26	脱脂又は洗浄設備及び水洗塗装装置	15
溶接棒製造設備	24	その他の設備	24
くぎ、リベット又はスプリング製造業用設備	26	手工具又はのこぎり刃その他の刃物類製造設備	26
ねじ製造業用設備	22	農業用機具製造設備	26
溶接金網製造設備	24	金属製洋食器又はかみそり刃製造設備	24
その他の金網又は針金製品製造設備	31	鋼製構造物製造設備	29
縫針又はミシン針製造設備	29	プレス、打抜き、しぼり出しその他の金属加工品製造業用設備	15
押しチューブ又は自動組立方式による金属かん製造設備	24		
その他の金属製容器製造設備	31	その他の設備	26
電気錫めっき鉄板製造設備	26	核燃料物質加工設備	24
その他のめっき又はアルマイト加工設備	15	その他の金属製品製造設備	33
金属塗装設備			
脱脂又は洗浄設備及び水洗塗装装置	15		
その他の設備	20		

14 機械器具製造業			
ボイラー製造設備	28	歯車、油圧機器その他の動力伝達装置製造業用設備	23
エンジン、タービン又は水車製造設備	25	産業用ロボット製造設備	25
農業用機械製造設備	28	その他の産業用機器又は部分品若しくは附属品製造設備	30
建設機械、鉱山機械又は原動機付車両製造設備	25	事務用機器製造設備	25
金属加工機械製造設備	23	食品用、暖ちゅう房用、家庭用又はサービス用機器(電気機器を除く。)製造設備	30
鋳造用機械、合成樹脂加工機械又は木材加工用機械製造設備	28	産業用又は民生用電気機器製造設備	25
機械工具、金型又は治具製造業用設備	23	銃弾製造設備	23
繊維機械(ミシンを含む。)又は同部分品若しくは附属品製造設備	28	銃砲、爆発物又は信管、薬きょうその他の銃砲用品製造設備	28
風水力機器、金属製弁又は遠心分離機製造設備	28	自動車分解整備業用設備	30
冷凍機製造設備	25	上記以外の機械器具、部分品又は附属品製造設備	32
玉又はコロ軸受若しくは同部分品製造設備	23	機械産業以外の設備に属する修理工場用又は工作工場用機械設備	32

15 電気機械器具製造設備			
電気計測器、電気通信用機器、電子応用機器又は同部分品製造設備	28	抵抗器又は蓄電器製造設備	25
光ディスク(追記型又は書換え型のものに限る。)製造設備	17	プリント配線基板製造設備	17
交通信号保安機器製造設備	34	フェライト製品製造設備	25
電球、電子管又は放電灯製造設備	22	電気機器部分品製造設備	34
半導体集積回路(素子数が500以上のものに限る。)製造設備	14	乾電池製造設備	25
その他の半導体素子製造設備	20	その他の電池製造設備	34

16 輸送機械製造設備			
自動車製造設備	22	鋼船製造又は修理設備	26
自動車車体製造又は架装設備	24	木船製造又は修理設備	29
鉄道車両又は同部分品製造設備	26	船用推進器、甲板機械又はハッチカバー製造設備	
車両用エンジン、同部分品又は車両用電装品製造設備(ミッション又はクラッチ製造設備を含む。)	22	鋳造設備	22
車両用ブレーキ製造設備	24	その他の設備	26
その他の車両部分品又は附属品製造設備	26	航空機若しくは同部分品(エンジン、機内空気加圧装置、回転機器、プロペラ、計器、降着装置又は油圧部品に限る。)製造又は修理設備	22
自転車又は同部分品若しくは附属品製造設備		その他の輸送用機器製造設備	29
めっき設備	15		
その他の設備	26		

17 精密機械器具製造業			
試験機、測定器又は計量機製造設備	26	レンズ又は光学機器若しくは同部分品製造設備	24
医療用機器製造設備	29	ウォッチ若しくは同部分品又は写真機用シャッター製造設備	24
理化学用機器製造設備	26	クロック若しくは同部分品、オルゴールムーブメント又は写真フィルム用スプール製造設備	29

18 その他製造業			
楽器製造設備	28	真空蒸着処理業用設備	20
レコード製造設備		マッチ製造設備	33
吹込設備	20	コルク又はコルク製品製造設備	35
その他の設備	30	つりざお又は附属品製造設備	33
がん具製造設備		墨汁製造設備	20
合成樹脂成形設備	23	ろうそく製造設備	18
その他の設備	28	リノリウム、リノタイル又はアスファルトタイル製造設備	30
万年筆、シャープペンシル又はペン先製造設備	28	畳表製造設備	
ボールペン製造設備	25	織機、い草選別機及びい割機	13
鉛筆製造設備	33	その他の設備	35
絵の具その他の絵画用具製造設備	28	畳製造設備	13
身近用細貨類、ブラシ又はシガレットライター製造設備		その他のわら工品製造設備	20
製鎖加工設備	20	木ろう製造又は精製設備	30
その他の設備	30	松脂その他樹脂の製造又は精製設備	28
前掲の区分によらないもの	28	蚕種製造設備	
ボタン製造設備	23	人工ふ化設備	20
スライドファスナー製造設備		その他の設備	25
自動務歯成形又はスライダ製造機	18	真珠、貴石又は半貴石加工設備	18
自動務歯植付機	13	水産物養殖設備	
その他の設備	28	竹製のもの	5
合成樹脂成形加工又は合成樹脂製品加工業用設備	20	その他のもの	10
発泡ポリウレタン製造設備	20	漁ろう用設備	18
繊維壁材製造設備	23	前掲以外の製造設備	38
歯科材料製造設備	30		

19 燃料販売業			
石油又は液化石油ガス卸売用設備(貯そうを除く。)	36	液化石油ガソリンスタンド設備	22
洗車業用設備	28	機械式駐車設備	42
ガソリンスタンド設備	22		

20 その他の産業			
クリーニング設備	18	蓄電池電源設備	15
故紙梱包設備	18	フライアッシュ採取設備	33
火葬設備	40	石炭ガス、石油ガス又はコークス製造設備(ガス精製又はガス事業用特定ガス発生設備を含む。)	25
天然色写真現像焼付設備	15	ガス事業用供給設備	
その他の写真現像焼付設備	20	ガス導管: 鋳鉄製のもの	55
種苗花き園芸設備	25	ガス導管: その他のもの	33
砂利採取又は岩石の採取若しくは砕石設備	20	需要者用計量器	33
砂鉄鉱業設備	20	その他の設備	38
金属鉱業設備(架空索道設備を含む。)	23	上水道又は下水道業用設備	30
石炭鉱業設備(架空索道設備を含む。)		国内電気通信事業用設備	
採掘機械及びコンベヤ	13	デジタル交換設備及び電気通信処理設備	15
その他の設備	23	アナログ交換設備	40
前掲の区分によらないもの	20	その他の設備	23
石油又は天然ガス鉱業設備		国際電気通信業用設備	
坑井設備	8	デジタル交換設備及び電気通信処理設備	15
掘さく設備	13	アナログ交換設備	40
その他の設備	30	その他の設備	18
天然ガス圧縮処理設備	25	ラジオ又はテレビジョン放送設備	15
硫黄鉱業設備(精錬又は架空索道設備を含む。)	15	その他の通信設備(給電用指令設備を含む。)	23
その他の非金属鉱業設備(架空索道設備を含む。)	23	ホテル、旅館又は料理店業用設備及び給食用設備	
鋼索鉄道又は架空索道設備		引湯管	13
鋼策	8	その他の設備	23
その他の設備	30	公衆浴場設備	
電気事業用水力発電設備	55	かま、温水器及び温かん	8
その他の水力発電設備	50	その他の設備	20
汽力発電設備	38	遊園地用遊戯設備(原動機付のものに限る。)	23
内燃力又はガスタービン発電設備	38	ボーリング場用設備	
送電又は電気事業用変電若しくは配電設備		レーン	13
需要者用計器	38	その他の設備	25
柱上変圧器	45	前掲の機械及び装置以外のもの並びに前掲の区分によらないもの	
その他の設備	55	主として金属製のもの	43
鉄道又は軌道事業用変電設備	50	その他のもの	20
列車遠隔又は列車集中制御設備	30	キュービクル式受変電設備	
		サーキットブレーカー形(CB形)	25
		パワーヒューズ・スイッチ形(PF・S形)	20

別表 2

○ 共通仮設費率；下表の直接工事費に対応した率とする。

共通仮設費率表（機械設備）

直接工事費 (百万円)	共通仮設費率 (%)	直接工事費 (百万円)	共通仮設費率 (%)
3 以下	12.88	50 をこえ 55 以下	6.67
3 をこえ 4 以下	12.36	55 をこえ 60 以下	6.51
4 をこえ 6 以下	11.22	60 をこえ 70 以下	6.42
6 をこえ 8 以下	10.25	70 をこえ 80 以下	6.21
8 をこえ 10 以下	9.58	80 をこえ 90 以下	6.02
10 をこえ 12 以下	9.27	90 をこえ 100 以下	5.87
12 をこえ 14 以下	8.89	100 をこえ 120 以下	5.68
14 をこえ 16 以下	8.64	120 をこえ 140 以下	5.51
16 をこえ 18 以下	8.39	140 をこえ 160 以下	5.38
18 をこえ 20 以下	8.21	160 をこえ 180 以下	5.22
20 をこえ 22 以下	8.00	180 をこえ 200 以下	5.10
22 をこえ 24 以下	7.88	200 をこえ 300 以下	4.90
24 をこえ 26 以下	7.76	300 をこえ 400 以下	4.54
26 をこえ 28 以下	7.61	400 をこえ 500 以下	4.27
28 をこえ 30 以下	7.50	500 をこえるもの	4.13
30 をこえ 35 以下	7.39		
35 をこえ 40 以下	7.12		
40 をこえ 45 以下	6.95		
45 をこえ 50 以下	6.81		

- 注) ① 本表の率によって算出した額が、それぞれの欄の前欄において算出した額の最高額に達しないときは、その最高額まで増額することができる。
- ② 本表の率を適用する直接工事費は、原則として、一発注（据付費＋撤去費＋基礎費等）単位として算定した額とする。
- ③ 本表の共通仮設費率に含まれる費目とその内容は、以下のとおり。

運 搬 費	現場内における敷地内倉庫又は仮置場から据付現場までの運搬に要する費用 a. 機器及び材料の運搬 b. 仮設材料の運搬
準 備 費	工事着手前の基準点測量等や工事着手時の準備費用 完成時の清掃及び跡片付け費用
安 全 費	工事地域内全般の安全管理上の監視、あるいは連絡等に要する費用 不稼働日の保安要員等の費用 安全用品等の費用 安全委員会等に要する費用 標示板、標識、保安灯、防護柵、バリケード、照明等の安全施設類の設置、撤去、補修に要する費用及び使用期間中の損料

別表 3

- 現場管理費率 ; 純工事費 (直接工事費+共通仮設費) に対応した率とする。
- 一般管理費等率 ; 工事原価 (純工事費+据付間接費+現場管理費) に対応した率とする。

諸経費率表 (機械設備)

純工事費 (百万円)	現場管理費率 (%)	工事原価 (百万円)	一般管理費等率 (%)
3 以下	30.01		
3 をこえ 4 以下	29.79	5 以下	16.03
4 をこえ 6 以下	29.29	5 をこえ 6 以下	15.96
6 をこえ 8 以下	28.83	6 をこえ 8 以下	15.80
8 をこえ 10 以下	28.49	8 をこえ 10 以下	15.63
10 をこえ 12 以下	28.22	10 をこえ 12 以下	15.50
12 をこえ 14 以下	27.99	12 をこえ 14 以下	15.39
14 をこえ 16 以下	27.80	14 をこえ 16 以下	15.29
16 をこえ 18 以下	27.64	16 をこえ 18 以下	15.21
18 をこえ 20 以下	27.49	18 をこえ 20 以下	15.13
20 をこえ 22 以下	27.36	20 をこえ 22 以下	15.07
22 をこえ 24 以下	27.25	22 をこえ 24 以下	15.01
24 をこえ 26 以下	27.14	24 をこえ 26 以下	14.95
26 をこえ 28 以下	27.04	26 をこえ 28 以下	14.90
28 をこえ 30 以下	26.95	28 をこえ 30 以下	14.85
30 をこえ 35 以下	26.80	30 をこえ 35 以下	14.77
35 をこえ 40 以下	26.62	35 をこえ 40 以下	14.68
40 をこえ 45 以下	26.46	40 をこえ 45 以下	14.59
45 をこえ 50 以下	26.32	45 をこえ 50 以下	14.52
50 をこえ 55 以下	26.20	50 をこえ 55 以下	14.45
55 をこえ 60 以下	26.08	55 をこえ 60 以下	14.39
60 をこえ 70 以下	25.93	60 をこえ 70 以下	14.31
70 をこえ 80 以下	25.76	70 をこえ 80 以下	14.21
80 をこえ 90 以下	25.61	80 をこえ 90 以下	14.13
90 をこえ 100 以下	25.47	90 をこえ 100 以下	14.06
100 をこえ 120 以下	25.29	100 をこえ 120 以下	13.96
120 をこえ 140 以下	25.09	120 をこえ 140 以下	13.84
140 をこえ 160 以下	24.92	140 をこえ 160 以下	13.75
160 をこえ 180 以下	24.78	160 をこえ 180 以下	13.67
180 をこえ 200 以下	24.65	180 をこえ 200 以下	13.59
200 をこえ 300 以下	24.47	200 をこえ 300 以下	13.49
300 をこえ 400 以下	23.94	300 をこえ 400 以下	13.18
400 をこえ 500 以下	23.66	400 をこえ 500 以下	13.01
500 をこえるもの	23.54	500 をこえるもの	12.94
$Y = 60.95 X^{-0.0475}$ Y : 現場管理費率 (%) X : 純工事費 (円)		$Y = -1.5434 \text{Log} X + 26.368$ Y : 一般管理費等率 (%) X : 工事原価 (円)	

- 注) ① 本表の率によって算出した額が、それぞれの欄の前欄において算出した額の最高額に達しないときは、その最高額まで増額することができる。
- ② 本表の率を適用する純工事費又は工事原価は、原則として、一発注 (据付費+撤去費+礎費等) を単位として算定した額とする。

機械設備調査表

機械設備の所在地	調査年月日	調査者	整理番号	
機械設備の所有者の氏名又は名称	機械設備所有者の住所又は主たる事業所の所在地		業種区分 (産業分類)	
製造(加工)工程 (当該工場における製品等の製造、加工又は販売等の工程及び建物等の配置との関係が複雑な場合は、製造、加工等を行う製品ごとに第11条の「製造工程図」及び第12条の「動線配置図」を作成する。)				
稼動状況等				
法令の適合性等				
その他の				

様式第 5

機械設備直接工事費明細書

		番 号	機 械 名						
項 目	内 訳	仕 様	単 位	単 価	復 元 金 額		再 築 金 額		備 考
					数 量	金 額	数 量	金 額	
① 据付費	設備機械工		人						
	普通作業員		人						
	(据付労務費 計)	= a							
	仮設費		式						
	基礎工事費		式						
	基礎ボルト		本						
③ 運搬費	復元運搬費		台						
	持込輸送費		台						
④ 直接経費	総合試運転費		式						
	電力料等	× Hr	KWH						
⑤ 補修費等	機械経費	a × 2%	式						
	復元のみ	a × 20%	式						
⑥ 材料その他			式						
直 接 工 事 費 (据 付) 計									
⑦ 撤去費	設備機械工		人						
	普通作業員		人						
	(撤去労務費 計)	= b							
	仮設費		式						
	基礎撤去費		式						
	機械経費	b × 2%	式						
⑨ 直接経費	復元のみ	b × 20%	式						
	⑩ 補修費等		式						
⑪ 材料その他			式						
直 接 工 事 費 (撤 去) 計									

14. 別記10 付帯工作物調査算定要領

附帯工作物調査算定要領

第1章 総 則

(適用範囲)

第1条 この要領は、建物等及び立竹木並びに動産調査要領第2条第2項に掲げる工作物のうち、附帯工作物の移転料に係る調査算定に適用するものとする。

2 前項の附帯工作物は、次表に区分する工作物のうち、附帯工作物の項に掲げるものをいう。

工作物区分	判 断 基 準
機械設備	原動機等により製品等の製造又は加工等を行うもの、又は製造等に直接係わらない機械を主体とした排水処理施設等をいい、キュービクル式受変電設備、建築設備以外の動力設備、ガス設備、給・排水設備等の配管、配線及び機器類を含む。
生産設備	当該設備が製品等の製造に直接・間接的に係わっているもの又は営業を行う上で必要となる設備で次に例示するもの等をいう。ただし、建物として取扱うことが相当と認められるものを除く。 A 製品等の製造、育生、養殖等に直接係わるもの 園芸用フレーム、わさび畑、養殖池(場)(ポンプ配水設備を含む。)、牛、豚、鶏その他の家畜の飼育又は調教施設等 B 営業を目的に設置されているもの又は営業上必要なもの テニスコート、ゴルフ練習場等の施設(上家、ボール搬送機又はボール洗い機等を含む。)、自動車練習場のコース、遊園地(公共的な公園及び当該施設に附帯する駐車場を含む。)、釣り堀、貯木場等 C 製品等の製造、育生、養殖又は営業には直接的に係わらないが、間接的に必要となるもの 工場等の貯水池、浄水池(調整池、沈澱池を含む。)、駐車場、運動場等の厚生施設等 D 上記AからCまでに例示するもの以外で次に例示す

	<p>るもの</p> <p>コンクリート等の煙突、給水塔、規模の大きな貯水槽又は浄水槽、鉄塔、送電設備、飼料用サイロ、用水堰、橋、火の見櫓、規模の大きなむろ、炭焼釜等</p>
<p>附帯工作物</p>	<p>建物及び他の工作物区分に属するもの以外のすべてのものをいい、主として次に例示するものをいう。</p> <p>門、囲障、コンクリート叩き、アスファルト舗装通路、敷石、敷地内排水設備、一般住居にあっては屋外の給・排水設備、ガス設備、物干台(柱)、池等</p>
<p>庭園</p>	<p>立竹木、庭石、灯籠、築山、池等によって造形されており、総合的美的景観が形成されているものをいう。</p>
<p>墳墓</p>	<p>墓地として都道府県知事の許可を受けた区域又はこれと同等と認めることが相当な区域内に存する死体を埋葬し、又は焼骨を埋蔵する施設をいい、これに附随する工作物及び立竹木を含む。</p>

(用語の定義)

第2条 この要領において「復元」とは、既存の附帯工作物を構成する各部材を再利用することを基本として解体及び撤去し、残地又は残地以外の土地に運搬し、移設することをいう。

2 この要領において「再築」とは、原則として従前と同種同等の附帯工作物を、残地又は残地以外の土地に新設することをいう。

3 この要領において「復元費」とは、附帯工作物の復元に要する費用をいう。

4 この要領において「再築費」とは、附帯工作物の再築に要する費用をいう。

第2章 調査及び調査表等の作成

(調査)

第3条 附帯工作物の調査は、現地における調査を基本とし、必要に応じて聴き取り調査、資料調査に基づき、次の事項について行うものとする。

一 当該権利者が所有し、又は使用する一画の敷地における建物及び附帯工作物の配置状況

二 附帯工作物の種類、構造、形状、寸法、数量、所有者等及び設置（又は新設）年月

三 その他補償額算定に必要と認められる事項

四 当該権利者が所有し、又は使用する一画の敷地の状況及び附帯工作物の現況が把握

できる写真の撮影

- 2 前項第二号の設置年月の調査については、固定資産台帳、請負契約書等、施工業者又は所有者からの聴き取り、専門家等の意見等の方法によるものとする。

(調査表)

第4条 附帯工作物の調査表は、前条の調査の結果に基づき、様式第1の附帯工作物調査表に、次の各号に掲げる項目につき、それぞれ当該各号に定める事項を記載することにより作成するものとする。

- 一 所在地 附帯工作物の所在地
- 二 調査年月日 調査を実施した年月日
- 三 調査者 調査を実施した担当者の氏名
- 四 整理番号 所有者ごとの番号
- 五 所有者氏名 附帯工作物の所有者の氏名又は名称
- 六 所有者住所 附帯工作物の所有者の住所又は主たる事務所の所在地
- 七 種類・名称 附帯工作物の種類又は名称
- 八 構造、形状、寸法 附帯工作物の構造、外形寸法（幅×奥行×高さ）等
- 九 数量 附帯工作物の数量
- 十 設置年月 附帯工作物の設置（又は新設）年月
- 十一 備考 復元の可否、及びその他参考事項（必要に応じ附帯工作物の所在する土地所有者の氏名又は名称等）

(図面)

第5条 作成する図面の種類は、次のとおりとする。

- 一 附帯工作物配置図
 - 二 附帯工作物の詳細図
 - 三 写真撮影方向図
- 2 附帯工作物の図面は、原則として、次により作成するものとする。
 - 一 図面は、附帯工作物の所有者ごとに作成する。
 - 二 図面の大きさは、原則として、日本工業規格A列3判横とする。
 - 三 図面は、原則として、上方が北の方位となるように配置する。
 - 四 図面に表示する記号は、原則として、工業標準化法（昭和24年法律第185号）第11条により制定された日本工業規格（JIS）の図記号による。
 - 五 長さ、高さ等の計測単位は、メートルを基本とし、小数点以下第2位（小数点以下第3位四捨五入）までとする。ただし、排水管等の長さ等で小数点以下第2位の計測が困難なものは、この限りでない。
 - 2 面積に係る計測は、原則として、柱又は壁の中心間で行うこととする。
 - 3 構造材、仕上げ材等の厚さ、幅等の計測は、原則として、ミリメートルを単位とする。
 - 六 図面等に表示する数値は、前条の計測値を基にミリメートル単位で記入するものとする。

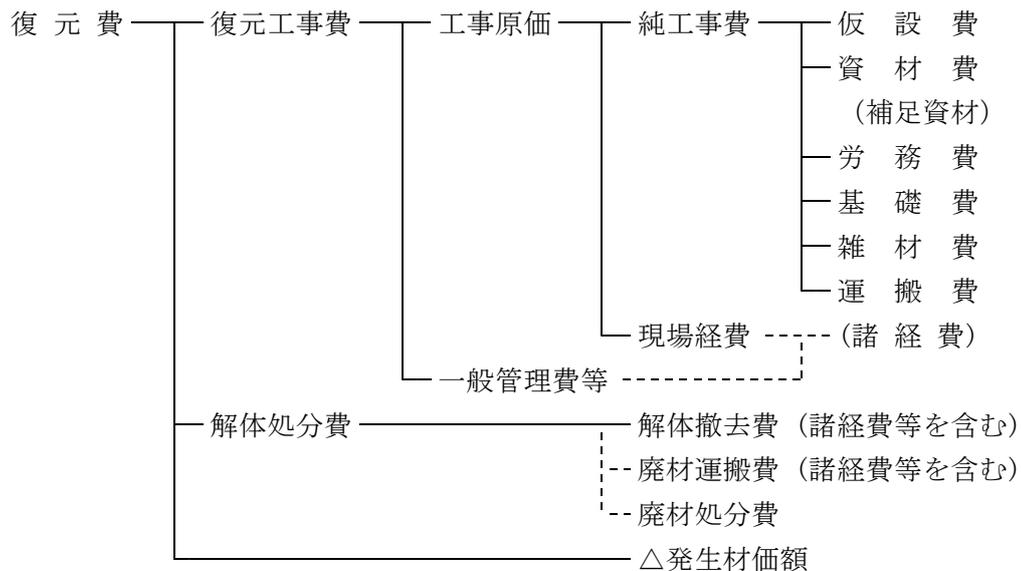
- 2 図面等に表示する面積計算は、前項で記入した数値をメートル単位により小数点以下第4位まで算出し、小数点以下第2位（小数点以下第3位切捨て）までの数値を求めるものとする。
- 七 配置図は、木造建物調査積算要領別添1木造建物図面作成基準（別表）又は非木造建物調査積算要領別添1非木造建物図面作成基準（別表）の配置図の項に掲げるとおりとする。
- 八 詳細図は、必要に応じて作成し、構造、外形寸法（幅×奥行き×高さ）等を記載する。
- 九 写真撮影方向図は、附帯工作物配置図等を基に、撮影の位置、方向及び写真番号を記入する。
- 十 その他算定に必要となる図面は、適宜作成する。
- 3 次の各号に掲げる各図面の縮尺は、原則として、当該各号に定める縮尺によるものとし、各図面に該当縮尺を記入する。ただし、これにより難しい場合は、この限りでない。
- 一 附帯工作物配置図 100分の1又は200分の1
 - 二 各附帯工作物の詳細図 50分の1又は100分の1
 - 三 写真撮影方向図 100分の1又は200分の1

第3章 算 定

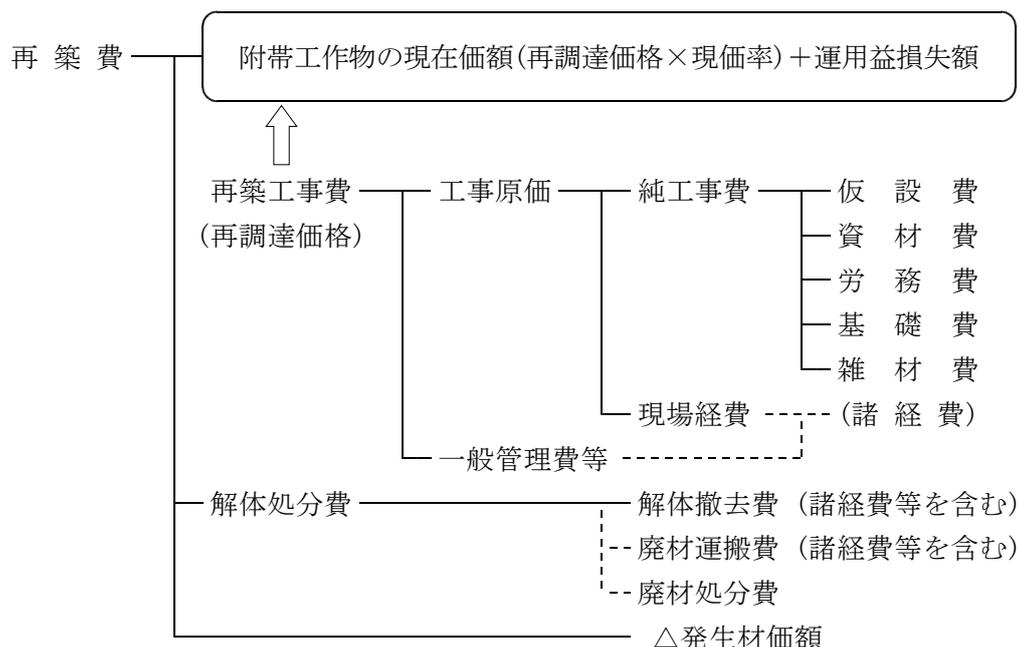
（補償額の構成）

第6条 附帯工作物の復元費及び再築費の構成は、次のとおりとする。

＜復元費の構成＞



<再築費の構成>



(補償額の算定)

第7条 附帯工作物の復元費及び再築費は、附帯工作物補償額算定書（様式第2）を用いて、次の各号に掲げる式により算定した額とする。

一 復元費 = 復元工事費 + 解体処分費 - 発生材価額

二 再築費 = 附帯工作物の現在価額（再調達価格×現価率）
+ 運用益損失額 + 解体処分費 - 発生材価額

2 附帯工作物の現在価額（再調達価格に現価率を乗じて算定する。）と運用益損失額との合計額は、再調達価格に次式による再築補償率（小数点以下第四位を四捨五入した数値とする。）を乗じて算定するものとする。

$$\text{再築補償率} = \left(1 - 0.8 \frac{n}{N}\right) + \left(0.8 \times \frac{n}{N}\right) \left\{ 1 - \frac{1}{(1+r)^{N-n}} \right\}$$

n：附帯工作物の経過年数

N：附帯工作物の標準耐用年数（又は実態的耐用年数）

r：年利率

一 附帯工作物の経過年数

附帯工作物の経過年数は、既存の附帯工作物の設置（又は新設）から補償額算定の時期までの年数をいうものとする。

二 附帯工作物の標準耐用年数

附帯工作物の標準耐用年数は、別表附帯工作物標準耐用年数表を適用して求めるものとする。

なお、標準耐用年数によることが適当でないと思われる場合は、専門家等からの意見を聴取するなど、その他適切な方法により、その附帯工作物のもつ実態的耐

用年数を定めることができるものとする。

- 3 復元費の純工事費は、次に掲げる費用の合計額とし、各費用の計上方法は当該各号に定めるところによる。
 - 一 仮設費 やりかた、墨出し、仮設足場等に要する費用を必要に応じ計上する。
 - 二 資材費 補足を必要とする主要資材・副資材の費用を計上する。
 - 三 労務費 復元工事に要する費用を計上する。
 - 四 基礎費 基礎工事に要する費用を必要に応じ計上する。
 - 五 雑材費 機械、工具類の損料及び消耗材料費を計上する。
 - 六 運搬費 再使用材の運搬に要する費用を計上する。
- 4 再築費の純工事費は、次に掲げる費用の合計額とし、各費用の計上方法は当該各号に定めるところによる。
 - 一 仮設費 やりかた、墨出し、仮設足場等に要する費用を必要に応じ計上する。
 - 二 資材費 主要資材、副資材の費用を計上する。
 - 三 労務費 再築工事に要する費用を計上する。
 - 四 基礎費 基礎工事に要する費用を必要に応じ計上する。
 - 五 雑材費 機械、工具類の損料及び消耗材料費を計上する。
- 5 解体処分費は、次に掲げる費用の合計額とし、各費用の計上方法は当該各号に定めるところによる。
 - 一 解体撤去費 解体撤去に要する費用を計上する。
 - 二 廃材運搬費 附帯工作物の所在地から廃棄物処分場までの廃材の運搬費を計上する。
 - 三 廃材処分費 解体撤去で発生した廃材の処分費用を計上する。
- 6 諸経費は、純工事費及び解体処分費（廃材処分費を除く。）の各々に、建物等移転料算定基準別表ハ－2諸経费率表による諸経费率を乗じて計上するものとする。
- 7 発生材価額は、解体撤去により発生する市場価値のある発生材について、種別、等級等に区分し、必要に応じ計上するものとする。

別表 附帯工作物標準耐用年数表

区 分		判断基準	標準耐用年数
1	木製類	主たる構造が木製のもの	31
2	コンクリートブロック類	コンクリート2次製品を主要資材として施工されたもの 主たる構造がコンクリート造のもの	36
3	鉄筋コンクリート類	主たる構造が鉄筋コンクリート造のもの	46
4	石材類	石材を主要資材として施工されたもの 構造が石材のもの	38
5	れんが類	れんがを主要資材として施工されたもの	40
6	鋼製類・アルミ類	主たる構造が金属製（鋼製、鋳鉄製、アルミ製など） のもの	30
7	電気設備等	電気、給排水、衛生、ガス設備関係	32
8	舗装	アスファルト、コンクリート等土間叩きのもの	34
9	井戸	打込井戸	29
		堀井戸	72

様式第1 附帯工作物調査表

様式第2 附帯工作物補償額算定書

附 帯 工 作 物 再 築 補 償 率 表

年利率 2.0%

区 分	9-①	6	1	7	8	2	4	5	3	9-②	
	打込井戸	鋼製類・丸杭類	木製類	電気設備等	舗 装	コンクリートブロック類	石材類	れんが類	鉄筋コンクリート類	掘井戸	
標準 耐用年数	29年	30年	31年	32年	34年	36年	38年	40年	46年	72年	
経 過 年 数	1	98.4	98.5	98.6	98.6	98.8	98.9	99.0	99.1	99.3	99.7
	2	96.8	96.9	97.1	97.2	97.5	97.7	97.9	98.1	98.5	99.4
	3	95.1	95.3	95.6	95.8	96.2	96.5	96.8	97.1	97.8	99.1
	4	93.3	93.6	94.0	94.3	94.8	95.3	95.7	96.1	97.0	98.8
	5	91.4	91.9	92.3	92.7	93.4	94.0	94.5	95.0	96.1	98.5
	6	89.5	90.1	90.6	91.0	91.9	92.6	93.3	93.9	95.3	98.2
	7	87.5	88.2	88.8	89.3	90.4	91.2	92.0	92.7	94.4	97.9
	8	85.4	86.2	86.9	87.6	88.8	89.8	90.7	91.5	93.4	97.5
	9	83.3	84.2	85.0	85.7	87.1	88.3	89.3	90.3	92.5	97.1
	10	81.1	82.1	83.0	83.8	85.4	86.7	87.9	89.0	91.5	96.7
	11	78.8	79.9	80.9	81.9	83.6	85.1	86.4	87.6	90.4	96.3
	12	76.4	77.6	78.7	79.8	81.7	83.4	84.9	86.2	89.4	95.9
	13	73.9	75.2	76.5	77.7	79.8	81.7	83.3	84.8	88.2	95.5
	14	71.3	72.8	74.2	75.5	77.8	79.9	81.7	83.3	87.1	95.1
	15	68.6	70.3	71.8	73.2	75.8	78.0	80.0	81.7	85.9	94.6
	16	65.9	67.7	69.3	70.9	73.6	76.1	78.2	80.1	84.6	94.1
	17	63.0	65.0	66.8	68.4	71.4	74.1	76.4	78.4	83.4	93.6
	18	60.1	62.2	64.1	65.9	69.1	72.0	74.5	76.7	82.0	93.1
	19	57.0	59.3	61.3	63.3	66.8	69.8	72.5	74.9	80.6	92.6
	20	53.8	56.2	58.5	60.6	64.3	67.6	70.5	73.1	79.2	92.1
	21	50.6	53.1	55.5	57.8	61.8	65.3	68.4	71.2	77.7	91.5
	22	47.2	49.9	52.5	54.9	59.2	62.9	66.3	69.2	76.2	90.9
	23	43.7	46.6	49.3	51.9	56.5	60.5	64.0	67.1	74.6	90.3
	24	40.0	43.2	46.1	48.8	53.7	57.9	61.7	65.0	73.0	89.7
	25	36.3	39.6	42.7	45.6	50.8	55.3	59.3	62.8	71.3	89.0
	26	32.4	35.9	39.2	42.3	47.8	52.6	56.8	60.6	69.6	88.4
	27	28.4	32.2	35.6	38.9	44.7	49.8	54.3	58.3	67.8	87.7
	28	24.3	28.2	31.9	35.3	41.5	46.9	51.6	55.8	65.9	87.0
	29	20.0	24.2	28.1	31.7	38.2	43.9	48.9	53.4	64.0	86.2
	30		20.0	24.1	27.9	34.8	40.8	46.1	50.8	62.0	85.5
	31			20.0	24.0	31.3	37.6	43.2	48.1	59.9	84.7
	32				20.0	27.6	34.3	40.2	45.4	57.8	83.9
	33					23.9	30.9	37.1	42.5	55.6	83.1
	34					20.0	27.4	33.9	39.6	53.4	82.2
	35						23.7	30.6	36.6	51.0	81.3
	36						20.0	27.2	33.5	48.6	80.4
	37							23.6	30.3	46.2	79.4
	38							20.0	27.0	43.6	78.5
	39								23.5	41.0	77.5
	40								20.0	38.2	76.4
	41									35.4	75.3
	42									32.5	74.2
	43									29.5	73.1
	44									26.4	71.9
	45									23.3	70.7
	46									20.0	69.5
	47										68.2
	48										66.8
	49										65.5
	50										64.1
	51										62.6
	52										61.1
	53										59.6
	54										58.0
	55										56.4
	56										54.7
	57										52.9
	58										51.2
	59										49.3
	60										47.4
	61										45.5
	62										43.5
	63										41.4
	64										39.3
	65										37.1
	66										34.9
	67										32.6
	68										30.2
	69										27.8
	70										25.2
	71										22.7
	72										20.0

15. 別記11 土壤汚染に関する
土地利用履歴等調査要領

土壤汚染に関する土地利用履歴等調査要領

(趣旨)

第1条 起業者（起業者が業務を補償コンサルタント等へ発注する場合は、補償コンサルタント等）が、取得又は使用の対象となる土地（以下「対象地」という。）に対する土壤汚染状況調査（任意調査）の実施の要否を判定するために行う、対象地及び対象地に有害物質を流入させるおそれのある周辺地（以下「対象地等」という。）に係る土壤汚染に関する土地利用履歴等調査の実施については、この要領の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

一 有害物質

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する特定有害物質、ダイオキシン類対策特別措置法（平成11年法律第105号）第2条第1項に規定するダイオキシン類、農用地の土壤の汚染防止等に関する法律（昭和45年法律第139号）第2条第3項に規定する特定有害物質その他の法令（条例を含む。以下同じ。）において規定する有害物質をいう。

二 土壤汚染のある土地

有害物質が法令で定める基準に適合しない土地をいう。

三 土壤汚染のおそれがある土地

土壤が汚染される可能性が高い用途として利用された又は利用された可能性のある土地、有害物質を含有する残土等により造成された可能性のある土地、有害物質を投棄し又は埋め立てた可能性のある土地等をいう。

四 土壤が汚染される可能性が高い用途

有害物質を使用、保管又は排出する施設等であって、法第3条第1項に規定する有害物質使用特定施設、ダイオキシン類対策特別措置法第2条第2項に規定する特定施設その他の法令において規定する有害物質の使用等に係る施設等（以下「特定施設等」という。）をいい、例示すると、次のとおりである。

イ 産業廃棄物最終処分場

ロ 有害物質を取扱う研究施設

ハ ガソリンスタンド

五 土壤汚染状況調査（任意調査）

起業者の負担により任意で行われる土壤汚染状況の調査をいい、法に規定された指定調査機関に依頼の上、法で規定された方法により行うものをいう。

(土地利用履歴等調査の実施)

第3条 対象地等について実施する土壤汚染に関する土地利用履歴等調査については、第4条に掲げる第一段階調査と第6条に掲げる第二段階調査に区分して行うものとする。

(第一段階調査)

第4条 第一段階調査は、次の各号に掲げる調査の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるところにより行うものとする。なお、第2号及び第3号に掲げる調査は、第1号の調査の結果、土壤汚染のおそれの有無を確認できなかった場合に行うものとする。

一 法令関係資料の調査

第2条第1号に掲げる法令に基づく各種届出書類、法第15条に基づき知事が調製する台帳等の閲覧により、次の事項を確認すること。

イ 法第3条の特定施設の該当の有無

ロ 法第4条又は法第5条に規定する知事による調査命令の発出及び調査実施の有無

ハ 法第6条に規定する要措置区域又は法第11条に規定する形質変更時要届出区域の指定の有無

ニ 法第7条に規定する汚染の除去等の措置の指示又は命令及び指示措置等の実施の有無

ホ 土壤汚染対策法の一部を改正する法律（平成21年法律第23号）による改正前の土壤汚染対策法（以下「旧法」という。）第7条に規定する措置命令の発出及び措置の実施の有無

ヘ ダイオキシン類対策特別措置法第29条に規定するダイオキシン類土壤汚染対策地域の指定の有無

ト 農用地の土壤の汚染防止等に関する法律第3条に規定する農用地土壤汚染対策地域の指定の有無

チ 地方公共団体が定める条例において規定する土壤汚染に係る区域等の指定の有無

リ その他必要と認められる事項

二 現況利用調査

土地の現況や土壤が汚染される可能性が高い用途に供されているか等を確認すること。

三 県又は土壤汚染対策法施行令第8条に定める市の環境担当部局及び地元自治体にする聞き取り等調査

次の情報について聞き取り調査を行うこと。なお、地元自治体から航空写真、地形図等を容易に入手できる場合には、土壤汚染状況調査（任意調査）の実施の

要否の判定に資するため、第6条第1項第2号の規定に関わらず、これらを入手すること。

- イ 現存する又は過去に設置されていた特定施設等に関する情報
- ロ 地下水の利用状況及び汚染状況に関する情報
- ハ 過去からの土地利用に関する情報
- ニ その他土壌汚染に関する情報

2 前項第1号の調査は、原則として対象地等の存する地域を所管する保健所（松江市内においては、市の環境担当部局）との協議によるものとする。なお、この協議は、事業予定箇所が概略として示される時期に、技術担当職員が行うことを基本とする。

（第一段階調査の結果）

第5条 第一段階調査の結果、次に掲げる場合に該当するときは、第二段階調査を行う必要はないものとする。

- 一 対象地等が土壌汚染のある土地であるとき。
- 二 前条第2号及び第3号の調査の結果、対象地等が土壌汚染のおそれがある土地のうち土壌汚染状況調査（任意調査）の必要性があると判定された土地であるとき。
- 三 過去の調査により土壌汚染が発見されなかった土地又は過去の調査により土壌汚染が発見されたが、汚染の除去等の措置が実施されている土地であり、現地に異状が認められないとき。
- 四 次の場合のように、対象地等が、過去に土壌が汚染される可能性が高い用途として利用されていなかったこと、有害物質を含有する残土等により造成されていないこと及び有害物質を投棄し又は埋め立てていないことが確認できるとき。
 - イ 山林や農地として継続的に使用され、土地の改変（圃場整備を除く。）が行われていない土地であり、現地に異状が認められないとき。
 - ロ 昭和40年代以降、継続して居住の用又は有害物質を使用しないことが明らかな事業場の用のみに供されていた宅地であり、現地に異状が認められないとき。

（第二段階調査）

第6条 第二段階調査は、次の各号に掲げる調査の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるところにより行うものとする。

- 一 登記履歴調査
登記履歴調査は、土地については所有者及び地目を、建物については所有者及び種類を、所有者が法人の場合には法人名及び業種等を調査すること。
- 二 住宅地図等調査
住宅地図、航空写真等により、工場等の業種等、焼却炉の有無、廃棄物の埋設

の有無等の土地の利用状況等を調査すること。

三 地形図等調査

第1号及び前号の調査の結果、土壤汚染のおそれの有無を確認できなかった場合に、旧版地形図、土地利用図等により、土地の傾斜の有無等や造成の有無等土地の形質変更の状況を調査すること。

四 地元精通者等への聞き取り調査

第1号、第2号及び前号の調査の結果、土壤汚染のおそれの有無を確認できなかった場合に、自治会役員、不動産仲介業者、開発業者、土地家屋調査士等の地元精通者に対して聞き取り調査を行うこと。また、土壤汚染状況調査（任意調査）の実施の要否の判定に資するため、必要と認められる場合に、土地所有者等に対して聞き取り調査を行うこと。

- 2 前項第1号、第2号及び第3号の調査は、入手又は閲覧可能な各資料について、昭和40年代まで（対象地周辺に軍需工場が存した形跡がある場合は、昭和初期まで）さかのぼって行うものとする。
- 3 第1項第4号の聞き取り調査を行うに当たっては、有効な調査結果が得られるよう、調査対象者の人選や協力依頼の方法に留意するものとし、守秘義務に十分配慮するとともに、無用な風評の発生、トラブル等を避けるよう注意するものとする。

（調査報告書）

第7条 土地利用履歴等調査の調査結果については、様式第1及び様式第2による土壤汚染に関する土地利用履歴等調査報告書に記載するものとし、対象調査区域を表示する図面（用地平面図等に土壤汚染状況等を色分けして表示する。）並びに第一段階調査及び第二段階調査で収集した資料を添付するものとする。また、必要に応じて様式第3、様式第4及び様式第5の各調査表に詳細事項を記載するものとする。

- 2 様式第1から様式第5までの調査書の記載は、可能な限り一筆ごとに記載するものとする。ただし、様式第1及び様式第4については、一筆ごとの調査結果が同一である場合には、土地利用状況を同じくする一定の区域ごとに記載することができるものとする。
- 3 第4条第2項の規定により協議を行った場合は、協議記録（様式任意）を作成するものとし、その記録をもって、第1項の土地利用履歴等調査報告書に代えることができるものとする。

（任意調査の要否の判定）

第8条 起業者は、第一段階調査又は第一段階調査及び第二段階調査の結果を総合的に判断し、対象地について土壤汚染状況調査（任意調査）の実施の要否を判定するものとする。

土壤汚染に関する土地利用履歴等調査報告書（1）

調査年月日： _____ 調査者氏名： _____

土地の所在 (筆・区域)	
対象地・周辺地	<input type="checkbox"/> 対象地 <input type="checkbox"/> 周辺地
1) 法令関係資料の調査	<input type="checkbox"/> 台帳等 <input type="checkbox"/> 法3条：特定施設（ _____ ） <input type="checkbox"/> 調査命令（法 _____ 条 _____ ） （ <input type="checkbox"/> 履行済（ _____ ） <input type="checkbox"/> 未済） <input type="checkbox"/> 区域の指定（法 _____ 条 _____ ） <input type="checkbox"/> 措置の指示又は命令（法 _____ 条 _____ ） （ <input type="checkbox"/> 措置済（ _____ ） <input type="checkbox"/> 未済） <input type="checkbox"/> 過去の調査（ <input type="checkbox"/> 汚染有 <input type="checkbox"/> 汚染無） 工場又は事業場の名称（ _____ ） 特定施設の種類の _____ （ _____ ） 汚染物質名等（ _____ ） その他の事項（ _____ ） <input type="checkbox"/> 公的資料（法令名： _____ ） （該当条項： _____ ） （その他： _____ ） （※詳細は様式第3法令関係資料調査表参照）
2) ①現地踏査 <input type="checkbox"/> 要 <input type="checkbox"/> 否	土地の現況 <input type="checkbox"/> 農地 <input type="checkbox"/> 山林 <input type="checkbox"/> 住宅地 <input type="checkbox"/> 事業場 <input type="checkbox"/> 店舗等 <input type="checkbox"/> その他（ _____ ） 汚染可能性のある利用状況 <input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> 特定施設等 <input type="checkbox"/> 産業廃棄物等 <input type="checkbox"/> 焼却施設 <input type="checkbox"/> 臭気 <input type="checkbox"/> その他（ _____ ） （※詳細は様式第4現地踏査調査表参照）
②都道府県又は政令指定都市の環境担当部局及び地元自治体に対する聞き取り調査 <input type="checkbox"/> 要 <input type="checkbox"/> 否	聞き取り先（ _____ ） 聞き取り結果 <input type="checkbox"/> 特定施設等（ <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有（種類等 _____ ）） <input type="checkbox"/> 地下水の利用状況及び汚染状況 地下水異常（ <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有（状況等 _____ ）） <input type="checkbox"/> 過去からの土地利用状況 汚染可能性（ <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有（種類・時期 _____ ）） <input type="checkbox"/> その他（ _____ ） 文 献 名（ _____ ） <input type="checkbox"/> 調査結果（ _____ ）
第二段階調査の要否 ※この欄は請負に付す場合は削除すること	<input type="checkbox"/> 要 理由（ _____ ） <input type="checkbox"/> 否 理由（ _____ ）

履歴等聞き取り調査表

調査年月日： _____ 調査者氏名： _____

土地の所在 (地番、地目)	
対象地・周辺地	<input type="checkbox"/> 対象地 <input type="checkbox"/> 周辺地
土地所有者 住所・氏名又は名称	
土地の占有者・管理者 住所・氏名又は名称	
聴取者住所・氏名等	
地形の状況 (造成の有無等)	
建物等の状況	
井戸等の状況	
過去の土地利用状況	期間： 期間： 期間：